

令和八年四月臨時会
令和八年六月定例会

佐賀県議会議録

佐賀県議会議会事務局

令和八年四月臨時佐賀県議会会議録 目次

日次 月 日 ・ 摘 要 頁

第一日 四月二十一日(火) 三

出欠席議員氏名 五

宮 原 議 長 七

就 任 挨 拶 七

開 会 ・ 開 議 七

報 告 七

会 期 決 定 八

会議録署名者指名 八

議 案 提 出 (議第二号) 八

議 案 上 程 九

採 決 一〇

宮 原 議 長 (散会) 一〇

第二日 四月二十三日(木) 一一

出欠席議員氏名 一三

宮 原 議 長 (開議) 一五

議 事 日 程 一五

副 議 長 辞 職 一五

副 議 長 選 挙 一五

古 賀 陽 三 君 (副議長就任挨拶) 一六

報 告 一六

常任委員会委員、議会運営委員会委員、各特別

委員会委員の選任 一六

宮 原 議 長 (休憩) 二〇

出欠席議員指名 二一

宮 原 議 長 (開議) 二三

各委員会正副委員長決定報告 二三

議 案 提 出 二三

議 案 上 程 二三

採 決 二四

佐賀県競馬組合議会議員選挙 二四

継 続 審 査 二五

宮 原 議 長 (閉会) 二五

令和八年六月定例佐賀県議会会議録 目次

目次 月 日 摘 要 頁

第一日 六月十一日(木)……………二九

出欠席議員氏名……………三一

宮 原 議 長(開会・開議)……………三三

報 告……………三三

会 期 決 定……………三四

議 事 日 程……………三四

会議録署名者指名……………三五

議 案 提 出……………三五

議 案 上 程……………三五

山 口 知 事(提案説明)……………三六

宮 原 議 長(散会)……………四三

永年勤続議員表彰……………四四

第二日 六月十七日(水)……………四七

出欠席議員氏名……………四九

宮 原 議 長(開議)……………五一

報 告……………五一

大場 芳博 君(自由民主党・一回目)……………五一

(山口知事の政治姿勢等51)

山 口 知 事……………五五

石倉 秀郷 君(自由民主党ネクストさが・一回目)……………五八

(中東情勢の緊迫化に伴う物価高対策58 佐賀空港

59 九州新幹線西九州ルート60 三期目の総括と
四期目の出馬61)

山 口 知 事……………六二

徳光 清孝 君(県民ネットワーク・一回目)……………六七

(県警DNA型鑑定不正問題68 物価高対策69 部

活動の遠征等における安全確保71 県立大学72)

宮 原 議 長(休憩)……………七三

出欠席議員氏名……………七四

古賀陽三副議長(開議)……………七六

山 口 知 事……………七六

前田 政策部長……………七六

内田 総務部長……………七九

甲斐 教育 長……………八〇

岸川 公安委員長……………八一

福田警察本部長……………八二

徳光 清孝 君(県民ネットワーク・二回目)……………八五

(部活動の遠征等における安全確保85 県警DNA

型鑑定不正問題85 物価高対策86)

山 口 知 事……………八七

岸川 公安委員長……………八七

福田警察本部長……………八七

徳光 清孝 君(県民ネットワーク・議事進行に関する

発言)……………八八

古賀陽三副議長……………八八

徳光清孝君（県民ネットワーク・三回目）……………八八

（県警DNA型鑑定不正問題88）

福田警察本部長……………八九

武藤明美君（日本共産党・一回目）……………九〇

（原子力行政90 ホルムズ海峡危機対策91 加齢性
難聴に対する支援93 困難な問題を抱える女性へ
の支援93 高校教育改革95）

山口知事……………九五

金丸健康福祉部長……………九六

丸尾産業労働部長……………九九

大草男女参画・こども局長……………一〇〇

甲斐教育長……………一〇二

古賀陽三副議長（休憩）……………一〇三

出欠席議員氏名……………一〇四

宮原議長（開議）……………一〇六

武藤明美君（日本共産党・二回目）……………一〇六

（原子力行政106 ホルムズ海峡危機対策106 加齢性
難聴に対する支援106 困難な問題を抱える女性へ
の支援107 高校教育改革107）

山口知事……………一〇八

丸尾産業労働部長……………一一〇

大草男女参画・こども局長……………一一〇

甲斐教育長……………一一〇

中本正一君（公明党・一回目）……………一一一

第三日

（県立大学111 中東情勢の悪化を踏まえた公共交通
への支援113 人生会議（アドバンス・ケア・プラ
ンニング）の普及啓発115 住宅用火災警報器の設
置及び維持管理の促進116）

山口知事……………一一七

前田政策部長……………一一八

寺田地域交流部長……………一二〇

時間延長……………一二一

金丸健康福祉部長……………一二一

三角危機管理・報道局長……………一二二

宮原議長（散会）……………一二二

六月十八日（木）……………一二五

出欠席議員氏名……………一二七

宮原議長（開議）……………一二九

西久保弘克君（自由民主党・一回目）……………一二九

（警察本部長の責務と役割129 荒廃農地対策130 県
立大学132 知事の四期目に向けた考えと今後の佐
賀県政134）

山口知事……………一三六

前田政策部長……………一三八

井手農林水産部長……………一四〇

福田警察本部長……………一四一

西久保弘克君（自由民主党・二回目）……………一四三

（警察本部長の責務と役割143 知事の四期目に向け

た考えと今後の佐賀県政143 県立大学144 荒廃農
地対策145)

山 口 知 事……………一四五

前田政策部長……………一四七

西久保弘克君(自由民主党・三回目)……………一四七

(知事の四期目に向けた考えと今後の佐賀県政147

県立大学148)

前田政策部長……………一四八

指山清範君(自由民主党・一回目)……………一四九

(医療的ケア児への支援149 犯罪抑止対策と再犯防

止151 鳥栖地区の浸水対策152 県東部地域の道路

整備153 九州新幹線西九州ルート154)

山 口 知 事……………一五六

宮 原 議 長(休憩)……………一五八

出欠席議員氏名……………一五九

古賀陽三副議長(開議)……………一六一

金丸健康福祉部長……………一六一

横尾県土整備部長……………一六三

大草男女参画・こども局長……………一六五

甲斐教育長……………一六七

福田警察本部長……………一六八

指山清範君(自由民主党・二回目)……………一六九

(医療的ケア児への支援169 犯罪抑止対策と再犯防

止170 県東部地域の道路整備170 九州新幹線西九

州ルート171)

山 口 知 事……………一七一

金丸健康福祉部長……………一七二

横尾県土整備部長……………一七二

大草男女参画・こども局長……………一七三

甲斐教育長……………一七三

田中秀和君(自由民主党ネクストさが・一回目)……………一七三

(防災庁設置の動きと防災大学校の誘致173 佐賀県

の高等教育環境174 県立学校における生徒の安全

確保175 佐賀唐津道路の唐津―相知間176)

山 口 知 事……………一七八

前田政策部長……………一七九

横尾県土整備部長……………一八〇

三角危機管理・報道局長……………一八二

甲斐教育長……………一八二

田中秀和君(自由民主党ネクストさが・二回目)……………一八四

(県立学校における生徒の安全確保184 佐賀県の高

等教育環境184 防災庁設置の動きと防災大学校の

誘致184 佐賀唐津道路の唐津―相知間184)

山 口 知 事……………一八五

横尾県土整備部長……………一八六

古賀陽三副議長(休憩)……………一八六

出欠席議員氏名	一八七
宮 原 議 長（開議）	一八九
青木 一功 君（自由民主党・一回目）	一八九
（佐賀駐屯地189 森林の保全189 自転車の安全利用	

191

山 口 知 事	一九二
前田政策部長	一九三
井手農林水産部長	一九三
福田警察本部長	一九四
青木 一功 君（自由民主党・二回目）	一九五
（森林の保全195）	
井手農林水産部長	一九六
岡 口 重 文 君（自由民主党ネクストさが・一回目）	一九六

（伊万里港浦ノ崎地区の利活用196 園芸農業の振興

197 看護職員の確保198

山 口 知 事	一九九
金丸健康福祉部長	一九九
井手農林水産部長	二〇〇
宮 原 議 長（散会）	二〇一
六月十九日（金）	二〇三
出欠席議員氏名	二〇五
宮 原 議 長（開議）	二〇七
下 田 寛 君（県民ネットワーク・一回目）	二〇七

〔魅せる収蔵庫〕整備に係る知事の想い 207 離婚
後の共同親権 208 CSO誘致政策の進化 209 外部
と連携した高校教育 211 鳥栖市の土地活用 212

山 口 知 事	二一四
前田政策部長	二一七
横尾県土整備部長	二一八
大草男女参画・こども局長	二一九
甲斐教育長	二二〇
下 田 寛 君（県民ネットワーク・二回目）	二二二
（魅せる収蔵庫）整備に係る知事の想い 222 鳥栖 市の土地活用 222 離婚後の共同親権 222 CSO誘 致政策の進化 222 外部と連携した高校教育 223	
山 口 知 事	二二三
前田政策部長	二二四
横尾県土整備部長	二二五
大草男女参画・こども局長	二二五
甲斐教育長	二二五
下 田 寛 君（県民ネットワーク・三回目）	二二六
（魅せる収蔵庫）整備に係る知事の想い 226 鳥栖 市の土地活用 226 離婚後の共同親権 226 CSO誘 致政策の進化 226 外部と連携した高校教育 226	
山 口 知 事	二二七
甲斐教育長	二二七
野田勝人君（県民ネットワーク・一回目）	二二八

（人口減少社会229 地域交通におけるタクシーの在 り方230 担い手への農地集積、集約231 山の博覧 会の開催に向けた取組232）	
宮 原 議 長（休憩）	二三三
出欠席議員氏名	二三四
古賀陽三副議長（開議）	二三六
山 口 知 事	二三六
前田政策部長	二三七
寺田地域交流部長	二三九
井手農林水産部長	二四〇
江島山博・緑化フェア事務局長	二四一
野 田 勝 人 君（県民ネットワーク・二回目）	二四二
（人口減少社会242 地域交通におけるタクシーの在 り方243 担い手への農地集積、集約243 山の博覧 会の開催に向けた取組243）	
山 口 知 事	二四四
寺田地域交流部長	二四四
弘 川 貴 紀 君（自由民主党ネクストさが・一回目）	二四五
（民生委員、児童委員245 次世代の情報通信基盤245 スポーツ団体との連携246 ネクストハイスクール 構想247）	
山 口 知 事	二四八
前田政策部長	二四九

金丸健康福祉部長	二五〇
光武SSP推進局長	二五一
甲 斐 教 育 長	二五一
坂 口 祐 樹 君（自由民主党・一回目）	二五二
（自転車の歩道通行252 高校無償化を踏まえた県立 高校の取組255 屋外広告物257 長崎本線上下分離 区間の利便性向上261）	
古賀陽三副議長（休憩）	二六二
出欠席議員氏名	二六三
宮 原 議 長（開議）	二六五
寺田地域交流部長	二六五
横尾県土整備部長	二六六
甲 斐 教 育 長	二六七
福田警察本部長	二六九
藤木卓一郎君（自由民主党・一回目）	二七〇
（九州新幹線西九州ルート270 鳥獣被害対策273）	
時 間 延 長	二七五
藤木卓一郎君（続）	二七五
（トレーニングファーム卒業生に対する支援のあり 方275 知事の政治姿勢276）	
山 口 知 事	二七八
井手農林水産部長	二八一
請 願 提 出（請第一号）	二八三
請 願 上 程	二八三

委員会に付託	二八三
議事日程変更	二八七
宮原議長(散会)	二八八

第五日

六月三十日(火)	二八九

出欠席議員氏名	二九一
宮原議長(開議)	二九三
議案・請願等上程	二九三
委員長報告	二九三
西久保弘克君(自由民主党・総務)	二九三
青木一功君(自由民主党・文教厚生)	二九五
桃崎祐介君(自由民主党・農林水産商工)	二九六
古賀和浩君(自由民主党ネクストさが・地域交流・県土整備)	二九七
留守茂幸君(自由民主党・新幹線・地域交通問題対策等)	二九九
下田寛君(県民ネットワーク・高等教育機関問題対策等)	三〇〇
宮原議長(散会)	三〇一
第七月一日(水)	三〇三
出欠席議員氏名	三〇五
宮原議長(開議)	三〇七
採決	三〇七
意見書案提出(意第五号、六号、七号、八号)	三〇八
意見書案上程	三一二

採決	三二三
武藤明美君(日本共産党・意第八号意見書案に対する提出者説明)	三二四

採決	三二五
議案提出(議第三号)	三二五
議案上程	三二六
岡口重文君(自由民主党ネクストさが・議第三号議案に対する提出者説明)	三二七
坂口祐樹君(自由民主党・議第三号議案に対する反討論)	三二八
野田勝人君(県民ネットワーク・議第三号議案に対する賛成討論)	三二九
中本正一君(公明党・議第三号議案に対する反対討論)	三三〇
採決	三三一
議員派遣	三三一
継続審査	三三二
宮原議長(閉会)	三三四

令和八年六月定例会質問者順序

月 日 順 序	六月十七日(水)	六月十八日(木)	六月十九日(金)
1	大場 芳博 51 頁	西久保弘克 129	下田 寛 207
2	石倉 秀郷 58 頁	指山 清範 149	野田 勝人 228
3	徳光 清孝 67 頁	田中 秀和 173	弘川 貴紀 245
4	武藤 明美 90 頁	青木 一功 189	坂口 祐樹 252
5	中本 正一 111 頁	岡口 重文 196	藤木卓一郎 270

令和八年四月臨時会

佐賀県議会議録

第一日

令和八年四月二十一日（火）

令和八年四月二十一日（火） 午前十時 開会

出席議員 三十七名

欠席議員 なし

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝
二番	下田 寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三二番	留守茂幸
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三三番	石井秀夫
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三四番	藤木卓一郎
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三六番	石倉秀郷
九番	中本正一	二三番	宮原真一	三七番	岡口重文
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範		
一番	青木一功	二五番	定松一生		
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸		
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄		
一四番	富田幸樹	二八番	武藤明美		

四月二十一日

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	副知事	副知事	政策部長	総務部長	地域交流部長	県民環境部長	健康福祉部長	産業労働部長	農林水産部長	県土整備部長	危機管理・報道局長	文化・観光局長	S S P 推進局長	男女参画・こども局長	山博・緑化フェア事務局長	会計管理者	公安委員長	警察本部長	教育委員長	人事委員長	人事委員会事務局長
山口祥義	平尾健	引馬誠也	前田直紀	内田祐美	寺田博文	諸岡泰輔	金丸政樹	丸尾宣拓	井手宣拓	横尾秀憲	三角治	宮原浩二	光武香織	大草昭雄	江島宏	旗生康之	岸川美和子	福田英之	甲斐直美	江崎匡慶	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会議事局長	同 副事務局長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長
真坂昇	藤田豊	大久保哲	田中信二	山口正敏	高田一弘	佐藤隆一	中村正典	篠田博幸	石丸宏子												

○ 就 任 挨 拶

●議長（宮原真一君） おはようございます。開会に先立ちまして、執行部から人事異動に伴う挨拶の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

●内田総務部長Ⅱ四月一日付で総務部長を拝命いたしました内田です。どうぞよろしくお願いいたします。

●金丸健康福祉部長Ⅱ健康福祉部長を拝命いたしました金丸です。よろしくお願いいたします。

●丸尾産業労働部長Ⅱ産業労働部長を拝命いたしました丸尾です。よろしくお願いいたします。

●井手農林水産部長Ⅱ農林水産部長を拝命いたしました井手です。よろしくお願いいたします。

●三角危機管理・報道局長Ⅱ危機管理・報道局長を拝命しました三角です。よろしくお願いいたします。

●宮原文化・観光局長Ⅱ文化・観光局長を拝命した宮原です。よろしくお願いいたします。

●江島山博・緑化フェア事務局長Ⅱ山博・緑化フェア事務局長を拝命しました江島でございます。よろしくお願いいたします。

●旗生会計管理者Ⅱ会計管理者を拝命いたしました旗生でございます。よろしくお願いいたします。（拍手）

○ 開 会 ・ 開 議

●議長（宮原真一君） ただいまから令和八年四月臨時県議会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○ 報 告

●議長（宮原真一君） まず、諸般の報告を行います。
会議規則第二百二十九条第一項ただし書きの規定に基づき、皆様のお手元に配付いたしております報告書のとおり議員を派遣いたしました。

議 員 派 遣 報 告 書

佐賀県議会会議規則第二百二十九条第一項ただし書きの規定により議員を派遣したので、左記のとおり報告する。

令和八年四月二十一日
佐賀県議会議長 宮 原 真 一

○県の事務に関する調査及び県政上の諸問題に関する国等への要請

(一) 目 的 要 望 ・ 陳 情

・ 公定価格の地域区分見直しに関する要望活動

(二) 期 日 令和八年三月十八日～令和八年三月十九日

(三) 派遣場所 東 京 都

(四) 派遣議員 指 山 清 範

○県の事務に関する調査及び県政上の諸問題に関する国等への要請

(一) 目 的 要 請 ・ 陳 情

・ 地域公共交通を巡る諸課題の共有及び解決を図るための国への要請等

(二) 期 日 令和八年三月三十日～令和八年三月三十一日

(三) 派遣場所 東 京 都

(四) 派遣議員 石 井 秀 夫、木 原 奉 文

●議長（宮原真一君） 以上、御報告いたします。

○ 会 期 決 定

●議長（宮原真一君） 次に、会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日から二十三日までの三日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

●議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から二十三日までの三日間とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

あす二十二日は議事整理日にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

●議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、あす二十二日は議事整理日とすることに決定いたしました。

○ 会議録署名者指名

●議長（宮原真一君） 次に、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第二百二十七条の規定により、会議録署名者として中村圭一君、池田正恭君、徳光清孝君、武藤明美君、以上の四人を指名いたします。

○ 議 案 提 出

●議長（宮原真一君） ただいま、議長の手元に藤木卓一郎議員外十名の議員から議案第二号議案「佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例（案）」が提出されました。

これは、皆様のお手元に配付いたしておりますとおりのものであります。

議案第二号議案

佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

佐賀県議会委員会条例（昭和三十一年佐賀県条例第二十八号）の一部

を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（常任委員会の名称、委員定数及び所管） 第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。	（常任委員会の名称、委員定数及び所管） 第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。

名称	定数	所管事項
略		
地域交流・県土整備委員会	略	略 県土整備部に関すること。 収用委員会に関すること。

名称	定数	所管事項
略		
地域交流・県土整備委員会	略	略 県土整備部に関すること。 <u>山博・緑化フェア事務局に関すること。</u> 収用委員会に関すること。

ておりませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議第二号議案につきましては委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより議第二号議案について討論に入りますが、討論の通告はあつておりませんので、討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

○ 採 決

◎議長（宮原真一君） 議第二号議案を採決します。

これは、佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例（案）であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君） 全員起立と認めます。よって、議第二号議案は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は終了いたしました。

あす二十二日は議事整理日、二十三日は委員会構成を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前十時六分 散会

第二日

令和八年四月二十三日（木）

令和八年四月二十三日（木） 午前十一時三十分 開議

出席議員 三十七名

欠席議員 なし

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝
二番	下田 寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三二番	留守茂幸
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三三番	石井秀夫
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三四番	藤木卓一郎
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三六番	石倉秀郷
九番	中本正一	二三番	宮原真一	三七番	岡口重文
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範		
一一番	青木一功	二五番	定松一生		
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸		
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄		
一四番	富田幸樹	二八番	武藤明美		

四月二十三日

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	副知事	副知事	政策部長	総務部長	地域交流部長	県民環境部長	健康福祉部長	産業労働部長	農林水産部長	県土整備部長	危機管理・報道局長	文化・観光局長	S S P 推進局長	男女参画・こども局長	山博・緑化フェア事務局長	会計管理者	警察本部長	教育長	人事委員会事務局長
山口祥義	平尾健	引馬誠也	前田直紀	内田祐美	寺田博文	諸岡泰輔	金丸政樹	丸尾豊	井手拓	横尾憲	三角治	宮原浩二	光武香織	大草昭雄	江島宏	旗生康之	福田英之	甲斐直美	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会議務局長	同 副事務局長	政務調査課長	総務課長	議事課長	総務課副課長	議事課副課長	政務調査課副課長	議事課・記録担当係長	同 議事・記録担当主幹	同 議事・記録担当主幹	同 議事・記録担当主幹
真坂昇	藤田豊	大久保哲	田中信二	山口正敏	高田一弘	佐藤隆一	中村正典	篠田博幸	石丸宏子		

○ 開 議

●議長（宮原真一君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○ 議 事 日 程

●議長（宮原真一君） 本日の日程は、副議長辞職の件、副議長選挙、常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任、特別委員会委員の選任、正副委員長互選の結果報告、競馬組合議会議員選挙、以上の順序で進行していきたいと思います。

○ 副 議 長 辞 職

●議長（宮原真一君） 本日、副議長八谷克幸君から副議長の辞職願が提出されました。

副議長八谷克幸君の辞職の件を議題といたします。
お諮りいたします。

八谷克幸君の副議長辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

●議長（宮原真一君） 全員起立と認めます。よって、八谷克幸君の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

八谷克幸君の入場を許可いたします。

〔八谷克幸君入場〕

○ 副 議 長 選 挙

●議長（宮原真一君） これより副議長の選挙を行います。
議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

●議長（宮原真一君） ただいまの出席議員数は三十七人です。

お諮りいたします。

会議規則第三十条第二項の規定により、立会人に桃崎祐介君、田中秀和君、下田寛君、木村雄一君、以上の四人を指名したいと思いが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、立会人に桃崎祐介君、田中秀和君、下田寛君、木村雄一君、以上の四人を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投 票 用 紙 配 付〕

●議長（宮原真一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（宮原真一君） 投票用紙の配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔投 票 箱 点 検〕

●議長（宮原真一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席番号順に順次投票をお願いいたします。

〔投 票〕

●議長（宮原真一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（宮原真一君） 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたします。

開票を行います。

桃崎祐介君、田中秀和君、下田寛君、木村雄一君、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

●議長（宮原真一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数	三十七票
有効投票	三十七票
無効投票	なし
有効投票中	
古賀陽三君	二十八票
徳光清孝君	六票
中本正一君	二票
武藤明美君	一票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は十票であります。よって、古賀陽三君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

●議長（宮原真一君） ただいま当選されました古賀陽三君が議場におられますので、本席から会議規則第三十一条第二項の規定により、副議長当選の告知をいたします。

副議長に当選されました古賀陽三君から御挨拶があります。

○ 副議長就任挨拶

●古賀陽三君 登壇Ⅱそれでは一言御挨拶を申し上げます。

先ほど副議長に選任をされました古賀でございます。

宮原議長の補佐役として円滑な議会運営になるように、しっかりと中立的な視点に立ちながら努めてまいりたいというふうに思います。そのことでしっかりと副議長としての職責を果たしてまいりたいというふうに思います。

議員の皆さん、そして執行部の皆さん方の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。副議長就任に当たっての一言の御挨拶に代えさせていただきます。（拍手）

○ 報 告

●議長（宮原真一君） 次に、報告事項があります。

各委員会委員からそれぞれ辞任願が提出されております。

また、議会選出の監査委員及び競馬組合議会議員二名から辞任の届けが提出されました。

以上、御報告いたします。

○ 常任委員会委員、議会運営委員会委員、各特別委員会委員の選任

●議長（宮原真一君） 次に、常任委員会委員、議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

それぞれの委員会委員の選任につきましては委員会条例第五条の規定によりまして、お手元に配付いたしております委員会一覧表のとおり指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名

いたしましたとおり、それぞれの委員会委員に選任することに決定いたしました。

四月二十三日

佐賀県議会委員会一覧表

名 称	定数	常 任 委 員 会	常 任 委 員 会	常 任 委 員 会	常 任 委 員 会
自由民主党	10	農林水産商工 常任委員会	文教厚生 常任委員会	地域交流・県土 整備常任委員会	9
自由民主党	9	石井秀夫 坂口祐樹 桃崎祐介 丸太郎	指山清範 中村圭一 古川裕紀 青木一功	留守茂幸 木原奉文 猪村利恵子 宮原真一	9
自由民主党	9	石倉秀郷 弘川貴紀	八谷克幸 岡口重文 一ノ瀬裕子	池田正恭 定松一正 古賀和浩	9
県民ネットワーク	9	酒井幸盛 藤崎輝樹	野田勝人	徳光清孝 下田寛	9
公明党	9	木村雄一			9
日本共産党	9		武藤明美		9

高等 教育 機関 問題 対策 等 特別 委員 会	新幹 線・地 域 交通 問題 対策 等 特別 委員 会	佐賀 空港 ・ 有明 海問 題対 策等 特別 委員 会	議 會 運 營 委 員 会
12	11	12	11
大場 芳博 幸樹 卓一 藤村 祐介 中圭 桃崎	石井 秀夫 茂幸 奉文 利恵 子紀 猪村 古川	西久 保弘 清範 祐樹 坂口 一功 青木 丸太 石丸	大場 芳博 奉文 幸樹 富田 裕紀 坂口 祐樹 古川
八谷 克幸 原田 寿雄 古賀 和浩 一ノ 瀬裕 子	土井 敏行 岡口 重文 弘川 貴紀	石倉 秀郷 池田 正恭 定松 一生 田中 秀和	土井 敏行 岡口 重文 定松 一重 弘川 貴紀
酒井 幸盛 下田 寛	徳光 清孝 藤崎 輝樹	野田 勝人 江口 善紀	野田 勝人 下田 寛
木村 雄一	中本 正一		
		武藤 明美	

四月二十三日

◎議長（宮原真一君）　なお、委員長及び副委員長は、各委員会において委員の互選により決定していただくことになっておりますので、後刻互選の上、議長まで御通知をお願いいたします。

暫時休憩します。

午前十一時四十七分　休憩

令和八年四月二十三日（木） 午後三時 開議

出席議員 三十七名

欠席議員 なし

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝
二番	下田 寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三二番	留守茂幸
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三三番	石井秀夫
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三四番	藤木卓一郎
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三六番	石倉秀郷
九番	中本正一	二三番	宮原真一	三七番	岡口重文
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範		
一番	青木一功	二五番	定松一生		
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸		
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄		
一四番	富田幸樹	二八番	武藤明美		

四月二十三日

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	副知事	副知事	政策部長	総務部長	地域交流部長	県民環境部長	健康福祉部長	産業労働部長	農林水産部長	県土整備部長	危機管理・報道局長	文化・観光局長	S S P 推進局長	男女参画・こども局長	山博・緑化フェア事務局長	会計管理者	警察本部長	教育長	人事委員会事務局長
山口祥義	平尾健	引馬誠也	前田直紀	内田祐美	寺田博文	諸岡泰輔	金丸政樹	丸尾豊	井手拓	横尾憲	三角治	宮原浩二	光武香織	大草昭雄	江島宏	旗生康之	福田英之	甲斐直美	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会議事局長	同 副事務局長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長
真坂	藤田	大久保	田中	山口	高田	佐藤	中村	篠田	石丸										
昇	豊	哲	信	正	一	隆	正	博	宏										
	郎	二	敏	弘	一	典	幸	子											

○ 開 議

●議長（宮原真一君） これより会議を開きます。

○ 各委員会正副委員長決定報告

●議長（宮原真一君） 報告事項があります。

ただいま議長の手元に各委員会の正副委員長決定の通知が提出されました。

総務常任委員会委員長	西久保弘克君
同 副委員長	富田幸樹君
文教厚生常任委員会委員長	青木一功君
同 副委員長	一ノ瀬裕子君
農林水産商工常任委員会委員長	桃崎祐介君
同 副委員長	弘川貴紀君
地域交流・県土整備常任委員会委員長	古賀和浩君
同 副委員長	猪村利恵子君
議会運営委員会委員長	定松一生君
同 副委員長	古川裕紀君
佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会委員長	田中秀和君
同 副委員長	石丸太郎君
新幹線・地域交通問題対策等特別委員会委員長	留守茂幸君
同 副委員長	藤崎輝樹君
高等教育機関問題対策等	

特別委員会委員長 下田 寛 君

同 副委員長 木村 雄一 君

以上のとおりそれぞれ決定いたしました。

○ 議 案 提 出

●議長（宮原真一君） 次に、知事から議案が提出されました。

乙第三十九号議案 監査委員の選任について

○ 議 案 上 程

●議長（宮原真一君） お諮りいたします。

乙第三十九号議案「監査委員の選任について」を急施事件として今日の日程に追加して議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、乙第三十九号議案を今日の日程に追加して議題といたします。

ここで、地方自治法第百十七条の規定により、坂口祐樹君の退席を求めます。

〔坂口祐樹君退席〕

●議長（宮原真一君） お諮りいたします。

乙第三十九号議案につきましては提出者の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、乙第三十九号

議案につきましては提出者の説明を省略することに決定いたしました。

これより、乙第三十九号議案について質疑に入りますが、質疑の通告はあっておりませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

乙第三十九号議案につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、乙第三十九号議案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより乙第三十九号議案について討論に入りますが、討論の通告はあっておりませんので、討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

○ 採 決

●議長（宮原真一君） 乙第三十九号議案を採決します。

これは、監査委員の選任についての議案であります。
本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

●議長（宮原真一君） 全員起立と認めます。よって、乙第三十九号議案は同意することに決定いたしました。

坂口祐樹君の入場を許可いたします。

〔坂口祐樹君入場〕

○ 佐賀県競馬組合議会議員選挙

●議長（宮原真一君） 次に、佐賀県競馬組合議会議員につきましては、

現在二名欠員が生じています。

これより、日程を追加して選挙を行います。
お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

佐賀県競馬組合議会議員に指山清範君、八谷克幸君を指名いたします。
ただいま議長において指名いたしました指山清範君、八谷克幸君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました指山清範君、八谷克幸君が佐賀県競馬組合議会議員に当選されました。

ただいま佐賀県競馬組合議会議員に当選されました指山清範君、八谷克幸君が議場におられますので、本席から会議規則第三十一条第二項の

規定により、佐賀県競馬組合議会議員当選の告知をいたします。

○ 継 続 審 査

●議長（宮原真一君） 次に、会議規則第七十条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、地域交流・県土整備常任委員長から議長宛て、閉会中の継続審査申し出がありました。

令和八年四月二十三日

佐賀県議会議長 宮 原 真 一 様

地域交流・県土整備常任委員長 古 賀 和 浩 ⑩
閉 会 中 継 続 審 査 申 出 書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

- 一、事件
- ・ 地域交流行政について
 - ・ 文化・スポーツ交流行政について
 - ・ 県土整備行政について
 - ・ 山博・緑化フェアについて
 - ・ 災害対策について
- 二、理由 内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

●議長（宮原真一君） お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、今期臨時県議会の全日程を終了いたしました。ただいままでに議決されました議案につきまして、数字または字句等に誤りがありました場合は、会議規則第四十二条の規定によりまして、適宜議長の手元において訂正することに御承認を願っております。

○ 閉 会

●議長（宮原真一君） これをもちまして、令和八年四月臨時県議会を閉会いたします。御苦勞さまでした。

午後三時六分 閉会

議 事 課 副 課 長	高 田 一 弘
同 議 事・記録担当主査	松 尾 重 治
同 議事・記録担当会計年度任用職員	石 丸 宏 子

佐賀県議会議長 宮原真一

同 副議長 古賀陽三

会議録署名者 中村圭一

同 池田正恭

同 徳光清孝

同 武藤明美

議会事務局長 真坂昇

令和八年六月定例会

佐賀県議会議録

第一日

令和八年六月十一日（木）

令和八年六月十一日（木） 午前十時 開会

出席議員 三十七名

欠席議員

なし

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝
二番	下田 寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三二番	留守茂幸
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三三番	石井秀夫
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三四番	藤木卓一郎
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三六番	石倉秀郷
九番	中本正一	二三番	宮原真一	三七番	岡口重文
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範		
一番	青木一功	二五番	定松一生		
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸		
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄		
一四番	富田幸樹	二八番	武藤明美		

六月十一日

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	副知事	副知事	政策部長	総務部長	地域交流部長	県民環境部長	健康福祉部長	産業労働部長	農林水産部長	県土整備部長	危機管理・報道局長	文化・観光局長	S S P 推進局長	男女参画・こども局長	山博・緑化フェア事務局長	会計管理者	公安委員長	警察本部長	教育委員長	人事委員長	人事委員会事務局長
山口祥義	平尾健	引馬誠也	前田直紀	内田祐美	寺田博文	諸岡泰輔	金丸政樹	丸尾宣拓	井手宣拓	横尾秀憲	三角治	宮原浩二	光武香織	大草昭雄	江島宏	旗生康之	岸川美和子	福田英之	甲斐直美	江崎匡慶	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会議事局長	同 副事務局長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長
真坂昇	藤田豊	大久保哲	田中信二	高田弘	佐藤隆一	中村正典	篠田博幸	石丸宏子													

○ 開 会 ・ 開 議

●議長（宮原真一君） たいまいから令和八年六月定例県議会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○ 報 告

●議長（宮原真一君） まず、諸般の報告を行います。
会議規則第二百二十九条第一項ただし書きの規定に基づき、皆様のお手元に配付しております報告書のとおり議員を派遣いたしました。

議 員 派 遣 報 告 書

佐賀県議会会議規則第二百二十九条第一項ただし書きの規定により議員を派遣したので、左記のとおり報告する。

令和八年六月十一日

佐賀県議会議長 宮 原 真 一

○県の事務に関する調査及び県政上の諸問題に関する国等への要請
(一) 目 的 的 要 望 ・ 陳 情

・ 農業及び果樹振興に係る要望活動

(二) 期 日 令和八年五月二十日～令和八年五月二十一日

(三) 派遣場所 東 京 都

(四) 派遣議員 坂 口 祐 樹

○国への政策提案活動

(一) 目 的 政策提案活動への参加
(二) 期 日 令和八年五月二十五日及び令和八年五月二十六日
(三) 派遣場所 東 京 都

(四) 派遣議員 西久保弘克、桃崎祐介、弘川貴紀、古賀和浩、猪村利恵子

○国への政策提案活動

(一) 目 的 政策提案活動への参加
(二) 期 日 令和八年五月二十五日～令和八年五月二十七日
(三) 派遣場所 東 京 都
(四) 派遣議員 一ノ瀬 裕 子
○国への政策提案活動
(一) 目 的 政策提案活動への参加
(二) 期 日 令和八年五月二十六日及び令和八年五月二十七日
(三) 派遣場所 東 京 都
(四) 派遣議員 青 木 一 功

●議長（宮原真一君） 次に、監査委員及び知事から、それぞれ皆様のお手元に配付いたしております報告事項一覧表のとおり報告がありました。

報告事項一覧表

監査委員提出分（令和八年六月四日送付）

・ 定期監査結果報告書
・ 令和七年度行政監査結果報告書
知事提出分（令和八年六月四日送付）
・ 令和七年度佐賀県継続費繰越計算書
・ 令和七年度佐賀県繰越明許費繰越計算書

六月十一日

- ・ 令和七年度佐賀県事故繰越し繰越計算書
- ・ 令和七年度佐賀県工業用水道事業会計予算繰越計算書

●議長（宮原真一君） 以上、御報告いたします。

○ 会 期 決 定

●議長（宮原真一君） 次に、会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から七月一日までの二十一日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は二十一日間とすることに決定いたしました。
お諮りいたします。

六月十二日、十五日、十六日、二十二日、二十三日及び二十六日は議案審査日にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○ 議 事 日 程

●議長（宮原真一君） 議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおり進行していききたいと思います。

令和八年六月定例会議事日程表

6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	月
28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	日
㊴	㊵	金	木	水	火	月	㊴	㊵	金	木	水	火	月	㊴	㊵	金	木	曜
休会	休会	(議案審査)	委員会 常任委員会	委員会 常任委員会	(議案審査)	(議案審査)	休会	休会	本会議 一般質問、請願上程、議案・請願委員会付託	本会議 一般質問	本会議 一般質問	(議案審査)	(議案審査)	休会	休会	(議案審査)	本会議 開会、諸般の報告、会期決定、会議録署名者指名、議案上程、知事説明	区分
18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	日次

6	29	月	委員会 （特別委員 問題対策等）	19
6	30	火	本会議 委員長報告	20
7	1	水	本会議 討論、採決、閉会	21

○ 会議録署名者指名

●議長（宮原真一君） 日程によりまして、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第二百二十七条の規定により、会議録署名者として富田幸樹君、八谷克幸君、酒井幸盛君、中本正一君、以上の四人を指名いたします。

○ 議案提出

●議長（宮原真一君） 次に、知事から議案が提出されました。これは、皆様のお手元に配付いたしております議案一覧表のとおりであります。

令和八年六月定例県議会議案一覧表

（令和八年六月十一日提出分）

甲第三十六号議案 令和八年度佐賀県一般会計補正予算（第一号）

甲第三十七号議案 令和八年度佐賀県財政調整積立金特別会計補正予算

（第一号）

甲第三十八号議案 令和八年度佐賀県産業用地造成事業特別会計補正予

算（第一号）

甲第三十九号議案 令和八年度佐賀県港湾整備事業特別会計補正予算

（第一号）

甲第四十号議案 令和八年度佐賀県一般会計補正予算（第二号）

乙第四十号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

乙第四十一号議案 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例（案）

乙第四十二号議案 佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例の一部を改正する条例（案）

乙第四十三号議案 佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例の一部を改正する条例（案）

乙第四十四号議案 国営土地改良事業に対する市町の負担について
唐津港県営水産五号上屋のモルタル剝離落下事故に

対する損害賠償について
乙第四十六号議案 警察官による搜索・差押えを起因とする車両損傷に

対する損害賠償について
乙第四十七号議案 県有財産の取得について

乙第四十八号議案 監査委員の選任について
乙第四十九号議案 収用委員会委員及び予備委員の任命について

○ 議案上程

●議長（宮原真一君） 甲第三十六号議案から甲第四十号議案まで五件、乙第四十号議案から乙第四十九号議案まで十件、以上十五件の議案を一

括して議題といたします。

○ 知事提案説明

●議長（宮原真一君） ただいま上程いたしました議案につきまして、

提出者の説明を求めます。

●山口知事 登壇Ⅱ皆さんおはようございます。

令和八年六月定例県議会の開会に当たり、最近の動き、提案事項などについて御説明申し上げます。

初めに、中東情勢及び県民生活・経済活動への影響について申し上げます。

米国とイスラエルのイランへの軍事作戦開始から、約三カ月が経過する中、事態の収束は見えず、先行きも不透明な状況にあります。近年の国際社会における大国の自国第一主義の行動を危惧すると同時に、対立と分断の連鎖が続く世界を憂慮しております。

こうした中、原油輸送の要衝であるホルムズ海峡の事実上の封鎖は世界経済に大きな影響を与えています。国内において、原油価格の高騰、ナフサ不足等により、燃油や資材、日用品の価格上昇、流通の目詰まりなどが生じ、県内も同様に、様々な影響が出ております。県においては、原油価格等の高騰に関する全庁的な対策会議を継続的に実施しております。また、物価高騰の抑制、原油由来製品の目詰まりの解消などについて、国に政策提案を行っています。さらに、中小企業者、農業者、林業者、漁業者、医療機関、歯科診療所、保険薬局、介護施設、障害福祉施設、保育施設、LPGガス・特別高圧電力の使用など幅広い分野を対象に、目の前の物価高に伴う痛みの緩和、未来に生きる生産性向上等に資する予算を今議会に提案しております。引き続き、現場の声に耳を傾けながら、県民生活・経済活動への影響をできるだけ抑えらるよう全力で対応してまいります。

次に、令和七年度有明海ノリ養殖について申し上げます。

厳しい三年間を経て、四年ぶりに販売枚数・金額ともに日本一を達成しました。令和四年度以降の三年間、少雨と赤潮の発生が常態化し、不漁が続く状況において、漁業者の皆さんから多くの切実な声が届いておりました。長く苦しい時期が続く中、真つすぐに、愚直に、漁業者をはじめ官民の関係者が一丸となってやれることに全力で取り組んできたことが実を結んだものと受け止めております。改めて関係者の方々に深く敬意を表し、皆様と喜びを分かち合いたいと思います。

次に、令和八年地価公示について申し上げます。

佐賀県は、全ての用途で対前年平均変動率、つまり地価上昇率が全国一桁順位となりました。約十年前は、商業地、住宅地とも四十位台であり、一つ大きなポイントになったのはコロナ禍での対応でした。全国的にはほとんどの経済活動が停滞する状況において、佐賀県は目の前のコロナ対策とともに、高付加価値化に向けた宿泊施設のリニューアル、キッチンカーの導入支援、「OPEN-AIR佐賀」の推進、そしてSAGAアリーナの整備など、コロナ後の未来を見据えた布石を継続的に打っております。コロナ禍において、他県の多くは変動率が大きくマイナスになる中、「ピンチをチャンス」として取り組んできた未来に生きる施策の効果が寄与し、佐賀県のマイナスの幅は相当程度抑えられ、いち早く回復したものと捉えております。

四十七の都道府県庁所在地における商業地の上昇率を上位から並べると、一位は東京二十三区であり、大阪、佐賀、京都、福岡の順となります。佐賀県は、デザインのチカラを駆使して、県都佐賀市においてはSAGAアリーナを核としたSAGAサンライズパーク、「さが維新テラス」の整備などを推進しております。あわせて、「歩くまちづくり」によつ

て生まれた人の流れは新たな交流を生み、力強くまちを前進させています。そうした動きとも呼応する形で、民間ホテルの進出などが活発化しています。佐賀駅北側の地価は、従来から高かった南側と一緒に上昇しております。今後も、常に未来を見据えて、ハードとソフトの施策を掛け合わせながら、官民で連携を図り、投資の好循環を創出してまいります。

次に、五月に公表された令和七年国勢調査の人口速報集計について申し上げます。

日本全体が大きく人口減少トレンドにある中、佐賀県の人口減少率は前回調査から順位を改善し、よいほうから数えて十八番目と健闘しているものと受け止めております。今、佐賀県は有効求人倍率が五カ月連続で九州一位となるなど、介護、看護、保育、製造業、建設業、農業等、様々な分野の人手不足感が顕著に出ています。子供の割合は高いですが、生産年齢人口は少ないといった佐賀県の特性も踏まえすと、十代後半から二十代前半までの県外流出が大きいことへの対応は急務と考えております。

次に、SAGA久光スプリングスのSVリーグ優勝について申し上げます。

九年ぶりに復帰した中田久美ヘッドコーチ率いるSAGA久光スプリングスはレギュラーシーズンを二位で終え、チャンピオンシップに臨みました。初戦をストレート勝ちし迎えた「PFUブルーキャッツ石川かほく」とのセミファイナルは激闘となりました。一勝一敗で迎えた第三戦、二セットを先取される絶体絶命の窮地から、最後まで諦めない粘りのバレーを展開し、三セットを連取する大逆転勝利を収めました。勢い

そのままに大阪マーヴェラスとのファイナルは二連勝し、見事日本一に輝きました。改めて、選手をはじめ、スタッフ、そしてシーズンを通して熱い声援を送り続けたスプリングスファミリーの皆さんに、心からお祝いを申し上げます。

SAGA久光スプリングスはSAGAアリーナの整備もきっかけに、本拠地を神戸から佐賀に移転しました。今季のホーム平均入場者数は約三千三百人とSVリーグ女子チームで一位でした。平日月曜日の夜に行われたPFUブルーキャッツとのセミファイナル第三戦には、約三千八百人の観客が入り、会場全体が一体となった声援を送り、チームを鼓舞しました。また、県のSAGAアリーナの整備に向けた動きに呼応して誕生した佐賀バルナーズの今季の平均入場者数は約五千七百人と、上位に大都市の強豪チームが並ぶ中、B1の二十六チーム中五位でした。ファンと共に歩んできた道のりの成果などが結実し、両チームが県民のアイデンティティーの一つとして根づいているものと実感しております。

次に、「スノーピーク グラウンズ吉野ヶ里」のオープンについて申し上げます。

二千年前の「本物」の歴史が息づく吉野ヶ里遺跡は佐賀の誇りであります。三月に遺跡の歴史的価値を大切にしながら官民連携で整備した歴史公園初のPark-PFIによる施設「スノーピーク グラウンズ吉野ヶ里」がオープンしました。グラウンズはスノーピークが手がける全国初のサービスマネジメントです。「みつせ鶏本舗」、「SAGA COLLECTIVE」など地元ブランドやスターバックスが入る体験型複合施設、百六十サイトのキャンプフィールド、吉野ヶ里遺跡仕様にアレンジされ

たキャビンやコテージなど多彩なコンテンツで構成されております。オープン後の二週間で約九万人が歴史公園を訪れ、令和七年度の歴史公園の来園者は七十八万人を超え、開園以来最多となりました。令和八年度のスタートも好調であり、ゴールデンウィーク中の来園者は約十万人と前年同時期と比べて大幅に増えています。若い世代や三世代家族などこれまで少なかった層の来園も増え、歴史公園全体に活気があふれております。多くの来園者が遺跡の歴史的価値を体感し、価値の普遍化が進む。その価値が洗練され、さらに多くの方が訪れる。そうした好循環の中で、来園者が二千年の歴史に想いをはせながら、人間にとって大切な本質的価値に気づくような場所になればと思っております。

続きまして、当面の諸課題への対処方針について申し上げます。

まず、玄海原子力発電所についてです。

三月二十六日に、九州電力は、今年十月に親会社として純粹持ち株会社であるホールディングスを設立し、来年四月に新たなグループ体制へ移行することを発表しました。翌二十七日には、防災監の平尾副知事が九州電力の早田副社長から、新体制下でホールディングスの社長が九州電力の役員を兼務することなどについて説明を受けました。ホールディングスが経済性を優先し、安全を最優先とする組織文化が劣化することがないように具体的な仕組みを設け、将来にわたって原子力発電の安全を確保するよう、厳に申し入れました。

現在、三号機、四号機とも通常運転中です。また、一号機と二号機は廃止措置中です。九州電力は、令和八年度から放射能に汚染された設備の解体・撤去を開始するに当たり、廃止措置計画を更新し、今年一月に原子力規制委員会から認可を受けました。県では、佐賀県原子力安全専

門部会の委員からの助言も踏まえ、九州電力の計画や原子力規制委員会の審査内容を丁寧確認し、四月十日に事前了解を行いました。

また、四号機における現行のものよりも長く使用できる燃料を導入する計画、三号機と四号機の変圧器を更新する計画についても、それぞれ丁寧に確認し、四号機の燃料の導入計画は三月十九日に、変圧器の更新計画は四月十日に、事前了解を行っております。九州電力に対して、今後とも、さらなる安全対策に不断に取り組むよう強く求めています。玄海原子力発電所とは、廃止措置を含めて、これからも長い年月にわたって関わり続けなければなりません。今後とも、県民の安全を何よりも大切に、県も含め全ての関係者の中に気の緩みが生じることがないように取り組んでまいります。

次に、佐賀空港の自衛隊使用について申し上げます。

昨年七月の佐賀駐屯地の開設から約十カ月が経つ中、四月に創立記念式典が開催されました。私から改めて申し上げたことは、漁業者をはじめ佐賀駐屯地に関係する全ての皆さんとの十年にわたるこれまでの積み重ねや、期待、葛藤それぞれの大切な想いが詰まった歴史を経て今日があること、飛行の安全は何よりも大切なことなどです。佐賀駐屯地と地域が、お互いに敬意を持ち共生していく未来志向の関係を一緒になってさらに磨き上げていってほしいと思っております。県においては、佐賀駐屯地を地域防災計画上の航空輸送施設として位置づけており、佐賀駐屯地と連携した防災訓練等の実施について調整を進めています。

次に、有明海の再生について申し上げます。

再生のシンボルである二枚貝のタイラギが十四年連続休漁となる中、今季のアゲマキやウミタケの休漁も決定されました。五月に山下農林水

産副大臣などに有明海の環境変化の原因究明や実効性ある対策の実施、有明海の再生に向けた予算の確保等について提案しました。県では、二枚貝の稚貝の生産技術開発や放流、サルボウの採苗器の設置、漁場環境の改善に向けた大規模海底耕うんなど、資源の回復に取り組んでおります。

宝の海である有明海の再生は、国や県、市町、漁業者など有明海に関わるもの皆で取り組む課題です。これから、力を合わせて全力で取り組んでまいります。

次に、九州新幹線西九州ルートについて申し上げます。

西九州ルートは、国がフリーゲージトレインの開発を断念し今に至ります。フル規格整備には、財政負担、ルート、在来線など多面的な課題があり、冷静な議論が必要です。昨年十月以降、国土交通省の水嶋次官との間では、フル規格整備の可能性について議論しております。県内にも様々な考え方があの中、議論を深めていくことが重要です。引き続き、真摯に対応してまいります。

次に、県立大学について申し上げます。

四月一日から、教員の公募を開始いたしました。専門家チームとともに選考を進め、各教員の担当する科目や就任時期の調整などを行ってまいります。あわせて、精力的に県内の各高校を訪問し、県立大学の入学者選抜の方針、学びの内容のイメージなどについて、直接、教員へ伝える活動が続いております。また、できるだけ早い時期に建設工事に係る予算を提案できるよう準備を進めております。

設置認可後の学生の募集期間確保を目的に、文部科学省は新設大学の設置に係る申請及び認可の時期を一カ月前倒しすることを決定しまし

た。令和十一年四月に開学を目指す佐賀県立大学は、来年九月の設置認可申請に向けて準備を加速させてまいります。

続きまして、最近の県政の主な動きについて申し上げます。

まず、五月に行った国への政策提案についてです。

今回の提案内容も、制度・運用面と現場との乖離、佐賀県の強みなどを踏まえながら、九州全体の発展、この国のあるべき形も見据えた問題提起型となりました。私は宮原議長と一緒に、金子国土交通大臣、上野厚生労働大臣など政務三役を中心に、社会資本整備、医療支援制度の充実、中東情勢悪化に伴う対応、原子力政策等について提案を行いました。あわせて、各常任委員会の委員長、副委員長と各部長は、関係府省庁の事務方へ提案を行いました。県議会と連携し一体となって幅広く横断的な提案活動を行うことができたことは意義があったものと考えております。

次に、防災・減災対策について申し上げます。

令和五年七月、九州北部豪雨災害で被災した唐津市浜玉町今坂地区の砂防ダムが三月に完成しました。引き続き、ダム下流の水路などの工事を進めてまいります。同じく被災した浜玉町の平原保育園の新しい園舎の落成式が四月に行われました。また、今回の政策提案では、防災・減災や国土強靱化に係る予算の確保等について牧野国土強靱化担当大臣などへ申し上げました。さらに、梅雨や台風等で災害が起りやすい時期を迎えるに当たり、六月一日に開催したGM21において、私と県内二十市町の首長で、改めて危機管理防災に関し意見交換を行い、事前防災やオペレーションの重要性などについて認識の共有を図りました。今後、救える命を救うという想いで、佐賀県内水対策「プロジェクトIF」

などの防災・減災対策を進めてまいります。

次に、社会資本整備について申し上げます。

有明海沿岸道路と佐賀唐津道路が接続する「Tゾーン」において、国と連携し、ジャンクション部の橋梁や地盤改良、盛土などの工事を進めております。大川佐賀道路においては、仮称川副インターチェンジの令和八年度中の開通に向けて準備が進められています。福富鹿島道路の鹿島側において、用地買収を進めており、八月に着工を行う予定です。引き続き、佐賀の未来を創り、佐賀の未来を守る広域道路ネットワークの整備を進めてまいります。

次に、「サガプライズ」の第四十三弾「キングダム×^{かける}佐賀県」について申し上げます。

基山町出身の原泰久さんの大ヒット漫画「キングダム」と連携し、一月以降、佐賀キングダム空港やキングダム読破堤、古湯温泉での周遊キャンペーンなど、県内各地で多彩なコラボ企画を展開しました。全国で大きな話題となり、三月末までの約二カ月間で延べ二十一万の方々が参加しました。県民の皆さんやキングダムファンからのプロジェクト継続を望む数多くの声などを受け、九月末までコラボ期間を延長することになりました。五月には、キングダム読破堤が「屋外での最長の連続した漫画ページ展示」として、ギネス世界記録に認定されました。佐賀県の企画として初めての認定となります。関係者の皆さんの熱意と佐賀県の価値等が相乗した唯一無二のプロジェクトが、全国に力強く伝播し、新たな交流につながっていることを大変嬉しく思っております。

次に、SSP構想の推進について申し上げます。

五月十六日、十七日、SAGAアリーナに日本を代表するスポーツ研

究者、アスリートや指導者などが集い、スポーツの本質的価値を発信する佐賀県発の学術フォーラム「SSP NEXUS 2026」を開催しました。国政の場で与野党の垣根を越えて、スポーツ政策を推進してきた元オリンピック担当大臣の遠藤利明日本スポーツ政策推進機構会長、笠浩史衆議院議員と私で、日本のスポーツ界の未来などについて骨太なディスカッションを行いました。スポーツビジネスやスポーツ医科学、マルチスポーツ等をテーマにした分科会では、スピードスケートオリンピック金メダリストの高木美帆さんなど各分野のスペシャリストが登壇し、多面的な視点からスポーツのチカラについて議論しました。

また、サガン鳥栖U-15の育成拠点「ネストヴィレッジ」のキックオフセレモニーを五月に行いました。サガン鳥栖は、アカデミーの各年代で全国制覇の経験があるなど、国内随一の育成力を誇るチームであります。以前の練習場所は調整池であり足場が悪く、雨が降ると練習ができない状況でした。Cygameさんからの企業版ふるさと納税による支援などもあり、このたび、選手の成長と挑戦を支える環境が整いました。ネストヴィレッジの名前に込めた「巣立ちの巣」という想いが形となっていていき、多くの選手が世界に羽ばたくように、今後も、アカデミーを大切にするサガン鳥栖の躍動を応援してまいります。

県と白石町、Dragon Sportsの協定締結を機に整備された「ジムナスティクスホール白石」は、体操の全十種目の器具を揃える九州屈指の専用施設であり、全国からもアスリートが集う拠点となっています。専用施設に隣接した合宿所とアスリート寮の整備等を行う白石町への支援に係る予算を今議会に提案しております。白石町と連携し、全国から体操を学びたいと思う小中学生の合宿を受け入れる体制

を充実させ、その後の白石高校への進学へとつなげていくことも視野に入れております。県と市町が連携した特色あるスポーツを生かしたまちづくりのモデルケースとなるよう取り組んでまいります。

次に、アサヒビール株式会社鳥栖工場について申し上げます。

四月に、アサヒグループから勝木社長、濱田社長、松山社長が参加され、新工場の起工式が行われました。三名の社長が一堂に集まるのは非常にまれなことであり、新工場にかける想いを深く感じました。当初の計画が延期となる中、この期間にプロジェクトを熟成し昇華させたいと考え、私からアサヒビールに未来に向けた共同事業の実施について提案いたしました。そして、アサヒグループジャパン、佐賀県、鳥栖市による「アサヒ×佐賀 さいこう！プロジェクト」として、様々なコラボ企画を展開し、このたび、待ち望んだ工場建設着工となりました。新工場の敷地面積は、移転元の博多工場の二倍以上となる約二十一ヘクタールです。東アジア向けの戦略的拠点であり、世界トップレベルの品質・生産性・環境負荷低減を実現しつつ、次の百年を担う最新鋭のモデル工場になります。また、新工場が立地するのは旭地区であり、不思議な御縁を感じており、新工場前の県道を愛称「アサヒストリート」として、地域を盛り上げていくことを検討しています。新工場が最高の形で操業開始を迎え、そのチカラがまちづくり、スポーツ振興など広く地域全体に波及していくように、アサヒビール、鳥栖市と連携し取り組んでまいります。

次に、「魅せる収蔵庫」整備に係る東京大学総合研究博物館との連携協定について申し上げます。

吉野ヶ里遺跡をはじめとする県内各地の遺跡から発掘した出土品は佐

賀が誇る唯一無二の財産であり、十キロサイズのコンテナに換算して約五万箱あります。この圧倒的な量の「本物」の出土品を収蔵したままお見せする。その「本物」の姿で来場者を魅了し、その心を震わせることができないかと考えております。三月に日本で最初の教育研究型大学博物館である東京大学総合研究博物館と連携協定を締結しました。東京大学総合研究博物館と一緒に、収蔵庫そのものが輝き、来場者が考古の世界に心を寄せる誘導路となるよう準備を進めてまいります。

次に、江藤新平復権プロジェクトについて申し上げます。

現代につながる国の骨格を創る重要な役割を果たした希代の傑物である江藤新平の真の復権に向けて様々な施策に取り組んでおります。今回、大人気歴史漫画の作者泰三子さんに、江藤と鍋島直正を主人公とした作品「さがドーン〜江藤新平と肥前の妖怪〜」を制作いただきました。五月中旬から五週連続で全国発売の週刊漫画雑誌に掲載されており、八月には単行本も発売されます。かねてから江藤に関心を持たれていた泰さん御自身が佐賀での取材等を通じて、江藤と直正の比類なき功績や高い志などに深く共鳴し、作品は生まれました。今後も、江藤に想いを共有する仲間の輪を県内外に広げながら、真の復権に向けたうねりを大きくできるよう取り組んでまいります。

続きまして、提案事項について御説明申し上げます。

今回の補正予算案の編成に当たりましては、当初予算編成後の情勢の推移に対応するため、早急に措置を要するものについて所要額を計上することといたしました。

この結果、その総額は、歳入歳出とも、それぞれ、

一般会計

約八十 億五千四百万円

特別会計 約 六億五千五百万円

となり、これを既定の予算額と合わせますと、本年度の予算総額は、

一般会計 約五千五百五十一億二千 万円

特別会計 約二千 百三十五億五千六百万円

となっております。

次に、予算案の主な内容について申し上げます。

障害児・者歯科治療体制整備事業についてです。

障害児・者の歯科治療については、治療に対する恐怖心や不安感などにより安静な状態での対応が難しく、全身麻酔下で治療を行うことが必要な場合もあります。全身麻酔下での治療が可能な拠点は、県内では佐賀市と鳥栖市のみの中、このたび、嬉野医療センター、福岡歯科大学、地域の診療所などが連携した専門的な知識や技術を有する歯科医師の育成に係る取組を支援することとしました。県西側地域における全身麻酔下での障害児・者の歯科治療体制の構築に向けて取り組んでまいります。予算外議案といたしましては、条例議案として四件、条例外議案として六件となっております。

最後になりますが、六月七日に、唐津市波戸岬の世界海洋プラスチックプランニングセンター「PLA PLA」のオープニングセレモニーを開催しました。石原環境大臣や、トンガ、インド、ベトナム、オランダ、タイ、中国、韓国、カナダの大使・総領事等、産学官のキーパーソン、一緒に取り組んでいく地元の関係者などに広く参加いただきました。地球規模の課題である海洋プラスチック問題の解決を目指し、地域発で世界の輪の一つにしていこうとする佐賀県の意欲的な取組がここからスタートします。「PLA PLA」は、海洋プラスチック問題を自分

事として捉え、それぞれが自由な発想で考えていくことのきっかけづくりの場所です。プラスチックに支えられている今の生活から昔に戻ることはできないと思う一方で、人類はどこまでを許容し、何を諦め、どこから引き返さないといけないのかなど、様々なことを「PLA PLA」を訪れた方に感じてもらえと思っています。

特に、これからの未来を担う子供たちにたくさん来てもらい、自然な気づきの中で未来を守る教育につながってほしいと思っています。そして、この拠点を訪れる人数と反比例して海洋プラスチックが減っていくことになればと強く望んでおります。一人一人がこの問題を自分事として考え、行動する。そして、賛同の輪が広がっていく。「PLA PLA」は地域発で世界の海を取り戻す航海に出航していきます。

「PLA PLA」のオープンをはじめ、北部九州初の非日常体験型マリンアクティビティ「パラセーリング」の運航開始、そして「PLA PLA」からスタートする十月十日の「ツール・ド・九州」の佐賀県初開催。今年は、唐津、玄海地域にとつて、その本質的価値をさらに磨き上げ、全国や世界に発信していく重要な一年になります。こうした中、大切なことは、地域の方が、自分たちが当たり前だと思っている暮らしや風景、文化そのものの価値に気づき深めていくことだと思います。世界から見て、佐賀の日々の暮らしや日常風景には、かけがえのない伝統に裏打ちされた価値があります。大切なのは、その価値をいかに生き生きとした形で表現するかということです。そして、その表現の仕掛けには多くの挑戦がつきものであります。失敗、反省と小さな成功を繰り返しながら、その価値が普遍的に浮かび上がり、地域を光らせていくものと思います。

佐賀には、連綿と続く歴史、文化、人づくりの伝統、ものづくりの技術と精神、美しい干潟や田園風景、豊かな農林水産物など「本物」の地域資源があふれております。さらに、志ある人々やCSOの集まり、プロスポーツの躍動、付加価値の高い企業の立地などは佐賀の地に新たな息吹を吹き込んでいます。県民の皆さんがこれらの価値に向き合い、再認識し、昇華させていく。そこから生まれる地域への愛着や誇り、自信を未来に向けたエネルギーとして佐賀のさらなる飛躍につなげていきたいと考えております。世界の潮流や時代の変化を俯瞰しながら、県民の皆さん自身が、先人たちが汗と涙を流しながら築いてきた佐賀の本質的価値を共有できれば、佐賀の未来を切り拓く道となります。佐賀県は「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり。」を掲げ、県民の皆さんと力を合わせて、一つ一つ積み重ねてまいります。

以上、今回提案いたしました議案などについて御説明申し上げました。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

●議長（宮原真一君）　これで、本日の日程は終了いたしました。

明日六月十二日は議案審査日、十三日及び十四日は休会、十五日及び十六日は議案審査日、十七日は本会議を再開して一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

なお、この後、留守茂幸議員の県議会議員として在職三十五年の永年勤続議員表彰式を行いますので、そのまま御着席をお願いいたします。

午前十時三十四分　散会

○ 永年勤続議員表彰

●大久保議会事務局総務課長Ⅱただいまから佐賀県議会永年勤続議員の表彰式を行います。

受賞者のお名前を申し上げますので、前へお進みください。
留守茂幸殿。

●議長（宮原真一君）

表 彰 状

留 守 茂 幸 殿

あなたは本県議会議員として在職三十五年にわたり地方自治発展のため尽力されその功績は誠に顕著であります

よってここに表彰します

令和八年六月十一日

佐 賀 県 議 会

御苦労さまです。またこれからもよろしく願います。

〔宮原議長 留守茂幸君に表彰状並びに記念品授与〕（拍手）

●大久保議会事務局総務課長Ⅱ宮原議長は自席へお座りください。留守議員は椅子におかけください。

それではただいま受賞されました留守議員から御挨拶をいただきます。留守議員は演壇の方へお願いいたします。なお、御挨拶いただいた後は議席へお戻りください。留守茂幸殿、お願いいたします。

●留守茂幸君 登壇Ⅱただいまは、宮原議長から県議在籍三十五年の表彰をいただきました。これもひとえに、地域の住民の皆様方、そして県

民の皆様、そしてまた、ここにおられる同僚の議員の皆さん方、それから私は、井本県政、古川県政、そして今の山口県政三代の知事さんのもとで、それこそ職員の方皆さん方とも議論しながら育てていただきました。御指導、御鞭撻を賜って、このような表彰をいただいたことを、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

思い起こしますと、三十五年、私は平成三年の四月に初当選をしました。まさに平成の初期の頃、佐賀県にとりましても、非常に大きな一大プロジェクト、一大プロジェクトといましようか、二大、三大プロジェクトがありました。その中でも佐賀空港の開港問題、それから北には嘉瀬川ダム建設問題、それこそ、国の政策、あるいは県の政策によつて、進められていったわけですけれども、当初は、当時はすね、まさにそれぞれの地権者の皆さん方が絶対反対という動きからスタートしました。しかし、最後には、関係者の皆さん方の英知を結集した賜物で、完成も見たわけであります。

それからもう一つは、私が議長のとくにすね、今日も山口知事から演告の中で触れられました。原発問題、ちょうど私が議長のとくに、MOX燃料、いわゆるプルトニウムの問題が出まして、古川知事の時代でありますけれども、全国原発立地県の中で、初めて佐賀県が最初にMOX燃料を利用した原子力発電がスタートしたわけであります。

いろんなことを思い起こしますけれども、私はそれぞれの時代に、県政の課題が多くのかかる、これはまさに県民の幸せのためのものと、ここに本会議上で山口知事、執行部の皆さん、そして議会の皆さん方が、この場で活発な議論を展開して、その課題を、結果として、県民の幸せにつながっていくということが、私は一番大事な大事なこの県議会の役

割だというふうには思っておるところでございます。この上は皆さん方も一緒になって、知事も執行部も一緒になって、県民の幸せ追求に邁進していこうではございませんか。

これをもつて、私の受賞のお礼の言葉に代えさせていただきます。

本当にありがとうございます。（拍手）

●大久保議会事務局総務課長Ⅱ以上をもちまして、表彰式を終わります。皆様ありがとうございます。

第二日

令和八年六月十七日（水）

令和八年六月十七日（水） 午前十時 開議

出席議員 三十七名

欠席議員 なし

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝
二番	下田 寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三二番	留守茂幸
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三三番	石井秀夫
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三四番	藤木卓一郎
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三六番	石倉秀郷
九番	中本正一	二三番	宮原真一	三七番	岡口重文
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範		
一番	青木一功	二五番	定松一生		
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸		
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄		
一四番	富田幸樹	二八番	武藤明美		

六月十七日

六月十七日

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	副知事	副知事	政策部長	総務部長	地域交流部長	県民環境部長	健康福祉部長	産業労働部長	農林水産部長	県土整備部長	危機管理・報道局長	文化・観光局長	S S P 推進局長	男女参画・こども局長	山博・緑化フェア事務局長	会計管理者	公安委員長	警察本部長	教育長	人事委員会事務局長
山口	平尾	引馬	前田	内田	寺田	諸岡	金丸	丸尾	井手	横尾	三角	宮原	光武	大草	江島	旗生	岸川	福田	甲斐	小林
祥義	健	誠也	直紀	祐美	博文	泰輔	政樹	宣拓	秀憲	浩二	香織	昭雄	康宏	美和子	英之	直美	久美			

職務のため議場に出席した事務局職員

議会議事局長	同副事務局長	政務調査課長	総務課長	議事課長	総務課副課長	議事課副課長	政務調査課副課長	議事課議事・記録担当係長	同議事・記録担当主幹
真坂	藤田	大久保	田中	山口	高田	佐藤	中村	篠田	
昇	豊	哲	信	正	一	隆	正	博	
	郎	二	敏	弘	一	典	幸		

○ 開 議

●議長（宮原真一君） これより本日の会議を開きます。

○ 報 告

●議長（宮原真一君） まず、諸般の報告を行います。

上程中の議案のうち、乙第四十号議案及び四十一号議案、以上二件の議案につきまして、地方公務員法第五条第二項の規定に基づき人事委員会に意見を求めましたところ、お手元に配付いたしておりますとおりの回答がありました。

以上、御報告いたします。

人委第三〇九号

令和八年六月十一日

佐賀県議会議長 宮 原 真 一 様

佐賀県人事委員会委員長 江 崎 匡 慶

地方公務員法第五条第二項の規定に基づく意見について

令和八年六月十一日付け佐議第六二二号で意見を求められた左記議案については、異議ありません。

記

乙第四十号 議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

乙第四十一号議案 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例（案）

●議長（宮原真一君） 日程によりまして、一般質問を開始いたします。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

●大場芳博君（拍手） 登壇Ⅱおはようございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

本日は県民の皆さん方が一番関心を持っておられること、知事の政治姿勢についてのみ質問をさせていただきます。御無礼なことを申し上げるかもしれませんが、御容赦をいただき、質問をさせていただきます。山口知事の政治姿勢についてであります。

山口知事は、平成二十七年の就任以来、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり。」を掲げ、災害対応、スポーツ、文化、産業振興、教育、地域づくりなど幅広い分野で県政を進めてこられました。その中には評価すべき取組も多くありました。災害対応における現場主義、「SAGA 2024」国スポ・全障スポを契機としたスポーツ振興、文化、観光の発信、地域資源を生かした政策展開など、本県の存在感を高める取組が進められたことは一定評価されるべきものと考えます。

一方で、県政は成果だけで語られるものではありません。政策を進める過程において、県民にどのように説明し、県民の理解をどのように深め、異なる意見や慎重な意見をどのように受け止めてきたのか、この点こそが知事の政治姿勢として、今、改めて問われているのではないでしうか。

近年、県立大学、SAGAアリーナをはじめとする大型事業、各種プロジェクトの進め方、さらには県政運営全体の方向性について、県民理解の深まり、財政負担、地域間のバランスなど様々な意見が出されてきたところであります。

とりわけ県立大学について、IT（デジタル）と経営（マネジメント）

をベースに学ぶ理文融合型の大学とし、入学定員二百人から三百人、収容定員千人前後を基本に検討するとしてきました。その定員規模を掲げる以上、学生を本当に確保できるのか、県内高校生に選ばれる大学となるのか、県外から学生を呼び込めるのか、極めて現実的な検証が必要であります。

また、県内では武雄アジア大学が開学したものの、報道等によれば、定員に対する入学者数が大きく下回ったという問題もありました。もちろん県立大学と武雄アジア大学は設置主体も目的も異なりますが、少子化が進み、全国的にも大学間の学生獲得競争が厳しさを増す中で、新たな高等教育機関を設置し、安定的に運営していくことの難しさを私たちは現実の問題として受け止めなければなりません。

県民が不安を感じているのは、大学教育の必要性そのものではありません。若者の県内定着、産業人材の育成、高等教育機関の充実には佐賀県にとって重要な課題であります。しかし、その手法として県立大学を新設することが本当に最善なのか、既存大学との連携、県内企業への就職支援、奨学金返還支援、専門学校や短期大学を含む高等教育機関全体の底上げなど、ほかの政策手段との比較検討が十分になされているのか、こうした点について、県民に対してもより分かりやすく説明していく必要があると考えます。

知事はこれまで、佐賀らしさや自発の地域づくりを大切にすると繰り返し述べてこられました。しかしながら、県政の方向性が知事の思いを中心に強く打ち出される一方で、県民の十分な納得を得ながら進んでいるのかという点については、改めて問われるべきであります。

県立大学の関連予算の否決を受けて、議決に異議があるとして再議に

持ち込んだことは、制度として存在するものであるとしても、二元代表制を損なう動きであったと言わざるを得ません。また、その後は県立大学に関して具体的な姿が見えてくるにつれて、マスコミの世論調査において賛成は過半数に届かなくなり、否定的な意見が我々の元にも届いているところであります。

県政は、知事一人の思いや判断だけで進めるものではありません。県民にとって大切なのは、知事の構想が大きいかどうかではなく、その政策が将来の佐賀県にとって本当に必要であり、負担に見合う効果を生み、県民全体の納得のもとで進められているかどうかであります。

そこで、知事にお尋ねいたします。

知事は、これまでの県政運営を振り返り、御自身の政治姿勢、特に県民への説明責任、政策決定過程の透明性、県民理解の深め方について、どのように自己評価しておられるのかお答えください。

また、県立大学のように、将来世代に長く影響を及ぼし、継続的な財政負担を伴う重要政策について、県民の不安をどのように受け止め、今後どのように説明責任を果たしていくのか、あわせてお答えください。

次に、議会との向き合い方についてお尋ねいたします。

県議会は、単に予算や議案を承認する場ではありません。県民の多様な声を受け止め、執行部の政策をチェックし、時には修正を求め、時には国に対する意見を県民の意思として示す、極めて重要な役割を担っています。

これは釈迦に説法かもしれませんが、この議会の向こう側で聞いている方々にも思い、あえて発言をさせていただきます。地方自治における二元代表制とは、知事と議会がそれぞれ住民から直接選ばれ、

互いに独立した立場から県政に責任を持つ仕組みであります。知事には、政策を立案し、執行する責任があります。一方、議会には、その政策が県民の利益にかなうものか、財政的に妥当か、県民に十分説明されているかチェックする責任があります。

したがって、議会は執行部の下請機関でも追認機関でもありません。知事と議会は、時に意見を異にしながらも、県民のために議論を尽くし、よりよい結論を導く関係でなければならないと考えます。実際に、近年の議会においても、意見書や決議を通じて、国や関係機関に対する要望、県民の不安への対応、説明責任の徹底などを求めています。

昨年、令和七年九月定例会では、佐賀県警察本部のDNA型鑑定不祥事を受けて、第三者調査や組織改革、再発防止の具体化などを求める決議も可決されています。この決議は、県警察に関するものでありますが、県民の信頼を損なう大ごとな事案に対し、県議会が県民の代表として意思を示したものであります。当該不祥事について、自民党会派を代表する者として改めて深い憂慮の念を表明いたします。

ただ、ここで問われているのは、単に一つの不祥事への対応にとどまらないものと考えております。県政全体において、説明責任をどこまで果たすのか、透明性をどこまで高めるのか、そして、県民の信頼をどう回復し、維持していくのかという行政全体の姿勢であります。

また、県立大学についても、議会では、入学定員の根拠、県内出身者の割合、既存大学との割合、既存大学との競合、学生、教員の確保、建設費や運営費、地方交付税の見通し、将来のリスク、県民理解の熟度、県内企業との連携、県立大学以外の人材確保など、実に多くの論点が指摘されてきました。特に懸念すべきところとして、今議会冒頭の提案事

項説明において知事からは、できるだけ早い時期に建設事に係る予算を提案する旨の発言がありました。ややもすればこれは、選挙の前に予算を通し、開学へ後戻りできないようにして、選挙の争点となることを避ける動きと取られても仕方のないものではないでしょうか。将来の佐賀県にとって本当に必要な政策であるならば、なおさら計画の前提、費用、効果、リスク、代替案を明らかにし、県民に納得していただく必要があるということであります。

特に大きな政策転換で将来に長く影響を及ぼす事業については、議案提出の段階になって初めて詳細を示すのではなく、構想段階、検討段階から議会に丁寧の説明し、幅広く意見を聞くことが必要ではないでしょうか。また、議会からの意見が知事の考えと異なる場合であっても、それを単なる反対意見として受け止めるのではなく、県民の中にある不安や慎重な意見の現れとして政策形成に反映させる姿勢が不可欠であります。

県政において大切なのは、結論を急ぐことではありません。県民の理解を得ながら議会と議論を尽くし、政策の妥当性を高めていくことであります。時間をかけるべきところには時間をかけ、説明すべきことは説明をし、修正すべき点は修正する、そして、県民に信を問う。その積み重ねこそが県民から信頼される県政につながるものと考えます。

そこで、知事にお尋ねいたします。

知事は、県議会を県政運営においてどのような存在と位置づけておられるのか。また、議会から意見や決議、各委員会ですべてきた懸念や提案を、これまでどのように政策形成に反映してこられたのかお答えください。さらに、今後、県立大学をはじめとする重要政策について、議

会への説明、情報共有、意見反映の在り方をどのように改善していく考えなのか、お答えをお願いします。

我々県議会議員は、日々、県民の皆さんの意見を丁寧に取りながら、県民の暮らしに寄り添いながら、県民目線に立つて質問をし、提案をしております。山口知事が常日頃から発信しておられる佐賀県と県民のための県政を真に実現するために、真摯な答弁をお願いいたします。

最後に、次期知事選挙に対する姿勢についてお尋ねいたします。

山口知事の現在の任期は、来年一月までであります。そして、次期知事選挙は、本年十二月三日告示、十二月二十日投開票と決定されております。

知事は、平成二十七年の就任以来、三期にわたり県政を担ってこられました。その間、災害対応、産業振興、スポーツ、文化、観光、地域づくりなど、様々な分野で施策を展開されてきたところであります。

一方で、これまでの県政運営を振り返れば、県立大学、SAGAアリーナをはじめとする大型事業、各種プロジェクトの進め方、国との協議の在り方、議会への説明、県民理解、財政負担、地域間のバランスなどについて、県議会の中でも多くの意見や懸念が示されてまいりました。

また、これからの佐賀県は、人口減少、少子化、高齢化、地域経済の維持、農林水産業の担い手確保、医療、福祉、教育、人材確保、交通体系、原子力政策、防災・減災など、極めて重い課題に直面してまいります。特に人口減少が本格化する中では、従来どおりに事業を広げていくだけではなく、何を優先し、何を見直し、どのように将来負担を抑えながら、県民生活を守っていくのが問われます。県政には、これまで以上に選択と集中、財政規律、県民への説明責任、そして議会との丁寧な

協議が求められるものと考えます。

知事選挙は、知事個人の進退だけを問うものではありません。これまでの県政を県民がどう評価し、これからの佐賀県をどのような方向に進めていくのかを問う極めて重要な機会でもあります。したがって、次期知事選挙に対する姿勢は、県民にとっても、県議会にとっても大きな関心事であります。

仮に知事が引き続き県政を担う考えであるならば、これまでの成果だけではなく、課題や反省点についても率直に見詰め直し、県民や議会から寄せられてきた意見をどう受け止めるのかを明らかにする必要があります。また、県立大学をはじめとする大型事業、議会との向き合い方、国との協議、とりわけ西九州新幹線問題など、これまでの進め方をそのまま継続するのか、それとも県民理解や議会との協議をより重視した県政運営へと見直していくのか、その姿勢が問われるものと考えます。

そこで、知事にお尋ねいたします。

知事は、三期にわたるこれまでの県政運営について、成果と課題をどのように総括しておられるのか。また、人口減少、少子化、財政負担、地域間のバランス、県民への説明責任、議会との向き合い方、国との接し方など、現在、県政が抱える様々な課題をどのように受け止めておられるのか。その上で次期知事選挙に出馬する考えがあるのか、知事御自身の言葉でお答えをお願いします。

今月五日には、県内の各種団体、首長が県庁を訪れ、山口知事の四選出馬を要請されたとの報道をされています。それぞれの動きは各団体の自主的な意思によるものだと思いますが、政治家である以上、その出処進退は、その責任は全て本人が負うべきものと考えます。知事政治姿

勢、議会との向き合い方とあわせて、知事の率直な答弁を求めて、今回の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。よろしく願います。（拍手）

●山口知事 登壇Ⅱ皆さんおはようございます。

まず冒頭ですが、県警察不祥事の件をお触れになりました。釈迦に説法ではございますけれども、いわゆる警察領域におきましては、県知事の指示等の及ばないものでございます。警察案件につきましては、国家公務員であります県警本部長の下で適切に対処、対応いただきたいと考えております。

大場芳博議員の御質問にお答えいたします。

まず、県民への説明責任、政策決定過程などに対し、私自身の自己評価についてお尋ねがありました。

私は、知事就任以来、一貫して県民からの信頼を大切にして、真つすぐに、愚直に県政を運営してまいりました。これまでの常識や経験の延長線上では予測できない不確実性の時代にこそ、私、自分自身も研さんを積み、未来に向けた大きなブランドデザインを描き、県民の皆さんに佐賀を前進させていくための道筋を示していくことがリーダーの仕事だと考えています。

県民の意見を受け止めながら、議会の議論も踏まえ、世界的情勢、時代の変化などを鳥瞰的に見て、想像力や構想力を持ち、自ら決断し、実行してまいりました。そして、その決断の果実は、佐賀県民の皆さんに届くようにとずっと考えてまいりました。大変孤独で重い職責でありまされども、それが知事である私の使命であり、責任であると認識しています。

こうした中で、議会での説明をはじめ、記者会見、日々の行事や「県民だより」、県のホームページ、県政の特集記事など、様々な機会や手法を通じて、私なりに前広に丁寧な県政運営の方針、私の考えや思いなどを説明してきたと思っています。

あわせて、GM21、「さがの未来を語ろう会」、「さが現場の声と想いをつなぐ懇談会」、広聴事業の「山口知事のさー行こう!!」など様々なものを通じて、様々な形で、様々な御意見を私自身も直接いただいているわけでございます。こうして幅広く横断的に頂戴した御意見なども受け止めながら、「さがデザイン」や「さがすたいる」など、そうした視点も織り交ぜながら自分なりにそしゃくして、よりよい形で息づくように県政を進めております。

自分の役割というのは、私は言うならば、オーケストラの指揮者のようなものだと思うっておりまして、パート、パートで最適な形を導き出すのではなくて、佐賀県全体として、県政全体として、事業全体としてよいハーモニーを奏でることができるように取り組んでいます。

また、県議会においては、議員ごと、三十七それぞれの御意見があり、私がそれを意識しながら県政を進めることは大切なことと思っています。県議会において、私の姿勢について御意見があるのであれば、その点は真摯に承りたいと思います。そして、そうした御意見も受け止めながら、引き続き県議会、県民への説明責任を果たしてまいりたいと思います。

また、政策決定過程についても御指摘をいただきました。

山口県政は一貫してうそはつかない、これを基本姿勢にしています。そして、可能な限り原則公開という姿勢で対応しています。そして、県

議会における健全な議論も大切にしております。透明性、公開は大切なものです。

また、継続的な財政負担を伴う重要政策に関する説明責任について御指摘をいただきました。

基本的に重要政策を打ち出す際には、その財政負担について検証し、税収等の状況変化に応じてローリングを重ねながら財政計画に反映して取り組んでいます。十年後、二十年後、そしてその先の佐賀県財政も考慮に入れて、責任ある運営を行っていくと心がけています。

また、できる限り分かりやすい言葉で説明するように努力しています。大場議員がおっしゃるとおりです。財政運営は重要な視点であります。これからも常に未来に向けた持続性、可能性を意識しながら県政運営に当たっていく所存です。

次に、議会からの意見や決議などをどのように政策形成に反映してきたのか、私の議会との向き合い方についてお尋ねがありました。

これも釈迦に説法ですが、改めて知事と議会の役割について申し上げますと、知事は、予算を編成し、議会に提出すること、そして、認められた予算を執行すること。議会は、議案を審議し、議決すること、知事、執行機関をチェック、監視することが主な役割だと認識しています。

佐賀県民の幸せを追求するという同じ目標を共有し、健全な緊張関係の中で、知事、県議会がそれぞれの役割を果たしながら、車の両輪として県政を前進させていくことが大切だと認識しています。執行部、理事者側は可能な限り丁寧の説明しながら、議会とは緊張感を持ってフラットに、丁々発止の議論を行ってきたのが今の佐賀県だと私は認識しています。私はこうした健全な緊張関係の下、清廉な形で理事者側、執行部

と議会が議論を交わし深めていく、今の県政の進め方を誇りに思っております。議会にも敬意を表したいと思います。

例えば、私が議会の議論を参考に具体化した施策というものを幾つか紹介させていただきますと、最近では全国都市緑化フェアの開催、議会と連携した政策提案の実施、戦後八十年佐賀県戦没者追悼式の開催、水源地保全条例の制定、奨学金返還支援制度の創設、酒米への支援、中学校の少人数学級への促進、不育症の支援などなど、こうやって挙げていきますと枚挙にいとまがないものでございます。

現場に根差し、日々、県民の様々な声に耳を傾け、アンテナを高くし、活動されている県議の皆さんの御意見や御指摘は、県政を前進させる貴重なものでありまして、私にとっての着眼点ともなっているわけでございます。

また、議員から、特に県立大学の進め方などについて御指摘をいただきました。

私は、知事就任直後から、佐賀県の人口推移、人口動態について問題意識を持っておりました。佐賀県は、子供の割合は高いものの、大学進学者の八割以上が県外の大学に進学するなど、生産年齢人口は少ないといった課題があります。あわせて、直近、例えば、この五カ月の佐賀県の有効求人倍率は九州で一位であります。様々な分野で人手不足感は顕著に現れております。様々な団体からの要請も、この人手不足の解消というものが大きな課題となっております。

このような構造的な課題へ対応、対策を講じていくことは県政の急務と考えているのです。佐賀県は県立大学という他県が一般的に備えているものが備わっていない特殊な状況であります。

私は三期目の出馬に当たって、県立大学の設置を掲げました。その後私の考えを都度都度、県議会においてでき得る限りの説明を行ってまいりました。そして、多くの議論が行われたと認識しています。

あわせて議員から、再議についても御指摘をいただきました。

地方自治は首長と議会の二元代表制であります。知事は予算を編成し、議会に提案する権限、いわゆる予算編成権を持ちます。議会はその予算を審議し、本会議で議決するという権能を持つわけでございます。

そして、地方自治法において、ルールとして、議会には予算案の修正議決が認められる一方で、知事にも議会との権限の均衡を図る趣旨で、議会の議決に対する再議、もう一度検討願えませんかといったものが認められているわけです。こうした地方自治法に基づくルールにのっとり、私がかう一回御検討いただきたいというところで行使したものであります。ルールの中で、議場という場において議論できる執行部と県議会の関係を改めて誇りに思っています。

これまで県議会にはるる御指摘をいただいてまいりましたし、このたびもいただきましたが、引き続き健全な緊張関係の中で御意見をいただきたいと存じます。そうしたことも受け止めながら、佐賀県をよくしていきたい、よくしようという同じ目標に向かって、共に歩みを進めてまいりたいと考えます。

次に、三期目の総括についてお尋ねがありました。

この十一年間、私なりに日々全力を尽くして県政を運営してまいりました。私の最大の使命は、県民の命と暮らしを守ること、救える命を救うという強い信念を持って、常に危機管理と向き合っていました。そして、それぞれの地域の価値を表現することを大切に、佐賀県の基盤

である農林水産業、県土の骨格となる道路、空港、港湾などの社会資本整備、社会を支える医療・福祉・子育て、足腰の強い経済をつくる産業、自発の地域づくり、スポーツ、文化、観光などの交流を生み出す仕掛け、官民連携で進めるまちづくりなど、全ての分野において、人を大切にする施策を実践し、佐賀県のポテンシャルを引き出してきたものと認識しています。

大場議員から、次期知事選挙についてもお尋ねがございました。

六月五日、共にコロナと闘い、常に地域医療を支えてくれている県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会の四師会から四選への出馬要請がありました。その要請文には、救える命を救いたいとの山口知事の政策理念に深く賛同し、今後とも知事と共に地域医療の充実に取り組んでまいりたいとの思いが入っていました。

また、日頃から佐賀県の未来を見据え、GM21などで意見交換しております市長会、町村会からも要請をいただきました。

そして、県建設業協会、造園協会からは、人を育て未来を考えている知事にぜひ出馬を選んでいただきたい、緑化フェアを共に取り組みたいとの要請を受けました。

さらに、県商工会連合会、県商工会女性部連合会、県中小企業団体中央会からも出馬要請がありました。

また、これまで様々な場で期待の声をいただいてまいりました。いろんな方々と、これまで一緒に頑張ってきたことを改めて思い返し、心を揺さぶられましたし、重く受け止めさせていただきました。

私、山口祥義は、大好きな佐賀県民の皆さんと共に、新たな価値をさらに生み出し続ける佐賀県をつくるべく、年末の佐賀県知事選挙に再び

挑戦する決意をいたしました。

県民の皆さんにはそれぞれ思いや人生があります。これから人も大切にしながら、世界に誇れる佐賀県、未来に向けてさらに飛躍する佐賀県を目指し、全力を尽くしてまいります。

●石倉秀郷君（拍手） 登壇Ⅱおはようございます。ただいま議長長の許可を得ましたので、一般質問をいたしたいと思います。

今日は、四項目にわたりました知事にお伺いをいたすわけですが、一項目めは中東情勢の緊迫化に伴う物価高対策について、二項目めは佐賀空港について、三項目めは九州新幹線西九州ルートについて、四項目めは三期目の総括と四期目の出馬についてということで質問をしますので、どうぞ明快な答弁をお願いいたします。

質問に入ります前に、昨今の情勢を踏まえ、一点言及をさせていただきます。

今議会の開会直前、六月四日に県警のDNA鑑定問題に関する警察庁の特別監察の最終報告が公表されました。この問題につきましては、昨年九月定例会において、我々県議会は、一つ、真摯な反省、二つ、第三者による調査、三つ、再発防止策の具体化等を強く求める決議を全会一致で可決したところでございます。

特別監察の最終報告書によりますと、県警の調査で百三十件とされていた不正の総数が百件以上も膨らみ、二百三十九件であったことが明らかになりました。冤罪につながる事案がなかったのがせめてもの救いですが、県警に対する県民の不信感は一層大きくなったと言わざるを得ません。

DNA鑑定をはじめとする科学鑑定は、現代の犯罪捜査において不可

欠なものであります。県警におかれましては、県議会の決議を胸に刻み、県民の信頼回復に向け、本気で心して出直しを図っていただきたいと強く訴えるものであります。

問一、中東情勢の緊迫化に伴う物価高対策についてお尋ねをいたします。

中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰やナフサ不足等による燃油や資材、日用品の価格の高騰、一部の資材の供給の遅れが連日報道されております。県内においても、県民生活や医療・福祉、農林水産業、建設業など、幅広い分野で様々な影響が生じております。

実際に、県内の医療機関関係者からは、診療報酬が定められている中で、急激な物価上昇により、原材料費や光熱費等が増加し、経営が圧迫されているとの声が寄せられております。

また、農業者からは、飼料や農業用資機材のさらなる高騰を懸念する声があつており、建設業者からも建築住宅を受注しても、外壁材、断熱材、塗料等の建築資材の調達の見通しが立てにくい、完成時期を約束できず苦慮しているといった切実な意見が聞かれております。

こうした中、国においては、中東情勢の長期化に伴うエネルギー価格高騰や物価高への対応として、総額三・一兆円の補正予算が六月五日に成立し、地方への重点支援地方交付金一千億円も盛り込まれたところであります。

また、県においても、これまでの重点支援地方交付金を活用し、物価高騰対策が順次講じられてきておりますが、今議会では、医療・福祉、農林水産、中小企業など、幅広い分野を対象に、物価高に伴う痛みの緩和や未来に生きる生産性向上等に資する予算が提案されております。

一方、中東情勢においては、米国とイランが戦闘終結で合意したと報じられておりますが、今後の情勢は依然として不透明であります。引き続き注視が必要と思われます。今後、県内への影響をできるだけ抑えることができるよう、県は情勢の変化に応じて、より柔軟かつ早急に県内事業者や県民への支援を行ってみたいと思います。

今、不安に感じている県民の皆さんの思いに寄り添い、今議会に提案されている物価高騰対策に係る補正予算に盛り込まれた知事の決意についてお伺いをいたします。

二項目めは、佐賀空港についてお尋ねをいたします。

以前もパネルを出しましたけれども、知事さん、これが今現在の滑走路。（パネルを示す）これは五百メートルの滑走路延長。ここが平行誘導路、暫定的な計画ですけれども、ここは誘導路が大体四本。ここは駐屯地、佐賀空港。こういうふうな配置図になっておりますので、ここをちよつと頭に置いていただいて、私の質問を聞いていただければありがたいというふうに思います。

九州佐賀国際空港の昨年度、令和七年度の利用者数は、全体で六十四万人と過去五番目の利用者数となり、コロナ禍後、順調な回復を見せております。国内線の羽田便につきましては過去二番目の利用者数で、過去最高だった平成三十年の利用者数にあと三百五十人と肉薄する結果になっております。

国際線については、日中間の旅行需要の低迷により上海便が運休となつていますが、ソウル便は一月から二月にデイリー運航するなど、冬季の旅行需要の高まりをうまく取り込み、過去最高の搭乗率を記録しております。台北便については、昨年四月、三往復に増便したことで過

去最高の利用者数となっております。

県では、九州佐賀国際空港の就航エリアの拡大や安全性向上による制約の解消が必要として、滑走路延長二千五百メートル化に取り組んでおられます。加えて、佐賀駐屯地の開設も重なり、全ての航空機の円滑な運航を確保するために平行誘導路の整備が必要とされておりますが、私といたしましても、コロナ禍前、過去最高を記録した平成三十年の全体約八十二万の利用者数を超える日も近いと感じております。九州のゲートウェイ空港として、北部九州の中心に位置する九州佐賀国際空港のさらなる成長のためには、滑走路延長と平行誘導路は必要不可欠と考えておるところであります。

知事は、令和七年九月議会の演告で、空港と駐屯地それぞれの機能を發揮するためには滑走路延長と平行誘導路整備が必要不可欠であり、さらに有明海の漁業者のことを考えると同時の工事が必要であることから、引き続き防衛省と協力して取り組んでいく旨を表明されております。また県では、同時工事が必要として、昨年に引き続き本年五月にも国への政策提案を行われているところであります。このように、民間空港としての発展を進めるためのハード整備については着実に進めていく必要があると考えます。

他方、空港に隣接する佐賀駐屯地は昨年七月九日に開設され、間もなく一年が経過しようとしております。この佐賀空港の自衛隊使用については、平成二十六年七月に当時の武田防衛副大臣が佐賀に来訪され、オスプレイ十七機の配備と、後に取り下げられた米海兵隊の利用、そして、目達原駐屯地のヘリコプター五十機の移駐が要請されたところでありますが、オスプレイ十七機の移駐に必要な駐機場や格納庫等は整備されて

いるものの、目達原駐屯地からの移駐については、いまだ完了していない状況にあります。

一点目は、佐賀空港の滑走路延長と平行誘導路整備についてであります。

佐賀空港の滑走路延長と平行誘導路の整備について、防衛省からの支援を含め、今後どのように進めていくのか、知事の考えをお伺いします。

二点目は、目達原駐屯地のヘリコプターの移駐スケジュールについてであります。

平行誘導路の整備に関し、防衛省から支援が得られるとすれば、その費用負担は自衛隊機と民間航空機の離発着回数比率を参考に決められることも考えられます。民間航空機の離発着回数が令和六年度で七千二百十回、防衛省が運航計画の中で示しておる年間最大一万七千回の離着陸回数には目達原駐屯地の五十機も含まれていることから、目達原駐屯地からの移駐スケジュールを明確にしておく必要があると思います。

こういったことを踏まえ、目達原駐屯地のヘリの移駐に対する知事の考え、認識をお伺いいたします。

次に、九州新幹線西九州ルートについて質問をいたします。

このルート、佐賀空港・南ルートですけれども、（パネルを示す）これは有識者の方、シンクタンクの方が図面に落とされたというふうに聞いております。佐賀空港から北に大体四キロ、このラインで恐らくこれは久留米だと思えますけれども、久留米からこういうふうなルートでどうだろうかということです。だから、このことも頭に置いていただいて、私、今から質問しますので、しっかりと整理をしていただければと思います。

九州新幹線西九州ルートについて質問をいたします。

九州新幹線西九州ルートについては、国が昭和四十八年に整備計画を決定して以来、実に半世紀以上にわたり地域を二分するほどの幾多の議論と経過をたどりながら今日に至っております。

昭和六十年、国は早岐ルートを公表しましたが、その背景には、原子力船「むつ」の事故対応時に佐世保市が取り付けた「むつ念書」があったとされております。しかし、国鉄分割・民営化後、ＪＲ九州が、収支面から、早岐ルートに難色を示し、この約束は事実上、ほごにされることになっております。

平成四年、佐賀県、福岡県、長崎県、ＪＲ九州など六者間で短絡ルートによるスーパー特急方式、西九州ルートの原点となる地元合意がなされております。その後、国がフリーゲージトレインの開発を断念し、現在の状況に至っております。

令和四年九月にリレー方式による対面乗りかえで西九州新幹線が開業したことにより、嬉野市や武雄市には光がもたらされ、一方で、長崎本線沿線の鹿島市や太良町においては、特急列車の大幅な減便により、利便性が著しく低下するなど、地域間における光と影が鮮明に現れる結果となりました。

これまでの合意を守り、一定の負担を受け入れながら整備に協力してきた佐賀県にとって、フリーゲージトレインの開発断念はまさに前提を覆されるに等しいものであり、現在の状況を招いた責任は国にあると言わざるを得ません。とはいえ、今なお方向性が定まらない状況は、佐賀県にとっても、国にとっても決して望ましいものではありません。フル規格整備をするしないは別として、現状を少しでも打開するため、課題

解決に向けた議論を停滞することなく進めていく必要があります。

昨年十月以降、山口知事は、国の求めに応じ、国土交通省の水嶋事務次官と精力的に協議を重ねてこれ、その姿勢は評価するものであります。一方、水嶋次官も、二度佐賀県を訪れるなど、自ら汗をかいて議論を少しでも前に進めようとする姿勢が感じられます。

お互いの立場は違えども、胸襟を開いて様々な課題を議論されているが、今国会の会期は七月十七日までの予定であります。一般的には国の人事異動時期となります。佐賀県にとって、スケジュールありきの議論をすべきではないとの姿勢は理解できますが、山口知事と水嶋次官との関係性を踏まえれば、今この時期が課題解決に向けた道筋をつける極めて重要な局面で、今以上の機会はないと考えております。

報道によれば、環境アセスの幅について国交省と佐賀県とは考え方の相違があるとのこと。新鳥栖―武雄温泉間には、財政負担、ルート、在来線など課題がありますが、議論の進展につながる何らかの糸口を見いだしていくべきと考えます。

そこで、お尋ねをいたします。

環境アセスを含め、今後、水嶋次官との協議をどのように進めていくのか、知事の決意をお伺いいたします。

四点目、最後に、三期目の総括と四期目の出馬についてお尋ねをいたします。

先ほど大場議員からも四期目出馬に関する質問がございましたが、私からは、自民ネクスト会派を代表してお尋ねいたします。

山口知事は、平成二十七年一月に就任後、一貫して、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり。」を基本理念として、「現場」「ミッション」「プ

ロセス」をキーワードに掲げ、県政を前進させるため、政治家山口祥義として取り組んでこられました。

知事就任からこれまでを振り返ってみますというと、初登庁間もなく発生した鳥インフルエンザ、令和元年佐賀豪雨、令和三年八月豪雨、令和五年七月九州北部豪雨などの危機管理対応、県民の愛着と誇りの醸成に大きく寄与した「肥前さが幕末維新博覧会」の開催、未曾有のコロナ対応、SAGAアリーナの整備や国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の成功など、ハードとソフトの両面において成果を上げられてきております。着実に佐賀県を前進させておられるものと私は考えております。

知事が発案されたSSP構想も年々取組が進化し、今議会には、白石町、「Dragging Sports」と連携したアスリート寮や合宿所の整備に関わる予算が提案されております。スポーツを通じた県と市町が連携したまちづくりの好事例となることを期待しております。

さらには、佐賀の今と将来を見据え、佐賀県立大学の開学に向けて、後発であればこそその利点を生かし、着実に準備を進められております。令和六年九月には、経済五団体から早期開学要望が出されているほか、協力事業所の数もさらに増加するなど、経済界の期待も日増しに大きくなっております。

また、玄海原発、佐賀空港の自衛隊使用、有明海再生といった国政課題にも、難しいかじ取りの中、時々苦渋の選択や決断をしながら進めてこられました。九州新幹線西九州ルートについては、先ほど質問したとおりであります。

こうした中、昨年七月のサガテレビの県民世論調査では、八割を超え

る支持、昨年十一月に行われました佐賀新聞の県民世論調査では、六割近くの支持を集めておられます。メディアの調査の仕方なども様々であります。多少の開きがあるものの、知事のリーダーシップなどが県民から支持されているように思います。

私自身も、山口知事の県政運営については、甘い判断されるかもしれませんが、五段階評価でいくと、オール四、八十点は取れていると思っております。時に議会や県民からの慎重論や反対論の意見がある中、間接民主制において、県民の代表である議会の議決を得ながら、県政発展のため、SAGAアリーナの整備や県立大学の設置などを推進していく姿には、政治家山口祥義の本分を感じるところであります。SAGAアリーナの整備を契機に、変革を遂げている今の佐賀の躍動を見ると、山口知事の先見の明は評価されるべきものだと思います。

こうした中でも、先ほど質問をしたとおり、中東情勢の悪化など、国際情勢が県民生活に大きな影響を与える事態であります。山口知事は、これからも県民の生活を何よりも大切に、県民第一で県政を前へ進めていただきたいと思います。

そこで改めて、山口知事は三期目の県政運営をどのように総括をし、そして、四期目の出馬についてどのように考えておられるのか伺いをいたします。

以上、四項目の質問といたします。御答弁をよろしくお願いいたします。（拍手）

●山口知事 登壇Ⅱ石倉秀郷議員の御質問にお答えします。

まず、中東情勢の緊迫化に伴う物価高対策についてお答えします。

中東情勢の緊迫化に伴い、原油価格の高騰、ナフサ関係の目詰まりな

どによりまして、県民生活、県内経済に様々な影響が及んでおります。

県はいち早く、物価高騰による県民の皆さんの痛みや不安が少しでも和らぐように、令和四年度から切れ目なく対策を実施してまいりました。

佐賀県は、即効性のある応急的な対策はもちろんですが、将来を見据えた構造改革、賃上げ・人材確保の好循環につながる対策もあわせて実施しております。

さらに、令和八年度当初予算にかけて六十一事業、百十六億円を措置しました。生活者や幅広い分野の事業者にきめ細やかに網羅的な支援を展開したと考えています。特に国の対策では行き届かないところですか、国の対策と現場のミスマッチがある場合などには県独自の対策を講じてきたわけです。

例えば、「今を支え、未来を拓く」支援としては、収益性向上のための園芸農家への資機材導入支援ですとか、持続的な賃上げ実現に向けた過去最大規模の事業者支援、農林漁業者への燃料費等高騰支援、畜産農家への配合飼料等価格高騰支援。

例えば、「きめ細やかに網羅的」な支援といたしましては、国庫補助の隙間がありましたので、そこを県として対象にした保育施設への省エネ空調導入支援ですとか、汚物除去洗濯機の導入など、福祉施設職員の負担軽減支援、子育てタクシー利用券、小・中・高生アスリートの遠征費補助などがあります。

例えば、「佐賀ならではの支援」といたしますと、CSOネットワークを生かした生活困窮世帯への支援、商工団体と連携したSAGAプレミアム商品券、これは小規模な商店街でも参画可能にいたしました。さらには、伝統産業の競争力強化を支援したり、文化芸術活動の支援など

まで含めて行っております。

現場のニーズが高く、今回の補正予算で拡充したものもありまして、これまでの対策において一定の効果が出ているものと認識しています。

さはさりながら、中東情勢は日々変化しております。戦闘が終結いたしましても、損傷した石油関連施設の復旧ですとか物流体制の正常化などには一定の時間を要するのではないかとの見立てもありますし、先行きは見通せません。

県は五月に、物価高騰の抑制、原油由来製品の目詰まりの解消などについて、迅速かつ機動的な対策を講じるよう国に政策提案を実施いたしました。

今議会では、県民の皆さんの痛みや不安が少しでも和らぐようにとの思いで、幅広い分野を対象に、目の前の物価高に伴う痛みの緩和、未来に生きる生産性向上などに資する予算、十二事業、二十三億円を提案させていただきます。

物価高騰対策は、速やかに効果が発揮されることが肝要です。県民の皆さんのもとに県の支援が迅速に届き、様々なところで効果を発揮できるように早期の事業実施も図っていきたいと思いますし、そうしたためには、私自身も定期的に事業実施の状況を確認させていただきたいと考えます。

引き続き、中東情勢の影響も踏まえながら鳥瞰的な視点を持って対応してまいります。

続きまして、佐賀空港の滑走路延長、そして、平行誘導路整備についてです。

石倉議員から御指摘がありましたとおり、九州佐賀国際空港は、九州

のゲートウェイ空港としてコロナ禍後に順調に回復していると認識しています。この滑走路延長と平行誘導路整備がなされれば、北部九州の旺盛な経済活動や観光需要、インバウンド需要に応えることができ、また、防災拠点空港としての機能向上、そして、滑走路処理能力を超越した福岡空港の代替としての役割を担うなど、多面的な活用が可能と私は考えております。そうしたことから、国に対しても提案を行っております。

滑走路延長については、現在、環境影響評価の手続を進めており、配慮書、方法書、現地調査、準備書が完了し、評価書の作成を行っているところです。

平行誘導路につきましては、今年度に工事費の算定や施工計画の検討を行う予定です。

滑走路延長と平行誘導路整備については、中谷前防衛大臣から全面的に協力するというお話をいただいておりますし、昨年十二月二十二日に小泉防衛大臣ともお会いしてそのことを確認させていただいております。今後も、防衛省と連携しながら国交省などとの協議を進めてまいります。

続きまして、目達原駐屯地のヘリコプターの移駐についてです。

議員からお話がありましたように、平成二十六年七月の防衛省からの佐賀空港の自衛隊使用要請には、オスプレイ十七機の配備だけでなく、周辺の市街化が進む目達原駐屯地からのヘリコプター約五十機の移駐も含まれております。

目達原駐屯地のヘリコプターの移駐スケジュールについては、これは防衛省さんが考えることですけれども、私は現時点で説明を受けておりません。そして、担当部からは、防衛省からまだ決まっていなと説明

を受けたと報告を受けております。

続きまして、九州新幹線西九州ルートについてお答えします。

九州新幹線西九州ルートは、国がフリーゲージトレインを断念し今に至った特殊事情があります。今の状況を招いた責任は国にあり、国の責任が議論の出発点であります。そして、そのことはＪＲ九州と長崎県との間でも確認をしています。

新鳥栖―武雄温泉間のフル規格整備の話は、財政負担、ルート、在来線などの様々な課題を多面的に考えることが必要で、複雑な連立方程式を解くようなものと申し上げてまいりました。仮に今のスキームのままですフル規格で整備しますと、財政的影響だけを考えても佐賀県の将来を毀損するものとなります。慎重な議論が必要と考えております。

そして、佐賀県は、国の求めに応じて全く新しい話として様々なチャネルで国との対話を真摯に続けてまいりました。鉄道局との間では、地域交流部が令和二年から八回に及ぶ「幅広い協議」を実施してきました。その間、鉄道局は佐賀駅を通るルートでのフル規格整備が前提で、新たな提案は一切ございませんでした。

昨年十月以降は、私と水嶋国土交通事務次官との間でフル規格整備の可能性について二者協議を重ねております。水嶋次官との間では、フル規格整備の可能性について議論を深めるために、財政負担、ルート、在来線などの課題、さらに、九州全体の将来展望や地域振興なども含め、多面的な協議を続けてまいっております。その過程で、財政負担については、今のスキームでは難しいということで見解が一致するなど、理解が重なった点もございます。

そうした中で、本年四月に水嶋次官から、ルートを特定しない幅を持つ

た環境アセスの提案がありました。この提案は、フル規格整備の大きな課題の一つであるルートにも関わり得るもので、なかなか難しく慎重な議論が求められると思っています。私は、フル規格整備の可能性について議論を深める方向であれば、アセスの実施もあり得るということで協議を重ねています。しかしながら、水嶋次官からの提案は、ルートを特定しない幅を持った環境アセスとしているにもかかわらず、実質的に特定のルートに絞られてしまうような幅の狭いものでございました。

ルートについては、議員御指摘のとおり、県議会や県民の間で様々な考え方があり私も認識しています。

私はどのルートにすべきという点は全くフラットです。県内に様々な意見がある中で、フル規格整備の可能性の議論を深めている段階で、実質的にルートを決めてしまい、あらかじめ選択肢を限定するべきではないと思っています。

ここまでについては断片的に報道がなされております。これ以上、より具体的な内容は落ち着いた環境での協議が必要であります。五月二十六日の二者協議において、議論の途中経過を対外的に話さないことを水嶋次官との間で確認しました。

フル規格整備には、財政負担、ルート、在来線など、様々な課題があります。アセスの件が出されてルート論が注目されておりますけれども、財政負担、在来線の課題、その一つ一つでも県民生活に甚大な影響があります。フル規格整備の可能性について、今、協議が続いています。今後の協議がどのような方向に向かうかは簡単には見通せない状況です。

しかし、私はフル規格整備の可能性について、こうした様々な課題が

ある中にあっても、未来に禍根を残さない方向性などを県民の皆さんに提示することができないか、引き続き国土交通省との間で協議を行っていく所存です。

最後に、三期目の総括と四期目の出馬に対する私の考えを申し上げます。

私は知事就任以来、一貫して県民からの信頼を大切にしてきました。人を基軸に、佐賀県が持つポテンシャルを最大化すべく、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり。」を推進してまいりました。

県民の命と暮らしを守ることが私の最大の使命と心得ております。危機管理に向き合い、救える命を救うという強い信念の下、現場重視のオペレーションで迅速に臨機応変に対応してきました。危機管理先進県としての対応力、佐賀県の強みである災害支援CSOとのネットワークは我々の大きな財産だと考えています。

また、県民自らが地域を愛し、地域への誇りを持つことが、佐賀県の未来を開く大きなエネルギーになるとの思いで、「佐賀さいこう！」をキーワードに、佐賀県のすばらしい価値を伝えてきております。

そして、知事就任以来大切にしている「さがデザイン」は、クリエイティブを突き詰めた多彩なプロジェクトをつくり出しています。幅広い施策に横串を刺しながら、プロジェクトのコンセプト自体もデザインし磨き上げ、新たな光の当て方を見つける視点は山口県政の強い推進力となつてございます。

これまでの振り返りですが、一期目は、自発の地域づくり、「子育てし大県さが」、「さがすたいる」、SSP構想など、佐賀の将来に向けてその価値が開花するように様々な種をまきました。

二期目は、新型コロナが蔓延するという状況になりました。また、令和元年、令和二年、令和三年と相次いだ豪雨災害など、県民の皆様の命と暮らしを守る対策に向き合ってきました。

そうした中でも、SAGAアリーナの整備、「歩こう。佐賀県。」「プロジェクト65+」、「さが園芸888運動」など、その先につながる施策を具体化するなど、一期目に広くまいた種を芽吹かせ、それを着実に育ててまいりました。

そして、三期目でございます。佐賀県が常に先を見据え、世界に向けて続けてきた挑戦が芽を出し、花開いていると認識しています。

例えば、SAGAアリーナのグランドオープン、「SAGA2024」の開催であります。多くの感動を生み出すSAGAアリーナを核としたSAGAサンライズパーク周辺は、日常と非日常が織りなすエリアとなり、そこに生み出された新たな価値は佐賀駅周辺の景色を大きく変えています。

また、「森川海人もりかわひとプロジェクト」から生まれた「PLA PLA」であります。今月七日のオープニングセレモニーには、石原環境大臣、そして世界八カ国の大使や総領事などをはじめ、志を同じくする多くの方々に参加いただきました。世界的な課題になっている海洋プラスチック問題の解決に向け、地域発の取組の輪を広げていく意欲的なプロジェクトがスタートしました。

さらに、佐賀県独自のコスメティック構想、「Tゾーン」の整備、歴史公園内に初めて誕生した「スノーピーク グラウンズ吉野ヶ里」、鹿島・太良地域の日常や営みの価値を表現する「むしろこれから 鹿島・太良プロジェクト」などなど、人の力、デザインの力をも駆使し、

戦略的な構想の下で佐賀県全体の価値をネットワーク化し、磨き上げていきます。

そして、こうした施策の効果は様々な指標にも現れているのではないかと感じています。

例えば、地価公示です。令和八年の地価公示において、佐賀県は商業地、住宅地、工業地の全ての用途で上昇率が全国一桁順位となりました。そして、四十七の都道府県庁所在地における商業地の上昇率の順位は、一位が東京二十三区、二位が大阪市、これに続きまして佐賀、京都、福岡の順となり、佐賀は地方都市で唯一上位の地域となっております。

また、県民経済計算に目を向けますと、九州内の一人当たりの県民所得は、これまで長い間、福岡県が一位でありました。そして、令和三年、令和四年の直近二年間は熊本県が一位でありましたけれども、ついに令和五年度は佐賀県が、佐賀県としても過去最高額となり、初めて九州一位となったわけでございます。

そして、有効求人倍率です。佐賀県の有効求人倍率は足元で五カ月連続で九州一位となっています。地域経済の状況を背景に、人材需要が急伸、急に伸びておりまして、幅広い分野で人材が求められている状況です。

人口動態では、国内の人口は当然減少トレンドにある中ですが、佐賀県の人口増減率の都道府県間順位は、令和二年国勢調査で二十三位だったものが令和七年では十八位に改善しており、健闘しております。さらに、この十年間の日本人の社会増減に着目すると、転出超過数は約二千七百人から約千二百人へと改善しております。もちろん県民の声を聞く、足元で厳しいという声は多く聞くわけですが、今、日本全体

の少子化の中で、佐賀県はかなり善戦して、県民総意の力で頑張っているんじゃないかと私は認識しています。まさに今、佐賀県の様々な本質的価値が高まり、好機をも迎えているとも感じています。

また、昨年は戦後八十年という節目の年でもありました。高齢化が進む御遺族の皆様の思いを深く受け止め、原田議員からの御提案を受け、十年前倒して追悼式を開催しました。追悼式を機に、戦争の記憶や平和への思いをインタビュー形式で聞き取り、記録する事業をスタートさせました。

城原川ダムにつきましては、苦渋の決断をされた水没地域の皆様の思いを未来に残すために、御家族ごとの思い出や地域の風景を映像としてアーカイブ化しております。こうした今しか残せない記憶、そしてかけがえのない様々な思いを未来につなぐ取組を大切に進めてきました。しっかりと次世代に引き継いでいきたいと思っております。

今後の県政運営について申し上げます。

この十一年間、一日一日を全力で取り組むことで、かねてから私がイメージしていた佐賀県のすばらしさが発揮され、ポテンシャルが最大化していく姿に徐々に近づいてきたように感じています。今、世界では大國による現状変更の試みなど、力の誇示や行使が続いています。中東情勢などの不確実性は世界経済に大きな影響を与えており、国内では原油価格の高騰など、物価高が進行しています。こうした世界の情勢を俯瞰的に捉え、変革のときにも常に先を見据えて、将来に向けての布石を打つ佐賀県でありたいと考えています。

これまでも、そしてこれからも全ての源泉は人であります。現在、あらゆる分野で人材が不足しています。人材の育成、確保は喫緊の課題で

す。特に佐賀県では、子供が多い県であるにもかかわらず、他県へ人材が流出しています。こうした状況の中、例えば、教育と産業を結ぶ「さが高等教育構想プラットフォーム」の展開では、小・中・高・大の教育を産業界につなげ、人づくりの全国モデルになるスキームをつくり出していきたいと思います。

そして、令和十一年の開学を目指す県立大学。起業家精神を持ってチャレンジし続け、周囲に変革をもたらす「チェンジ・メーカー」を育成し、様々な分野で佐賀県を支える人材をつくり出していきたいと考えます。また、学生を教育するだけでなく、地域との連携を重視し、「日本一プロジェクトが生まれる大学」、地域のシンクタンク機能をも持つ大学をつくり上げ、佐賀県で大きな役割を果たす拠点にしたいと思っています。

令和十年には「山の博覧会」、全国都市緑化フェアを佐賀県で開催します。地域の人と山が織りなす佐賀ならではの自発の地域づくりにより、新たな人と人とのつながりを生み出す、この先の跳躍点になるような大会にしたいと考えています。

また、「さが園芸888運動」では、収益性の高い園芸農業を中心に、稼ぐ農業への転換を進め、所得の向上を実現することで新たな担い手をつくり出していく好循環が生まれるよう、施策を一段と加速させます。

そして、SSP構想のさらなる進化です。佐賀から新しいスポーツの世界を切り開く構想は、投資を県民の利益として回収していくスポーツビジネスの歴史を紡いでおります。常に挑戦を続けながら大きく発展させていきます。

石倉議員からも、「Dragging Sports」が運営する白石町の体操専用施設、アスリート寮、合宿所を御紹介いただきました。私

は、SSP構想により、こうした全国からアスリートが集う拠点が県内各地に形成され、スポーツ文化の裾野がますます広がる姿を描いております。好循環が生まれている今、県議会の皆様、県民の皆様と力を合わせ、それぞれの地域が持つ価値を捉え、再認識し、昇華させていくことが佐賀のさらなる発展につながると確信しています。私は、さらに輝く佐賀県を見たくて、チーム佐賀、オール佐賀で全力を尽くしていきます。そうした中で、六月五日の四師会を皮切りに、市長会、町村会や建設・商工団体などから四選への出馬要請をいただきました。また、これまで様々な場で期待の声もいただきました。先ほど御答弁させていただいたとおり、私は新たな価値をさらに生み出し続ける佐賀県をつくるべく、年末の佐賀県知事選挙に再び挑戦する決意をいたしましたわけでございます。

私は、佐賀をよくしたいという強い思いでこれまで県政を担ってきました。佐賀県民の皆さんのために、そして県民の皆さんと共に引き続き県政を担っていくという覚悟です。「挑戦なくして、伝統なし」、「SAGA2024」の開会式でも申し上げた私が大好きな言葉です。佐賀県らしい伝統的な営みのすばらしさを大切にしながら、未来志向で新しい挑戦をする、佐賀県が持つ本質的価値を磨き、積み重ねていく挑戦が佐賀県の未来を切り開く道であると強く信じております。「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり。」これからも人を大切にしながら、世界に誇れる佐賀県、未来に向けてさらに飛躍する佐賀県を目指し、全力を尽くしてまいります。

●徳光清孝君（拍手）登壇 皆さんこんにちは。県民ネットワークの徳光清孝でございます。

私の質問の傍聴者は午後一時に来るようになっています。まさか午前中に入るとは思っていませんでした。ですが、しっかりと質問をしたいというふうに思います。

通告に従いまして、順次、県政の課題について質問いたします。山口知事、そして甲斐教育長、福田警察本部長及び岸川公安委員長の誠意ある答弁、そして、執行部の皆さんの答弁をよろしくお願いいたします。

一番目の問いは、県警DNA型鑑定の不正問題についてであります。

県警の科学捜査研究所の職員によるDNA型鑑定不正問題について、ここでは、その概要や経過について申し上げることはいたしません。重要なことは、鑑定の不正によって捜査や公判へ影響を与えていないのかどうか、どうして不正が行われ、長い期間にわたって見過ごされてきたのか、どうすれば二度と起こさないという再発防止の対策が確実に実施されるのか、今後、県警への県民の信頼を取り戻すことができるのかどうかということだと私は受け止めております。

この不正が発覚して以降、私は、昨年九月議会で一般質問、十一月議会で常任委員会の質問、そして、今年二月議会で一般質問と常任委員会質問、これまで四回にわたって県警をただしてまいりました。そして、今回、警察庁の特別監察の最終結果が公表されたところであります。その内容は、一言で言うならば、警察の調査が不十分であったことを明確に示していると言えるのではないのでしょうか。改めて県警は、特別監察結果を真摯に受け止め、再発防止や県民の信頼回復に全力を挙げなければならぬと考えております。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

まずは、警察庁特別監察結果に対する受け止めについてであります。

警察庁の特別監察結果を県警察の調査結果と比べますと、大きな違いが生じていると受け止めております。それは、不正件数やその種類が大幅に増加したこと、結果として鑑定事案の約四割に不正が見つかったこと、不正を開始した時期が約一年早まったこと、発覚後も残余書類を扱える部署にいたこと、特別監察では、不正のうち三十七件は、捜査への支障が生じていないかどうかは明らかにならなかったということだと思っています。結果として、いかに県警の調査がずさんで不十分であったかが明らかになったと考えております。

まずは、このことをどう受け止めているのかお尋ねをいたします。

次に、特別監察では、三十七件が捜査への支障が生じているかどうか明らかにできなかったと結論づけております。これに対しまして、六月四日に行われました福田警察本部長の記者会見では、「関係書類の精査により容疑者を特定できた事案は見当たらなかった。捜査への影響はなかったと判断した。」と述べたと報道されております。つまり、この報道どおりだとしますと、特別監察結果と違うことを会見で福田本部長は述べております。

そこで、どうして県警は支障がないと断定できるのかお尋ねをいたします。

次は、再発防止策の見直しについてであります。

不正の種類分けが県警調査の九種類から、特別監察では二十種類に増えております。それだけ再発防止の取組の幅が広がったのではないかと思います。また、特別監察では、再発防止策について大変細かく実施することを指導しております。この結果、県警のこれまでの再発防止策を根本から見直す必要があると考えますが、今後どのように再発防止策を

進めていくのかお尋ねをいたします。

また、再発防止策を確実に進めるためには、そのことを専門的に取り扱うチームなり、あるいは部署なり、そういったものが必須ではないかと思いますが、その点についてもお尋ねをいたします。

次は、第三者による調査についてであります。

昨年九月議会では、我々県議会は再発防止と第三者による調査を求める決議を全会一致で可決いたしました。本部長も、これは大変重たいものだと受け止めたことまで述べております。我々の第三者による調査を求める質問に対し県警は、県警調査の実施後は、県警調査は徹底して精査した上で鑑定資料自体に手を加える等の取り扱いはなかった、その上で第三者的に県公安委員会が詳細に調査を確認している、第三者的立場で県公安委員会が指導しているから第三者による調査は必要ないと答弁してまいりました。そして、警察庁の特別監察が始まってからは、直接の言及は避け、警察庁の特別監察を見守るという趣旨の答弁に変化をいたしました。

今回の警察庁の特別監察の結果を受けても、記者会見の中で福田警察本部長は、第三者による調査は必要ないと発言しております。しかしながら、今回の特別監察で県警調査は不十分と結論づけられました。これは、当初の県警調査を基にした、第三者による調査は必要ないという判断の根拠は崩れたのではないかと私は思います。今回、特別監察が終了しましたが、これをもってどうして第三者による調査等は必要ないと言い切れるのか、私には理解できません。改めて第三者による調査が必要ではないかと思しますので、警察本部長の見解をお尋ねいたします。この質問では最後になりますが、県公安委員会の受け止めについてで

あります。

公安委員会としてはこれまで、県警から調査の内容を詳しく説明を受けており、公安委員会として様々協議する中で調査方針や状況などについて強く指示してきた、第三者的に警察を管理しており、第三者による調査は必要ないと答弁をされてきました。しかし、今回の特別監察で県警の調査そのものが不十分であることが断定されました。この間の県警の調査に向き合ってきた県公安委員会は、その役割が果たされていたのかどうかも含めて、改めて役割が問われていると思います。公安委員会が協議をし、調査方針や状況などについて強く指示してきた県警調査そのものが不十分だったということを、公安委員会としてどう受け止めているのかお尋ねをいたします。

さらに公安委員会として、警察庁の特別監察の結果をどう受け止めているのか重ねてお尋ねをいたします。

二番目の問いは、物価高対策についてであります。

ここ数年、物価上昇が続いております。県民生活や県内のあらゆる産業などに影響を及ぼしており、将来に不安を感じている県民の方々も多いのではないかと考えております。

国は、電気料金やガソリン価格などへの補助をはじめとして、物価高対策を講じてきております。また、佐賀県は、県内の実情を踏まえながら、国の政策が届かない分野へ、より踏み込んだ物価高対策を実施してきていると認識をしております。

また、勤労者の給料は、ここ三年余り高い伸びを記録しておりますが、物価上昇には追いついておらず、昨年まで四年連続で物価を勘案した実質賃金はマイナスとなっております。今年に入ってから四カ月間は、

物価上昇が少し落ち着いてきたこともありまして、僅かながら実質賃金は上昇に転じております。しかしながら、今後も実質賃金が増え続ける情勢にはないのではないかと私は受け止めております。

さらに、年金生活者にとってみますと、年金支給額の引き上げは、皆さん御承知のとおり、物価上昇分よりも低く抑える仕組みとなっております。まして、年金生活者の収入は目減りしております。

そして、これまでまでの物価上昇に加えて中東情勢の悪化による原油高や品不足が、今の厳しい状況に拍車をかけております。

六月十日に公表されました国内の企業物価指数によりますと、五月の企業物価は前年同月比で六・三％上昇し、三年二カ月ぶりの高水準となりました。これは中東情勢の悪化によって、原油やナフサの値上がりで石油及び化学関連製品の価格が高騰したためであると言われております。今後、消費者が購入する商品価格に上乗せされていくため、落ち着きを示した消費者物価も再び大きく上昇する可能性があります。私も建設関連の業者の方から、塗料や断熱材等々が入手できず、顧客の要望に応えることができず大変困っているという話を聞いております。

そういう中で、私たち県民ネットワーク会派は、去る四月二十一日に山口佐賀県知事に対して緊急対策を求める四項目の申し入れを行ったところであります。

昨日ですか、アメリカとイランが戦闘終結に向けた覚書に合意したと報道されました。ただ、この実現に向けてもまだまだ予断を許さない状況だと思えますし、仮に合意しても、石油やガスなどのエネルギー供給が回復するには数カ月かかると言われております。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

まずは、物価高騰や中東情勢の悪化による県内への影響についてですが、山口知事は物価高騰や中東情勢の悪化が県内にどのような影響を及ぼしているかと認識しているのかお尋ねをいたします。

次に、物価高対策を進める体制についてであります。

これまで物価高対策を実施してきましたが、県庁内での物価高対策を行う体制はどうなっているのか、また、どのようなやり方をしてきたのかお尋ねをいたします。

次に、これまでの物価高対策の受け止めについてであります。

県は、国の対策から外れた分野にも目を向けて様々な施策を実施してまいりました。現状ではどのような効果があったと受け止めているのかお尋ねをいたします。

そして、今後の対策についてであります。

本定例議会にも物価高対策を含めた六月補正予算が提案されておりますが、まだまだ原油高や品不足等への対策は必要だと思っております。

今後、国への要望も含めまして、どのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

この問いでは最後になりますが、指定管理者への物価高対策についてであります。

指定管理者の指定期間はほとんどが五年間となっております。そして、指定した時点で指定管理料が決められております。指定した時点から物価高騰や人件費の上昇が続いておりまして、指定管理者は経営的に苦しくなっているのではないかと思っております。

国も、労務費の適切な転嫁や官公需における価格転嫁に関する対応策を示しております。また、二〇二六年度地方財政計画におきましても、

物価高騰への対応といたしまして、委託料や施設管理経費等に対する地方財政措置の拡充が図られております。

県は、指定管理者に対し、物価高や人件費上昇を踏まえた対策をどのように実施しているのかお尋ねをいたします。

三番目の問いは、部活動の遠征等における安全確保についてであります。

去る五月六日、磐越自動車道で新潟県の私立北越高校ソフトテニス部が乗車をしていましたマイクロバスが事故を起こしました。その事故により高校生一人が死亡し、二十名が重軽傷を負ったと報道されております。そして、運転手が過失運転致死傷の疑いで逮捕されました。亡くなられた方の御冥福をお祈りしますとともに、けがを負われた方々にお見舞いを申し上げます。

この事故は全国に衝撃を与えたと思います。その後の報道を見る限りにおきまして、安全確保対策をしっかりと行っていれば、この事故は防げたのではないかと私は受け取っております。

この事故を受けて、文部科学省やスポーツ庁は全国教育委員会に「部活動の遠征等における安全確保について」という通知を出しております。そして、現在、全国教育委員会は、部活動の移動手段の実態を把握する調査を行っており、安全対策の徹底に向けてさらなる取組に着手していくのではないかと思います。

このような悲劇を二度と起こさないためにも佐賀県でも安全対策の徹底を図ってみたいと思います。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

まずは、公立学校の部活動移動についてであります。

移動に関するルール等についてありますが、県教育委員会は、県立学校の部活動移動に関するルール等を定めていると思いますが、それがどのような内容になっているのかお尋ねをいたします。

次に、各学校の部活動の移動の実態についてであります。

文部科学省等の通知を見ますと、「利用可能な範囲での公共交通機関の利用も含めて移動手段の検討を行うこと。」とされております。しかしながら、佐賀県の場合、公共交通機関の利用だけでは遠征は難しいのではないかと考えております。県内の県立学校部活動移動の実態についてどのように把握をしているのかお尋ねをいたします。そして、その実態を把握した上で、現状どのような課題があると考えているのかお尋ねをいたします。

今回の事故を受けて、文科省、スポーツ庁が安全確保に関する通知を出しました。県教育委員会として、通知を受けてから今後どのように対策を行っていくのかお尋ねをいたします。

また、中学校の部活動移動についてであります。

市町立の中学校でも部活動は活発に行われておりまして、当然、遠征もあると思います。ただ、その移動範囲は高校ほど広範囲ではないかもしれません。自分の経験上も、中学校の場合は、保護者の車に分乗して試合等に行くのが多いと思っております。当然ながら、その場合も安全対策をしっかりと行うことが求められております。

教育委員会として、市町教育委員会と連携をし、安全対策に取り組むことが重要だと思いますが、その点についてお尋ねいたします。

次に、私立学校の部活動移動についてであります。

文部科学省の通知では、当然ながら、「国公立学校を問わず対応い

ただくことが必要」と書かれております。

まずは、佐賀県内の私立学校では、部活動移動に関してルール等はあ
るのかどうかお尋ねいたします。また、その実態を県はどのように把握
をしているのかお伺いをいたします。

この項では最後になりますが、今後、県として私立学校に対しまして、
部活動移動の安全対策に関してどのような取組を行うのかお伺いをいた
します。

四番目の質問で最後になります。県立大学についてであります。

県立大学は、令和十一年四月開学を目指して準備が進められておりま
す。少子化が進む中で、大学をめぐる状況は厳しいものがあり、特に私
立大学については、定員割れなどの状況も生まれていると聞いておりま
す。

そのような中、新しく開学する県立大学に対しては、議会でも様々議
論がなされておりますし、県民の中にも様々な意見があるのが現状であ
ります。

また、これまで県立大学の建設工事費は二百億円を上限とすると、執
行部は述べてまいりました。ただ、昨今の物価上昇などが大変気になる
ところでもあります。山口知事は、今議会の演告で、「できるだけ早い時
期に建設工事に係る予算を提案できるよう準備を進めている」と予算提
出に関する考えを述べております。目指す開学時期まで三年を切った
今、それほど時間的猶予があるわけではないと受け止めております。

そこで、県立大学に関して次のことについてお尋ねをいたします。

まずは、開学に向けたスケジュールについてであります。

令和十一年四月に開学予定でありますが、大学の設置認可申請をその

一年半前の令和九年九月に提出することになると承知をしております。
まずは、この設置認可申請を目指して様々なことが決まっていこうと考え
ますし、申請後も体制を整えていくものがあると思います。その辺りも
含めまして、改めて、現時点で開学までのスケジュールをどう考えてい
るのかお尋ねをいたします。

次に、入学者の確保についてであります。

学校基本調査を見ますと、昨年三月に高校を卒業した佐賀県的人数は
約七千人であります。六月に人口動態統計調査が公表されました。それ
によりますと、佐賀県の二〇二五年の出生数は四千六百十一人と発表さ
れました。仮にこの数字がそのまま十八年後の十八歳人口になると仮定
をすれば、今の三分の二に減少することになります。今後、少子化が一
層進むことは確実であります。

また、本年四月に開学いたしました武雄アジア大学の初年度入学者が
三十七名でありまして、定員百四十名を大幅に下回っております。入学
者の確保に向けて、武雄アジア大学も相当努力をしたと思いますが、確
保できなかったのが現実であります。このことだけを見ますと、新設大
学の入学者確保は容易でないと感じました。実際に、県立大学の入学者
確保は大丈夫なのかという声を私も何人からか直接お聞きをしております。

ただ一方で、同じく今年四月に開学をした大学で定員を満たしている
大学もあります。報道によりますと、太宰府市にあります福岡国際音楽
大学は定員八十名に対し九十一名が入学をしております。大学の理念や
教育内容などが学生や保護者に十分伝わっているということもあるのだ
はないかと思えます。このように取組や工夫次第では、入学者を集める

ことができるということを示しているのではないかと考えております。
そこで、県立大学についても、入学者の確保に向けてしっかりと取り組んでいく必要があると思いますが、どのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

この質問では最後になりますが、教員の確保についてであります。

文部科学省へ大学設置認可申請の際には、教員スタッフの一覧表を提出することとなっております。審議の際は、その一人一人が適正な職位となっているか。例えば、教授として質、量ともに十分な論文を書いていくかなども確認していくと聞いております。新設大学ということもあり、既存大学と比べると、県立大学のよさも大学の教員になろうという方々に十分伝わっていないと思われます。そのような中、教員確保は相当努力をしなければならぬのではと思っております。
そこで、教員の確保についてどのように取り組むのかお尋ねをいたします。

以上で一回目の質問を終わります。(拍手)

◎議長（宮原真一君） 暫時休憩します。

午後零時八分 休憩

六月十七日

令和八年六月十七日(水) 午後二時十分 開議

出席議員 三十六名

欠席議員 一名

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	三〇番	大場芳博	二三番	宮原真一
二番	下田 寛	一六番	弘川貴紀	三一番	木原奉文		
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三二番	留守茂幸		
四番	猪村恵子	一八番	江口善紀	三三番	石井秀夫		
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三四番	藤木卓一郎		
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三五番	土井敏行		
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三六番	石倉秀郷		
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三七番	岡口重文		
九番	中本正一	二四番	指山清範				
一〇番	野田勝人	二五番	定松一生				
一番	青木一功	二六番	八谷克幸				
一二番	古川裕紀	二七番	原田寿雄				
一三番	中村圭一	二八番	武藤明美				
一四番	富田幸樹	二九番	徳光清孝				

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	副知事	副知事	政策部長	総務部長	地域交流部長	県民環境部長	健康福祉部長	産業労働部長	農林水産部長	県土整備部長	危機管理・報道局長	文化・観光局長	S S P 推進局長	男女参画・こども局長	山博・緑化フェア事務局長	会計管理者	公安委員長	警察本部長	教育長	人事委員会事務局長
山口祥義	平尾健	引馬誠也	前田直紀	内田祐美	寺田博文	諸岡泰輔	金丸政樹	丸尾豊	井手宣拓	横尾秀憲	三角治	宮原浩二	光武香織	大草昭雄	江島宏	旗生康之	岸川美和子	福田英之	甲斐直美	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会議事局長	同 副事務局長	政務調査課長	総務課長	議事課長	総務課副課長	議事課副課長	政務調査課副課長	議事課議事・記録担当係長	同 議事・記録担当主幹
真坂昇	藤田豊	大久保哲	田中信二	山口正敏	高田一弘	佐藤隆一	中村正典	篠田博幸	

六月十七日

○ 開 議

●副議長（古賀陽三君） これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

徳光清孝君の質問に対する答弁から開始いたします。

●山口知事 登壇Ⅱ徳光清孝議員の御質問にお答えします。

物価高対策について、私の現状認識についてお答えします。

長引く物価高騰に加え、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰、ナフサの滞りなどにより、県民生活や県内経済に様々な影響が及んでおります。

国からは、原油調達先の多角化などにより石油の安定供給が可能となった、ナフサ由来の化学製品を含む石油製品は年度を越えて供給継続が可能といった見通しが示されておるのですが、県内から聞く現場の声とはいささかギャップがあるようにも感じております。

確かに、我が国全体をマクロの観点で見れば、必要以上の買い占めがなければ充足しているものとも思いますが、地域、ミクロの観点で見れば、今後調達できなくなる心配など、将来に向けた不安もあるわけでございます。

私も、徳光議員が述べられていたのと同様に、県民や事業者の方々からは材料の調達に困っているだとか、今後も石油由来製品などが不足するのではないかとといった不安の声を直接伺っておりまして、現場での供給不足感というのは依然として残っているのではないかと思います。

国から見れば、全国的には冷静に対応していけば需給の逼迫はないとされているということなんでしょうが、都市部、地域部、それぞれ地域によってこれは事情が異なっているわけでありまして、そういった現状

を補足してほしいなと思っています。

さて県は、地域の実情を丁寧を確認してミクロな観点での支援が必要ならばちゅうちょなく対策を講じてまいりました。今後も現場の実情や不安の声を丁寧に把握しながら対策を講じていくことが必要と思っております。これまでも、そしてこれからも、県民の皆さんの痛みや不安が少しでも和らぐよう、機動的かつ柔軟な予算の執行を図りながら、きめ細やかかつ網羅的な支援に切れ目なく取り組んでまいります。そして、それを細かくチェックしてまいります。

●前田政策部長 登壇Ⅱ私からは、大きく二項目お答えします。

まず一項目め、物価高対策について三点お答えします。

一点目、物価高対策を進める庁内の体制についてです。

物価高騰に対する全庁的な体制ということで申し上げますと、令和三年当時、新型コロナウイルス禍からの経済回復などの影響によりまして、世界的に原油価格等が高騰しまして、県内でも様々な影響が生じていたということを受けて、県では令和三年十二月に佐賀県原油価格等高騰対策本部を設置しました。この対策本部は、教育長と全部局長を構成員としております。そして、現場の声や状況に関する情報共有、意見交換などを行っております。これまでに本部会議を三十四回開催しております。

昨今の中東情勢の緊迫化によりますます急激な原油価格高騰を受けまして、今年四月に開催しました本部会議では、これまで予算化している物価高騰対策を迅速かつ着実に実施することでありまして、引き続き最新の情報を収集、共有して機動的に対応していくことを確認したところでございます。

また、今月三日に開催しました本部会議では、現場への影響や事業の

進捗などを、直近の状況を共有して引き続き状況に応じた支援を検討していくことについて改めて確認したところです。

次に、これまでの物価高対策の受け止めについてです。

これまで県では、物価高騰対策ということで、令和四年度から切れ目なく実施してまいりました。その際、国の対策では行き届かないところや国の対策と現場のミスマッチがある場合などには、県独自の対策も講じてまいりました。

こうしたこれまでの県の取組に対する現場の声ということで申し上げますと、例えば、保育施設からは、省エネ型の空調導入支援に對しまして、熱中症対策になりありがたいといった声や、高齢者や障害者支援施設からは、こちらにいろんな機器整備に對する補助を設けたところですが、けれども、例えば、汚物除去機能つき洗濯乾燥機というものがございまいけれども、こういったものは高額でありますので、これまで購入できませんでしたが、補助金があれば導入できるという声もいただいております。

それから、県内の宿泊業者の方からは、「もつと佐賀旅キャンペーン」というのを行っておりますけれども、こちらのおかげで、平日の予約、あと、日曜日の予約が例年に比べて大変増加をしているということで、大変ありがたいといったお声などをいただいております。

それから、就労継続支援事業所からは、原材料費が高騰して経営が苦しい中で、生産性向上のための設備導入支援というものを行っております。こちらについては、非常にありがたい、積極的に活用して工賃向上に取り組みたいと、こういった声をいただいております。これまでの対策において一定の効果が現れているものと考えております。

既に実施している事業については、今回、予算を上回る申請があったということで、現場のニーズに合った支援策として活用されていると思います。ただ、これから実施する事業もございますので、早期の実施に努める必要があると考えております。

次に、今後の対策についてです。

今回の補正予算では、物価高騰に對応するため、「きめ細やかに網羅的に」、「今を支え、未来を拓く」、そして、「佐賀ならではの支援」ということで、約二十三億円の前算をお願いしております。

予算化に当たりましては、県内の様々な声や現場の状況等も踏まえながら事業を検討しております。価格転嫁が難しい医療、福祉分野を中心に、目の前の課題に對応するとともに、企業の付加価値向上や農業の基盤強化など、将来につながる取組もあわせて実施することとしております。今回、十二の事業を追加いたしました。

これによりまして、物価高騰対策としましては、国の大規模な総合経済対策を受けて予算化した令和七年度の十一月追加補正予算以降、合わせて百三十九億円、延べ七十三の事業となっております。

中東情勢や原油等の供給については先行きが不透明な部分もあり、県内の影響が長期化するおそれもあるのではないかと考えております。

こうしたことから、国に對して五月二十六日に政策提案を行っております。まして、物価高騰を抑制するとともに、原油由来製品が地域に確実に届くよう、目詰まりの解消と安定供給の丁寧な対応について提案を行ったところでございます。

物価高騰対策は、速やかに効果が発揮されることが肝要でありますので、県民の皆さんのもとに支援が迅速に届き、様々なところで効果が現

れるよう、早期の事業実施を図ってまいりたいと思います。

引き続き、現場の状況を丁寧に把握し、今後の物価動向や国の対応なども注視しながら、県として必要な支援策を迅速かつ機動的に講じてまいりたいと思います。

続きまして、県立大学について三点お答えいたします。

まず、開学に向けたスケジュールについてです。

県立大学は、令和十一年四月開学を目指しており、令和九年九月に文部科学省に設置認可申請を行うこととなります。その中核は、県立大学が採用する予定の教員名簿と、それぞれの教員が担当する科目の概要でありまして、現在、教員公募等の手続を進めているところでございます。

また、受験生の関心が高い入試制度についても検討を進めておりまして、大学教員と県内企業の産学連携の仕組みや大学事務局の組織の在り方など、開学後の大学運営を見据えた検討も進めております。

校舎につきましても、できるだけ早い時期に建設工事に係る予算を議会に提案できるよう準備を進めております。

令和九年九月に文部科学省に設置認可申請を行った後は、大学設置・学校法人審議会の大学設置分科会におきまして審査を受け、令和十年七月末に設置認可の判断がなされる見込みです。そして、設置認可を受けた後は入試手続などに入りまして、令和十一年四月の開学を迎えることとなります。

次に、入学者の確保についてです。

まず、大学生の確保という点では、全国的に国公立大学と私立大学の状況は大きく異なっております。国公立大学で恒常的に定員割れをしている大学はありませんが、私立大学は、令和七年度の調査では定員割れ

をしている大学が全体の五三％となっていることを申し上げておきたいと思います。

県立大学の一期生は今の高校一年生です。高校一年生のときにどこまで卒業後の進路を意識するかということについてはそれぞれだと思いますけれども、普通高校の場合、一年生の終わりに文系、理系の選択が行われますことから、これからは高校生に対する情報提供に注力する大事な時期となります。

佐賀県立大学は、起業家精神を持ってチャレンジし続け、周囲に変革をもたらす「チェンジ・メーカー」を育成することとしております。熱量の高い教員によるデータサイエンスとマネジメントの理文融合型、そして、県内の企業等の現場で課題解決型学習を中心とする学びは、不確実性の時代を生きる子供たちを成長に導く大学になるものと確信をしております。

この県立大学の学びの特色や入試制度などにつきましては、高校一年生やその保護者、また、進路指導に当たる高校の先生に随時、進路選択の参考となるような情報を分かりやすく伝えることが重要だと考えております。

こうしたことから、高校一年生がイメージしやすいように、漫画形式のリーフレットを配布することとしておりますし、県の担当職員が各学校を訪問しまして、高校の先生に、県立大学の入学者選抜の方針や学びの内容のイメージを直接伝えるなど精力的に活動しているところでございます。

次に、教員の確保についてです。

県立大学の教員につきましては、四月から公募を始めておりまして、

これから書類審査、面接と進んでいくことになります。途中経過ということになりますので、応募状況などの詳細な状況についてはお答えすることはできませんが、教員は教育の質を左右する極めて重要な存在ですので、県立大学の特色をしっかりと伝え、熱量の高い教員を確保してまいりたいと思います。

県としては、学術研究の実績のある教員や実務経験豊かな教員、また、学生に寄り添い、力を引き出すことに秀でた教員など、様々なバックグラウンドや多彩な経歴を持つ教員で大学を構成し、大学そのものが常に成長し、チャレンジするような組織風土をつくってまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

●内田総務部長 登壇 Ⅱ 私からは、二項目についてお答えをいたします。まず、物価高対策について、指定管理者への物価高対策についてお答えをいたします。

指定管理料は、施設の特性に応じて、人件費や物価高騰を踏まえた適切な価格転嫁や価値に見合う利用料金等の設定、適正なコスト管理による経費の見直しといった観点から収支計画を作成し、上限額を設定しております。指定管理に係る協定締結後の物価変動等については、協定に基づき指定管理者による対応を基本としております。

一方で、昨今の光熱費の高騰の影響によりまして、例えば、指定管理料に占める電気料金の割合が高く、事業継続に支障を来すといった場合について、令和四年度以降、指定管理者に対し、累次で電気料金の支援を行ってきております。

さらに令和六年度以降は、人件費や物価変動の影響で施設の管理運営

に支障が生じる場合に、県と指定管理者との間で指定管理料の増額協議ができる旨を協定に盛り込む、明記することについて、切り替え時期に合わせて順次見直しを進めております。

引き続き、指定管理施設の所管部局とも連携しながら、指定管理施設の運営状況を把握し、指定管理者が安定的に管理運営できるよう環境整備に努めてまいります。

次に、部活動の遠征等における安全確保のうち、私立学校の部活動移動についてお答えいたします。

命は何よりも大切であり、今回の事故において生徒の貴い命が失われ、多くの生徒が負傷されたことについて、大変痛ましく受け止めております。今回の事故は、部活動の遠征における安全管理の大切さを改めて認識させられた事故であると考えております。

部活動の移動ルールはあるのかというお尋ねでございました。

私立学校において、部活動の移動に関する統一的なルールはございませんが、随時、国や県教育委員会の安全管理に関する通知に合わせて、県のほうからも適切な対応を依頼しているところでございます。それらに基づいて、各学校において個別にマニュアルを定めるなど、部活動の安全な移動について、各私立学校において対応をいただいております。

実態の把握についてですが、今回の事故を受けまして、県内の私立学校に部活動の移動に関する調査を実施いたしました。その結果、移動の際は、できる限り学校所有のマイクローバスや乗用車を使用されております。運転は主に教職員が担っている状況でございました。なお、学校内でどうしても大会や遠征が重なる場合がございます。こういった場合は、貸し切りバスやジャンボタクシーを業者に依頼しているケースもご

ございます。

今後の県の取組についてでございます。

現在、国において、部活動を含めた校外活動での移動時の安全対策の検討が進められております。今月末をめどに取りまとめがなされると聞いております。その結果が示され次第、県教育委員会と連携し、各私立学校において部活動の移動に関する安全対策がさらに徹底できるよう、県としてしっかりと支援をしてまいります。

私からは以上でございます。

●甲斐教育長 登壇Ⅱ 私からは、部活動の遠征等における安全確保の御質問のうち、公立学校の部活動移動についてお答えをいたします。

今回、他県で起きたバス事故では、未来ある若い命が失われ、また、多くの生徒が負傷しました。大変痛ましいことであり、教育を預かる者として、改めて安全確保を最優先とした対応を徹底していきたいと考えております。

まず、部活動移動に関するルールについてですが、県教育委員会では、部活動移動に当たっての安全管理に関する取扱要綱を定めており、貸し切りバスを含む公共交通機関の利用を原則としています。その上で、公共交通機関の利用が困難な場合には、一定の条件を満たした上で、後援会等が所有するマイクロバスなどを教職員が使用して引率することを認めています。

使用の都度、校長による事前の承認を必要としており、車両保険や運転経験、運転技術の習熟度、車両の整備点検が十分と認められ、保護者の理解が得られた場合に承認しております。また、マイクロバスには運転者以外に必ず教職員や保護者等が同乗すること、長時間の運転や深夜

に及ぶ運転計画でないこと、運転者が過去一年以内に重大な交通事故や違反がないことなども確認することとしています。

あわせて、安全運転研修会を自動車学校と共催で実施し、部活動用マイクロバスなどを運転する教職員には受講を義務づけております。運転シミュレーターを使用した危険予測や危険回避、中型バスでの安全運転実技等を行っています。初回受講後も三年に一回は受講することとしております。

また、毎年、取扱要綱の周知を行っており、安全確保のために取るべき行動を毎年度当初、再確認することで取組の徹底を図っているところ です。

今回の事故を受けて、改めて安全最優先の取組を行うよう、県立学校に注意喚起し、あわせて貸し切りバスを利用する場合は、委託事業者の安全管理体制や契約内容を書面で確認することとしました。

また、部活動における遠征時のバス利用状況について調査を行ったところ、多くの学校で後援会等が所有するマイクロバスの利用があり、教職員の運転のほか、保護者による運転も一定数ございました。そこで、マイクロバスを保護者が運転する場合、必ず教職員が同乗し、不安なく運転できるよう、生徒の安全管理に努めることとしました。

国の通知を受けた今後の取組についてですが、現在の県教育委員会の取扱要綱は、先日、五月十九日付で国が発出した通知の内容と重なる部分が多いものの、主に教職員によるマイクロバスなどの利用に焦点を当てたものであるため、貸し切りバスやレンタカーなどの利用も含め、部活動遠征時の移動に関する包括的なルールの策定を現在検討しているところ です。

なお、現在、国においては、学校教育全般における移動時の安全対策について検討が進められており、近く示されることと思います。それを踏まえた上で、一層の安全対策に取り組みたいと考えております。

市町立中学校への対応についてお尋ねがございました。

先日、国からの通知を伝達し、市町立中学校においても、生徒の安全確保の徹底が図られるよう市町教育委員会に依頼しました。これまで部活動中の安全確保については、市町立中学校も対象に研修会等を実施してきましたが、今後は移動時の安全確保についても研修に取り入れるとともに、市町教育委員会との会議の場などで、県教育委員会の取組や各市町の取組等を共有し、意見交換を行っていきたいと考えております。

県内における部活動遠征時の生徒の安全確保について関係の皆さんの参考となるよう、県教委としての役割を果たしていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

●岸川公安委員長 登壇 県警察の調査が不十分だったということ、公安委員会としてどう受け止めているのかにつきましてお答えいたします。

本件事案に関しまして、その発覚から処分、公表に至るまでの公安委員会の対応につきましては、以前の県議会場におきましても御説明してきたとおりです。

事案の発覚後、昨年九月の当該職員の処分、事案の公表に至るまで、公安委員会としては、定例会議の場におきまして、合計七回にわたり県警察から調査方針や調査状況の報告や説明を受け、その都度、県警察に対し確認や指導を重ねていたところです。

しかしながら、議員御指摘のとおり、今回公表されました警察庁の特別監察の実施結果によりますと、県警察の当時の調査結果とは様々な点で異なる内容が明らかとなっております。これは率直に申しまして、当時の県警察の調査結果に不十分な点が認められたということでありますが、その調査に對しまして、当時、県警察をしっかりと管理すべき立場であった公安委員会として、その役割を十分に果たすことができていたのか、そういった御指摘に對しましては、私ども公安委員会として真摯に受け止める必要はないと考えております。

そして、その上で、公安委員会としましては、引き続き法令に基づき、県警察を適切に管理する公安委員会に求められる公平中立な立場で、その重要な役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

警察庁の特別監察の結果をどう受け止めているのかにつきましてお答えいたします。

改めまして今回の不祥事案につきましては、当然のことながら、警察活動への信頼を著しく損なうものであり、公安委員会としましては、県警察に対する県民の信頼が揺らぐことに強い懸念を抱いております。

公安委員会としましては、申し上げたように、事案の発覚後、昨年九月まで実施された当時の県警察の調査に對しては、私どもとしてできる限り確認や指導を続けてまいっていたところではありますが、今回の警察庁の特別監察において、県警察では確認に至っていなかった事項が多く判明しました。当時の調査結果に不十分な点が認められたことについては大変重く受け止めております。

公安委員会としましては、特別監察の実施結果を受けた、こうした公安委員会としての認識や今後の対応について、広く県民の皆様にお伝え

することが適切であると考え、既に「公安委員会コメント」として取りまとめ公表しておりますが、引き続き県警察において実施する再発防止策について、その着実な実行が図られるよう、県警察に対し随時その進捗状況の報告を求め、強く指導を重ねてまいりたいと考えております。

改めまして、私も三人の委員がそれぞれの知見や視野といったものも大切にして、再発防止のための具体的な取組の在り方などについても十分に議論を尽くしていきたいと考えております。

そして、何よりも県民の一人として、県民の視線を大切にしながら、これから、今後以降も県警察をしつかりと管理してまいります。

私からは以上です。

●福田警察本部長 登壇Ⅱ去る六月四日、警察庁より昨年の十月から県警察に対して行われておりました特別監察の実施結果の通知がありました。

お答えに先立ち、本件事案につきましては、当該職員により相当の期間にわたり様々な不適切な取り扱いが行われていたものであります。一連の行為は、科学捜査への信頼は当然のこと、県警察に対する県民の信頼、警察活動への信頼を大きく損なうものであり、県警察の責任者として、改めまして深くおわび申し上げます。

警察庁特別監察の受け止めについてお答えします。

今回の不祥事案につきましては、犯罪捜査をはじめとする警察活動において活用されているDNA型鑑定に関するものであったため、県警察としましては、特に、本来被疑者でない方を捜査対象とした、本来拘束すべきでない方を拘束した、犯人ではない方を被疑者として検察庁に送致したなどといった影響がなかったかという点が、最も慎重な確認を要

する、最も重要な点であるものと考えておりました。

これらの点に関して申し上げますと、警察庁による特別監察においても、その影響はなかったことが確認されたものと承知しています。

他方で、県警察におきましては、令和六年十月当時に本件事案が発覚した後、調査体制を確立し、できる限りの確認作業を行ってまいりましたが、一般の特別監察におきまして、当時の県警察の調査において、判明させることができていなかった不適切な取り扱いの状況も明らかとなりました。これは、県警察における調査結果に不十分な点が認められたということであり、この点につきましては、私自身、警察庁から厳重に指導を受けました。

議員御指摘のとおり、一般の警察庁の特別監察におきまして、県警察におきます調査とは大きな違いが生じました。特別監察結果報告書では、この差が生じた要因が四点掲げられておりますが、そのような要因があったとはいえ、これは県警察における調査結果に不十分な点が認められたということに変わりはなく、県警察としまして大変に重く受け止めております。

次に、捜査への影響という点につきまして、より詳細に御説明いたします。

冒頭申し上げましたとおり、捜査への影響という点につきましては、県警察におきましては、本件について、特に本来被疑者でない方を捜査対象としたなどといった影響がなかったかという点が、最も慎重な確認を要する、最も重要な点であるものと考えておりました。そして、その点は、一般の特別監察におきまして、全ての関係書類や関係データの精査などの徹底した確認作業の結果、影響がなかったことが確認された

ものと承知しています。

他方で、議員御指摘のとおり、特別監察におきましては、本来判明するはずの被疑者を判明させることができなかったなどといった支障が生じていないか、その影響が明らかにならなかったものが三十七件あったとされております。

この点につきまして、県警察におきましては、調査を実施した当時、関係書類や関係データの精査や、鑑定の残余資料の再鑑定といった調査作業により、当該職員の不適切な取り扱いがなければ、被疑者が特定できたことが明らかと認められる事案は見当たらなかったことをもって、この点については捜査への影響はなかったと評価し、私も含め、その旨をこれまで御説明してまいったところです。

他方で、特別監察におきましては、この点につきましてより厳密に評価がなされ、例えば、対象職員による不適切な取り扱いによる鑑定の結果、DNA型が検出されなかったという場合、残余資料の再鑑定でもDNA型が検出されなかったときは、鑑定当時にDNA型が検出されたという根拠はないものの、検出された可能性もあることなどをもつて捜査への影響が生じていないかについて明らかにならなかったという評価がなされたものと承知しております。

この点につきましては、県警察としても、このような、当該職員の鑑定当時の鑑定資料からDNA型が検出された可能性について、より厳密な評価を加えた上で、こういった事情も含めて詳細に御説明するほうがより丁寧であったものと考えております。

再発防止策についてお答えします。

県警察におきましては、昨年の九月以降、本件事案を受けた再発防止

のために各種の取組を進めております。

例えば、科学捜査研究所におきましては、鑑定作業のチェック機能の強化や、鑑定結果の決裁時における確認の厳格化、DNA型鑑定を担当する技術職員二名増員等のほか、これまでに福岡県警察、大阪府警察及び大分県警察の科学捜査研究所への職員の派遣、他府県の科学捜査研究所の幹部の方々に来県いただいた際の指導、久留米大学医学部教授の方や元最高検察庁検事の方による講義といった取組を講じてきております。

また、県警察全体に係るものとして、職務倫理や業務管理、公文書管理といった面で、幹部職員による指導、各警察署への巡回、所属内での少人数ミーティングの開催、外部の有識者の方々による研修、講義といった取組も順次講じてきております。

他方で、議員御指摘のとおり、今般示されました特別監察の実施結果におきましては、今回の不適切事案が発生した要因につきまして、対象職員の倫理観の欠如と不十分なサポート体制、不適切な鑑定業務を防止するための対策の不足、幹部による不十分な業務管理と整理された上で、それらに応じた再発防止策として、組織マネジメントと職員サポートの強化、DNA型鑑定作業の厳格化・標準化、電子データや鑑定資機材の管理の徹底、DNA型鑑定の適正な運用の徹底、DNA型鑑定嘱託の合理的かつ的確な実施という五項目が掲げられており、それぞれを実現するために取り組むべき詳細な項目が示されております。

こうした、今般の特別監察により示されました再発防止策につきましては、中には、今御説明したような既に県警察において実施しているもの以外のものも相当あるところでございます。したがいまして、県警察としましては、今般の特別監察により示された再発防止策の中で、実施

に至っていないものにつきましては早急に対応することとし、また、既に実施しているものにつきましても、改めてその効果や在り方を一から見直すことにより、それぞれの措置がさらに実効あるものとなるようにしてまいりたいと考えております。

そして、こうした再発防止策の確実な実施のために、県警察内に専門的なチームを設けるべきではないかという御示唆をいただきました。議員の御指摘の方向で、継続的に制度的に各種の再発防止策を組織内において確実に軌道に乗せることができるよう、警察本部内に再発防止策の実施状況を点検し、必要な措置を講じることを目的とするチームを設けることを速やかに検討してまいりたいと考えております。

県警察としましては、これまで御説明した様々な再発防止策につきましましては着実に取り組むとともに、これが真に実効性のあるものとなるよう、引き続き不断の改善、修正、追加を図ってまいりたいと考えております。そしてまた、その経過や状況等につきましましては、引き続き広く御説明に努めてまいりたいと考えております。

第三者による調査についてお答えします。

昨年の十月に県議会において採択されました「佐賀県警察本部DNA型鑑定不祥事の再発防止と県民への信頼回復を求める決議」につきましては、県警察としまして非常に重く受け止めております。改めまして、県民の負託を受けておられる県議会の皆様から厳しい御指導を賜る事態を生じさせたことを、県警察の責任者として大変に申し訳なく思っております。

決議におきましては、その表題にございましており、県警察に対し、今回の事案につきまして、その再発防止と県民への信頼回復が求められ

ているものと承知しております。そして、本件事案に関し、県警察に対して求める事項の一つとして、「説明責任を果たすため、独立性、透明性、専門性などを備えた第三者による調査を行うこと」と示されております。

この点に関しまして、県警察としての考えを御説明申し上げますと、今般の警察庁による特別監察が、昨年十月八日から本年六月四日まで約八カ月といった長期間にわたり、科学警察研究所のDNA型鑑定の専門家を含む総勢三十名以上の調査チームにより、一つ一つの事案について高度で専門的な観点から精緻な確認が徹底して実施されたこと。特別監察は、DNA型鑑定分野に造詣の深い玉木京都大学名誉教授や青木名古屋市立大学名誉教授から調査方法の助言を得るなど、部外の有識者の方々の協力も得て実施されたこと。県警察においては、県警察に保存されている全ての関係書類や全ての電子データなど、その一切を特別監察の調査チームに提出し、県警察の職員は一連の作業に一切加わっていないこと。そして、その結果、今般、調査によって確認された詳細な内容は、特別監察の実施結果報告書の形で警察庁のウェブサイトに公表されるなど広く示され、また、当該職員による一連の不適切な取り扱いの状況の確認結果については、県警察にとっては非常に厳しいものとなっていることといった事情を踏まえますと、今回の特別監察は、本件の調査内容が事件関係者のプライバシーや具体的な捜査内容にわたることを踏まえながら、専門性、客観性、透明性に配慮して実施され、本件事案について極めて精緻かつ徹底した厳正な事実解明がなされたものであり、必要な調査は行われたものと考えております。

改めまして、今般の一連の行為は、科学捜査への信頼、警察活動への信頼、そして、県警察に対する信頼を大きく損なうものであり、県警察

の責任者として大変に申し訳なく思っております。県警察としましては、御説明申し上げた各種の再発防止策を確実に推進するとともに、あわせて、日々の警察活動にしっかりと取り組み、もって県民の期待と信頼に応えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●徳光清孝君 登壇Ⅱ古賀陽三副議長から登壇の許可をいただきましたので、再質問を行います。

質問に入ります前に、部活の移動ですね。私たちの同僚の議員も含めて、やっぱりあの事故以降、実際に運転をしている保護者の方から不安、もしくは自分が事故を起こしたらどうなるんだろという不安の声が結構広がっているというふうに思うんですね。だから、そこに県の教育委員会とか学校がどこまで関与できるのかというのは難しいところがあると思います。一方、そういった方々に支えられて部活動がやられている。その不安に應えるためには、学校としてもどうやればいいのかということも少し念頭に置いて、これからまた取り組んでいただきたいと思います。

まず、公安委員長にお尋ねをいたします。

県警の調査が不十分だったということは真摯に受け止めるということ、で答弁をいただきました。そして、今後もその再発防止策等々について、公安委員会として適切な管理をやっていく。役割について、やっぱり真摯に受け止めるということなんですが、県警調査に対する適切な管理の在り方自体が問題なかったのかどうかというところだと思えますよね。やっぱり県警自体が調査したことの報告を受けて、その報告のいろいろ協議の中で、これはおかしいんじゃないのと、こんなふうにしたら

という、多分指導とか指示はされたとは思いますが、調査自体はやっぱり県警がやっていますので、深いところまで、やっぱりなかなか公安委員会としては届かない、それが現状の壁かもしれません。

だから、そんな意味では、公安委員会が適切な管理を行うという、その適切な管理とは何なのか。本当に県警調査に対するこれまでの公安委員会の関与の在り方が適切だったのかどうかということは、今回の特別監察結果を受けて、私は十分協議というか、考え直さないとけないんではないかなというふうに思うんですね。

そういった意味で、やっぱり三人の公安委員ということでも限界があるというふうに思いますので、そういった意味からもやっぱり第三者を入れた調査というのが必要ではないかなというふうに思いますので、改めて公安委員長の、第三者の調査に対しては答弁は要りませんが、適切な管理ができていたのかどうか、これからその辺どうあるべきか、しっかり公安委員会の中で協議をしていただきたいというふうに思いますので、その点についてよろしくお願いをいたします。

それから、警察本部長にお尋ねをいたします。

一つは、やっぱり三十七件の問題に対して、特別監察は被疑者が特定できたかもしれない、そういった捜査に影響がなかったとは断定できないと。つまり影響があったかもしれないし、なかったかもしれない、捜査に対してですね。だから、何でそういう表現になっているかという、当然ながらよく読み込むと、再鑑定しようにも資料がなかったとか、それから再鑑定しようにも当時のDNAの量が微量だし、経年劣化している、で、ちょっと調べようがないと、それ以上調べようがないので、断定できない。だから、あったかもしれないし、なかったかもしれないと

いうことなんですね。

県警本部長のこれまでの答弁は一貫して、そうは言いながらも、特別監察でも影響があったとは断定していないと。だから、県警としても、これまでいろんな事実を、資料を精査してきたので、それはなかったんだという判断になっていると思うんですね。先ほど答弁されたのは、しかし、そうは言いながらも、これまでの答弁はもう少し丁寧に言ったほうがよかったのかなという答弁だったと思いますが、丁寧に言う言わないじゃなくて、判断できない、明らかにないということは、何回も言いますが、捜査に影響あったかもしれないし、なかったかもしれないんですよ。だから、それをどう捉えるのか。影響があったと断定していないから、県警としても捜査に支障があったとは考えませんということでは、私はちょっとつじつまが合わないなと。

というのが、特別監察によって、県警調査に不十分なところがあったということは県警本部長も認めていらつしやる。認めていらつしやるならば、その三十七回について明らかにならなかったということもしっかりと認めた上で、やっぱり今後どうすればいいのかという道筋を私はつくるべきではないかなというふうに思います。

それから二つ目が、第三者による調査です。

確かに警察庁の特別監察の調査資料、大変分厚いもので、かなり詳細に調査をされたというのは分かります。ただ、警察庁の記者会見の模様も、報道で見た限りですが、外部の教授の知見を聞いて、その助言を生かして調査をしたということなので、直接その調査に外部の方が関わっているわけではないんですね。私たちは、第三者の方が直接調査に関わって、しっかりと徹底して調べることでしか県民の信頼を取り戻せるこ

とはできないんじゃないかと。

六月十二日の衆議院内閣委員会では長妻委員が質問をされています。その中でも、長妻委員の表現を借りるならば、やっぱりこれだけ不正問題が出てきて、警察庁といえども、身内による調査なんだから、第三者を入れた調査をしっかりとすべきじゃないかという表現で質問をしているんですね。そんな意味では、やっぱり信頼を取り戻す、徹底的に明らかにするという意味では、私は改めて第三者を入れた調査というのをやるべきだというふうに思いますので、その点について再度答弁をお願いいたします。

それから、再発防止については、ぜひ専門的なチームでやっていただく方向で検討するということなので、そこはしっかりとやらないと、二度と起こってはならないと思いますので、よろしくお願いをします。

最後に、物価高対策で知事から答弁をいただきました。確かによく分かりましたし、そうだと思います。

おとといですが、佐賀のテレビのニュースを見ますと、イチゴ農家の方が取材を受けていました。かんがいホース等が入手できないと。これができなければ苗を植えることができない。このままいくと、苗は全部廃棄しないといけない。そうすると、イチゴ農家を廃業せざるを得ないと。だから、現場はそこまで深刻なんですね。

確かに国会の中では、総体的な生産量は足りているし、ナフサも十分足りているという言い方をしています。どっかに目詰まりがあるのかという言い方もしていますが、現場から見るとないんですね。御承知のとおり、ない。そういった方々に、どんな情報を県が積極的に伝えていくのか。

じゃ、例えば、国に対して要望して、それなら業界ごとに、いつから出荷ができるのか、出荷の計画をしっかりと示してくださいとか、そういったことを、例えば国に言うとか、県内でもそんな業者がいれば調査をして、今の在庫状況がどうなのか、今後の出荷はどうかという、そういった見込みも含めて情報だと思うんですね、品不足に関しては。

品不足に関して、県自体で補正予算をつけて解決するということはなかなか難しいと思います。そんな意味では、本当に今、困ってどうしようもないという方々に、例えばの話、あと一カ月我慢してくださいと。あと一カ月我慢したら必ず佐賀にも製品が来ますからと、そういったところまでしっかりと丁寧に、今の中東情勢の悪化を受けた状況については対応するべきではないかなというふうに私は思いますので、その点に対する見解をお願いいたします。（拍手）

●山口知事 登壇Ⅱ徳光議員の再質問にお答えします。

まさにこの物価高騰で資材の調達、材料の調達に困っているという具体的な声も私も聞いているわけでございまして、庁内で議論していても、確かに調達可能なものであるならば県で対応も実はできるわけなんですけれども、ない袖は振れないわけでありまして、それで先ほどの答弁になるわけで、国全体としてマクロでは調達、いわゆる先行きが見えていても、個別のところは目詰まりが起きている可能性があるわけでありまして、これについては我々も、しっかりとさらに国のほうに、実際に起きている状況というものを伝えていきたいと思えますし、恐らく我々で起きていることと東北で起きていることはまた違うんだと思います。そういういったところをつぶさに調査をするように国にも申し上げていきたいと思えます。

●岸川公安委員長 登壇Ⅱ徳光議員の再質問にお答えしたいと思えます。

議員からの質問は、公安委員会として適切な管理とは何かということをお尋ねされたと思います。

もちろん前提としまして、公安委員会は、警察運営の大綱方針を示すことにより、県警察を管理する機関である、そこが大前提でありまして、今回のような事実解明のような場合に必要となるような個々の分野に係る高度な科学的専門性、そういうのは持ち合わせておりません。ですが、警察法に基づき、県知事が県議会の同意を得て任命した三人の委員をもって構成されており、住民を代表して警察行政の民主的運営を保障し、また、独立の合議体としての中正な運営によって警察行政の政治的中立を確保するという趣旨で、公平中立の立場でその役割を果たすものであると捉えております。

確かに何回も御指摘があったように、今回の場合は、私たちには専門的な知識はありませんけれども、県警の運営の大綱方針、これに沿うものかどうかといったものを常に管理をしていきたいと考えております。以上でございます。

●福田警察本部長 登壇Ⅱ捜査への支障が生じていないか明らかにならなかったという論点につきまして御説明いたします。

少し繰り返しになりますが、特別監察におきましては、本来判明するはずの被疑者を判明させることができなかつたなどといった支障が生じていないか、その影響が明らかにならなかつたものがあつたとされております。

この点につきまして、県警察におきましては、当該職員の不適切な取

り扱いがなければ被疑者が特定できたことが明らかと認められる事案は見当たらなかったことを踏まえ、この点については捜査への影響はなかったものと評価して、これまで御説明してまいりました。

一方で、特別監察におきましては、この点につきまして、例えば、対象職員による当時のDNA型鑑定作業では、DNA型の検出に至らず、そして、事案発覚後の再鑑定においてもDNA型の検出に至らなかったものについて、鑑定当時にDNA型が検出されたと言い切れないものの、検出された可能性もあるといった観点も含め、より厳密に、より丁寧に捜査への支障について明らかにならなかったものが確認されたという評価がなされたものと承知しております。

申し上げるまでもなく、今回の特別監察の結果につきましては、県警察としてありのままに受け入れております。よって、県警察としまして、このような当該職員の鑑定当時の鑑定資料からDNA型が検出された可能性について、より厳密な評価を加えた上で、こういった観点も含め、より丁寧に詳細に御説明するよう配慮すべきだったと考えております。

第三者による調査についてお答えします。

少し繰り返しになり恐縮ですが、本件事案につきましては、警察庁の特別監察によりまして、昨年の十月八日から約八カ月という長期間にわたり、総勢三十名以上の調査チームにより、一つ一つの対象案件について高度で専門的な観点から精緻に確認作業がなされました。

その結果、今般、警察庁から示された報告書やその関係資料に現れているように、一連の不適切な取り扱いにつきまして、精緻かつ徹底した事実解明が行われたものと理解しております。

また、本件事案につきまして、対象職員の行った鑑定について調査するに当たっては、関連する事件や変死体の取り扱い、行方不明者の届け出等に関して、捜査書類や写真、届け出等の資料等を総点検する必要がある、個人のプライバシーや具体的な捜査手法に深く関わるものであるという点には特段の配慮が必要となつてまいります。

こういったことを踏まえますと、県警察としまして、本件事案につきまして、今後、この上さらに第三者による調査などといった新たな対応を別途図る必要があるといった考えは持っております。

以上でございます。（「議事進行」と徳光清孝君呼ぶ）

○ 議事進行に関する発言

●副議長（古賀陽三君） 徳光議員から今、議事進行の発言がございました。自席のほうから発言をお願いいたします。

●徳光清孝君 Ⅱ議長の方から警察本部長に対して、質問をしっかりと理解してしっかりと答弁するように注意をお願いします。

●副議長（古賀陽三君） それでは、警察本部長に申し上げます。

答弁に際しては、先ほど徳光議員のほうから御指摘がありましたように、質問者の質問の趣旨をよく理解した上で答弁を求めているというふうに思います。

●徳光清孝君 登壇Ⅱ再々質問をいたします。知事、その点はよろしくお願いします。

警察関係です。警察本部長にお尋ねをいたします。

特別監察の結果については当然受け入れているというふうに言われたと思います。ただ、答弁を聞いていると、どうしてもその三十七件に対する特別監察の部分は何か受け入れていないように受け取れるんですよ。

ね。言おうとしていることは分かるんです。捜査に支障があったのかなかったのか、断定するまでには至らなかった。だから、捜査に支障があったと断定していないからそれでいいんですということは、私はやっぱり違うんじゃないかなというふうに思います。

私も質問が繰り返になりますけど、これまでそこまで含めて丁寧の説明すべきだったという過去のことではなくて、これからのこととして、改めてその件数がどんな事件で、どんな捜査状況だったのかとか、DNA鑑定はもう今からできませんが、資料がないとか、劣化しているということなのでできませんが、改めてそこは県警としても調査をするといったような姿勢は、私は必要ではないかなというふうに思います。あくまでも特別監察でグレーだと言っているわけですよ。黒でも白でもないけど、グレーだと。グレーだと言われている限りにおいて疑義が残るんであれば、県警の責任として、そこはできる限りの努力を私はすべきだというふうに思います。

それからもう一つは、第三者による調査なんですけど、確かに特別監察の調査、丁寧にやられているとは思いますが、ただ、外部の人から見ると、あるいは県民、国民の目から見ると、やっぱり警察庁も身内の中ではないかという捉え方があるんですよ。このDNAの鑑定の不正というのは、何回も言うようにとても許されることなく、警察だけではなくて、公判とかを含めて司法まで影響する大きな事件だというふうに思います。だからこそ、弁護士会の方もいろんな会長声明等を出しているんだと思うんですね。

だから、現時点で第三者による調査はやっぱり必要ないというふうに言い切るのではなくて、様々な世論があります。様々な指摘があります。

それをいま一度、ゆっくり検討し直していくことが必要だと思います。特別監察の結果は約二週間前に出たばかりです。膨大なやつなので、あれを県警としてもっともっと詳細に精査して、その上で、やっぱり第三者による調査は必要なのかどうか、県議会の決議ももう一度重く受け止めていただいて、そこは改めて検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。(拍手)

●福田警察本部長 登壇Ⅱ本来判明するはずの被疑者を判明させることができなかったなどといった支障が生じていないか、その影響が明らかにならなかったものがあつたと特別監察でされております。この点につきまして、これまで県警察として断定してきていたじゃないかというのがまず第一かと思うんですけれども、県警察の当時の評価としまして、当該職員の不適切な取り扱いがなければ被疑者が特定できたことが明らかと認められる事案が見当たらなかった。この事実を踏まえまして、この点は捜査への影響はなかったというふうに評価しまして、それを御説明してまいりました。

ただ、この点について、特別監察において示されておりますように、対象職員による当時のDNA型鑑定作業ではDNA型の検出に至らず、そして、事案発覚後の再鑑定においてもDNA型の検出に至らなかったものについて、鑑定当時にDNA型が検出されたとは言い切れないものの、検出された可能性もあったといった観点も含めて、より厳密に、より丁寧に評価がなされ、その結果、捜査への支障について明らかにならなかったものが確認されたという評価がなされたものです。

この特別監察の結果については、県警察としてもそのとおりだと考えております。したがって、今の評価としまして、こういった当該職

員の鑑定当時の鑑定資料からDNA型が検出された可能性について、より厳密な評価を加えた上で、こういった観点も含めてより丁寧に評価して、その評価を丁寧に御説明するように配慮すべきだったと考えております。

第三者の調査についてお答えします。

県議会決議におきまして、「説明責任を果たすため、独立性、透明性、専門性などを備えた第三者による調査を行うこと。」とされているところです。今般の特別監察は、国家公安委員会の下で実施され、また、調査に当たり、本県警察に保存されている全ての書類や電子データ等を特別監察のチームに全て提出しております。そして、本県警察職員が作業に一切加わることなく、警察庁の特別監察チームが独自に調査を行っております。また、この実施結果につきましては、報告書として公表され、警察庁のウェブサイトにおいても公開されております。

また、この報告書の作成に当たっては、特別監察の対象となった六百四十三件の鑑定全てにつきまして、特別監察で確認した事項を一件ずつ個別に記載した補足資料が作成されて添付されるなど、この実施結果が具体的かつ詳細に理解されるように配慮されております。

また、特別監察は、科学警察研究所の専門家を含むチームにより行われたほか、その手順については、部外の方々から意見を聴取した上で実施されたものと承知しております。

こういったことを踏まえますと、県警察としましては、警察庁による特別監察により独立性、透明性、専門性を備えた調査がなされたものと考えております。

以上でございます。

●武藤明美君（拍手） 登壇 II 日本共産党の武藤明美でございます。

私は、五問準備をさせていただいております。順次質問してまいります。どうかよろしくお願いいたします。

まず初めに、原子力行政についてです。

北海道の寿都町や神恵内村では、いわゆる核のごみ最終処分場の選定に関する文献調査が実施されました。令和六年十一月に報告書が出され、今も住民説明や意見の対応が続けられております。北海道では、次の段階における概要調査は、道知事が核抜き条例があることを理由に、概要調査への移行に反対する考えを繰り返し表明しておられます。

佐賀県では、玄海町でも核のごみ処分に関する候補地として文献調査が開始され、間もなく二年となります。調査結果の取りまとめが視野に入ってきているのではないかとというふうに思います。しかし、多くの県民は、調査の内容や今後の流れについて十分知らされているとは言えません。

知事はこれまでに、NUMO——原子力発電環境整備機構や国から、文献調査がどういう段階にあるのか、その内容はどのようなことになっているのか、どのような報告を受けてこられたのでしょうか。受けているなら、進捗状況や調査内容について、その認識をお示しください。

次に、核のごみ最終処分場は、玄海町だけではなく、県民の関心も高く、県全体に関わる問題です。県内各地での住民説明会の開催が必要だと思いますが、どうお考えでしょうか。

文献調査の次の段階は県の判断が必要になる概要調査です。ボーリング調査などを行う重要な段階になります。最終処分地選定に向けた大きな転換点になると思われます。

知事は以前、私の質問に、これ以上の負担を負うわけにはいかないとして、概要調査に対して受ける姿勢がないことを示されました。それから、これまでも同じお気持ちなんですか。

北海道では、核抜き条例とも言われている特定放射性廃棄物に関する条例を平成十二年十月二十四日に制定しております。趣旨は、特定放射性廃棄物は、長期間にわたり人間環境から隔離する必要があるとして、現在と将来世代が共有する限りある環境を、将来に引き継ぐ責務を持っているから受け入れ難いことを宣言するというものなんです。

核のごみ問題は、数万年単位で管理が必要とされる大問題です。一自治体だけでなく、将来世代に問われる課題です。山口知事の現在の思いを、今のうちにこういう形で宣言し、将来にわたり引き継がれるようにしてほしいのですが、いかがでしょうか。

次に、乾式貯蔵施設の問題についてです。

青森県六ヶ所村の再処理工場は二〇二六年度中、つまり二〇二七年の三月中に完成すると言いながら、失敗続きで完成のめどの立たないことを既に私たちは知っております。原子力規制委員会は困り果てて、再処理工場を審査で合格させるために審査方針を変更し、高レベル放射性廃液を処理するガラス固化施設の処理能力について、竣工前の使用前検査を行わないことにするということです。とんでもないことです。

ガラス固化ができなければ、工場内に崩壊熱を発生続ける極めて危険な状態で、未固化のまま大量に滞留することとなります。基準地震動は三百七十五ガルしか設計されておらず、現在の新規制基準七百ガルへの耐震補強工事が手つかずになっています。それはアクティブ試験で汚染されているために危険で近寄れないから施工できないとのことなんです。

す。

六ヶ所村の施設が完成のめどが立たないために、宮下青森県知事は、中間貯蔵施設から使用済み核燃料の搬出ができなくなるので、中間貯蔵施設には新潟の東京電力柏崎刈羽からの使用済み核燃料は受け入れを容認しないとの考えを示されました。

玄海原発の中間貯蔵施設である乾式貯蔵施設は二〇二七年度完成予定とされていますが、これまでも述べてきたように、六ヶ所村の再処理工場施設には搬出することはできません。使用済み核燃料がこれ以上増えなくても、乾式貯蔵施設への保管は限度があるのです。六ヶ所村への搬出ができないのですから、乾式貯蔵施設への受け入れもストップしなければなりません。知事はこれまでも国や電事連の責任でと繰り返してこられました。もうこの先は見えていいるではありませんか。使用済み核燃料をため込むばかりです。再処理工場の完成が望めないまま、乾式貯蔵施設に使用済み核燃料を貯蔵しないよう言うべきではないでしょうか、いかがでしょうか。

次に、ホルムズ海峡危機に関する対策支援について質問いたします。

アメリカとイスラエルのイラン攻撃によって引き起こされた、世界中が心配しているイラン戦争、一刻も早い終結を願うばかりです。和平のための覚書のニュースも飛び込み、十九日に調印されるとのこと、ほっとはしましたが、ホルムズ海峡危機は一気によくなるわけではありません。これまで全国でも、県内でもホルムズ危機による影響は各業種で出ています。石油由来の資材不足、資材高騰は、県内事業者の暮らしと営業を直撃しています。中小零細業者や個人事業者は、コロナ禍のときよりひどい、資金繰りや支払いに困窮しているとのこと、従業員の雇用

維持も大変だとおっしゃっていました。

国会では、高市首相がナフサは十分足りてると発言されていましたが、現実には県内事業者の声は大変深刻なのです。建設関係の業者さんは悲鳴を上げておられます。

議長の許可を得てパネルを提示しておりますけれども、（パネルを示す）まず一枚目、このパネルは、ある業者さんのところにファクスでつつと入ってきたそうです。これは、よその県の卸の業者さんから、例えば、トルエン99、即納可というふうに書いてあって、この三行、幾ら幾らというふうに値段が書いてあるんです。これは後で見せますけれども、このトルエンというのは、防水加工関係のところのペンキにまぜる、そういう役割をする石油由来の商品なんですけれども、日頃は一缶五千円近くしているというものなんですけど、では、この左側のところを大きくした部分です。その業者さんは、大体この二缶セットを買おうかなと思っていましたんですけど、五月二十八日までに申し込めば品物はあるということだったので、この二缶セットのところを大きくしますと、二万九千八百円で申し込んでくれということだったんです。日頃四、五千円で買っていたものが二万九千八百円、約六倍も高くなっているというところで、五月二十八日までに申し込まないと、仕事にならないということもあって、やむなく頼んでみたというふうなことをおっしゃっていました。

ある建設関連の業者さんは、材料不足のため、従業員に休んでもらっている。クロス張りの仕事の方は、接着剤が手に入らないため、注文を受けても仕事ができない。防水工事の人はシンナーが入るのが難しく、一斗缶四百円台だったのに八千円になった。自動車関係の人は、クリア

塗装が入ってこないため、事故車の修理部門をストップしている、仕事を受けられない、そうおっしゃっていました。

お弁当屋さんの容器も値上げされています。包装材料の仕事の人は、これまで一パック六千円だった袋物が一パック八千円に上がると聞いて、値上げ前に急いで注文量を増やした。そのため、資金繰りにしわ寄せが来た。ガラス関係では二五％も値上げされた。エアコンの室外機をつなぐ配管、配線の材料が高くなったため、お客さんから代金をもらいづらく、利益なしでサービスとして設置した。印刷屋さんは五カ月間でインキ代が一〇％、一〇％、一五％と三回値上げされ、合計三五％の値上げになった。

本当に一つ一つ挙げれば切りがないので、このくらいにいたしますが、どこで聞いても抱えておられる悩みは深刻です。

そこで、質問いたします。石油関連資材高騰について、知事は県内の事業者の実態、現状をどのように認識しておられるでしょうか。

先ほど小規模事業者の声をお伝えいたしましたけれども、本当に切実です。私は県において緊急相談窓口を設けてほしいのです。また、県では生産性向上の対策を取る事業者や、事業の多角化などの方向を探る事業者には支援するということを明らかにされました。補正でも対応しておられますが、生産性向上や多角化を目指す体力がない事業者も多くあります。そういったところは、コロナ禍のときのように、資金繰りや支払いなどの対策として緊急の融資制度を望んでおられます。補正予算でも対策支援が示されていますが、緊急融資制度をぜひお願いしたいと思います。その際、コロナ禍に借りた資金を今返済中の人も多いため、返済が困難になるので、返済をまとめて長期返済ができるようにするこ

など考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

LPガス利用者には今回補正予算ができました。電気代、ガス代、資材高騰分の直接支援の実施や、工場、家、リース代など、固定費の補助をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

やむなく休業しなければならぬ場合の休業補償、雇用調整助成金の要件緩和に関する国への要望など、県としての適切な対応について、県の考え方を示しいただきたいと思っています。

また、医療現場についてですが、小さい規模のところほど手袋や軟膏容器の入手が心配との声をお聞きます。県としてはどのように実情をつかんでおられるのかお示しください。

また、生活保護世帯をはじめ、生活に困窮しておられるところは、物価高の影響からエアコン使用を控えるなど、今後の熱中症などの心配もあります。エアコン代支援なども考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

次に、補聴器購入補助制度について質問いたします。

これまでも何回か質問してきました補聴器購入補助制度についてですが、本県は身体障害者手帳を持っている聴覚障害のある人たちには補聴器購入時には補助制度があります。私は、加齢による難聴の人にもぜひ補聴器をつけて人とのコミュニケーションや地域活動に元気に参加していただきたいと、こういう制度をつくってほしいと求めています。

国における補聴器使用による認知機能低下の予防効果に関する検証、研究を注視していくとの答弁を前にいただいております。それから足かけ三年になりますが、国の検証、研究はその後どうなったのでしょうか、その結論は出たのでしょうか。出たのであれば、どんなものかお示しく

ださい。

県では、十八歳以下の難聴児支援として障害者手帳を持っている人への補装具として購入費補助をしています。加齢による難聴の人への支援はありません。聞こえの問題が人とのコミュニケーション低下や、消極性、外出意欲の低下につながり、運動量や生活の質が下がる、フレイルの問題も起きるという認識はお持ちなのではないでしょうか。

補聴器は五、六万円から、四十万円から五十万円と、それ以上高いものもあり、年金生活者にとっては大きな出費です。

全国では、二〇二五年、昨年の十二月時点で六百二十一の自治体が補聴器購入補助制度を実施しています。県内でも基山町で昨年から四十歳以上を対象にして補助制度が始まりました。県内で真っ先に取り組んでおられます。四十歳からを対象にしたのは、そういう難聴が四十歳ぐらいから始まるんだという認識だからだそうです。

こういった制度を県も共有して、市町への支援という形を取っていた、実現してほしいのですが、どうお考えでしょうか。

次に、困難な問題を抱える女性への支援について質問いたします。

二〇二四年四月一日から施行された女性支援法は二年目を迎えました。増税や社会保険料の負担増、そして、コロナ禍のときは雇い止めや失業なども増え、最近の物価高騰の中で女性の貧困は一層深刻化しています。

私は、「フラワーデモ@佐賀」というグループの一員として、月に一回、性暴力をなくそう、性暴力は犯罪ですと書いたカードを持ち、メンバーの皆さんと町なかでスタンディングを行っています。ひっそりと頭を下げて通る女性がいたり、何か言いたげな顔をして通る人もおられます。

他県からたまたま佐賀に来た人が、ほんの少しの時間一緒に参加してくれたりすることもあります。

パワハラ、モラハラ、DV、性的被害などによって、心や体が傷つき、孤独になって孤立をしている人も少なくありません。そういう困難や不安を抱えている女性たちへ支援が必要だとしてできたのがこの法律です。

女性の福祉、人権の尊重や擁護、ジェンダー平等の視点がきちんと位置づけられなければなりません。積極的にSOSを言える人もいれば、相談の電話をかけることもままならない人など様々いらっしゃいます。そういう人を発見し、相談に乗ることや、支援が必要な方の立場に寄り添った活動、生活再建や自立支援などのフォローなど、取組はいろいろあると思います。

本県でも、基本計画を策定し、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設を三本柱として、民間団体との協働による支援を進めておられるとのこと。困難な問題を有する女性は自分で問題を抱え込んでしまう傾向があるため、表面には現れづらいこともあり、相談を待つだけでなく、アウトリーチが大切です。訪問、巡回、居場所確保など細やかな対応支援が必要とされています。

本県での「佐賀県困難な問題を抱える女性への支援基本計画」における取組についてお聞きしたいと思いますが、状況はどうなっているのでしょうか。また、二年間の相談件数、一時保護の件数どうなっているのかお示しください。さらに、民間団体との協働については、民間団体の立ち上げ支援を行うことになっていますが、現在、幾つの団体があるのか、今後、増やす方向にあるのか、現在、どのような運営をされている

のかお示しください。

次に、次期計画の策定についてです。

基本計画は令和八年度が最終年度であり、令和九年度からの次期計画についてどのような考えで策定をしていかれるのでしょうか。市町においても策定していく必要があると思いますが、県としては、計画策定が進むように働きかけをしていくべきだと考えます。いかがお考えでしょうか。

次に、女性相談支援体制の充実についてです。

女性が安心して相談できる環境をつくるためには、相談スタッフが定着できるような勤務条件の在り方や相談スキルの向上支援が必要だと思っています。

今、対応してもらっている支援員や相談スタッフ、何人おられるでしょうか。また、各市町も配置できるようにして対応してもらえたらと思うのですが、どうお考えでしょうか。

女性の困難の多様化や複雑化、複合化を考えると、市町での支援員配置とともに、専門的な知識、経験を身につけることが求められると思います。そのための研修を必要とし、専門性の保証、権限の明確化も大事です。定期的な研修は行われているのでしょうか。

処遇については、本県はそのほとんどが会計年度職員とのこと。三年から五年を限度に雇い止めとなる不安定な雇用の在り方です。この改善が必要です。困難を抱えた女性たちが心を開いて何でも話せるためには、支援員個人の努力や親身になった対応が大事です。一回相談をしたから終わりにはならず、何年か関わって自立できたり、気持ちの整理ができるためには、信頼関係のできた人がいることが大切です。どうお

考えでしょうか、お示しいただきたいと思います。

最後に、教育行政、今回は高校教育改革に関して質問いたします。

今年二月十三日、文部科学省は「高校教育改革に関する基本方針」を公表しました。

本来、義務教育を終えた子供たちが大学へ進む、または社会人になる、それまでに教育基本法で示されている教育の目的に沿って、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成をさらに進めていく場が高等学校であると言えます。

ところが、この高校教育改革の基本方針では、産業や社会の課題を解決していく人材、イノベーションを起こす人材、グローバル人材など、人材として、能力の伸長の場として表現されており、産業界のニーズに応えようという姿勢が見えます。青年期を生きる人間としての学びや育ちの視点が見えません。しかも、短時間で効率化された学び方を求めています。これでは、障害児教育や不登校経験者など手厚い対応が必要な生徒たちを一層隔離し、差別化していくことになりはしないでしょうか。一人一人の個性に寄り添い、行き届いた教育をしていくこととかけ離れていくのではと心配です。

国は基本方針で、グラントデザインを踏まえた高等学校教育改革実行計画を都道府県に策定させるとしています。教育改革を進める財源として、全国で二千九百五十億円、一都道府県最大六十二億円が用意されているとのこと。これだけのお金があるのなら、わざわざ高校での教育改革を進めるのではなく、義務制でも高校でも先生たちを増やすことこそ必要なんじゃないでしょうか。しかし、国は経済界の求める人材教

育を進めようとして、これだけの財源をつぎ込もうとしているんです。トップダウンでそれを進めようとしているんです。

そこで質問しますが、佐賀県教育委員会として、高等学校教育改革実行計画の策定についてはどのように考えているのかお聞きします。手順やスケジュールについて、そして、具体的な考え方や内容はどうか、御答弁を求めます。

また、県教育委員会としては、「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業」に申請することですが、三つの類型で、技術革新・産業構造の変化を踏まえた人材育成の拠点をつくると言われています。中でも、「アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成」はどんなことをしようとしているんでしょうか。また、「理数系人材育成」や「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保」とはどんなことを考えているのかお示しください。そして、今年度は何に取り組むんでしょうか、明らかにしていただきたいと思っています。

以上、第一回目の質問といたします。

●山口知事 登壇Ⅱ武藤明美議員の御質問にお答えします。

まず、原子力行政に関して、玄海町での文献調査についてお答えします。

玄海町で実施されている高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定に係る文献調査に関しましては、るるお尋ねがございました。改めて最終処分場について私の考えを申し上げます。

私は、高レベル放射性廃棄物の最終処分場を佐賀県に受け入れる考えはありません。文献調査から概要調査への移行を受け入れる考えはありません。この考えは変わることがありません。私の意思は明確に示され

ております。私のほうから条例の制定を提案することは考えておりません。文献調査の進捗、そして、住民説明会については担当部長からお答えさせます。

続きまして、乾式貯蔵施設についてお答えします。

使用済み燃料は、これを再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用することが国の基本的な方針です。

核燃料サイクルについては、国と事業者が責任を持って進め、それぞれが責任を果たすべきであります。六ヶ所再処理工場の事業者である日本原燃は、完成時期をこれまでに二十七回も延期しており、強い問題意識を持っています。

国に対しては、今年五月にも政策提案を行い、エネルギー政策の実施に向けた様々な取組を、責任を持って進めるよう強く申し入れておりまして、今後も機会を捉えて求めていきます。

九州電力は、国の核燃料サイクルの基本的方針に従い、使用済み燃料を一定期間冷却した後に再処理工場へ搬出すると表明しています。玄海原子力発電所に建設中の乾式貯蔵施設は、再処理工場へ搬出する前に一時的な貯蔵を行うものでございます。

今後とも、玄海原子力発電所の使用済み燃料が早期に搬出できるよう、国及び九州電力の取組を注視していききたいと考えています。

続きまして、中東危機に関してホルムズ海峡関係の県内への影響に対する私の認識でございます。

長引く物価高騰に中東情勢の混乱も加わって、医療・福祉の分野、商業、農林水産の分野をはじめ、県民生活や県内産業の幅広い分野で、価格の高止まりですとか、供給への不安といった影響が出ております。

家計負担の増加、そして、事業者の収益の圧迫など、議員からの御指摘もありましたが、そうした切実な声も聞いております。

国は、石油の安定供給やナフサ由来の化学製品を含む石油製品の年度を越えた供給継続が可能との見通しを示しております。しかしながら、県民や事業者の方々からは、材料の調達に困っているですとか、資材等の供給不足、納期遅延といった声も聞いており、いささかギャップがあるように感じております。そして、こうした状況については、先ほど徳光議員にお答えいたしましたとおり、この実情を国に伝えたいと思います。

また、私も随時、各部署長等から状況を聴取しておりますが、改めて団体や業界の声など、全般をフォローしていきたいと考えます。

現場の実情の情報収集に努め、県民の皆さんの痛みや不安が少しでも和らぐように、きめ細やかかつ網羅的な支援に切れ目なく取り組んでいきたいと考えます。

●金丸健康福祉部長 登壇 Ⅱ 私からは、ホルムズ海峡危機対策について二項目と、加齢性難聴に対する支援について三項目お答えをいたします。

まず、医療資器材、医療資材の不足について御質問がございました。今回の中東情勢を契機に生じたナフサ由来の医療資材への影響を受けてまいりました。その中で国に対して対応を求めるべきことと県として必要な支援を検討してまいっております。

まず、国に対して求めることにつきましては、五月二十六日に政策提案をさせていただきました。

提案の一つは供給面のもので、現場では今、安定供給に至っていない

ということ、代替調達の確保や流通調整の対策が必要なことを踏まえまして、県民の生活に欠かせない医療が安定的に提供できるように、原油由来の医療物資が適正な価格で安定供給されるよう対策を講じるように提案をいたしております。

もう一つ提案をいたしております、これは診療報酬の制度に関するものです。

診療報酬の改定というのは二年ごとにしか改定されないので、原則として次回の改定まで賃金、物価の上昇は反映されない制度となっております。賃金、物価が上昇が続く中でも、医療機関が安定的に運営されて、医療が円滑に提供されるよう、賃金や物価状況が遅滞なく反映できるような制度に見直すべきだという提案もさせていただいております。

武藤議員からは、医療資材の状況の質問もございました。

中東情勢を受けて、国は医療資器材の供給面で対応をしております。例えば、情報システムにより全国の医療機関の状況を把握して、厚生労働省、もしくは経済産業省が連携をいたしまして、供給の目詰まりを一つ一つ丁寧に解消するというをやっております、医療資材の一部では解決に至ったというケースもございます。

また、御質問がありました医療用の手袋、こちらにつきましては、確保が困難になっている医療機関向けに国の備蓄を放出するということをしております。こういうもので一定程度の成果を国のほうも出しております。

医療現場の今の状況ですけど、入手が全くできないというところまでは至っておりませんが、納期どおりに来ないというところはやっぱりあるというふうにお聞きしております。

あと、医療機関におきましては、供給面だけでなく、価格面でも当面の問題を抱えております。令和八年度におきましては診療報酬が改定をされたんですけれども、当然ながら中東情勢の影響というものが反映されております。現場の負担をカバーできていないということになっております。

医療機関での負担を軽減して、安定的なサービスを提供するためには、県が即座に対応するしかないというふうに考えましたので、医療機関等に対しまして支援金を交付することとして、予算を本議会に提出しております。

次に、生活困窮者や生活保護受給者に対する電気代の支援についてお答えを申し上げます。

県では、県民の熱中症対策としてエアコンの適切な使用が有効ですということを御案内、お示ししております、このメッセージを様々なツールを使って情報を発信させていただいております。

特に、生活保護受給世帯に対しては、県や市のケースワーカーや各世帯を訪問する機会がございます。また、リーフレットを活用しまして、エアコンの適正な使用について説明をしております。こうした中、こういう中東情勢の影響が出てきて、エネルギー価格が高騰し、先ほど御質問があったように、エアコンの使用を控える方が出てくることも懸念される状況になりました。

今回、国におきまして、中東情勢を踏まえ、エアコンを適切に使用していただくなど、国民の命と暮らしを守る観点から、電気使用量が増加する七月から九月まで電気代支援を決定されております。これによりまして、生活困窮者、生活保護受給者におきましても、電気代高騰への影

響が緩和されることとなると思います。

県では、国に佐賀県の現状を明確に伝えるために、生活保護受給世帯のエアコンの使用状況を把握するための調査を昨年実施させていただきました。調査の結果、電気代が高額となることを懸念して冷房の使用を控えていたという回答をした世帯が一六%もいらつしやるということが判明いたしました。また、過去には、節電のために冷房の使用を控えたことによりまして、熱中症の疑いにて亡くなった方、もしくは入院したという事例もございましたので、国に対して生活保護費における夏季の加算制度を創設するように政策提案を行ったところでございます。

今後、生活保護受給者の実情を国に訴えまして、夏季加算制度の創設を働きかけていきたいと思っております。

次に、加齢性難聴に対する支援でございます。

まず、国の研究に対する認識でございます。

国の研究では、高齢者の難聴と認知機能低下に強い関連があるということは示されております。他方、補聴器を使用することで認知症の予防に有効であるかどうかについては、それは明確になっておりませんが、今調査をしているというふうになっております。そういう意味で、研究の結論にはまだ至っていないというふうに認識をしております。厚労省にもその認識で間違いないかということで確認をして、それで間違いないということで回答を得ております。

次に、加齢性難聴に対する認識でございます。

加齢性難聴なんですけれども、難聴の方のうち、先天性、もしくは事故や病気が原因のものを除きまして、いわゆる年齢を重ねること、加齢に伴う聞こえの低下と考えられるものを加齢性の難聴というふうに定義

づけられております。

厚労省によりますと、加齢性難聴になった場合にどのような影響があるかということが公表されておりました。一つは、周囲とのコミュニケーションがやっぱりうまくいかなりました。地域のコミュニケーションから孤立するというケースもあるという話と、危機察知能力が低下してしまふ、こういうことが報告をされているところでございます。

また、先ほど申しましたとおり、国の研究では高齢者の難聴と認知機能の低下には関連があるということが示されておりました。高齢者の生活に一定程度影響があるということは認識をしております。なので、加齢性の難聴者の方への支援も行っています。

具体的に申し上げますと、佐賀県聴覚障害者サポートセンター、よく「みみサポ」と呼ばれておりますけれども、こちらは障害のある方だけでなく、加齢性難聴の方にもきめ細かな支援を行っております。

例えば、言語聴覚士による相談、いわゆる「きこえの相談」と言っているんですけれども、それが令和七年度で百五十件ほど相談を受けているところでございます。

私も部長に就任しまして、こちらのセンターのほうにお伺いをいたしました。所長さんから話を聞いたときに、やっぱり眼鏡はかけると大体皆さん見えるようになるんですけど、補聴器というのは、やっぱり聞こえない音の大きさですとか、あと高さとか、低さとか、そういうものがありますので、補聴器をつけたらすぐ聞こえるというわけではなくて、その人に応じたものを購入しないといけないんだということを教わりました。

そのセンターでは、個々の聴力に合ったものを購入いただけるように、

まずそこで測定をしていただくと、機械を使って測定をしていただくということをされております。その測定の結果を踏まえて、じゃ、あなたはこういう補聴器がいいですよということをアドバイスしていただくとともに、例えば、買った補聴器がやっぱりちょっと調整とかが要るケースがあるので、そういう調整もアドバイスをいただいたり、場合によってはセンターにあるものを借りて試聴するということもできるようになっております。

また、センターにどうしても来れない、けど御家庭で試したいという方には、補聴器専門店を通じて一週間程度貸し出しも行っております。

このほか、センターに来れない人のために巡回相談ですとか出前講座もやっております。来所が困難な方にも支援が行き届くように工夫をさせていただいております。

また、センター以外の取組もやっております。高齢者の方に対して、耳とか目の異常について注意喚起をするパンフレットを配布させております。難聴のリスクの啓発ですとか、そういうことになったらずは耳鼻咽喉科に早期に相談をするようにという呼びかけをさせていただいております。

最後ですけれども、市町が行う補聴器の購入助成に対して県の支援をしてどうかという御提案をいただきました。

県では、令和八年当初予算におきまして、高齢者の皆様にできる限り活動し続けていただきたいという思いで、「輝けるシニア」に係る施策に取り組んでいるところでございます。

この観点から、高齢者の活動支援施策の選択肢の一つになり得るかもしれないんですけれども、現段階では、先ほど申し上げたように、認知

症予防に関する補聴器の使用の有効性に関するエビデンスが示されていないということと、また基山町以外の市町はまだ導入していないという状況にあります。

議員から県の支援ということを御提案されましたけれども、今後、補聴器使用の有効性のエビデンスが示された場合に、その内容によつては、例えば、介護保険制度に基づく補装具の支給の対象に補聴器を追加するという議論が期待できるかもしれません。そういうことがありますので、引き続き国の研究を注視していきますとともに、そういうエビデンスの内容を踏まえて県としても考えてまいりたいと思います。

私からは以上です。

●丸尾産業労働部長 登壇 Ⅱ 私からは、大きく二項目お答えいたします。

まず、原子力行政のうち、玄海町での文献調査についてです。

文献調査の進捗等に関する認識と住民説明会に関してお答えいたします。

現在、玄海町にて行われている文献調査については、経済産業省やNUMO——原子力発電環境整備機構の訪問を受け、その取組状況等について情報提供を受けているところでございます。

直近では、五月二十九日にNUMOの訪問を受け、文献やデータの収集、調査に必要な情報の抽出、抽出した情報の整理を進めており、現在、整理した情報の読み解きと評価を進めながら、並行して報告書の作成を行っている旨の情報提供を受けたところでございます。

また、住民への説明についてでございますが、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定は全国的な課題であり、電力消費地である都市部も含め、国全体で考えていくべきものと認識してございます。国には責任

を持って取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、ホルムズ海峡危機対策のうち、中小零細企業に対する直接的な支援についてです。

県では、中東情勢の影響を注視しまして、事業者や各種団体の声も踏まえ、きめ細かに対応を行っているところでございます。

まず、緊急相談窓口についてですが、中東情勢悪化の影響が懸念される県内事業者を支援するため、本年三月十八日に産業労働部の産業政策課内に金融特別相談窓口を設置し、相談体制を整備してございます。

これまで塗装業ですとか建設業、また、サービス業など様々な御相談が寄せられているところでございまして、例えば、ナフサ関係の材料が入手できず、運転資金が必要であるといったような御相談に対しては県の制度融資を御紹介するなど、それぞれの事業者の皆様に応じて対応を行っているところでございます。

あわせて、三月十七日及び六月四日の累次にわたり、県から県内金融機関及び信用保証協会に對しまして、運転資金の借り入れや、既に借り入れている債務の条件変更や追加融資の申し込みについて、事業者の実情に寄り添った柔軟な対応を行うよう文書で要請したところでございます。

また、県内事業者の皆様からは、中東情勢の影響を踏まえた金融支援策の拡充について様々な声を伺っているところでございます。県では、県内事業者の資金繰りを支えるため、県内金融機関及び信用保証協会と連携し、制度融資を運営しているところでございます。

具体的には、資金繰りに困難を生じている事業者を対象に経営改善資金やセーフティネット資金を用意してございまして、九州各県の制度融

資と比較しても遜色ない金利水準に設定してございます。こうした資金を紹介するなど、引き続き丁寧に対応してまいります。

エネルギー価格高騰への対応、事業者に対する直接的な支援につきましては、国において、この夏の都市ガス及び低圧・高圧電力に係る負担軽減策が実施されることとなっております。これを踏まえ、県では、国の支援対象となっていないLPガス及び特別高圧電力について、県独自の負担軽減策を引き続き講じるための予算案を本議会に提出しており、事業者の直接的な負担の軽減を図りたいと考えてございます。

国の雇用調整助成金につきましては、今般の中東情勢の影響により原材料等の調達が困難となった事業者が事業活動を縮小し、休業等を余儀なくされた場合においても適用されます。

なお、令和八年五月末に全国知事会から国に對し、「中東情勢に伴う物価高騰等への対策に向けた提言」を行っておりまして、その中で雇用調整助成金の申請要件緩和に係る要望も行っているところでございます。

今後も引き続き、現場の声を踏まえ、県内事業者の皆様に応じた対策を進めてまいります。

私からは以上でございます。

◎大草男女参画・こども局長 登壇Ⅱ 私からは、困難な問題を抱える女性への支援について、三点お答えを申し上げます。

まず、県計画の取組状況についてでございます。

「佐賀県困難な問題を抱える女性への支援基本計画」は、女性が安心して自立して暮らせる社会の実現を目指して策定したものでございます。その中で取り組むべき方針の一つとして、相談対応の充実も掲げて

取り組んでいるところです。

相談状況についてお尋ねがございました。

県の相談窓口は、女性相談支援センター、それからDV総合対策センターがございますが、こちらに寄せられた女性相談のこの二年間の件数は、令和六年度約四千五百件、令和七年度約三千九百件となっております。その内容としては、DV、モラハラなどの配偶者やパートナーとの関係に関する相談が比較的多く寄せられてございます。

また、女性相談支援センターでは、一時的に保護が必要なケースにも対応しております。一時保護の件数としては、令和六年度二十三件、令和七年度十件という状況でございます。

次に、現計画の取組についてでございます。

県の支援基本計画では、女性が直面する様々な困難に対応するために、市町における女性相談支援員の配置、女性の相談支援員に対する資質向上、女性支援に携わる関係者の連携強化に取り組んでまいりました。このうち、市町における女性相談支援員の配置は、令和八年度は八市で十一名の配置となっております。このほか、県の女性相談支援センターのほうに四名の相談員を配置してございます。

先ほど申し上げました県や市町の相談窓口における対応に加えまして、令和三年度からは、「女性のためのほっとカフェ」というものを開催してございます。民間との連携についても御指摘がございました。我々も民間との連携は非常に大切だと思っております。新たな支援団体の立ち上げということではございませんが、既存の民間の女性支援に携わっている六団体と連携をいたしまして、カフェのような雰囲気の中で雑談できる場所というのを設けておりまして、令和七年度は約七十回、

県内各地で開催しております。こちらに約千二百人の方が御参加をされていきます。雑談の中から女性の困り事、こういったものを見つけるといような機会にもつながっていきまして、その相談の内容に応じて必要な支援につなげているものでございます。

次に、次期計画の策定について申し上げます。

県の次期計画の策定に当たっては、女性が安心して自立して暮らせる実感できる社会に向けて、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

また、女性支援においては、身近な市町の役割というのが非常に重要だと考えております。現在、市町における支援計画は三市町で策定をされております。未策定の市町に対しまして、県が進めております施策の方向性など情報提供を行いながら、計画の策定を働きかけていきたいと考えております。

女性相談支援体制の充実についてでございます。

女性相談は、悩みや困り事を抱える女性が最初に助けを求める大切な窓口であり、早期の支援につなげる重要な役割を担っています。相談者の悩みを的確に引き出すためには、経験を重ねた相談スタッフの存在と、というのは非常に大切だと思っております。相談者の立場に寄り添い、信頼関係を大切に、相談に乗っていきけるよう、相談者のスキルアップにも取り組んでおります。相談員一人一人の相談スキルの向上に向け、関係機関の相談スタッフを集めた、性被害であるとか、DVであるとか、対応が難しいと思われるようなケースを想定した研修の開催、事例検討会などを実施しているところでございます。

女性の抱える問題は、多様化、複雑化しており、潜在化も懸念されま

す。不安や悩みに気づき、早期の相談につなげるため、県や市町、民間の団体との協力の中で、そういった連携が非常に大事だと思っております。

先ほど御紹介した「女性のためのほっとカフェ」は、民間団体との連携によって、女性の居場所をつくり、女性の支援につながっているという効果が出ているかと思っております。こういった民間支援団体による活動は本県の強みであります。今後も活動を継続し、拡充していただけるよう努めてまいります。

女性が問題を一人で抱え込まず、必要な支援につなげ、自分らしく、安心した生活が送れるよう、女性支援にしっかりと取り組んでまいります。

私からは以上です。

●甲斐教育長 登壇Ⅱ私からは、高校教育改革についてお答えをいたします。

初めに、議員のお話にございました今年二月に国が示したグランドデザインについてですが、今後の生産年齢人口減少や就業構造の変化、労働需給ギャップなどが背景となっていて、議員がおっしゃったように、人材育成の面も強く感じられますが、この変化の激しい時代に、高校生が自ら問いを立てる力や、他者と共に価値を創り出す力などを身につけて生涯幸せに暮らして欲しい、そのために高校教育改革を行おうという内容になっております。

教育について武藤議員から言及がありましたように、私も、教育は、個人が自分らしく、主体的に、幸福に、よりよく生きるための力を育んで、多様な他者と協働して包摂的なよりよい社会をつくるための力を

養っていく、そういう営みだと思っています。

本県教育の基本的な理念として、教育大綱にある、自分で自分のことを決められる子供、そして、人の痛みやつらさを分かる高い志と佐賀への誇りを持った骨太な子供の育成といった、人間的な成長を図ることを最上位の目標として私どもは教育施策に取り組んでおります。

お尋ねの高等学校教育改革実行計画の策定については、本県の実情を十分に反映したものにしたいと考えています。

まず、この実行計画を本県の教育目標を達成するための一つの手段として位置づけた上で、有識者、産業界、教育関係者、地域の関係者等に幅広く意見を伺うとともに、生徒の学習状況や進路の実態、各学校の特色等について分析を行っているところです。

スケジュールとしては、秋までに計画の骨子を取りまとめ、その後、今年度中に策定したいと考えております。

また、計画の内容についてですが、国のグランドデザインの類型を押さえつつ、現在、教育委員会で進めている唯一無二の学校づくりなどによる各学校の特色を反映させ、本県の実態に即した総合的な高校教育の質の向上を図るものとして検討を進めているところです。

次に、教育委員会としての取組内容についてお尋ねがございました。

教育委員会では、グランドデザインが示す三つの類型について、それぞれ趣旨を踏まえて、国の事業、高等学校等教育改革促進事業を活用しながら、本県の特性に応じた形で展開していくこととしております。

まず、「類型Ⅰ」の「アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成」については、工業教育や商業教育について、大学や企業等との連携を通じて、先端技術を活用した課題解決型学習の展開や地域企業の実課題を起

点とした価値創造型の教育を行います。

次に、「類型2」の「理数系人材育成」については、普通科高校において文理融合の課題解決型学習を行います。文理問わず、全ての生徒に理数への関心を持ってもらうよう、例えば、宇宙から見た地域、有明海の海況など、地域資源や特徴を生かした理数探究の充実を図っていきたいと考えています。

「類型3」の「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保」については、学校規模や地域差、教員配置の制約に左右されずに、生徒が必要な学習機会や進路支援にアクセスできるように、遠隔教育の環境を構築します。

今年度は、国の事業の採択状況等を踏まえながら、各校におけるカリキュラム開発や外部機関との連携体制の構築を進めていきたいと考えております。

また、議員からは、特別支援教育、多様な生徒への対応について御懸念が示されました。

多様な教育的ニーズに対応した取組は、もちろん現在も進めておるところでございます。これからもこれは大切に取り組んでまいります。

子供たちが人間性豊かに育ち、その子供たちがよりよい社会をつくっていくという教育の本質をしっかりと踏まえ、生徒一人一人の可能性を引き出す教育を進めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

◎副議長（古賀陽三君） 暫時休憩します。

午後三時十六分 休憩

六月十七日

令和八年六月十七日(水) 午後三時四十五分 開議

出席議員 三十七名

欠席議員

なし

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文
四番	猪村恵子	一八番	江口善紀	三二番	留守茂幸
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三三番	石井秀夫
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三四番	藤木卓一郎
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三六番	石倉秀郷
九番	中本正一	二三番	宮原真一	三七番	岡口重文
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範		
一番	青木一功	二五番	定松一生		
二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸		
三番	中村圭一	二七番	原田寿雄		
四番	富田幸樹	二八番	武藤明美		

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	副知事	副知事	政策部長	総務部長	地域交流部長	県民環境部長	健康福祉部長	産業労働部長	農林水産部長	県土整備部長	危機管理・報道局長	文化・観光局長	S S P 推進局長	男女参画・こども局長	山博・緑化フェア事務局長	会計管理者	公安委員長	警察本部長	教育長	人事委員会事務局長
山口祥義	平尾健	引馬誠也	前田直紀	内田祐美	寺田博文	諸岡泰輔	金丸政樹	丸尾豊	井手宣拓	横尾秀憲	三角治	宮原浩二	光武香織	大草昭雄	江島宏	旗生康之	岸川美和子	福田英之	甲斐直美	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会議事局長	同 副事務局長	政務調査課長	総務課長	議事課長	総務課副課長	議事課副課長	政務調査課副課長	議事課議事・記録担当係長	同 議事・記録担当主幹
真坂昇	藤田豊	大久保哲	田中信二	山口正敏	高田一弘	佐藤隆一	中村正典	篠田博幸	

六月十七日

○ 開 議

●議長（宮原真一君） これより、会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

●武藤明美君 登壇Ⅱ再質問を行います。

まず、原発行政なんですけれども、知事は、概要調査を受けないときっぱりと言っていました。ところが、矛盾しているんですね。条例は、自分のほうから出すということはしないということで、山口知事がいらっしゃる間は、概要調査を受けないと、こういう施設も受け付けないよということをしっかりと言っていたいてるんですけれども、次の世代はどうなっていくんだろうかと、そういう心配があります。また、ほかの県とかでもいろいろされておりますけれども、やはりちゃんと核抜き条例という保障をしていけたらいいなというふうに思っているんですけれども、知事、これについて、なぜ自分のほうでは提案しないというふうにおっしゃったのか、そこを明らかにしていただけたらというふうに思っています。

それから、県民説明会を各地で開いてほしいといったことに対する御答弁は、明確に部長のほうからありませんでした。これは開いてほしいということを改めて求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、乾式貯蔵施設の問題です。

六ヶ所村の再処理工場が破綻しているということで、私、一回目の質問で申し上げたわけなんです。つまり、アクティブ試験で失敗して汚染されてしまったと。だから、基準地震動の三百七十五ガルが新規制基準の七百ガルに変えていく、そういった工事もできないままだから、ほとんど使えないような六ヶ所村の施設になってしまうと。そうい

う中で、中間貯蔵施設である玄海町の乾式貯蔵施設に使用済み燃料がずっとため込まれていくということになってしまいうんです。これについて、玄海町にため込まれていくままで放置していいんだろうか、そういう疑問を持っておりますし、大変危険な状態になるんじゃないかと思えますので、知事に対しては、きっぱりともうこれ以上は受け入れないということを言える勇気を持っていたきたいというふうに思いますので、それについてどうなのか、もう一回お尋ねしておきたいと思います。

それから、ホルムズ海峡危機への対応支援ということでは、県なりに一生懸命取り組んでいらっしゃるのは分かりました。とりわけ、六月六日から新たな資金繰りのための制度を設けているんだというふうなことでおっしゃったんですけれど、これはもつと県民の皆さんにPRしていただきたいと思うんですね。コロナ禍のときもいろいろ県民の皆さんから大変な思いを聞いていましたし、今回のホルムズ海峡危機に対しても、いろんな苦しみをお聞きしました。いつ何があるか分からないので、多角化とか、それから生産性向上のための機器を入れることもできない、そういう零細業者の方たちへの思いをしっかりとらせていただきたいし、そういう意味では、ぜひPRもしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、補聴器の問題です。

補聴器の有効性が明らかになれば、それはしてくださるかも分からないというふうにも思うんですね。確かに、「みみサポ」でいろんな事業もやっていらっしゃいますし、そういうことで頑張っていたいでいるのは分かるんですけれども、山形市の「聴こえくつきり事業」など、補

聴器購入だけでなく、認知機能低下予防、老化予防など、本当に総合的な考え方でされていますし、また新潟なども、もっと条件がよくて、医師が必要だと認める人の場合には、ちゃんと自治体としてそういう支援をするというふうなこともあるんです。もっと幅広く取り組んでいただけたらというふうに思っております。

山口知事にちよつとお願いをしたいんですけれども、高齢者施策という声をお聞きます。もつと山口知事に高齢者施策をということで、「ゆめさが大学」などは頑張っていたいているかもしれないけれども、こういった本当に苦しい思いの人たちに寄り添った施策をお願いしたいと思っております。ですから、補聴器購入の補助について、やはり知事に前向きに取り組んでいただきたいと思うんです。高齢者の方たちが、山口知事がもう少し高齢者のことを考えてもらったらいいなというふうなこともおっしゃっていますので、知事の考え方をお聞きしたいと思います。

先ほど困難な問題を抱える女性について御答弁いただきましたけれども、いただいた資料なども見ておりますと、令和七年、本当に相談が多くて、そのうちDVの相談もずっと増えていて、令和七年度のDV相談では約一千件、九百九十九件あっているわけですが、本当に深刻だと思えます。それについて、相談員の方たちがいろんな対応もしてくださっていると思いますし、そういう役割で、市や町にも増やしていただくような立場で頑張ってもらおうとは思っていますけれども、処遇の問題も申し上げました。本当に心折れた方たちから信頼していただいて話を聞く、寄り添えるということは、なかなかちよつとやそつとでは聞いてもらえない、心を開いてももらえないという部分もあるので、本当にしつ

かり慣れた方がしていただくということも大事だし、会計年度職員だけではなくて、もうちよつと専門職を生かしたプラスアルファの賃金も払っていただけたらなというふうに思うんです。

アバンセで相談に応じているスタッフの方たちは、会計年度職員でもなくて、指定管理者の業務の中から人件費を支払うというような事情もあるために処遇の改善が本来に必要だと思っております。きちんとした支援ができないんじゃないだろうかというふうな心配も持ちます。こういう仕事に携わりたいと思っておられる方がおられても、賃金の低さで諦めなきゃいけないというふうなこともお聞きしたことがあります。

なので、心理判定などの資格を持った方とか、それから同じような相談スタッフとしての役割を果たしている方たちに、長い間携わって、被害者の方たち、女性の方たちの話をしっかりと落着いて聞いていただくためにも処遇をよくしていただきたいというふうに思いますけれども、知事はどのようにお考えでしょうか。処遇改善をぜひお願いしたいと思います。

最後に、高校教育改革についてです。

三つの類型の中から県が取り組むというふうなこともおっしゃったんですけれども、幾つかの地域に一つずつの拠点校を置いて、そこに協力校が協力するという形で、その中で「アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成」だとか「理数系人材育成」、「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保」というふうなことで考えておられるんですけど、やはりこの内容を見ても人材、人材、あるいは経済界に役立つというふうな、そういう文章をお見かけいたします。

本当に早い時期からこういった産業イノベーション、人材育成を促進

していくというのは、それから、先ほど申し上げたような類型をつくっていくというのは、早い時期から、能力、個性が発掘できるというふうにはなっていないと思うのに、早くから形にはまってしまっているのではないかというふうなことを心配いたします。社会に出るときにどういう仕事に就きたいかとか、大学に行くときにどういう学部で学びたいかとか、そのときそのときの年齢に達したときに自分たちが選んでいくという方向がどなたも経験ありだと思うんです。理数のコースかと思っておいたら、この人はすごい文系の力を持っていたというようなことだとか、美術、芸術の力を持っていたということが年齢を経てから分かっていくということもありますので、早い時期から形にはめていく、類型化していくというのはいかがかと思っております。

なので、こういった国が求めている人材をつくっていくというようなやり方は、早い時期から形にはめ込んでしまっているかという心配を持つんですが、いかがでしょうか。

それから、こういう姿がずっと続いていくと、高校のこれまでの姿が変えられていくんじゃないかというふうに思います。普通科が解体されていたり、専門学校の在り方が変わっていきなり、そういうふうな状況も生まれてくるんじゃないか。生徒とか家庭や地域のニーズと合わないといったことも拠点校の中でも出てくるんじゃないかという心配も持っています。ですから、そういう声が上がったときに、一旦立ち止まって、やっぱり計画を見直したりというようなことも必要になってくるんじゃないかと思うので、それについてどのように対応していけるのかお聞きしたいと思います。

かつてインクルーシブ教育といって、特別支援学校から地域のほかの

中学校に移す、分校の役割を果たさせるというような経験が教育委員会にあったわけですけれども、地域の方たちから大反対があつて、もうそれは元に戻って、やらないということになった経験を持っています。インクルーシブ教育とはちょっと違うかもしれませんが、こういう三つの類型で分けてしまおう、早いときからもう進むべき方向が決められてしまおうというのはいかがかと思えますし、また、その地域が求める、学校、高校の姿とまた変わっていくというときはどうなるんだろうというふうにも思いますので、それについてもお答えいただきたいと思います。

以上です。

●山口知事 登壇Ⅱ武藤議員の再質問にお答えします。

まず、玄海町での文献調査について条例化についてお尋ねがあったと思います。

文献調査から概要調査に至るのか否かについてでございますけれども、まず、私の考え方については先ほど申し上げたとおりで、私は受け入れる考えはないので、文献調査から概要調査への移行は考えていないということ、これは一致しているということであります。

この条例化をするということについても考えたわけですが、例えば、私は条例があるから受け入れないという考え方はないんです。私は、前もどこかで答弁したと思いますけど、十数年先までの、そこまでのチェックをずっとし続けるということについて、今を生きる私が責任を負えないというか、そこまで佐賀県に負わせるというのはどうかなというふうに思いますし、佐賀県は今、国のエネルギー政策に十分貢献はしているというふうに思ったので、私はそういう考えなんです。です

ので、それを私はずっと表明し続けるんだろうというふうに思います。

ですので、私のほうから条例化は、ということをお願いしている。例えば、議員の皆さん方がどうお考えになるかということもこれはあってもいいのかなというふうに思います。そういうふうな形で、私はそういう考え方ですということを申し上げております。

続きまして、乾式貯蔵施設についてというか、再処理工場についてです。

この核燃料サイクルについては、国と事業者が責任を持って進めて、それぞれ責任を果たすべきというふうに一貫して申し上げています。先ほど答弁したように、今年五月にも藤本事務次官に改めて強く申し入れをいたしました。これはずっと続けていかなければいけないと思いますけれども、認識の違いというのがこの六ヶ所再処理工場、確かにずっとこの二十七回も延期されてきたということは事実です。

ただ、日本原燃は、この六月八日に原子力規制委員会における再処理工場の審査会合において、説明を一通り終了したとしております。今後は補正書の提出、そして、原子力規制委員会による認可、現場の工事、検査などが行われるというふうに聞いておりますので、いつとは分かりませんが、ある程度、先の姿が見えてきたのかなという、これは私の感覚です。ですので、ここについては、規制委員会のチェックというのとはとても大事なものですから、それをおろそかにせずに、私はこの六ヶ所再処理工場というものがしっかり完成するということに対して注視をしていくことを申し上げています。

あと、次は、ちょっと私に通告なかったので、いろいろ議論を聞いておりまして私なりの思ったことを述べさせていただきたいと思っております。

まず、加齢性難聴に対する補聴器の問題です。

これは前の議会でもこの議論があったと思っています、技術的な課題があつて、効果がある程度保証されているのかという議論がここでなされていたというふうに思うんですけども、もちろんそれはそれとして注視をしたらいいと思うんですけども、それとともに、今、基山町だけという話でした。私は、シニアに元気に活躍していただきたいと、特に今年の政策には設けてもおりますし、シニアの皆さん方からこの補聴器が非常に使い勝手がいいという声が大きくなることと、あとは基山町だけでなくて市町みんなが一緒にやろうよと、県と一緒に取り組もうよという環境が整ったら、十分検討するに値するんだろうというふうに思いますので、そういった観点から進捗を見守りたいと思いますし、私も自ら様々調べてみたいと思います。何か間違っていたら部長から補足してください。

もう一個ですが、困難な問題を抱える女性についてという議論の中で、我々の体制について様々な御指摘があつたと思います。私もここは非常に大切に行っている問題です。ですので、一つは、今度七月に、唐津に相談窓口の拠点、「ほっとテラス」という名前だったと記憶しておりますけれども、それを設けていきます。というのは、なかなか北部の皆さん方からの相談が、ちょっと遠いので、ということをやらずと認識しておりましたので、まずしっかり相談窓口を設けて、なかなか声を出せない女性たちを中心にした、そういう相談を受け入れていきたいと思つて、これを育てたいということです。

それと、そういったものをアバンセが非常に大きな役割をしているわけですけども、アバンセが機動的に動いているのか、専門性を持って

いるのかということについては、私も非常に意識をしております、たしか指定管理者のほうですと運営はなされているわけなんですけれども、そこを、実態をてこ入れしようということで、これまでとちょっと違った職員というか、健康福祉部で中心になっていた割と若手の職員を副館長で派遣して、よく情勢を調査して、もう一回——人によるので、ああいう組織は。だから、いろいろ見直しをするかどうかも含めて全般的な検討を行おうと思っておりますので、もうしばし御注視いただきたいと思います。

局長、もし間違っていたら補足をいただきたいと思います。

以上でございます。

●丸尾産業労働部長 登壇Ⅱ議員からの再質問、二点にお答えいたします。

まず、原子力行政の住民説明会についてでございます。

こちらは繰り返しとなりますが、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定は全国的な課題でございます、電力消費地である都市部を含め、国全体で議論し、考えていくべきものと認識しております。こちらは国と事業者が責任を持って国民に説明していただきたいと考えてございます。

続きまして、中東情勢も踏まえた資金繰り支援についての一層のPRについてでございます。

先ほど御答弁しましたように、県自らの金融特別相談窓口を設け、制度融資を運営、また、紹介するなどしてございます。こうした施策につきましては、私自身も四月以降、県内の各商工団体にお伺いたしまして御説明をしておりますけれども、引き続き商工団体等も通じまし

て、しっかりとPRし、必要とされている事業者の皆様には支援が行き届きますよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

私からは以上です。

●大草男女参画・こども局長 登壇Ⅱ私からは、女性相談のことについてお答えをいたします。

現在、県のDV総合対策センター、これはアバンセの指定管理を受けております財団のほうに委託業務として業務を発注しているものでございます。処遇につきましては、委託先のアバンセにおいて考えられることではございますけれども、相談体制の確保という点では県として非常に重要なことだと考えておりますので、委託先の状況であるとか専門性を含めた相談対応、相談体制の状況、こういったことをアバンセ側としっかりと話をしてみたいと思います。

私からは以上です。

●甲斐教育長 登壇Ⅱ再質問にお答えします。

今回の高校教育改革なんですけれども、何か卒にはめようということではなくて、子供たちがこれからの時代、幸せに生きていけるようにというところにやはり主眼を置いているわけです。

例えば、今、専門高校生はこの学びが楽しいと思って選択して学校に来てくれています。その際に、やはり技術というのがどんどん進歩していますので、できれば今の環境に合った最先端の学びというのを経験させてあげたいというふうに思っています。何か産業に直結した人材を育てているというよりは、自分たちが学んでいることのその先がどうなっているのかとか、そこに興味を持ってもらおうという意味があるというふうに思っております。

また、理系のほうにつきましても、みんなが理系の学部に行ってほしいとか、そういう人材になってほしいというわけではなくて、誰もが、データサイエンスであつたりとか、今から必要となる時代だと思つているので、そういう素養を身につけてほしいというのがあります。

今、よく答えが見えにくいとか、なかなか一つに決まらないとか、あらかじめ答えがないとかという課題がある中で、課題解決型学習というところに注目が集まっているわけなんですけれども、そうしたときに、やはりそれぞれ価値観が違うわけですから、答えが一つではないので、いろいろみんなと議論しなくてはいけない。その際には、やっぱり協働して相手の価値観も考え方も大切にするとか、だけれどもみんなが納得する解を出すにはデータというのもきっちり押さえておくとか、話し合うことによってちょっと包摂的な解決をしていくとか、そういう力を養っていくことになると思うんですね。だから、何か論理的で、産業界ですぐばりばり働くというよりは、今から子供たちにそういう必要な力をつけて、これから先につながってほしいと思つています。

高校教育というのは、大人になる前の一番最後のというか、誰もが受ける一番最後の教育だと思つていて、社会への橋渡しだと思つていますので、そのところの役割というのをしっかり見ながらやっていきたいと思つていますし、議員からお話がありました生徒のニーズとかというところ、その気持ちも大事にしながら、社会につながるために大切な力というのを見ながら取り組んでまいりたいというふうに思つています。子供たちがより豊かに生きていけるようにということを念頭にやつてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◎中本正一君（拍手）登壇Ⅱ一般質問初日、五人目の登壇となります公明党の中本正一でございます。

今日は午前中に山口知事の四期目の出馬表明がありました。また、午後からも、大変しびれるような議論が行われているところでございます。私も最後まで緊張感を持って質問させていただきます。よろしく願いをいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず、大きな項目の一つ目の県立大学について質問をいたします。

県立大学の設置に向けては、この四月から学びの中核をなす教員の採用に向け、公募が始まるとともに、学生の確保に向けた専門家チームによる、県内各高校への学校訪問にも精力的に取り組まれているところであります。

また、県立大学が設置される佐賀総合庁舎の現地機関の移転も大詰めを迎え、八月には別館の解体工事に着手することや、県立大学周辺の環境整備などを協議する佐賀市との連携協議会も五月末に開催をされたところであります。

こうした動きとともに県立大学の県民の関心が高まりを見せ、私の元へも様々な団体や個人の方から、県立大学についてもっと知りたいと要望を受けることが多くなりました。ある業界団体の女性部会から、県立大学について理解を深めたいと研修会の講師を依頼され、これは林政策総括監と一緒に参加し、終了後には意見交換を行いました。また、佐賀市のまちづくりに向けた異業種交流会の発足式にお招きをいただき、県立大学をテーマに話す機会をいただきました。その他、地元公民館での県政報告会や党の支部会でも県立大学の取組状況について報告をさせて

いただいています。

参加された方々からいただいた声は、賛成、反対の立場から様々であります。よく分からないという声も多くありました。いずれの立場から、県立大学に学生が集まるのか、学生が確保できるのか心配する声や、県立大学で学んだ学生が県内企業などに就職してくれるかという点に関心が高かったように感じます。こうした疑問の声にしっかり応えることで、県民の理解が深まっていくものと考えるところであります。

意見交換の中では、学生の確保について、進学率が全国と比べて十五ポイントも低く、また、進学する生徒の八割強が県外に流出するなど、他県とは違う本県の学びの現状や、県内高校への推薦枠の付与などにより、少子化の中にあっても学生確保の見通しを示すこととおおむね理解を深めていただいたところであり、県内就職に結びつくのかという点においては、これはまさにこれからであり、産学官一体となった取組の必要性を参加者の皆さんと共有をしたところであります。

この点は、中央教育審議会が昨年二月にまとめた答申「我が国の『知の総和』向上の未来像」では、地方における高等教育へのアクセス確保の重要性や、地域における高等教育の課題、将来の人材需要を共有し議論するための「地域構想推進プラットフォーム」が提言されており、県議会においてもこれまで議論が深められてきたところであります。

本県においては、産学官のトップが高等教育の在り方を議論する「さが高等教育構想プラットフォーム」を本年四月に設立し、具体的な取組を進めていく方針と伺っています。

私は、「さが高等教育構想プラットフォーム」による産学官、そして、五つの大学、短大間の連携が進むことで、県内高校生の受験・進学率が

向上し、学生の県内企業への就職率の向上につながるものと期待するところであります。

さて、「知の総和」答申で私がもう一つ注目する点は、学修者本位の教育への転換が高等教育が目指すべき姿として明確に掲げられている点にあります。

学修者本位の教育とは、教員中心の教える側の都合から、学生一人一人の学びの成果と成長を起点に、カリキュラム、授業、評価を設計し直す考え方であり、「知の総和」答申をまとめた特別部会の副部会長を務める共愛学園前橋国際大学の大森昭生学長は、「偏差値中心の大学選びが根強く残るなかで、国として『教育の質』を可視化しようとする取り組みが始まったことに、私は大きな意義を感じる。（中略）そもそも偏差値や大学の知名度と教育の質は全く別の尺度です。入学時の選抜性が高くない大学でも、学生を伸ばしている大学はたくさんある。（中略）文部科学省が掲げる『学修者本位』という考え方は、『学生第一』という理念そのものだと感じている」と述べられています。

とても大切な指摘であり、私も、県立大学は、ここで学んでよかったとの学生の声が広がる大学であってほしいと願うところでもあります。

そこで、次の三点について伺いたいします。

まず、学生一人一人の成長を大切に大学について伺いたいします。

二月定例会では、入学者選抜の在り方をめぐり議論が行われ、参考人として出席された専門家チームの山口和範学長予定者は、大学を偏差値で評価するのは絶対にやめてほしいと述べられています。

私は、これから大学の評価として問われるのは、学生が四年間でどれ

だけ伸びたかであり、学生の成長が大学の価値として問われる時代になったのではないかと考えます。

佐賀県教育大綱を改めて拝見させていただくと、「自分で自分のことを決められる子どもに育てたい。」「また、「生き生きとした環境をつくり、子どもが挑戦できる、そしてそれを応援できるようにしていきたい」と知事の思いも示されているものと理解をしています。県立大学においても、こうした学生一人一人の学びや成長を大切にする大学を目指しているものと考えますが、改めて山口知事の所見をお伺いいたします。

次に、専門家チームの取組についてお伺いいたします。

専門家チームでは、県立大学をゼロからつくるとの気概を持った熱量の高い教員を採用できるよう、県と一緒に教員確保に向けた選考を進められているところであります。

当初、データサイエンス分野の教員採用が進むのか心配していましたが、二月定例会の議論の中で山口学長予定者から、データサイエンス分野の大学院を出た人材が育っており、むしろ人数の多い経営系など、県立大学の科目適合性を満たす人材の確保を進めなければならないと説明があったところであり、分野によっては、教員確保は困難を極めるのではないかと懸念をいたします。

そこで、本年四月以降の応募状況と併せて教員確保の見通しについて改めてお伺いいたします。

また、専門家チームでは、県立高校を訪問し、入学者選抜の方針や学びの内容のイメージなどについて、進路指導の先生や探究授業の担当者に伝え、意見交換を進められていると伺っています。令和十一年四月開学の予定を考えると、第一期生となる今年高校に入学した一年生に関心

を高めもらうためにも大切なアプローチとなつてまいります。

文部科学省への認可申請や開学が近づくにつれて専門家チームの役割はますます重要になってまいります。専門家チームの今後の取組についてお伺いいたします。

次に、県立大学周辺のまちづくりについてお伺いいたします。

大学周辺のまちづくりに当たっては、令和六年七月に県と佐賀市の間で連携協定書が締結をされ、協定事項を推進するため、連携協議会が開催されており、総合庁舎内現地機関の移転に向けた協力や、佐賀駅から立地場所への市道の安全対策、周辺市道の環境整備などは、佐賀市が責任を持つて実施をすることになっています。

また、昨年十二月に行われた地元自治会を対象とした住民説明会では、通学路となつている敷地周辺道路の安全対策や、冠水、浸水しやすい河川の改修、工事車両の動線、近隣家屋の事前調査、また、建物解体時のアスベスト対策等、様々な要望、意見が上がってきたところであります。

そこで、地元自治会への対応も含め、県立大学周辺地域のまちづくりに向けたこれまでの進捗状況と今後の取組、スケジュールについてお伺いをいたします。

以上二点、政策部長に答弁を求めます。

次に、大きな項目の二つ目として、中東情勢の悪化を踏まえた公共交通への支援について質問をいたします。

中東情勢の悪化に伴うホルムズ海峡の事実上の封鎖により、原油や原油由来製品の価格高騰や調達不足が深刻化するなど、世界経済に大きな影響を及ぼしています。

本県においては、中東情勢の緊迫化で燃料の供給不安が広がり、原油

由来製品の価格が高騰していることを受け、四月二十三日に原油価格等高騰対策本部会議が開催され、多くの業種に影響をしており、事業者や生活困窮者のための電話相談窓口の周知とともに、「供給確保や価格安定のため、予断を持たずにスピード感を持って対応していく」ことが確認をされたと承知をしております。

さらに、物価高騰の抑制、原油由来製品の目詰まりの解消などについて、国に政策提案を行われるとともに、本六月定例会において、国の重点支援地方交付金を活用し、目の前の物価高に伴う痛みの緩和、未来に生きる生産性向上等に資する予算を提案いただいているところであります。

今週に入り、米国とイランが戦闘終結に向けた覚書に合意し、ホルムズ海峡が開放される見通しになったとはいえ、中東情勢の先行きは依然不透明で、原油生産量と製油能力の回復には時間を要することから、引き続き現場に寄り添い、県民生活や地域経済への影響を注視しつつ、丁寧な対応に努めていただくよう求めていると思っております。

また、こうした非常事態に対しては、問題が発生してから対応するのではなく、平時から備える視点も重要であり、県民や事業者にふだんから省エネや燃料節約を意識していただくことが、将来的な供給不安への対応にもつながるものと考えます。

原油の供給不安の影響を受け、バスやトラックの燃料となる軽油価格も急騰し、一部で供給を制限する動きも出ており、こうした事態が長期化するようなことになれば、路線バスなど、公共交通の減便や運休が生じかねず、通勤通学をはじめ、高齢者の通院、買い物など、県民の日常生活への影響は大きいものとなっております。

既に佐賀市営バスでは、三月に行った四月から六月分の燃料の入札が、期間中の安定供給や価格の確保ができないとして不調となり、四月から週単位の随意契約で燃料の必要量を確保しており、調達単価も約一・五倍ほどになっていると伺っています。

こうした入札不調は、全国の公営交通事業者が共通して抱える問題となっており、国も元請事業者に対して要請を行っているようでありますが、現場での改善は遅れています。

路線バスの運賃は国の認可制で運賃を自由に上げることができないため、営業努力も限界に来ており、さらに、軽油だけでなく、オイルやバスの運行に欠かせない尿素水——アドブルーの価格が高騰、入手困難な状況が続いていると訴えられています。

県では既に、燃料価格高騰の影響を受けている路線バスをはじめとする県内交通事業者を対象に、燃料価格の高騰分に対する支援に取り組みられているところではありますが、さらなる支援の充実を図るべきではないかとも考えます。

また、今回に限らず、今後同様なことが起こる場合を想定し、平時から公共交通の積極的な利用を呼びかけることも大切な取組ではないかと考えます。

そこで、次の二点についてお伺いいたします。

まず、今般の中東情勢における原油の供給不安や価格高騰が路線バス事業者にどのような影響を与えているのかお伺いいたします。

次に、交通事業者への支援についてお伺いいたします。

化石燃料には限りがあることや原油の供給不安が発生することを考えると、省エネや燃料節約の観点からも、路線バスなど、公共交通を乗っ

て支えることも必要と考えますが、今後、路線バス事業者への支援にどのように取り組んでいく考えか、以上二点、地域交流部長にお伺いいたします。

次に大きな項目の三つ目として、人生会議（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発について質問をいたします。

厚生労働省のポータルサイトには、この「人生会議」について、「あなたが大切にしたいこと、望んでいる生き方、そして、『もしものとき』にどのような医療やケアを望むかについて、前もって考え、話し合っておくことです。ご家族や大切な人たち、そして医療・ケアチームと話し合っておくことは、ご自身の思いや選択が尊重され、本人が希望する医療・ケアの実施につながります。これは、ご自身の『これから』をより良く生きるために、とても大切なプロセス（話し合い）である」ということが示されています。

「人生会議」の名づけ親は静岡県内の病院に勤める看護師で、命名の理由について、集中治療室での勤務を通して、患者が医療従事者だけでなく、家族会議や食卓の場など、身近な場面でも話し合えるくらい浸透してほしいという思いとともに、人生会議を縁起でもないことと避けるのではなく、元気なうちからもしものときのことについて考えることが根づき、自分の望む最期が迎えられるようになってほしいという願いも込められていると語られています。

さて、私がこの質問を行うのは、平成三十年六月定例会以来、八年ぶりとなります。質問のきっかけは、父が認知症となり、家族で九年間介護した経験や、父の死後、母が末期がんを患い、延命のための治療を拒み、自宅での看取りを希望、その思いを医療関係者や介護事業者、家族

で話し合い、共有し、自宅で安らかな看取りを迎えるという経験をさせていただき、この人生会議の必要性といったものを実感したからであります。

これまで経験したことがない超高齢社会、多死社会を迎え、在宅での療養や看取りを希望される方が増加していくことが見込まれ、本人の意思が十分に尊重された人生の最終段階を迎えていただくためにも、地域包括ケアシステムの構築と併せ、アドバンス・ケア・プランニング——人生会議の概念を、佐賀の医療・介護の現場の中で普及をさせていくべきではないかとの質問に対し、当時の健康福祉部長は、医療・介護従事者のみならず、県民一人一人の生活の中に浸透することが必要と考えており、一般県民を対象にした公開講座など、様々な機会を捉えて人生会議の考え方を紹介するとともに、県として、市町や県医師会、関係団体と連携をしながら普及啓発を図っていくと大変前向きな答弁をいただいたところであります。

これを受け、県においては、国のガイドラインの周知や医師会と連携した医師への啓発、人生会議を県民の生活の中に浸透するためのきめ細かな啓発活動に取り組まれるとともに、「第九期さがゴールドプラン21」や第八次佐賀県保健医療計画にこの人生会議の普及啓発を位置づけるなど、取組を進められてきたところであります。

一方、厚生労働省が令和四年度に実施した、「人生の最終段階における医療・ケアに関する意識調査」では、人生の最終段階における医療やケアについて、これまで話し合ったことがあるかという問いに対して、「話し合ったことはない」と回答した方が六八・六％に及びます。さらに、人生会議の認知度について、一般国民で「よく知っている」は五・九％、

「聞いたことはあるがよく知らない」が二一・五%、「知らない」が七二・一%となっており、平成二十九年年度の前回調査から三ポイントほど伸びたものの、依然、国民の認知度が進んでいない現状にあります。

また、医師、看護師、介護支援専門員では「よく知っている」の割合はそれぞれ四五・九%、四五・八%、四七・五%と、前回調査と比べ、倍増はしているものの、いまだに半数に満たない状況であることが示されています。

このように、人生会議に対する国民の認知度が低く、医療や介護の現場でも、言葉や概念は知られるようになっていても、実際に実施をされている例はごく一部にとどまっているものと考えられます。

県内の七十五歳以上の人口は、二〇三五年まで増加すると推計され、医療と介護の両方を必要とする高齢者は今後ますます増加することが見込まれます。そうした高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の医療、介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療、在宅介護を提供できる体制づくりが重要であり、人生会議の普及啓発に一層取り組んでいかなければならないものと考えます。

例えば、県民意識調査等を活用して県民の認知度を十分に把握し、具体的な目標を定めて推進することも考えられます。

そこで、人生会議の普及啓発、そして、定着に向けた健康福祉部長の思い、また、決意といったものをぜひお聞かせください。

最後に大きな項目の四つ目として、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の促進について質問をいたします。

昨年十一月に大分市佐賀関で発生した建物火災は、風速や風向が変化

する中、短時間で広範囲に延焼が拡大し、焼損範囲は約六・三九ヘクタールに及び、死者一名、負傷者一名のほか、百九十六棟の建物に焼損が生じるなど、大変甚大な被害をもたらしました。平成二十八年の糸魚川市、令和六年の輪島市以来の大規模な火災となり、改めて火災の恐ろしさ、木造住宅が密集する市街地が抱えるリスクの大きさを浮き彫りにしました。

さて、消防法の改正により、既存住宅を含めた全ての住宅を対象として住宅用火災警報器の設置が義務づけられていますが、本年六月一日で十五年が経過し、電池切れや故障等により火災時に適切に作動しなくなることが懸念をされています。令和七年版消防白書によると、全国の住宅火災の発生件数と死者数は住宅用火災警報器の義務化以降、減少傾向にありましたが、義務化十年を前にした令和二年以降、増加傾向に転じています。

ちなみに令和六年中に全国で発生した住宅火災の件数は一万一千百七十三件と火災件数全体の約三割となっていますが、住宅火災による死者数は千三十人と火災による死者数の七割を超えています。さらに住宅火災による死者数の七割以上が六十五歳以上の高齢者となっており、高齢化を背景に増加傾向となる中、逃げ遅れが原因で死亡するケースが全体の約五割に及ぶことが示されています。

一方、消防庁が住宅火災における被害状況を分析したところ、住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ死者数と損害額は半減、焼損床面積も約六割減少しており、住宅用火災警報器を設置することで、火災発生時の死亡リスクや損失が拡大するリスクを大きく減少させるという結果になっています。また、令和六年度に実

施された住宅用火災警報器の維持管理に関する任意調査では、最近、作動確認を行った世帯の約三・五％で電池切れや故障が確認されており、定期的な点検を行う必要性が確認をされています。

私の地元の民生委員さんに伺ったところ、高齢世帯の方から、寝室の天井など高い場所に設置されている住宅用火災警報器の点検や電池交換について相談を受けることがあると話されています。

本県においても、住宅用火災警報器の未設置世帯への設置の推進を図るとともに、火災発生時に火災警報器が適正に作動するように、定期的な点検や交換など適切な維持管理に向けた取組を積極的に行っていくかなければならないものと考えます。

そこで、次の二点について伺いいたします。

まず、本県の設置状況に対する受け止めについて伺いいたします。

昨年六月に公表された住宅用火災警報器の設置率の調査では、全国平均が八四・九％に対して本県は七六・六％と全国で四十四番目、さらに条例の規定どおりに設置できているかという条例適合率も本県は五七・八％と全国平均の六五・八％を下回り、三十八番目となっています。

住宅用火災警報器の設置は消防法により義務づけられていますが、設置場所の指定など具体的な事項は市町や消防本部が条例で定めることとされており、市町や消防本部には、住宅用火災警報器の設置に向けた普及啓発の努力義務が課されています。

そこで、全国平均に比べて本県の設置率が低い状況について、どのように受け止められているかお伺いいたします。

次に、設置及び維持管理の促進に向けた今後の取組について伺いたします。

住宅用火災警報器の設置率が九四％と全国で一番高い福井県では、消防職員や消防団、婦人防火クラブが連携し、県内の全世帯を戸別訪問し、普及啓発をすることで高い設置率を維持していると伺っています。消防庁が示した全国の取組事例では、ガス会社との協働による普及啓発や、自治体や消防本部による購入補助、高齢者世帯への取り付け支援といった事例が紹介をされています。

また、視覚や聴覚が不自由な方へ、振動や光、臭いなど音以外で住宅用火災警報器に連動して警報する装置があると伺っており、そうした機器の周知も必要となつてまいります。

住宅用火災警報器の設置及び維持管理の促進に向けては、これは一義的には市町の事務であります。住宅火災による死亡といった悲しい事故を起こさないため、そして、県民の大切な命を守るため、県としても積極的に取り組んでいく意義はあるものと考えます。

そこで、防災意識を高め、設置率の低い傾向にある高齢世帯に対する効果的な設置を推進するなど、市町や消防本部と連携した住宅用火災警報器の設置率の向上、維持管理の促進に向け、今後どのように取り組んでいく考えか、危機管理・報道局長にお伺いいたします。

それぞれ明快かつ前向きな御答弁をお願いし、質問を終わります。（拍手）

●山口知事 登壇 中本正一議員の御質問にお答えします。

佐賀県立大学に関し、学生一人一人の成長を大切にすることを目指しているのかとお尋ねをいただきました。

時代は不確実性の時代、AI技術等も急速に進歩しております。答えがない時代であり、単なる知識、技能の習得は、AI等が得意とする能

力でございます。こうした時代においては、一人一人の人としての学びや成長が、その人の人生を豊かにするためにはこれまで以上に大切であります。学ぶこと、学び続けることの意味を真に理解することが大切でございます。

教育は未来への投資です。大学には三つの機能、教育、研究、社会貢献というものがあっても、佐賀県立大学は其中でも教育を特に大切にする大学でございます。佐賀県立大学は「チェンジ・メーカー」を育成します。現状を是とすることなくチャレンジし続け、周囲に変革をもたらす人材、自ら課題を発見し、その課題を多面的に見ることで本質を捉え、他者と協働し、自ら行動して解決に導く人材、こうした人材がこれからの社会でAIが多くひしめく中で輝いていく人材だと認識します。

では、こうした人材を育てるには何が大切かということですが、大学教育を、企業や地域の現場での課題解決型学習を中心とする理論と実践の循環型の学びとすることであります。

さらに、入試においては、ペーパーテストによって同じような学力の学生を集めるのではなくて、総合型選抜や学校推薦型選抜も組み合わせ、面接で一人一人の意欲を確認するなど、多様性のある学生を確保することとしています。そこに熱量の高い教員による教育効果が加わり、学生一人一人が学びの意味を知り、成長し、卒業後も成長できる人材といたしたいと思っております。

今、私は国の中央教育審議会の委員を務めておりますが、先日も大学の評価方法を変えていこうという議論が白熱いたしました。入学時の偏差値ではなく、在学中に学生がどれだけ成長していくのか、その視点で

変えていこうというものです。

佐賀県を見ても、大学の数が少なかったこともあるのでしょうか、偏差値重視の考え方もまだ根強いところがあります。私は、佐賀県立大学は、入試の面でも教育の面でも、日本の大学がこれから目指す姿を体現した大学になると確信しています。

令和十一年四月の開学に向けて、コアとなる熱量の高い教員確保を進めるとともに、学生をどのように成長させるのか、学生が自らの力をどのように高めていくのかという視点で、カリキュラムの詳細を詰めていただきます。

また、これからは地元で育てた人材が、地元で活躍できる環境を、自治体、大学、産業界、医療・福祉界、農林水産業などと一体となつて創ることが重要です。

国においても、地域ごとに産官学の連携によって、人材育成・人材確保を図る取組を進めておりまして、佐賀県でも今年四月に「さが高等教育構想プラットフォーム（SIGMA）」を設立いたしました。

学生の成長、教育面を大切にする佐賀県立大学の開学を契機に、高等教育、中学校教育にも、点数だけではなく、子供の成長を重視する考えや取組が進み、さらにそのような考えの下で育てた人材が、佐賀で活躍することができる未来を創っていきたいと考えております。

●前田政策部長 登壇Ⅱ私からは、県立大学についてお答えします。

まず、専門家チームによる教員確保に向けた取組についてです。

県立大学につきましては、四月から教員公募を始めておりまして、専門家チームにおきまして、これから書類審査、面接へと進んでいくこととなります。

現在、途中経過ということになりますので、応募状況など詳細な状況についてはお答えすることはできませんが、教員は教育の質を左右する極めて重要な存在でありますので、県立大学の特色をしつかり伝え、熱量の高い教員を確保することが何よりも大切であると考えております。

県としては、学術研究の実績のある教員や実務経験豊かな教員、また、学生に寄り添い、力を引き出すことに秀でた教員など、様々なバックグラウンド、それから、多彩な経歴を持つ教員で大学を構成しまして、大学そのものが常に成長し、チャレンジするような組織風土をつくってまいりたいと思います。

次に、専門家チームの今後の取組についてお答えします。

専門家チームの皆さんには、県立大学で採用する教員の審査でありますとか、入試制度の具体化、また、開学後の大学運営のポイントなどについても、精力的に検討いただいております。

こうした取組と並行しまして、議員からお話がありましたように、学長予定者である山口先生には、現在、県内の高校訪問も随時行っていたいております。高校の現場からは、山口先生の話を聞いてみたい、直接、高校生に話をしてほしいという依頼も多くいただいております。山口先生御自身も、多くの高校に出向いて高校生に直接話をしたいという御意向をお持ちでございます。

「チェンジ・メーカー」を育成する佐賀県立大学の特徴や大学における学びの意味について、専門家チームの皆さんから直接伝えていただくことは大変効果的であると思いますので、そうした機会をつくってまいりたいと思います。

あわせて、県の担当職員も県内の各高校に足を運びまして、県立

大学の一期生となる今の高校一年生や、その保護者、また、進路指導に当たる高校の先生に、進路選択の参考となる情報を分かりやすく伝えてまいりたいと思います。

次に、県立大学の周辺地域のまちづくりについてお答えします。

県立大学の設置場所となります佐賀市八丁畷の周辺地域の住民の方々には、昨年十二月に開催した地元説明会で基本設計の概要を説明しました。そして、出席者の方々からは、通学路となります市道の安全対策でありますとか、様々な御意見をいただいたところです。また、今年三月には工事に伴います家屋調査が必要になりますので、こちらについて住民の方への説明を行ったところであります。いずれも佐賀市の担当者に同席をいただいております。

今後も、佐賀市と連携しまして必要なタイミングで地元への説明をしつかり行ってまいりたいと思います。

それから、大学の周辺整備につきましては、佐賀市におきまして、通学路となる市道のカラー舗装と大溝公園の再整備を行うための予算、こちらが六月の定例会に提案されています。周辺市道のカラー舗装による安全確保対策については令和八年度から十年度にかけて、大溝公園の再整備についても令和八年度から九年度にかけて整備が進められる予定と聞いております。学生が快適に過ごせる空間となることを期待しているところでございます。

また、県と市の連携協議会につきましては、五月下旬に第四回の会議を開催しました。こうした会議の場だけではなく、いろんなテーマごとに県と市の担当課同士で密に意見交換や情報共有を行っているところですので。

県立大学は、地域に愛され、共に成長していく存在でありたいと考えております。今後も、県立大学の立地自治体となります佐賀市とは緊密に連携しまして、県立大学を生かしたまちづくりと一緒に進めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

●寺田地域交流部長 登壇 Ⅱ 私からは、中東情勢の悪化を踏まえた公共交通への支援について二点お答えいたします。

まず一点目、中東情勢における路線バス事業者への影響についてでございます。

県内バス事業者におきましては、燃料の仕入価格、これは各社によって異なるわけですが、中東情勢の悪化前と比べて最大で三割から五割程度上昇しております。特に四月以降に高騰している状況でございますが、現在は二割から三割程度の上昇幅と少し持ち直したものの、依然高止まりの状況が続いている、そういう状況でございます。

また、議員からも御指摘いただきましたけれども、燃料だけではなく、オイルや尿素水、車両整備のための資材価格の高騰などによりまして、バス事業者の全体的な運用コストは一層増大している状況でございます。それから、資材が入手しづらい状況についても継続しているものと認識しております。

こうした厳しい状況の中ではございますが、各社が調達方法を工夫したり、それから、他のコストを圧縮して、燃料や必要物品を確保することとで運行を継続している状況だというふうに認識をしております。

原油の供給につきましては、六月十一日に国のほうから、二〇二八年三月までの安定供給は可能との見通しが発表されたところでございます

が、まだまだ先行きについては見通せない状況となっておりますので、引き続き県内の状況について注視していきたいというふうに考えております。

こうした価格高騰に対しまして、これまで県では、燃料代を含むバスの運行経費について補助を行ってまいりました。中東情勢の悪化で高騰した経費分も含めまして、バス事業者への支援を継続していきたいというふうに考えております。

次に二点目、省エネ等の観点から、乗って支える等の交通事業者への支援についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、公共交通の利用を促進することで燃料を効率的に活用するという視点は大事だというふうに認識をしております。

県では、マイカーへの過度な依存を脱却して、みんながそれぞれ場面に応じて、歩くことや、鉄道、バスなど公共交通を積極的に取り入れる、そうした歩くライフスタイルを推進してきております。一方で、県内の公共交通事業者においては様々な課題を抱えております。まずは、まさに利用者の減少であります。それから、運転手の不足、こうした課題がございます。

バスの利用促進を図る県の取組といたしましては、「佐賀さいこうフェス」など県内のイベントと合わせたバスの運賃無料デーの実施ですとか、お得なクーポン付きのデジタル切符の造成、それから、これは少し長期的な視点になりますけれども、子供たちがバスを利用するきっかけとなるようなイベントの開催などに取り組んできたところでございます。

また、運転手の確保、それから、雇用継続を図るための取組といたしましては、例えば、バスの体験試乗会や会社説明会の開催、バス運転手

の専門の就職イベントへの出展、ホームページの作成や求人広告といった広報、それから、カスハラ対策のためのセミナーの開催など、バス事業者の取組に対して支援を行っているところでございます。

議員から中東情勢について様々な御指摘がございましたが、今回の中東情勢の悪化による影響については、私自身、ふだん当たり前のようにご利用している路線バスをはじめとした公共交通についても決して例外ではないという、有事の際の公共交通の大切さについて考えさせられるきっかけとなりました。ふだんから公共交通を身近なものとして幅広い世代に積極的に御利用いただくことで、平時から公共交通を大切にする土壌を育んでいくこと、それから、事業者の運転手の確保など経営基盤の強化にも取り組んでいくこと、こうした取組が重要であると改めて認識したところでございます。

引き続き、現場の声に耳を傾けながら、公共交通が持続可能なものとなるよう、現場に寄り添って対応してまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○ 時 間 延 長

●議長（宮原真一君） 時間を延長します。

●金丸健康福祉部長 登壇 Ⅱ 私からは、人生会議の普及について、私の決意も含めて御答弁をさせていただきたいと思います。

人生会議、いわゆるアドバンス・ケア・プランニングと申します。頭文字を取ってACPと申すのですけれども、私も、本人の意思が尊重されることで、自分が望む最期を迎えられるための大切なプロセスだと認識をしております。

これまで県では、ACPの普及啓発の定着に向けて取り組んでいることがございます。例えば、医療・介護事業者向けのACPの実践研修ですとか、看取りに関する研修、実務指導、公開講座、また、これは先ほど議員からも御紹介がございましたが、その当時はまだ名前が決定していなかったんですけれども、医療とか介護関係者、市町で構成する佐賀県ACP推進連携会議というのを創設いたしましたして、ここでACPの普及方策の検討もしているところでございます。

近年、ACPは医療現場において重要な考えとして捉えられてきております。例えば、二〇二四年の診療報酬改定では、入院患者に対してACPを適切に実施できる体制を構築することが、入院料を算定する要件に追加をされています。また、佐賀大学医学部附属病院におきましては、外来受診、入院、治療の過程に応じたACPの問診を来月七月から導入予定と伺っております。

先日、在宅や施設での看取りを積極的に行っている医師の話を伺いまして、ACPの重要性というものを改めて強く認識いたしております。ただ、現状は議員が御指摘されたように、認知度というのがまだそんなに高くなく、そこをぐっと上げていかないといけないことを思っております。

先ほど御紹介しましたACP推進連携会議におきまして、普及啓発の方針というものを決定しておりますして、その方針に基づいて普及啓発をやっていると思っております。

例えば、ACPをより分かりやすく県民に伝える広報物を作成しようと思っておりますし、おっしゃるとおり、専門職においてもまだ認知度が低いということですので、専門職に対する啓発も行いたいと思っております。

ります。また、普及啓発してどういうふうになったかという結果も当然検証していかないといけませんので、県民向け、医療・介護の事業者向けの意識調査によるフォローアップも取り組みたいと考えております。

A C P 推進連携会議ですけれども、私も参加をしようと思います。その中で普及啓発に積極的に関わっていきたいと思っております。

県民一人一人が自分らしい人生の最終段階を迎えることができるように、人生会議の普及、定着に決意を持って取り組んでまいります。

以上でございます。

●三角危機管理・報道局長 登壇Ⅱ私からは、住宅用火災警報器についてお答えします。

まずは、本県の設置状況に対する受け止めについてです。

住宅用火災警報器につきましては、先ほど御説明がありましたとおり、火災の早期発見に有効であり、住宅火災による死者の低減や被害の軽減に寄与するものと認識しております。そのような中、本県の設置率が条例に基づく適切な設置割合が全国平均を下回っているということは、県民の安心・安全の観点から課題であると受け止めております。

続きまして、今後の取組について御説明します。

まず、何よりも、住宅用火災警報器を設置することで、自分の命、そして家族の命を守ることに繋がるということを、県民の皆さんに理解してもらうことが最も重要だと考えております。

また、警報器の設置を進めるには、消防本部と市町だけでなく、消防団、老人クラブ、あるいは民生委員さんなど地元の関係団体と連携した取組が大切だと考えております。

現在行われています取組を幾つか紹介させていただきますと、県内の

各消防本部では通年の取組として、それぞれの広報誌、あるいはホームページで啓発を行っています。また、今月一日から七日まで九州一斉住宅用火災警報器普及キャンペーンというものがありませんけれども、この間に佐賀広域消防は商業施設での啓発活動、伊万里市消防は公民館のサークル活動に参加しての啓発活動、伊万里・有田消防は老人クラブにおける啓発の講話といった普及活動を実施されております。

また、市町の取組としては、神埼市では、消防団が火災予防週間に合わせて消防の車両で普及啓発の呼びかけをされております。さらに鳥栖市では、同じように消防車両により呼びかけをしておりますけれども、大人の声ではなかなか聞いてもらえないということで、キッズ消防団と協力をして子供の声で普及啓発をやられているというふうに聞いております。また、伊万里市では、消防団が各戸訪問をされているというふうに聞いております。

さらに特徴的な取組として、唐津市消防におきましては、住宅火災警報器取り付け支援ということで、六十五歳以上の高齢者や取り付けが困難な方に対し、消防職員が無償で設置を行っております。これが警報器の設置率の向上につながっているというふうに感じております。

県としては、こうした唐津市消防のような特徴的な取組事例、あるいは地域ごとの困り事、課題、これを県内の消防本部や市町と共有し、効果的な取組が他の地域に広がるよう好事例の横展開を後押しするなどして、住宅用火災警報器の設置率の向上と適切な維持管理の促進に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

●議長（宮原真一君） これで、本日の日程は終了いたしました。

あす十八日は引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後五時八分 散会

速記者 木村 佐知子

六月十七日

第三日

令和八年六月十八日（木）

令和八年六月十八日（木） 午前十時 開議

出席議員 三十六名

欠席議員 一名

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝	三三番	石井秀夫
二番	下田 寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博		
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文		
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三二番	留守茂幸		
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三四番	藤木卓一郎		
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三五番	土井敏行		
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三六番	石倉秀郷		
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三七番	岡口重文		
九番	中本正一	二三番	宮原真一				
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範				
一番	青木一功	二五番	定松一生				
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸				
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄				
一四番	富田幸樹	二八番	武藤明美				

六月十八日

六月十八日

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	副知事	副知事	政策部長	総務部長	地域交流部長	県民環境部長	健康福祉部長	産業労働部長	農林水産部長	県土整備部長	危機管理・報道局長	文化・観光局長	S S P 推進局長	男女参画・こども局長	山博・緑化フェア事務局長	会計管理者	警察本部長	教育長	人事委員会事務局長
山口	平尾	引馬	前田	内田	寺田	諸岡	金丸	丸尾	井手	横尾	三角	宮原	光武	大草	江島	旗生	福田	甲斐	小林
祥義	健	誠也	直紀	祐美	博文	泰輔	政樹	宣拓	宣拓	秀憲	浩二	浩二	香織	昭雄	宏	康之	英之	直美	久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会議事局長	同政務調査課長	同政務調査課長	総務課長	議事課長	議事課副課長	議事課副課長	議事課副課長	議事課副課長	議事課副課長	議事課副課長	議事課副課長	議事課副課長	議事課副課長	議事課副課長	議事課副課長	議事課副課長	議事課副課長	議事課副課長	議事課副課長
真坂	藤田	大久保	田中	山口	高田	佐藤	中村	篠田	篠田	篠田	篠田	篠田	篠田	篠田	篠田	篠田	篠田	篠田	篠田
		哲	信	正	一	隆	正	博	博	博	博	博	博	博	博	博	博	博	博
昇	豊	郎	二	敏	弘	一	典	幸	幸	幸	幸	幸	幸	幸	幸	幸	幸	幸	幸

○ 開 議

●議長（宮原真一君） これより本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

●西久保弘克君（拍手）登壇Ⅱ皆さんおはようございます。自由民主党の西久保弘克でございます。

今回は四問質問させていただき、執行部の皆さんに簡潔で分かりやすい回答をお願いして質問に入らせていただきたいと思います。

それではまず一点目、県警本部長の責務と役割についてお尋ねをさせていただきます。

福田本部長が着任されて約一年半が経過いたしました。これまで福田本部長の対応として、DNA問題への対応ばかりが多く取り上げ続けられていますが、佐賀県には、特殊詐欺など犯罪対策や、交通対策、出水期における災害対策など、多くの治安上の課題があり、県警察にはこれらの治安課題に総力を挙げてしっかりと取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

そういった中で、私が特に懸念しているのは、DNA問題の発覚以降、県警察に対する批判ばかりが続き、頑張っておられる多くの警察職員までもが動揺し、士気が低下してしまっているのではないかとといった点であります。

また、採用状況が厳しい中、地元佐賀県の安全・安心を守るために警察官を志す若者が減ってしまうのではないかとという点も憂慮しております。

佐賀県の安全・安心を確保するためには、県警察に治安上の課題に総

力を挙げて取り組んでいただく必要があると考えていますが、そのためには、治安維持のために尽力をしている多くの警察官が、誇りと使命感を持って職務に邁進してもらわなければならないと考えております。また、そういった職員の姿を、次世代の佐賀県警察を担う若者にも示していただきたいと思います。

そこで、佐賀県警察の本部長として、佐賀県の治安のために今後どのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

本年四月から自転車にも交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が導入されました。自転車は車道が原則というルールがありますが、自転車利用者からは、車道側に雑草が生えて危険なので、歩道を走行してもいいのではないかとという声を多く聞きます。

こうした道路状況を放置すると、交通事故や交通渋滞を引き起こす可能性も否定できないと考えております。この写真ですけども、（パネルを示す）これは中央線が黄色、はみ禁の道路ですね。こちらに白線があるんですが、この白線のところ、見てのとおり雑草が生えて、とてもじゃないですけど、自転車が通行できる状況ではありません。ここを私もこの間通ったときに、自転車が走っていたがために車が渋滞して全く動かない状況になっていたということがあります。

この自転車のルールは、国が、警察庁が、全国に同時に通告しておりますが、地元地元にはそれぞれの課題があります。このような点に関して、私は過去の議会において、交通渋滞の解消や安全で快適な交通社会の実現に向けた提案を行い、県警察において改善していただいたことも多々あります。

一つは、高齢者の免許返納が全国的に叫ばれているとき、私はこの議

場で、高齢者の方の免許の延命、いわゆる高齢者の方にまだ車に乗れるような状況にしてほしいというのを訴え続けて、そして、結果としてシルバーサポーターセンターができました。その後、普通免許を持っている方が返納する場合には、原付と小型特殊は残せるんですよということも今、免許センターで伝えていただき、小型免許をそのまま残していただいている方もいらっしゃるということです。

佐賀県民の期待と信頼に応える力強い警察を実現していただくためには、必要に応じて、警察庁と連携し、こうした地域の課題に対して的確に対応していただくことが重要であると考えております。

そこで、提案であります。

交番や駐在所の警察官が、パトロールなどを通じ、車道側に雑草が生えており、自転車が車道を走る上で危険であるといった状況を把握した場合には、道路管理者と連携して対応するよう検討していただきたいと考えますが、この点に対してどのように取り組んでいくのか、福田警察本部長にお伺いいたします。

二番目の質問に入ります。荒廃農地対策についてであります。

先日、春と秋の自治会の水路公役がとうとうできなくなった地域があると聞いております。公役をしないと、草木などのごみが水路にたまり、オーバーフローして水が下流域の田んぼに届かなくなります。そうした水路機能の維持管理が十分に行えない状況が生じることで、営農の継続が困難となり、結果として荒廃農地の増加につながってまいります。

この写真ですけども、（パネルを示す）またこれも道路そばに、これ田んぼですね、田んぼが荒廃農地になってしまっています。これはすぐ横が実は大きなガソリンスタンドなんですね。一時期、四、五年前だっ

たと思いますけども、対策として燃やされたことがあるんですね。当然、消防車も、いろんなものが来て、隣のガソリンスタンドとか大慌てになりました。その後はほったらかしの状態でこうなっています。

そして、もう一枚あるこのパネルは、すぐ周りが住宅なんですね。住宅の周りにこういう田んぼが荒れ果てて荒廃農地になってしまっている。こういう状況があるということです。

荒廃した農地は、イノシシをはじめ、アライグマ、アナグマ、タヌキなどの小動物のすみかとなり、農作物への被害だけでなく、家屋侵入など住環境のトラブル原因にもなっており、その解消が大きな課題となっております。また、荒廃農地の中には、不在地主に起因する課題を抱えており、再生利用を進めていく上で支障となっている場合もあります。

このような課題がある中で、県が国に対して行う政策提案は、地域の実情を踏まえた課題を直接伝え、国の制度や予算に反映させる重要な機会であると考えますが、一般の政策提案の資料の中には荒廃農地対策の要望は見受けられませんでした。

農地は食料安定供給の基盤であり、農地の減少はそのまま食料自給率や国の防衛にも影響いたします。そのためにも私は荒廃農地とならないような取組が重要と考えており、万が一、荒廃農地となった場合でも、再生して新たな担い手に貸し付ける仕組みがあれば、農地は維持でき、利活用がさらに進んでいくと考えます。

そこで、次のことについてお伺いいたします。

荒廃農地に対する県の認識についてであります。

国は、相続によって取得した要らない農地などの土地を国に返すことができる制度、相続土地国庫帰属制度を三年前に創設しております。農

地の場合、原則として面積にかかわらず、十年分の管理費相当として二十万円の負担金を納める必要がある。申請しても承認されない農地が少なくなく、また、引き取り後の土地利用の課題はあるものの、利用する予定がない農地対策としては一定の評価に値するものと受け止めております。

国は三年前から、この荒廃農地、どうしようもないような農地は国が引き取って、そして、草刈りをやってくれる。この費用として十年分二十万円を払ってください。面積、大きさは関係ないという制度でございます。

国が制度を整える中、県としても荒廃農地対策に主体的に向き合い、対応を考えていく必要があります。その一つが政策提案であると考えます。

さきの知事の演告の中にもありました。この政策提案に関して、「提案内容も、制度・運用面と現場との乖離、佐賀県の強みなどを踏まえながら、九州全体の発展、この国のあるべき形も見据えた問題提起型となりました」と。「私は宮原議長と一緒に、金子国土交通大臣、上野厚生労働大臣など政務三役を中心に、社会資本整備、医療支援制度の充実、中東情勢悪化に伴う対応、原子力政策等について提案を行いました。あわせて、各常任委員会の委員長・副委員長と各部長は、関係府省庁の事務方へ提案を行いました。県議会と連携し一体となって幅広く横断的な提案活動を行うことができたことは意義があつたものと考えております。」「知事の感想としては、この政策提案についてはそういうことだったと思います。

国への要望活動である政策提案は、知事をはじめ関係職員が上京し、

地方の声を直接国に届ける貴重な機会であると考えております。特に県だけでは解決が困難な制度面や財政面の課題について、国に対して必要な支援や制度の見直しを求める貴重な場であると認識しております。

先月、実施された国への政策提案の資料を見ると、荒廃農地対策の項目はありませんでした。国や市町、農業委員会を主とした市町は重点課題と捉えているが、県は荒廃農地対策についてどのように認識し、今後どのような対応をしていくのか、農林水産部長にお伺いいたします。

次に、スマート農業の推進についてであります。

私は自ら農作業において自動操舵トラクターを利用しており、これまで勘と経験に頼っていた作業が自動化、精密化され、作業効率の向上とコスト削減が実現できているところであります。

このようなスマート農業の導入による農作業の省力化、軽労化は、就農間もない農家や経験の浅い方を含め、誰もが円滑に対応できる作業環境の実現につながり、労働力不足等による荒廃農地の発生を抑制する有効な手段の一つになるものと考えております。さらに、基盤整備事業を活用し、農地の大区画化などを進めることで、自動操舵トラクターや農業用ドローンといったスマート農業の普及拡大につながるものと期待しております。

スマート農業は、労働力不足への対応や生産コストの低減に資するだけでなく、県が農業所得の向上と産地の発展を目指し、収益性の高い園芸農業の実現に向けて展開している「さが園芸888運動」を推進する上でも大きな役割を担うものと考えております。

スマート農業の導入に当たっては、現在、国庫事業や県単事業のほか、佐賀市をはじめとする一部市町の単独事業も活用され、ハード、ソフト

両面から支援が行われているものと承知しておりますが、一方で、地域や経営規模、品目などによって導入状況に差が見られることから、スマート農業技術のさらなる定着と活用促進が重要であると考えております。

スマート農業の推進については、先ほど荒廃農地対策で申し上げた国への政策提案への反映や、県内全ての市町が導入支援に取り組むよう働きかけていくことなど、様々な方法が考えられますが、県として今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

今現在、スマート農業に関する支援状況については、佐賀市、神埼市、有田町、鹿島市、嬉野市、四市一町が取り組んでおりますが、ほかの十五市町に関してはスマート農業に対してまだまだ取組が少ない。私は、ぜひこれを進めていただきたいと思いますが、農林水産部長の御見解をお伺いいたします。

続きまして、県立大学についてお伺いをいたします。

県立大学に関して、この一年の議会でのやり取りを見ると、親目線で見ても、温かい食事を提供できるよう学食が必要である、講義の合間に飲み物や軽食、文具類が購入できる売店も必要、学生生活の充実のためには部活やサークル活動ができるよう部室を備えるべき、もしくは学生会館のようなものが必要といった施設整備に関する意見が多くありました。あたかも県立大学の設置が決まっているかのような議論になっていることに、私は大いに疑問に感じております。

そこで、県立大学の議論をいま一度原点に戻し、次の点についてお伺いいたします。

まず最初に、開学時期に関する県の認識についてであります。

現在、県立大学の広報としてラッピングバス運行や動画放映が行われ

ており、また、今年度は学校訪問など高校生向けの広報に力を入れていると聞いております。このうち、ラッピングバスでは、「佐賀県立大学（仮称）令和十一年四月開学」と大きく書かれたバスが県内各地を走っているのを目にいたします。これですね。（パネルを示す）

しかし、スケジュールだけを見れば、県立大学の開学は令和九年九月に文部科学省へ設置認可申請予定で、令和十年七月に設置認可が出て初めて決定するものであります。

大学施設の建設に関しても、県議会は予算を議決しておらず、県議会として県立大学の設置を認めたわけではありません。

開学はまだ決定していないのだから、既成事実化するのではなく、県立大学をPRする広報を行うにしても、開学予定や開学を目指している段階であることをしっかりと大きく示すべきだと思います。

私は県立大学の開学はまだ決まっていなと考えておりますが、県はどのように認識しているのかを前田政策部長へお尋ねをいたします。

次に、県立大学の必要性についてお尋ねをいたします。

私は常々、北部九州の三県、福岡、佐賀、長崎は一つであると考えており、福岡は金融、長崎は観光、佐賀は生産、物流など、三県がそれぞれの役割を持ち、一体的に発展していくべきだと思っております。

また、鉄道や自動車で一時間程度の福岡、長崎、熊本は、通勤通学ができる範囲だと考えてもおります。

北部九州の広域的な視点で大学について考えたとき、福岡には国立が三校、公立四校、私立二十九校で三十六の大学、長崎県には国立一校、公立一、私立六で八つの大学、通勤通学の一時間圏内である熊本県には国立一、公立一、私立七で九つの大学があります。その中で公立大学は

六校、福岡県立大学、福岡女子大学、北九州市立大学、九州歯科大学、長崎県立大学、熊本県立大学が存在しております。加えて、近隣には久留米高専、有明高専、佐世保高専といった複数の高専もあります。

このように佐賀県内から一時間程度で通える範囲に十分な数の高等教育機関があると考えております。

県は県立大学が必要な理由として、佐賀県内に四年制大学が少ないこと、県内に公立大学がないことを挙げていらっしゃいますが、高等教育機関の必要性については、佐賀にはないからと、佐賀県内で閉じて考えるべきではないと私は思います。

知事は、きのうも話の中で、世界の状況を判断し鳥瞰的に見ると。さすが知事だなと。佐賀県という小さい枠じゃなくて鳥瞰的に見ますよと。国の情勢にしても県の情勢にしてもというお話をされて、またやっぱり九州が発展していかぬということを常々おっしゃっていますので、私もそれにはすごく同感している部分がありますので、佐賀にはないからという県内で閉じて考えるべきではなく、隣県も含めて多くの大学が既に存在している中で、改めて県立大学がなぜ必要なのかについて伺いをいたします。

三番目、佐賀総合庁舎敷地への校舎建設についてお尋ねをいたします。

県立大学の設置場所として、佐賀市八丁畷町の佐賀総合庁舎の敷地が計画されており、現在、実施設計が進められております。しかし、私はこの場所を設置場所とすることについては疑問を持っております。まず、建設費用について、県立大学の建設には百三十億円から百四十億円が必要とされております。また、今、あそこにあった県の関係部署を外に出されております。それに対しても毎月家賃がしっかりかかっていま

して、あくまで私が試算したところ、年間約二千万円ぐらいの経費はかかっているし、またプラスして引越しの費用もただけなかったのかなと。これに関してはまだ明確な答えをいただいていませんから、多分、委員会の中で質問が出るとは思いますけれども、こういった中で、新設の校舎を建設することは必ずしも必要だとは私は思っておりません。大学はハードへの投資ではなく、ソフト面を重視すべきであります。

また、一般的に建設費の二・五倍が必要とされる六十年間のライフサイクルコストも考えていくべきだと思います。多分百四十億円かかったとしても、最低でも三百五十から四百億円ぐらいトータルでかかるんじゃないかなと私は思っております。多大な費用をかけて校舎を建設せずとも、例えば、あの場所の近くがよければ、西九州大学は学食、食堂も備えた立派なキャンパスを持っており、空き教室など、サブスクのような形で借りて活用できるのではありませんか。また、最近は私立大学の公立化が進められていることから、武雄アジア大学を公立化して県立大学にするという手法もあるのではありませんか。

次に、設置場所については、佐賀駅北エリアの成熟した都市部に大学を新設したとしても、さらなる町の発展は見込めないと考えております。これはSAGAアリーナ設置後の周辺土地の活用状況を見ても明らかのように、民間投資はほとんど進んでいないのが実情であります。

設置するのであれば、例えば、昭和五十一年に佐賀医科大学、現在の佐賀大学医学部が設置され、田園地帯から学園都市に発展した鍋島地区や、古くは佐賀北高や佐賀商業高校周辺のように、学校ができたことで新しいまちづくりができる、いわゆる学園都市構想が実現可能な場所に整備すべきだと考えております。

もし佐賀総合庁舎の敷地に県立大学を設置しないというふうにした場合には、今現在、少し問題になっておりますけれども、SAGAアリーナの駐車場が足りていないことから、そこに新たな立体駐車場を整備すれば、アリーナのニーズに応えることにもなり、またSAGAアリーナの課題解決策にもなると考えております。また、年間数千万円の収入があると聞いている佐賀市文化会館の駐車場のように、県にとって新たな収益源として有効活用できると考えております。

加えて、佐賀総合庁舎の敷地は、全国で百十四カ所が指定されている主要活断層帯の一つである佐賀平野北縁断層帯に近く、そのような場所に校舎を建設することを甚だ疑問に感じております。

これまで述べたように多くの疑問点がある中で、佐賀総合庁舎の敷地に県立大学の施設を新たに建設する必要性について、もう一度、前田政策部長に問います。

この問いの最後の質問でございます。市町から提案を受けた候補地の活用についてであります。

県立大学の設置場所選定に当たっては、令和六年七月の発表までに県内十三市町から具体的な候補地の提案があったと聞いております。県からは、どのような場所が提案されたのかは示されなかった、示してもらえなかった。県の県立大学設置に対して市町が手を挙げたものであることから、これらの土地の活用については、県が新たな市町の活性化のため、鹿島市や太良町の事業と同様に、知恵や資金の手当てをして関与していく必要があると私は考えております。

きのうも知事の答弁の中にありました。山口県政はうそはつかない。透明性、公開は大切なことである。透明性、公開は大切なことでありま

す。十三市町から候補地を提案されたんですけれども、我々県議会には提示されておりません。これらの候補地の活用については、県は市町へこの二年間どのような提案や対応をしてきたのかをお伺いいたします。最後の質問であります。知事の四期目に向けた考えと今後の佐賀県政についてであります。

知事の四期目に向けた考えと今後の佐賀県政についてお尋ねをいたします。

平成二十七年一月の知事就任以来の山口知事の議会との向き合い方を私なりに解釈しますと、一期目は調和、二期目は全ては県民のためにスローガンにした研さん、三期目は誤解を恐れずに申し上げますと、お互いが対立や取り合わない、意に介さないなどではないかと私は感じております。

特に議会との関係において大きな分岐点となったのは、令和五年十一月議会で行われた県立大学をめぐっての再議ではないかと思えます。県民を代表し、二元代表制の一翼を担う議会の議決に対し、知事から再議が行われたのは県政史上初めてのことであります。これを機に、ある意味緊張関係が生まれ、対立という状況になったように私は感じております。

対立であればまだいいんですけども、この中でちょっと私が思うのは、取り合わないとか意に介さない、何を言われても意に介さない、こういうところはあってはいけないことだと思っております。

知事就任の十一年半を振り返ってみますと、山口知事が就任した平成二十七年一月当時には、国政課題として原発の再稼働、佐賀空港における自衛隊使用要請、有明海の再生、九州新幹線西九州ルートといった、

いわゆる知事が演告で触れている当面の諸課題である四つの大きな課題がありました。そこに突如、三期目の公約として掲げられた県立大学の設置が加まりました。

この五つの重要な課題の中には、この十一年半で解決に向かったものもあれば、進展が見えないものもあると思います。

原発の再稼働については、知事の大きな判断もあり、一定進んだものと思います。しかし、一号機と二号機の廃炉作業については、まだ道のりが長いものと思います。さらに、核の最終処分場について、知事は、佐賀県は新たな負担を受け入れない、受け入れる考えはないとして、全く意に介していないと認識しております。

佐賀空港の自衛隊使用要請については、様々な関係者の決断や知事の判断もあり、昨年七月に佐賀駐屯地が開設され、オスプレイの移駐が行われたところであります。

有明海の再生については、新たに国からの有明海再生加速化対策交付金といった支援措置がなされました。しかし、宝の海である有明海の再生は、有明海を有する福岡県、長崎県、熊本県と足並みがそろわないことなどがあり、思うように前に進んでいないのが実情ではないかと思っております。

続いて、九州新幹線西九州ルートであります。残り任期一年程度となった昨年十月以降、知事は国土交通省の水嶋次官と面会を重ねられており、この半年で急に動き出した感もありますが、実態はどうなのでしょう。

そして、先ほどの質問項目にありました県立大学であります。これは国政課題ではなく、知事の判断から生まれた佐賀県独自の課題であります。

す。今議会の冒頭、知事の提案事項説明では、できるだけ早い時期に建設工事に係る予算を提案する旨の発言があったところであります。

この十一年間は、知事にはたくさん課題に対して常に全力を出してもらった感があります。方針決定は知事が行いますが、実際、課題に取り組んでいくのは、その時々県の職員の方々がやっています。

そこで、伺いたいします。

山口知事は四期目を目指すに当たり、議会と、そして県職員とどのように向き合っていくのでしょうか。

また、県政の重要課題への知事の所見をお伺いいたします。

原発の廃炉と核のごみについて、知事はどのように取り組んでいくのでしょうか。

あわせて、佐賀駐屯地が開設して一年がたつ中、今後どのような思いで佐賀駐屯地と向き合っていくのでしょうか。

さらに、九州新幹線西九州ルートについては、国土交通省との間でどのような調整が行われていくのでしょうか。

そして、県立大学については、県民の中に慎重な意見、反対の意見、様々な中、四期目を目指すに当たり、残り任期半年、このまま進めていくのでしょうか。

四期目の出馬を表明された以上、有権者である県民は、当然ながら馬表明をされた山口知事がどのような考えを持っているのか、高い関心を持っているものと思います。知事から簡潔で明快な納得いく答弁を求めたいと思っております。

ここで、歴代公選になった後の、知事は七代目になられますけれども、最初の沖森知事は一期、二代目の鍋島直紹様は二期、池田直さんが五期、

そして香月熊雄さんは三期。このとき書かれているのが、多選批判もあり出馬断念と書かれていますね、三期。井本勇さんが三期、古川康さんも三期、ちよつと中途でしたけれども、そして山口知事は今回四期目を目指されるということでもあります。

そして、知事は座右の銘として「蘭心竹生」という言葉を使っているんじゃないです。蘭のように華やかな心を持って、竹のように真つすぐに生きたるという意味であります。私はこの「蘭心竹生」、いいと思います。ただ、佐賀県政のトップとして、この「蘭心竹生」が合うのかどうかというのは、真つすぐに生きるのも大事なんですけど、竹のようにしなやかに、そしていろんな風、言葉を受け止めながら、それに対してしっかりと、折れるような話ではなくて、しなやかに対応していただきたいと私は思います。

それでは知事から簡潔で明快な納得のいく答弁を求めて、一回目の質問を終わらせていただきます。（拍手）

●山口知事 登壇Ⅱ皆さんおはようございます。西久保弘克議員の御質問にお答えします。

るる御質問をいただきました。一つ一つが重い話もあって、様々な経緯、長い歴史がある県政課題もございました。ポイント、方針をお答えさせていただきたいと思います。

初めに、私の県議会、職員との向き合い方についてお答えします。

まず、県議会との向き合い方についてですが、佐賀県民の幸せを追求するという同じ目標を共有し、健全な緊張関係の中でそれぞれの役割を果たしながら、車の両輪として県政を前進させていくことが大切です。引き続き、こうした関係の中で県議会から御意見をいただきたく思います。

す。そうした意見も受け止めながら、佐賀県をよくしたい、よくしようという同じ目標に向かって、共に歩を進めてまいりたいと考えています。

次に、職員との向き合い方について申し上げます。

これは常々申し上げておりますけれども、県庁組織をオーケストラに例えています。知事である私は指揮者であります。県民から負託を受けております私が、全体の指揮として方向性を示し、決断する責任を負っていると思います。また、その際、その中で職員一人一人がやりがいを感じ、能力を最大限発揮できるように、職場の長としての役割にも注意を払っております。その私の方向性に基づいて、職員たちはそれぞれのオーケストラで言うパート、パート、部局と言ってもいいと思います。全体として、県民の皆さんによいハーモニー、全体としてのハーモニーを届けることができるのが知事である私の役割であり責務であると思っています。各部署の努力を横串に刺して連携させてつないでいて、全体として成果を出すようにする、それが県民利益を増大させることになると思います。

次に、玄海原発の廃炉と高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定への向き合い方についてお尋ねがありました。

まず、玄海原子力発電所の廃炉への工程の問題と最終処分場の問題は、全く性質の異なることということはまず申し上げておきたいと思っています。

その上でまず廃炉についてですが、九州電力は、玄海原発一号機、二号機について、令和八年度から放射能に汚染された設備の解体撤去を開

始するに当たり、廃止措置計画を更新し、今年一月に原子力規制委員会から認可を受けました。県においては、佐賀県原子力安全専門部会の委員からの助言を踏まえて、九州電力の計画や原子力規制委員会の審査内容を丁寧確認し、四月に事前了解を行ったところです。

廃止措置といっても長きにわたって関わっていかなければなりません。引き続き、県民の安全を何よりも大切に、県も含め、全ての関係者の中に気の緩みが生じることがないように取り組むわけでございます。この廃止するということだけでも四十年近くかかるわけでありまして、これは肅々とチェックをしていくということになります。

続いて、最終処分場について申し上げます。

きのう、大分議論されましたけど、私は、高レベル放射性廃棄物の最終処分場を佐賀県に受け入れる考えはないわけです。この最終処分場は、国全体としては必要だと私は思います。ただ、佐賀県は既にエネルギー政策に十分に貢献しております。玄海町の計画について、文献調査から概要調査への移行を受け入れる考えはないと、私の意思は、これは明確に示しております。

次に、佐賀駐屯地との向き合い方についてお尋ねがありました。

これも、これまでも申し上げてまいりましたけれども、国防の重要性は十分認識しつつも、当初の要請をそのまま受け入れるのではなくて、県民の安全・安心に関わる重要な課題でありますことも踏まえて、飛行の安全性や生活環境、漁業・農業への影響等について様々な観点から論点整理を進めるなど、十年以上一つ一つ丁寧に対応してまいりました。

漁業者をはじめ、佐賀駐屯地に関係する全ての皆さんとの十年にわたるこれまでの積み重ねや、期待、葛藤、それぞれの大切な思いが詰まっ

た歴史を経て今日があります。このことは中谷前防衛大臣や小泉防衛大臣にも直接お伝えしております。あわせて、四月の記念式典でも申し上げます。

飛行の安全は何よりも大切であります。引き続き、防衛省に対して一つ一つ丁寧に対応するように求めてまいります。

私は、佐賀駐屯地と地域が、お互いに敬意を持って共生していく未来志向の関係を築き上げてほしいと思っています。

次に、九州新幹線西九州ルートの国土交通省との調整について申し上げます。

新鳥栖―武雄温泉間のフル規格整備の話は、財政負担、ルート、在来線など、様々な課題を多面的に考えることが必要です。仮に今のスキームのままでフル規格で整備すると、財政的影響だけを考えてみても、佐賀県の将来を毀損するものになります。慎重な議論が必要であります。

そうした中にありましても、これまでも佐賀県は国の求めに応じて様々なチャネルで国との対話を真摯に続けてまいりました。そして、お話しいただいたように、昨年十月以降は、私と水嶋次官との間でフル規格整備の可能性について二者での協議を重ねております。

私は、フル規格整備の可能性について、議論を深める方向であればアセス等の実施もあり得るということで協議を重ねているわけであります。今後の協議がどのような方向に向かうかは、今時点、簡単には見通せません。しかしながら、私はフル規格整備の可能性について、財政負担、ルート、在来線など、様々な課題がある中にあっても、未来に禍根を残さない方向性などを県民の皆さんに提示することができないか、引き続き国土交通省との間で協議を深めてまいります。

次に、県立大学についてこのまま進めていくのかとのお尋ねがございました。

私はきのうも答弁しましたが、知事就任直後から、佐賀県の人口推移、人口動態について問題意識を持っておりました。佐賀県は子供の割合は高いものの、大学進学者の八割以上が県外の大学に進学するなど、生産年齢人口は少ないといった課題があります。経済界や福祉団体などからの早期開学の要望においても、この人手不足の解消というものが大きな課題となっています。私はこのような構造的な課題へ対策を講じていくことは県政の急務と考えているわけでありです。

佐賀県は、今年年間三千五百人もの四年制大学の進学者がいるのに、県立大学という他県が一般的に持っているものが備わっていない特殊な状況だと思っています。学生にとっては県内進学を選択肢が少なく、産業界にとっては連携する相手が少ない、少子化の中、この状況を放置することは佐賀県の将来を先細りさせることであります。

議員からは、国政四課題に、この県立大学の話が加わったとお話をいただきました。その中でも、この四課題とこの県立大学は違うということも御認識いただいております。そのとおりだと思います。この四つの国政課題は、かねてより国など、いろんな関係者があって、調整を進める中で話でありますけれども、まさにこの県立大学の話は佐賀プロパーの話でありますので、そういったことだと思います。

ということを前提にして、私はこれだけの大学進学率があることを考えますと、佐賀に県立大学をつくることは標準装備とも言えると思っております。できるだけ早い時期に、建設工事に係る予算を提案できるように準備を進めているところです。来年九月の設置認可申請に向けて準備を進めてまいります。

備を進めてまいりたいと思います。

ということである申し上げました。引き続き県民の皆さんの意見を受け止めながら、議会の議論も踏まえ、県政をさらに前進させてまいりたいと考えております。

●前田政策部長 登壇 Ⅱ 私からは、県立大学についてお答えします。

まず、県立大学の開学はまだ決まっていないと考えているが、県はどのように認識しているのかというお尋ねについてお答えします。

佐賀県立大学は、理文融合型で理論と実践の循環型の学びにより、「チェンジ・メーカー」を育成する大学でございます。十八歳から二十二歳のためだけではなく、子供や社会人を含む全世代が学ぶ大学でございます。県内企業をはじめ、医療・福祉、農林水産業など多くの現場が学びの場、そして、成長の場となる大学でございます。さらに、県内企業との連携による新たなサービス、イノベーションの創出、それから、社会人のリカレント教育など、地域の知の拠点、地域のシンクタンクとなるものでございます。

佐賀県立大学は、佐賀県の未来を創る上で欠かせない必要な機能であると考えております。令和十一年四月開学を目指しておりまして、県議会には、これまでも専門家チームを交えた具体化プログラムに進む際、あるいは施設の設計に着手する際など、その都度、議案として提案してきましたし、これからも必要な議案を提案し、様々な御意見をいただきます。議決を受けて次の段階へ進めさせていただきたいと考えております。

それから、広報に関してなんですけども、新設する大学につきましては、広報の際には、設置認可申請の準備中であること、このことを付記

するよう文部科学省からも言われております。現在も県立大学について広報する際は、どのような広報媒体にもその旨を付記しておりますので、今後もし留意してまいりたいと思います。

次に、隣県に多くの大学がある中で、なぜ県立大学が必要なのかという御質問にお答えをします。

地方でこそ大学の機能が重要と考えております。大学は地域における知の拠点でございます。それぞれの地域が、高校生の進学先だけではなく、AIが前提の社会における社会人のリカレント教育や、地元企業と協働したイノベーションの創出などに、大学を生かして取り組むことで、地域を支え、地域で輝く人材の育成、確保といった好循環につながると考えております。

福岡県、長崎県に多くの大学があるから、佐賀県には不要ではないかというお話がございましたけれども、これは大学を単なる進学先と見ると、そういう発想になるかもしれませんが、十八歳から二十二歳だけのための大学ではなく、全世代のための大学というふうにその役割が拡大しております。現在、国の中央教育審議会におきまして、これからの人口減少社会の中でも、地方の大学を自治体、産業界、医療・福祉界などがしっかり支えていく、知の拠点として生かしていくという議論が行われております。そこでは、近くの県に大学があるからとか、大学が少ない県はそのままいいという方向性で議論はなされていないということは申し上げておきたいと思っております。

次に、佐賀総合庁舎敷地への校舎建設についてお答えします。

県立大学の設置場所につきましては十三の市町から要望がございました。そして、民有地の活用なども含めて検討を行いました。近年の大学

のスタンダードであるコンパクトな施設、既存の建物や近隣の施設の活用、佐賀大学や西九州大学と連携した教育環境の実現、それから、県内全域からの通学の利便性など、幅広い観点から検討いたしました。

そして、協議を重ねる中で、拠点となる場所を佐賀市八丁畷町の佐賀総合庁舎敷地内とすることといたしました。近隣にはSAGAサンライズパークや佐賀市文化会館があり、商業施設も近く、佐賀駅から徒歩圏内であり、大学として躍動感が増す場所だと判断いたしました。また、複数の高校とも近く、県立大学と高校が連携した新しい教育も展開できると考えております。

それから、議員からは西九州大学の空き教室の利用というお話ございましたけれども、私立大学の財産でございまして、大学側から何か提案をいただいたこともない中で、その空き教室というのはいかなるものかというふうに思います。

また、武雄アジア大学の公立化というお話もございましたけれども、船出したばかりの大学でございます。そして、今学んでいる学生もいることを考えますと、そうした発想もいかなるものかというふうに私どもは考えております。

それから、佐賀平野北縁断層帯のお話をいただきました。

このことについてですけども、政府の地震調査研究推進本部によりますと、日本には全国で約二千の活断層があるとされています。その中の主要活断層が百十四ございます。そして、そのうちリスクが高いとされる断層帯が三十一ございます。この三十一の断層帯の中には、この近くで申し上げますと、福岡県の警固断層が含まれておりますが、佐賀平野北縁断層帯につきましては、この三十一の中には含まれておりません。

この佐賀平野北縁断層帯につきましては、直接的な資料が得られておりませんが、断層面の長さが三十八キロ、それから、幅は十三キロから十七キロと大変広範囲になっておりまして、平均活動間隔は六千年から一万九千年程度である可能性があるとされているものでございます。

全国各地に活断層がある中、それと共存しながらまちづくりが進められております。リスクが高いとされる警固断層につきましても、天神の再開発なども行われているということは御案内のとおりだと思います。

最後に、市町から提案を受けた候補地についてお答えいたします。

県内の十三の市町から立地場所に関して様々な御提案がございました。これはあくまでも県立大学の立地場所の候補地ということとそれぞれの市町の御判断で提案いただいたものであります。それらの土地の活用について県が主体的に関与していくべきとの考えは持ち合わせてございません。

私からは以上でございます。

●井手農林水産部長 登壇 Ⅱ 私からは、荒廃農地対策について答弁します。

まず、荒廃農地に対する県の認識についてですが、適切に管理されず耕作が困難となった農地、いわゆる荒廃農地が本県を含め多くの県で増加傾向にあります。こうした状況は、営農にとどまらず、防災や景観にも影響を及ぼすことから、重要な課題として認識し、市町や関係機関と連携して必要な対策を進めております。

まずは、荒廃農地の発生を未然に防ぐ取組に注力しています。具体的には、地域で将来の農地利用について話し合う地域計画の策定を通じて、守るべき農地とそれ以外の農地を整理するゾーニングを推進しております。

す。

また、市町や農業委員会などの関係機関・団体と連携し、農地の集約化を加速しております。

あわせて、新規就農者の確保や企業参入などにより、多様な担い手による農地の保全、活用を進めております。

既に荒廃している農地につきましては、例えば、鹿島市の音成・嘉瀬の浦地区、唐津市の野田地区などでは基盤整備でも対応しておりますし、さらに地域の要望も踏まえながら、雑木の伐根や除けき、耕起、整地といった農地再生に関する支援事業などの活用も働きかけていきます。

荒廃農地対策は一つの取組で解決、改善できるものではないため、こうした複合的な対策を重ねて進めていきます。

なお、政策提案の項目は、多様な課題の中からその都度状況を踏まえ、総合的に判断して選定しております。先月行った国への政策提案では、担い手の確保や中山間地域対策の強化などに荒廃農地対策に関連するものも含まれており、引き続き荒廃農地対策に関する各種施策に積極的に取り組んでいきます。

次に、スマート農業の推進についてですが、労働力不足への対応や生産性の向上を図る上で、スマート農業の活用は有効な手段の一つであると認識しております。

県では、これまで県単独の「さが園芸８８整備支援事業」や国庫事業等を活用し、スマート農機の導入支援に加えて、試験研究機関による現地実証や、地域農業振興センターなどを通じた技術指導など、ハード、ソフト両面から支援に取り組んできました。その結果、県内でのスマート農業の活用は着実に進んでいるものと考えます。

一方で、スマート農業は、機械の導入コストが高いことや圃場条件や経営規模によっては効果が限定的となる場合があるなど、導入が進みにくい面もあるかと思っています。また、個々の技術では、ドローンで使用できる農薬や展着剤が限られていることなども課題となっております。

このため県としては、補助事業の活用や集落営農組織などでの共同利用、農業支援サービス事業体による作業受託の仕組みづくりを進め、導入コストの負担軽減と効率的な活用を図っていきます。さらに、市町に對しスマート農機の導入に合わせた基盤整備事業による大区画化など、活用しやすい農地条件の整備を促していきます。

あわせて、先月行った国への政策提案では、スマート農業の導入と合わせた基盤整備の予算確保や、ドローン用農薬の新規登録、適用拡大などを求めています。今後にも必要に応じて提案していきます。

なお、市町による独自の支援策の実施については、各市町によって違いはありますが、現行の県単事業の補助事業者は市町でありまして、市町負担もされておりまして、県と市町が一体となってスマート農機の導入を進めている状況にあります。今後ともスマート農業の普及拡大を進めていきます。

私からは以上です。

●福田警察本部長 登壇 II 警察本部長の責務と役割についてお答えします。

まずもって、御指摘のありました県警察科学捜査研究所の元職員によるDNA型鑑定に係る不祥事案につきましては、県警察に対する県民の信頼を大きく損なうものであり、県警察の責任者として大変に申し訳なく、重ねまして深くおわびを申し上げたいと思います。

また、本件に関しましては、県議会においても決議がなされ、県議会の皆様から厳しい御指導を賜る事態を生じさせたことを責任者として大変に申し訳なく思っております。

私は令和六年十一月末に佐賀県に着任し、これまでの期間、この問題への対応に当たってまいりました。そして、今般、警察庁の特別監察の実施結果が示され、私自身も警察庁から厳しく指導を受けました。

この特別監察の実施結果において詳細に示された再発防止策の各項目につきまして、県警察においていまだ実施に至っていないものは早急に対応し、また、既に実施しているものについても徹底して見直すことにより、それぞれの措置がさらに実効あるものとなるよう、県警察としてしっかりと力を入れるべきと私は考えております。

県警察に対しては、多くの方々から厳しい御指導、御指摘をいただいております。警察活動は、県民の信頼、県民の理解と協力を得てこそ成り立つものと考えており、私は県警察の責任者として、事態を大変に申し訳なく思っております。こうした多くの厳しい御指導、御指摘を真摯に受け止めた上で組織運営に努めたいと考えております。

また、警察官の採用情勢について御指摘がありました。昨年度の県警察の警察官採用試験の受験者数は二百七十七人であり、これは五年前から半減しております。人材の確保は良好な治安のための基盤であります。が、現状は県警察の将来をも大きく左右する極めて厳しい状況にあるものと認識しております。

議員御指摘のとおり、県警察の多くの職員が誇りと使命感を持って職務に邁進できる、そういった組織運営が重要であり、それが警察本部長としての大きな役割であると考えております。

私は、組織運営に当たっては、職員一人一人がそれぞれの持ち場において、それぞれの能力、経験、情熱といったものを存分に発揮できる、そのための環境をつくり、それを維持することが何よりも大切なことであると考えております。

警察は、例えば、曜日、昼夜の別なく、事件や事故が発生した際には、常に迅速かつ的確な対応が求められる、時には自らの危険を顧みることなく、任務の遂行が求められる特殊な組織であります。

しかし、組織機能が特殊であるからといって、その特殊性に起因する組織内の文化や制度、何らの思案や検討なく受け入れ続けるのではなく、一人一人の職員がそれぞれの持ち場で存分にその力を発揮できるよう、勤務環境、職場環境をよりよいものにする努力を続けること、また社会情勢に応じたものとしていくことは、組織の長に求められる重要な役割であると私は考えております。

そうした観点から、私は着任以来これまで、日々の勤務の中で、できるだけ多くの職員と直接やり取りすること、できるだけ多くの職員の勤務状況を自ら確認することに努めてまいりました。そして、その上で、多くの職員の勤務環境、職場環境がよりよいものとなるよう、自ら示唆し、提案し、指示してまいりました。

また、私は、組織の士気を高め、維持することも組織の長としての大きな役割であると考えております。そうした観点から、私は着任以来、できるだけ多くの職員に対し直接自分の言葉で、それぞれの職員について、そのポストに求められる役割、その持ち場に求められる使命といったことを分かりやすく説くことに努めてまいりました。

警察は多様な機能を有する大きな組織です。よって、組織を構成する

一人一人の職員のそれぞれの職務には様々なものがあります。それぞれの職員が、それぞれの持ち場において、自身の職務に対する誇りと使命感を新たにすることができるよう、できる限り努めてまいりました。

部内において多くの会議や指示の場があり、その際の訓示において常に自分の考えや思いを自分の言葉で語ってまいりました。大きな事件が発生した際の捜査本部には、その全てに足を運び、捜査員に声をかけてまいりました。できる限り駐在所も訪問し、勤務員のみならず、共に生活されている御家族にも声をかけてまいりました。

県警察の多くの職員が、それぞれの持ち場において誇りと使命感を大切に存分にその力を発揮することができるよう、組織の長としての役割を認識し、その責任を果たす、その覚悟を持って日々職務に当たっております。

また、議員から自転車の車道通行に伴う道路管理者との連携に係る御指摘がありました。

道路交通法上、歩道と車道の区別があるところでは、自転車は車道を通行するのが原則であります。こうした中で、車道を通行する自転車の安全確保は重要な課題であり、議員御指摘のような車道や歩道の整備が十分ではないといった事情により、車道を走行する自転車に危険が生じかねない事態が生じているときには、速やかにその道路を管理する道路管理者において対応いただく必要があると考えております。

このときの警察における対応について御説明しますと、例えば、警察官がパトロールをはじめとする警察活動を通じ、道路上に安全で円滑な交通に支障が認められる障害物等を把握するなどした場合は、その場所を管轄する警察署を通じ、道路管理者に対して情報提供するといった措

置を講じてきております。そして、このことは、例えば、地域住民の方から警察に対し、道路上の障害物等に係る情報提供があったときも同様であります。

安全で安心な道路交通環境の実現は、県民共通の願いであると考えております。警察としては、パトロールをはじめとする各種の警察活動や住民の方々から寄せられる要望等により、個々の道路における危険な状況を把握した際は、速やかに道路管理者との共有を図ることにより改善につなげることができるよう、適切な対応を講じてまいりたいと考えております。

なお、議員からは、こうした地域の課題に的確に対応するためにも、警察庁との連携が重要ではないかと御指摘をいただきました。

私は、警察庁から着任した者として、県警察において的確に対応すべき様々な治安課題の中で、国レベルでの対応を要する論点については、警察庁に検討や措置を求めたりといった対応を講じることも自らの大きな役割の一つであると考えております。

また、私はこれまで、警察庁のほか、警視庁や大阪府警察等においても勤務してまいりました。警察のほかに財務省や外務省に出向し、在外公館での勤務経験もあります。様々な課題への対応や組織管理、業務運営に当たり、他府県の先進的な手法や有効な取組を佐賀県警察に取り入れるといった措置を主導する、また、私自身の経験や視野を生かすといったことも自らの役割の一つであると考えております。

県警察としましては、DNA型鑑定に係る不祥事案に関する各種の再発防止策を確実に推進するとともに、あわせて、日々の警察活動にしっかりと取り組み、もって県民の期待と信頼に応えてまいりたいと考えて

おります。

以上でございます。

●西久保弘克君 登壇Ⅱ御答弁本当にありがとうございました。

まず最初に、福田本部長の言葉というのはちょっと私も本当に響いた部分ありますし、また、言葉としてはあれですけど、道路管理者と連携をしていってくれるということを確認はできたと思いますので、しっかりとやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、再質問なんですけれども、少し残念だったのは、やっぱり県立大学についての知事の答弁なんですよね。知事がもし三問目の県立大学について私の質問、例えばじゃないんですけど、県立大学の必要性についてということ、北部九州三県、るる私は話をしました。この中身をしっかりと見ていただいておりますれば、答弁として佐賀県にないからという言葉は出なかったのかなど。そして、鳥瞰的に物を見てくれる知事が、佐賀にないからということ、あの答弁はあまりにも寂しいというか、ちよっと信義にもとるのかなというような感じが私をしましたので、これについては答弁をもう一度お願いしたいと思います。

それと、私は対立や取り合わない、意に介さないという話はしましたけれども、これは議会対議会であればそうなのかもしれない、議会と執行部であればそうなのかもしれないんですけど、やっぱり人間対人間ですべきところはあると思うんですね。

例えば知事、先ほど言った、この道路の草の問題、これは先ほど警察本部長に言って、ここは車道なんですけど、草が生えていてこれは通れないんですよ。これを道路管理者と一緒に頑張って解決してくださいよということをお部長にお願いして、本部長はしっかりとやってくれるという

話なんですけど、知事、例えば、ルールとしてあるのであれば、いや、あくまでも自転車はこっちば通らにやいかんやろうもんと、この白線の中が草だらけになっていても、ここは通らんばいかんやろうもんと、ルールとしてはそうなりますよね。でも、ルールはそうだとしても、やっぱり、いや、そこはもう目をつぶるという言い方は悪いんですけど、自転車を引いていってくださいとか歩道を歩いていってくださいとか、そういう話があつていいと思うんですよ。

ですから、私の率直な話ですよ、知事、ここでしたか話せないから話しますけど、再議というのは私はやり過ぎだったかなと。昨日の話でもありましたけど、ルールがあるからやりましたよという話、これはちよつとあまりにやり過ぎだったのかなという気は私はします。

それともう一つ、県警本部長の話を聞いていて少しほかの例を言いますけれども、何となく山口県政の中で、謝ることがすごく悪いことのような感じを受けている職員さんがいらつしやるんではないかなというふうなイメージが私にあります。悪いこと、謝ることが、謝罪することが。

市会議員さんたちと県立大学の資料を見たときに、山口学長予定者は、やっぱり失敗を恐れずに謝ることができる生徒をつくりたいんだという話がありました。そのフレーズに私も正直感動していたんですけども、謝ることが少しできなくなっているのかなという気が強く私はしていて、これは、一つの例ですけど、先般、佐賀競馬組合で三十年來の不祥事がありました、私は馬主会の顧問をやっていますので、馬主会の総会に行っただけです。そのときに引馬管理者は来ていただけませんでしたけれども、副管理者の方、三月まで部長をやられていた方が、今、副管をやられていますけど、我々としては、馬主会としては、まず最初

に、祝辞の前に、まずこういう不祥事があつて本当に御心配をおかけしましたという話があるんだらうと、県外からもたくさん馬主の方が来れていましたからね、まずそれがスタートだろうと思っただけですけど、その話は一切されずに祝辞を、普通の祝辞を淡々と述べられて、もう帰られたんですよ。

その後、総会のときに、いろんな馬主さん、県外から来られた方が、何だこれとは、盛岡競馬では不祥事があつて、競馬が止まったこともあるんだぞと、止まることがないようにしてくれと。ただ、あの態度は何だと、馬主と騎手と騎手会と組合は一緒じゃないのかというような話もありました。ですから、謝ることがよくないのかなというふうな、何となくそういうイメージが、部長経験者がそういう対応であればなるほどなというのがありました。

知事にはその辺をちよつと答弁していただければと思います。

県職員に対する対応というのはありましたけど、何となくそういうイメージがすごくありますので、そこをよろしくお願いします。

それと、ラッピングバスについて前田部長に答弁いただきましたけど、文科省からも指導を受けて、「佐賀県立大学は設置認可申請準備中です。内容は変更となる場合があります。」と書きなさいよと言われているんですけど、これを見て、確かに下に書かれていますよ、分かりますか。（パネルを示す）ここです。これはバスに書かれても分かりませんよ。これをぱつと見て、車で通っていたり、バスが走っている中で分かりますか、ここに小さく下に書かれていますよ。これで書いていますよはないと思いますよ。ですから、予定とか目指していますというふうに書けばいいものを、言い方悪いんですけど、失礼な言い方ですけど、こういう姑息

なやり方をしてやるような佐賀県の職員なのか、政策部長なのかというのを、私は今、答弁聞いて憤りを感じたというか、ちょっとあきれました。

それと、やっぱり誠意を持ってお願いをしたいということと、武雄アジア大学に関しては船出をしたばかりというのは分かっていますよ、船出をしたばかりというのは。ただ、武雄市も困っています、運営しているところも困っている。武雄アジア大学に対して、武雄市は十三億円出して、うちは六億五千万円出しているんですよ。ですから、そういったこともひとつ考えるべきではないですかという話です。

それと、前田部長に私が一番憤りを感じたのは、市町からの提案を受けた候補地の活用について、私はこういった候補地について、市町がせっかくこういう候補地がありますよと出しているわけですから、県はこれに関して何か手を差し伸べて知恵を出すべきではないですかという質問に対して、県が主体的に向き合う考えはないと、やっていないという話ですよ。やっていませんよ、考えていませんよ、勝手にやってくださいよという話ですか、市町は怒りますよ。こういった県立大学をつくろうとしているわけだから、候補地に、うちにしてくれんですか、うちにしてくれんですか、周りはこういうふう整備しますよと、みんなが一緒になってやったものに関して出してきた、いや、あんたのところは駄目やったもんね。だから、主体的に向き合う考えはないと、こんな答弁はないですよ。もうちょっと誠意ある答弁を求めたいと思いますので、知事と前田部長にお願いしたい。

それと、農林水産部長、本当、私も誤解があったと思います。荒廃農地に関しては取り組むということをしつかりおっしゃいましたので、先

ほど荒れている農地がありますので、それに関してはまた、県の所管の方々と相談をしながら、荒廃地の解消に向けて私も努力したいと思っていますので、ぜひしっかりとした予算と対応をやっていただくことをお願いしたいと思います。

それでは、三点ぐらいありましたけど、知事と前田部長によりしくお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

●山口知事 登壇Ⅱ西久保議員の再質問にお答えします。

まず、県立大学についてです。

るる佐賀県内の意義というのはあるわけですが、一つの側面で見ますと、四年制大学に行く数というのが、まず、これ全国的にも非常に多く増えていったわけです。本来に昭和の終わりから平成にかけては佐賀県でも六人に一人しか四年制大学に行かなくて、県内就職も非常に多くの人が行っていたいたわけですが、毎年二千人ぐらいの四年制大学に行く方々が今は三千五百人ということになっていて、その三十五年間ぐらいの間に全国では公立大学が百校以上できたわけです。確かに高専も佐賀県にはなくて、福岡県には三つもあって、長崎県にもあるという状況で、この三十五年間はこういうことだったのかなというふうに私は思っていて、いろんな議論があったと思います。ただ、そこにはもしかしたらよそにあるからいいじゃないかという議論もあったのかもしいれないと思うんです。

ただ、やっぱり私は今ここで知事をやっていて、今までみたいに中央集権ではなくて、地方、地方で人材を育成して、そして、産業もつくっていくという時代になっているわけでありまして、そうすると、佐賀県で教育委員会が小・中・高と頑張って育てていくわけですが、今、

半分以上のほとんどの方が四年制大学に行つて、その後、産業界という形の中で、一遍出ていった佐賀の子たちが、なかなかですね、——もちろん県議会の皆さん方が奨学金の制度も言っていたから、それも導入してみました。でも、やっぱりよそもやりますから、そうすると、この佐賀県の子供たちを佐賀県で育てて、佐賀県に残りたい子たちに何とかしてということを考えて、やはりよその県に行けばあるからよかやっかいということではなくて、やはり佐賀県が大切に「チェンジ・メーカー」を育てて、ここから、いろんな自分の人生を打開するような子供たちを育てていきたいなというふうに私は思っております。

ですのでそういった意味で、鳥瞰的に物事を考えるのはとても大事なことですし、福岡県と長崎県と連携して物事を考えたいと思いますけれども、やはり佐賀愛に満ちた佐賀にいたい子たちもいます。もちろん県外に出たい方は志を持って、佐賀を好きでいながらも行っていたくださいますけれども、いろんな事情で佐賀に残りたいなという子たちには、ここですばらしい教育を受けてもらいたいなって私は思っております。

そして二つ目ですけれども、ルールの問題です。

確かにおっしゃるように、ルールと現場の間には乖離があつて、紋切り型にルール当てはめると、あれっ、何か全然違うんじゃないのと、特にそれこそ交通問題なんか、都市部と地方では違うよねと、いや、これは結構いろんなところで思うことでもあるんです。なので、国には細かく地方のことを分かつてほしいなというふうに思っています。

ただ、ルールに目をつぶるとおっしゃいましたけれども、私はみんなでルールを変える、それぞれのルールをつくるとか、ルールは守らなければいけません、ルール自体を変えていく努力をみんなで行っていく

ということが必要なというふうに思います。

それから、謝罪の件です。

ちなみに、佐賀県庁はともいっぱいミスをします。それを一つ一つ公開しております。ですので、かなり県職員も謝ることが多いので、でも、それがきつと大きなミスにつながらない。人間だから必ず間違いはあります。だから、それはそれでいいんです。いいから、それで、次は修正するようにという、その積み重ねなんです。なので、まさにトライ・アンド・エラーで、行政は必ず間違えないはずだとかいう縛りにとられちゃいけないわけだから。ということなので、その謝るがセットということも私も賛同いたします。

で、再議の話ですけれども、私は昨日も、再議に至ったということに関して、先ほど申し上げた県立大学をつくるのが急務だという思いから、ルールにのつとてやったというふうに思っておりますけれども、一つ思い返せば、その前に県議会で議決をいただく前にもっと説明の仕方ではなかったのかなとか、そういったところに対する自分なりのじくじたる思いもあります。

ですから、ずっと長い間、いろんな議論をしてお付き合いしてきた県議会との間で、そういったあらかじめいろんな説明をしながらということでもっとやりようがあったのかなということについては私なりに思っております。

それから三つ目ですが、競馬組合の話がたしかありました。

基本的に、つかさつかさだと思つていゝんです。競馬組合には管理者がいて、引馬さんが管理者だと思ひますけれども、そこでしっかりやつてもらいたいと思ひます。

ただ、私は佐賀競馬組合にはとても愛着がありますし、あそこで働いているみんなって、すごい思いの中で、荒尾とか、ほかがなくなったときに、非常に地獄の苦しみを味わいながら何とか維持して、立ち直って今があるということで、本当にその喜びは周年行事のときも分かち合っているんです。いや、だからこそ、そういった不祥事ということに関して、非常につらいなと思う気持ちというのはよく分かります。

なので、私からは——つかさつかさで、そういったところは別の自治体には一応なるわけなんで、そこはそうはいっても県の関係者がよく行っていますから、そういったところについてはぜひそこで働いているみんなの気持ちとかを読み取りながら、心が大切だというのはまさにそのとおり。なので、佐賀県庁も佐賀県民の心を、先ほど言った県議会と執行部側はお互いの心と心、県職員にも心、そういったところはしっかりと生かしていきたいと思います。

●前田政策部長 登壇Ⅱ西久保議員の再質問にお答えいたします。三点ございます。

まず、ラッピングバスのお話です。

ラッピングバスの字が小さいとかということ、姑息なやり方という厳しい御指摘もございましたけども、ラッピングバスのデザインの関係もありまして、こういう文字の大きさになっているという部分もそこはあると思いますけども、今現在いろんな広報物を作成しております。高校生向けでありますとか、いろんな広報物を作成することにしておりますので、今回の御意見というのはしっかりと受け止めたいと思います。

それから、二つ目の武雄アジア大学について質問がございましたけども、武雄アジア大学に関しては、地元の自治体である武雄市と、そ

れから、武雄アジア大学のいわゆる共同事業のような形でいろんな取組が進められております。武雄市におかれましては大学連携推進室も設置されまして、地元の商工会議所でありますとか、いろんな団体とともに、これから大学を生かしたまちづくりというものが進められるというふうに通っております。こうした取組を県としてはしっかりと見守っていく必要があるのではないかと考えております。

それから、市町から御提案いただいた土地の活用についてでございます。

私、県から主体的に関与ということについては考えておりませんと申し上げました。これはもちろん全く県として対応しないというわけではございませんで、県立大学以外にも様々な活用について県に相談なりというのがございますれば、そこはしっかりと対応したいと思っておりまして、そして県立大学の学びのフィールドは県全域ということで考えております。いわゆる学生が地域で学ぶ際のベースキャンパスとなるような場所というものも今後考えていく必要がございますので、市町にはその点で御協力をお願いするという部分もあるかと思いますが、今回はまずは県都である佐賀市に一つ拠点を設置することとしたのですが、今後、長いスパンで考えますれば、その学部新設の可能性についてもないわけではございません。市町からいただいた様々な御提案というものは将来の検討に生かされるものと考えております。

私からは以上でございます。

●西久保弘克君 登壇Ⅱ再々質問させていただきます。

知事、やっぱり再質問はいいなと思うのは、知事が自分の言葉でしゃべっていただけると。やっぱり答弁内容というのはどうしても執行部が

作られますので、言い間違いができないんだろうなと思いますけれども、再質問によって知事の考え方がよく分かりますし、あったかないというのは正直なところであります。再議に関しても、私はやり過ぎだという話をしましたが、自分なりにどうだったのかと反省——反省しているのかどうかは別として、そういう話が出たというのはよかったと思います。

あとは競馬組合、思いは私も一緒ですので、しっかり佐賀県、やっていただきたいと思います。引馬副知事も、本当に管理者、一回か二回は行ってくださいよ、よろしく願います。

それでは、再々質問ですけど、県立大学についてでございます。

前田部長さん、本当に私が言いたかったのは、ラッピングバスにしても、開学という大きな文字で書かれて、誰が見てもこれは、開学決定したのかという話をよく聞きます。やっぱり誤解を生むような広告は私はいくなくと思います。文科省から言われたから文字を入れていますよと、そんなのは県がやるようなことではないですよ。しかも、開学、開学と、あんな文字は私はないと思います。これに関してはやっぱり早急に対応するのかしないのかを答弁ください。

それともう一点、武雄アジア大学に関しては、何度も言いますが、やはり本当に武雄市も運営のところも苦労しています。ですから、六億五千万円出したけん、お金出したけんよかろうもんでなくて、武雄市ともやっぱりしっかり話をしながら、ここに県立大学を持っていって、持っていないは別に、しっかり取組を一緒にやっていただきたいなと思います。

質問は、先ほどのラッピングバスのほうに関しては早急に対応できる

のかどうか。もう一つは、市町からの企業立地、市町からこういった提案があったことに関して、やっぱり真摯に応えるべきであり、主体的にやるとかやらないではなくて、一緒になって、県内のそういった有効な土地があるのであれば、活用するような方針を持ってやるべきだということを言っています。ですから、そこは誤解がないように、しっかりとこの二つ、ラッピングバスとこれに関しては答弁してください。

ラッピングバスだけではなくて、広報の仕方、これに関しても、やっぱり開学というのはまだ決まっていませんから、誤解を生むようなことは絶対してもらいたくないということで、この二点に関して前田部長の答弁をお聞きして、質問を終わりたいと思います。

●前田政策部長 登壇Ⅱ再々質問にお答えいたします。

ラッピングバスです。直ちに対応するのかどうかという御質問でございましたけれども、ちょっと技術的にどういことができるかということも含めて、これはしっかり検討してまいりたいと思います。

それから、武雄アジア大学の件ですね。県から六・五億円の補助金を出しているからということでございます。

もちろん私も、その武雄アジア大学を含めまして、県内の高等教育機関の充実というものを目指しておりますので、そこはしっかり武雄市と連携をする形で、武雄アジア大学の学びが地域にとっても実りあるものになるよう、しっかり連携をしてまいりたいと思っています。

それから、市町の土地についてですが、市町の土地ですけれども、今回は県立大学の候補地ということでお話をいただいたものでございます。県には様々な形で企業立地の管理をしている形で御提案なり御相談というのもあっていると思いますので、そこは市町のほうから今回の候

補地についてそういう活用もというお話がございますれば、そこはしっかりと県として対応していくことになると思いますので、何といいましょうか、主体的にという言葉に非常に引っかけたということでございますけれども、基本的にといいますか、所有者は市町でございますので、そこで何ができるかというところを考えると、一緒に考えていくという姿勢でその辺は考えてまいりたいというふうに思います。

私からは以上でございます。

●指山清範君（拍手） 登壇Ⅱ皆さんこんにちは。自由民主党の指山でございます。

一般質問は登壇するのは約一年ぶりでございますが、五項目にわたって質問をさせていただきますので、知事以下、しっかりと御答弁をお願いしたいと思います。

質問に入ります前に、県当局にちよつとお礼を言わなければなりません。それはサガン鳥栖U-15の育成拠点、「ネストヴィレッジ」を整備していただいたことでございます。選手の成長と挑戦を支える環境を整えていただき、本当に感謝でございます。

ネストヴィレッジという名前には、「巣立ちの巣」という思いが込められているということでございます。日本のクラブチームの中でトップの育成力を持つクラブですから、近い将来、また全国制覇をするということはもちろんでございますけれども、今、オリンピック以上に世界中が熱狂するワールドカップが行われております。このワールドカップ、サガン鳥栖出身の選手が出場してくれました。初めてゴールを決めてくれました。次は、下部組織で育った選手の中から日本代表として、次か、その次のワールドカップに出場するような選手が育っていくことを願っ

ております。そのことが佐賀県の誇り、はたまた日本の誇りとなればと想像すると、わくわく感が止まりません。スプリングスやブルーナース、レッドトルネードと同様に、引き続きサガン鳥栖の御支援もお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、医療的ケア児への支援についてでございます。

まず最初に、知事にお尋ねをしたいと思います。

平成二十七年から「子育てし大県」を掲げ、佐賀で安心して子育てしていただける環境づくりに向け、佐賀らしい様々な取組が進められております。毎年のようにメニューを追加していただいて、今では八十以上のメニューがあるということでございます。

こうした中、医療的ケア児への支援については、県が令和四年に設置した医療的ケア児支援センターを中心に、本人や家族からの相談に丁寧に対応されているほか、レスパイト支援として一時預かりを行う医療機関や短期入所施設への支援、自宅への訪問看護師の派遣などの事業も実施されています。

しかしながら、医療的ケア児支援の現場からは、「子育てし大県」プロジェクトの中で紹介している支援の情報をもっと分かりやすくしてほしいといった声も聞いております。

医療的ケア児やその家族に寄り添った支援の充実を図ることはもちろん、提供している支援内容が必要とする方に伝わり、利用できるようにすることが重要であると考えます。

そこで、医療的ケア児をはじめとする多様なニーズがある家庭への支援について、「子育てし大県」が「プロジェクト」ではどのように位

置づけているのか。また、支援が必要な方にその支援が届くようにしてほしいという声もありますので、その点について、知事のお考えを自分の言葉で御披露いただけたらというふうに思います。

それから次に、医療的ケア児の家族に対するレスパイトについてお尋ねをいたします。

まずは、医療的ケア児を受け入れる施設の拡充についてであります。

医療的ケア児を受け入れる医療型短期入所施設は増加傾向にあるものの、不足していると聞いております。特に、重度の医療的ケア児の受け入れが可能な施設は少なく、利用を断られるケースもあることから、受け入れ促進に向けた施設の充実が必要であると思います。

医療的ケア児を受け入れる医療型短期入所施設の拡充に向けて、県は今後どのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

次に、在宅でのレスパイト事業についてお尋ねをいたします。

小児慢性特定疾病医療費助成制度の受給者の家族を対象とした在宅レスパイト事業は、家族の休息等を目的として年間四十八時間まで訪問看護師の派遣を受けることができる制度ですが、これは何かあったときのためにとっておきたいとの思いから、利用控えにつながっているとの声もございます。また、訪問看護師の自宅への派遣だけでなく、冠婚葬祭や家族の日常的な外出先への同行にも対応するようレスパイト事業を拡充してほしいという要望もございます。

過去に母親が医療的ケア児の呼吸器を外し死亡させるという痛ましい事件がありました。福岡市では、この事件をきっかけに、在宅で人工呼吸器を二十四時間使用している医療的ケア児や医療的ケア者を対象に、在宅レスパイトの利用時間を年間四十八時間から三百三十八時間に拡大

されています。家族が倒れる前に、あるいは事件が起こる前に、休息が取れる実効性のある時間設定をすべきではないかと思います。

在宅レスパイト事業を利用しやすい事業とするために、年間利用時間の抜本的拡大、看護師の外出同行の適用拡大といったお考えはないのか、また年間四十八時間の利用実態はどうなっているのかお伺いをいたします。

次に、動くことができる医療的ケア児への支援についてお尋ねをいたします。

近年、課題となっているのが、自分で歩いたり走ったりすることができ、いわゆる動くことができる医療的ケア児への対応であります。

身体障害を伴わない動くことができる医療的ケア児は、その活発な行動ゆえに、既存の医療型施設では安全確保が難しく、一方で児童養護施設等では、医療体制が整わないという制度のはざまで取り残されています。

家族の養育困難による社会的養護が必要なケースにおいて、県内に受入先がないことは、子供の生存権や発達の機会を著しく損なう事態です。具体的な受け入れ体制の整備に向けた実効性のある施策を行っていかなくてはならないと思います。

こうした子供の社会的養護が必要になった場合、受け入れ施設に看護師の配置が必要なため、受け入れ調整が難航する事例もあると聞いております。そのため、動くことができる医療的ケア児を円滑に受け入れるに当たっては、現在、医療、福祉及び教育分野の関係者で構成されている医療的ケア児等支援連絡協議会に児童相談所を加える必要があるとも思います。また、障害福祉施設に対する看護師の加配、あるいは医師が

緊急時対応できる二十四時間オンコール体制の整備など、県独自の制度を創設し、その施策効果を検証した上で、動くことができる医療的ケア児の受け入れ体制を強化していく必要があるとも考えます。

あわせて、動くことができる医療的ケア児を受け入れる際の事故等の賠償責任への対応策や看護師等の処遇改善への支援、さらには、県として包括的な保険加入の支援や処遇改善加算の上乗せを検討するなど、受け入れに伴う施設側のリスクを軽減するための施策をできる限り行うことも重要だと思っています。

そのほか、動くことができる医療的ケア児の人数や、在宅ケアの負担が限界に近い家族数、受け入れの障壁となっている要因を把握するための実態調査の実施も求められています。

そこで、今ある申し上げました医療的ケア児等支援連絡協議会への児童相談所の参加要請、県独自の制度の創設、事故時の賠償責任への対応策や看護師等の処遇改善に対する支援、リスク軽減のためのガイドラインの策定、実態調査の実施など、これらについて県はどのように対応するのかお伺いをいたします。

次に、学校における医療的ケア児への支援についてお伺いいたします。学校においては、医療的ケアの実施体制が整備され、特別支援学校や地域の小中学校において学ぶ医療的ケア児も増えていると聞いております。

医療的ケアを必要とする子供たちが学校で学ぶことのできる環境整備が進んでいることは大変喜ばしいことであり、今後も継続して環境整備を進めていく必要があると考えます。

県立特別支援学校における医療的ケアの実施体制について、まずお尋

ねをしたいと思います。

医療的ケアが必要な生徒においても、十分な教育が受けられ、また保護者の付き添いがないくても支援が受けられる教育環境を整えることは不可欠なことと思います。

文部科学省の調査によれば、特別支援学校における保護者の付き添いについて、登下校においては五九・三％、学校生活においては三・八％、保護者の付き添いがあるという結果が出ています。

なお、学校生活において保護者が付き添いを行っている医療的ケア児の付き添いが必要な理由として、医療的ケア看護師や認定行為業務従事者はいるが、学校や教育委員会が保護者の付き添いを希望しているというのが四八・七％と最も多かったという結果も出ています。

佐賀県において、登下校や学校生活における保護者の負担軽減について、その実施体制はどのようになっているのか、まずお伺いをいたします。

次に、医療的ケア児が在籍する小中学校がある市町の財政負担についてであります。

医療的ケアに係る看護師の派遣に要する費用については、「切れ目ない支援体制整備充実事業」として国より三分の一の補助がありますが、市町の財政負担が大変重く、なおかつ、医療的ケア児が増加傾向にあることから、市町の財政負担はさらに増大していくことが見込まれます。よって、県にも負担軽減の支援を要望する、あるいは国への働きかけのお願いを強くするといったことも聞き及んでおります。この点について、県のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、犯罪抑止対策と再犯防止についてお伺いをいたします。

近年、全国では匿名・流動型犯罪グループによる強盗事件やSNSを利用した特殊詐欺事件等が相次いで発生し、犯罪の手法は巧妙化、悪質化しております。

こうした中、佐賀県内においても刑法犯認知件数は増加傾向にあり、特に特殊詐欺の被害は深刻な状況が続いております。

また、無施錠による窃盗被害の割合が依然として高いなど、県民一人一人の防犯意識の向上も重要な課題となっております。

他方、一度検挙された者が、生活の困窮や障害などにより社会の中で様々な生きづらさを抱えて、再び犯罪に手を染めてしまうことも課題となっております。

県では、令和六年四月に第二次佐賀県再犯防止推進計画を策定し、再犯防止に取り組まれておりますが、今後、社会情勢や犯罪情勢の変化により、再犯の状況に大きな変化があった場合は、同計画を臨機応変に見直していく必要があります。

県民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するためには、犯人の検挙はもとより、犯罪を未然に防ぐ取組を推進するとともに、罪を犯した者が再び犯罪に手を染めることのない社会環境を整えていくことが重要であると考えます。

そこでまず、県内の犯罪情勢、犯罪抑止対策についてお伺いをいたします。

県内における犯罪の発生状況はどのようなになっているのか。そして、現在の犯罪情勢を受け、県警ではどのような対策に取り組んでいるのかお伺いをいたします。

次に、第二次佐賀県再犯防止推進計画の成果指標についてお伺いをい

たします。

第二次佐賀県再犯防止推進計画では、設定した成果指標はどのようなものなのか。また、直近の実績はどのようなになっているのかお伺いをいたします。

次に、第二次佐賀県再犯防止推進計画の見直しについてであります。

今後、社会情勢や犯罪情勢の変化などにより成果指標の実績が大きく悪化した場合、臨機応変に計画を見直すなどの対応をしていくべきと考えますが、県のお考えをお伺いしたいと思います。

三点目は、鳥栖地区の浸水対策についてであります。

九州最大の河川である筑後川流域に位置する鳥栖地区においては、宝満川、安良川、西田川など多くの支川が筑後川に合流しています。これらの河川は、これまで幾度となく氾濫を繰り返してきましたが、過去、国や県による様々な河川整備が行われてきたことにより、一定程度、治水安全度が向上したと感じております。

しかし、近年、気候変動の影響により豪雨災害が激甚化、頻発化しており、県内では平成三十年から四年連続で大雨特別警報が発表され、豪雨による甚大な被害が各地で発生をいたしました。

鳥栖地区においては、令和三年八月豪雨では、広範囲にわたって家屋や田畑の浸水被害や道路の冠水が発生をいたしました。県道久留米基山筑紫野線は、真木町交差点から赤井手交差点までの一・七キロメートルですが、道路冠水により長時間の通行止めを余儀なくされ、鳥栖市の南西部を流れる西田川については、流域内の家屋や排水機場が浸水被害を受けたところであります。

また、令和五年七月の豪雨でも、田畑の浸水被害や県道久留米基山筑

紫野線をはじめとした道路が冠水し、通行止めが生じたことから、県の排水ポンプ車が出動して対応に当たったところであります。

今後、この鳥栖地区において、どのような浸水対策を進めていくのかは地元の関心も高く、大きな課題であります。

そこでまず、県道久留米基山筑紫野線の冠水対策についてお伺いをいたします。

この道路は、日常の交通はもとより、災害時において人命や物資輸送を支える極めて重要な道路であります。以前にも申し上げましたが、県道久留米基山筑紫野線、いわゆる県道十七号は、一次緊急輸送道路に指定されており、久留米大学病院や聖マリア病院に直結する道路で、まさに一分一秒を争う、命をつなぐ道路でもあります。それゆえ、救急車や消防車が通れない一次緊急輸送道路などあってはならないと思います。しかしながら、近年、大雨の際に度々冠水が発生し、通行に支障を来している状況にあり、緊急車両の通行確保という観点からも早急な対応が必要と考えます。

こうした中、鳥栖市において、鳥栖市浸水対策検討会が設置され、県道久留米基山筑紫野線を含む鳥栖市内の浸水対策について、関係機関による検討が進められていると聞いておりますけれども、これまでどのような議論や検討が行われてきたのか。また、県として今後どのように対応していかれるのか、お考えをお示しく下さい。

次に、西田川の整備についてお伺いをいたします。

西田川については、現在、河川改修が進められておりますけれども、上流域に住宅が広がっていることや、流域にアサヒビール鳥栖工場が立地することなどから、一日も早く地域の浸水リスクを低減することが重

要であると考えます。

西田川の河川整備について整備状況はどのようなになっているのか。また、今後、西田川の整備についてどう整備していこうとされるのか、お考えをお伺いいたします。

次に、県東部地域の道路整備についてお伺いをいたします。

県東部地域は、福岡都市圏や久留米都市圏と隣接し、物流や人流が集中する重要なエリアであり、近年においても企業立地が進んでおります。とりわけ鳥栖市周辺は、高速道路や鉄道など九州の交通結節点となっており、特に昼間は市外からの大型トラックをはじめ、車の流入、流出が多く、交通渋滞が著しいことから、経済活動だけでなく、地域住民の日常生活においても不便を強いられております。

これまでも、県道中原鳥栖線や県道佐賀川久保鳥栖線、さらには国道三号、国道三十四号の整備について、渋滞対策や交通安全対策の重要性をこの場で訴えてきましたが、その必要性は一層高まっているように感じます。このため、県東部地域の道路事業を進め、渋滞対策や交通安全対策などの効果を一日も早く発現させることが重要であると考えます。

そこでまず、県道中原鳥栖線の整備についてお伺いをいたします。

本路線は、今年四月に起工したアサヒビール鳥栖工場へのアクセス道路であり、新工場が旭地区に立地することから、愛称を「アサヒストリート」とすることを知事が表明されました。とてもうれしく感じております。

この通りの愛称を「アサヒストリート」とすることについて少し触れさせていただきたいと思いますが、アサヒビールさんの新工場が立地するのは旭地区、旭日旗の「旭」の字を使いますが、この旭地区であり、

知事は不思議な縁を感じると提案事項説明でもおっしゃっておられました。「袖振り合うも多生の縁」ということわざもあるくらいですから、私も深い御縁を感じております。このいただいた御縁は末永く大切にしていかなければならないと思います。新工場の県道を愛称「アサヒストリート」として地域を盛り上げていくことはとてもよいことと思っておりますので、ぜひ実現に向けて御努力をいただきますと思います。

ただ、申し上げたいのは、単にストリートの名称を変えるだけではなく、どういうストリートにしていくということが重要であります。アサヒビールさんの企業イメージもありますから、それを損なうものであつてはなりません。知事もそこは先日おっしゃっておられましたし、同じように考えていると思います。

また、旭地区の地元の方々の意向も大切にしなければなりません。それゆえ、アサヒビールさん、鳥栖市、地元の皆さんとよくよく連携、そして御協議いただき、実現していただきたく思います。そして、そのことが地域の盛り上がりをつくり、さらに地域の力となって鳥栖市全体に拡大していくことを強く願っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本線に戻ります。

県道中原鳥栖線の鳥南橋から下野交差点までの整備が現在進められておりますけれども、沿線住民の安全・安心な交通の確保、渋滞緩和が期待されることから、地元では早期整備を望まれております。

そこで、現在整備中の区間について整備状況はどうなっているのか。また、下野交差点から県道江口長門石江鳥栖線までの整備に関してはどのようなになっているのか。そして、今後の事業の見通しについてお伺いを

いたします。

次に、県道佐賀川久保鳥栖線の整備についてお伺いをいたします。

これまでの整備により、通学児童の安全・安心の向上や渋滞緩和など一定の効果が現れていると考えております。一方で、四車線から現道の二車線へ暫定的に取り付けてある区間においては急な車線変更があるなど、交通上危険な状況が見受けられます。こうした状況を解消するためにも、地元では立石交差点までの早期整備を望まれております。

そこで、現在整備中の一本杉工区について、整備状況はどのようなになっているのか。また、一本杉工区からさらに西側の立石交差点までの、今後の整備の見通しについてお示しをいただきますと思います。

三つ目は、直轄国道の整備促進についてであります。

県東部地域の国道三号及び国道三十四号については、交通量が多く、交通渋滞が発生しており、通勤通学や物流などに影響を及ぼしていることから、地元期成会においても、国道三号については道路拡幅、国道三十四号鳥栖―神埼間においてはバイパス化と、それぞれ整備促進の要望が行われているところであります。

これらの直轄国道については、国に対して整備促進を強く要望してもらうとともに、国道三号については、道路拡幅の実現に向けて鳥栖市としつかりと連携を取っていただきたいし、国道三十四号については、鳥栖―神埼間のバイパス化について関係自治体と一体となって行動してほしいと思っています。これらの点について県の考えをお伺いいたします。

最後は、九州新幹線西九州ルートについてであります。

九州新幹線西九州ルートの新鳥栖―武雄温泉間の整備をめぐり、知事

は常々この問題を財政負担、ルート、在来線、地域振興などの課題が絡み合う複雑な連立方程式であると表現されています。実質負担が千四百億円以上とされる財政負担、県民の日常の足となる在来線の鉄道環境、地域振興の課題などがある中で、現時点、フル規格へのゴーサインを出せないということについては私も同じ考えであります。

これまで国との「幅広い協議」や、長崎県、JR九州との地元三者トツプでの意見交換が行われてきましたが、議論が前に進んでいるようには感じません。しかし、現在進行形で行われている山口知事と国土交通省の水嶋事務次官との協議は、フル規格整備の可能性について様々な議論をされていると聞いており、複雑な連立方程式を解く何かが見つかるのではないかと議論が進展するのではないかと期待をしております。この議論、そつと見守りたいと思いますので、今回はこのことには触れず、これまでの三年間、この場で、あるいは常任委員会等で議論されてきたことを聞いてきた中で、幾つか理解に苦しむ、あるいは不思議に思うこともありますが、その中でも二つについてお伺いをさせていただきたいと思います。

一点目は、新幹線のメリットについてであります。

知事は佐賀駅を通るフル規格は佐賀駅周辺の環境を壊すと言われておりますけれども、九州でも、長崎駅や熊本駅、鹿児島中央駅、そして近隣の久留米駅周辺も、新幹線開業を機に活発な投資が行われ、町が様変わりし、にぎわいを見せています。国土交通省鉄道局も説明しておりますけれども、駅周辺のまちづくりの効果、それに伴う地価の上昇や定住人口の増加が見込まれます。それゆえに佐賀駅周辺の環境は悪くないと言われておりますけれども、確かに現在の佐賀駅周辺の環境は悪くない

と私も思います。けれども、新幹線を佐賀駅に通すことによって、佐賀駅周辺の環境は今よりもずっとよくなると思っています。

また、災害に強いといった具体的なメリットが新幹線にはございます。例えば、二〇一八年の西日本豪雨による広島県では、土砂災害などの影響により、一部在来線が長期不通となったことから、新幹線による代替輸送が行われました。また、二〇二四年一月、能登半島地震翌日に羽田空港での日航機と海上保安庁機の衝突事故が発生し、多くの乗客が羽田空港に足止めをされました。しかし、JR東海が東海道新幹線の臨時便の運行をスピーディーに決定し、深夜の時間まで乗客を運んだ実例は新幹線にしか果たせない役割であったと思っています。佐賀県も、災害、特に雨による災害は多く、それによってJRの在来線がストップすることとも少なくありません。このように新幹線は県都の中心に駅が整備されることで、そのメリットが最大限発揮されるものと考えます。

知事は、駅周辺の開発や災害への強さなどといった新幹線のもたらすメリットについてどのように評価しているのかお伺いします。

二点目は、南回りルートについてであります。

知事は、佐賀駅を通るルートについて、まちづくりへの影響や鉄道環境に与えるリスクなどから懸念を示す一方、南回りルートは一考に値するとの考えを示し、評価しているように思います。

フル規格整備の財政負担について、知事は、一千四百億円の負担は県の財政計画上、到底収まらないと財政リスクを強調される一方で、なぜ佐賀駅ルートよりさらに建設費が高く、時短効果もさらに小さい、国土交通省も軟弱地盤で技術的に難しいとする南回りルートを議論の俎上にのせ続けるのか、財政負担を最大のリスクとする知事の主張と、より高

コストなルートを一考に値するとする姿勢は矛盾を抱えているというように見えてなりません。

先日、水嶋国交次官は新聞のインタビューで、環境アセスメントの対象エリアについて、福岡県の費用負担の問題から、有明海沿岸道路付近までが限度であるとの認識を示されております。私も、福岡県を通るようなルートはさらに連立方程式を複雑にするものであり、環境アセスメントの対象エリアは有明海沿岸道路付近までで検討を進め、道筋をつけるべきではないかと考えます。

そこで、南回りルートについて、財政負担を最大のリスクとしながら、より高コストで新幹線開業効果のイメージも難しいこの南回りルートを一考に値すると評する知事のお考えをお伺いいたします。

以上で一回目を終わります。（拍手）

●山口知事 登壇Ⅱ指山清範議員の御質問にお答えします。

まず、医療的ケア児の支援についてであります。

「子育てし大県」さが「プロジェクト」における位置づけ、そして、今後の対応などについてお尋ねがございました。

まず、この「子育てし大県」さが「プロジェクト」でございますけれども、私が知事就任直後、育児中のお母さんから、子育てを楽しいと思わせてほしい、そんな佐賀県になればいいと言われたことがきっかけで立ち上げました。

このプロジェクトは、平成二十七年に七事業から始まりましたが、指山議員からも御案内いただきましたように、現在、八十四事業に拡大いたしました。様々な声を取り上げて年々充実して磨き上げたものと認識しています。

そして、医療的ケア児につきましては、一人一人、その状況やケアの内容などに違いがあります。私は、困難を抱える当事者やその御家族、そして、その御家族を懸命に支えておられる方々の声を聞いてまいりました。

そういう意見交換の中でいろんな話をお伺いしましたが、出産後退院して初めて家に帰ってきたときにとっても不安な気持ちになりますということ、日々の生活ですけれども、何かあったらどうしようか、そして、自己介護が長い方はなかなかそれがきつくて、もちろん休息もできないうような状況になるし、いろんなところに相談したいけれども、なかなか――今は窓口をつくりましたけれども――という声もるいただきました。

保育園やこども園などでそういう体制が整っているのだろうか、そして、その後、特別支援学校などは大丈夫なんだろうか、どうやって通わせるのかなどなど、いろんな悩みが出てくるわけがあります。

しかも、それはその状況にに応じて千差万別でありまして、そういう皆さん方をしっかりと受け止めながら体制を取っていくというのはとても重要なことだと思いますけれども、これを制度化して事業化していくところでは、大分議論をさせていただきながら取り組んでおります。

例えば、レスパイト訪問看護の取組ですけれども、二十四時間看護が必要なケア児もいらっしゃいます。看護師を御自宅に派遣し、御家族のレスパイト、休息を支援する取組などを整備してまいりました。

このほか、相談対応も行いました。そして、保育施設への看護師配置も展開して支えております。まだまだ御指摘があれば、ぜひお話しいただきたいと思えます。これについては力をしっかりと入れていきたいと

も思います。

さらに、「子育てし大県」がプロジェクトがあるわけですが、その取組の中には、例えば、子育て相談アプリ「ママリ」だったり、もちろん「さが子育てエール便」もお届けいたしますし、新刊児童図書 of 全点購入をやっておりますので、これが「こころざしスポット」などにもあります。

そういったものの活用とか、いろいろなメニューがあるんですけども、伝わっているのかなという課題は思っています。

実は大切なことは、佐賀県が用意している様々なプロジェクトの支援情報を届けて、その支援を活用してもらうことです。なかなか忙しい皆さんでありますので、お伝えするやり方というのも工夫したほうがいいというふうに思います。様々なやり方を用いてプロジェクトの支援情報を何とか届けて、うまく利活用いただいて、それが支援につながるようにといいことを考えております。

申し上げてまいりましたように、日常的に医療的ケアが必要な子供たち、それを支える御家族の苦労や不安は多大であります。引き続きそうした皆さんが安心して前を向けるように、一つ一つ取組を前進させていきたいと思ひます。

医療的ケア児に対する支援と情報発信の詳細につきましては、男女参画・こども局長に補足させます。

続きまして、九州新幹線西九州ルートについてお答えします。

まず、新幹線のもたらすメリットについて、るるお話をいただきました。

よく分かります。メリットはあるから、佐賀県もずっと議論を続けて

きたんだと思ひますし、ただ、そのメリットと、それとセットで受けるダメージを考慮したから、私はフリーゲージトレインでの決着というのが当時の佐賀県の一つの答えであったようにも思ひます。新鳥栖―武雄温泉間のフル規格整備の話は、財政負担、ルート、在来線などの様々な課題を多面的に考えて、どれだけ整理するという話でもありませんので、セットで多面的に考えることが大事です。

特にこの財政的影響という面については、例えば、昨日、京都市長の会見というのが今日の京都新聞に出ておりましたけれども、建設費負担は最大の課題です。市民納得には相当程度時間がかかります。財政のやりくりが市長の責任で、極めて慎重に取り扱わなければなりません。従来誘致してきた自治体と同じような負担割合では難しいと、こういうふうに述べているわけです。

ですので、付け根に当たるところというのは非常に悩みを抱えているんだなというのは共通の課題だと思ひますし、これをもし、今、このまま丸のみでやった場合には、佐賀県の予算案がどんな形になるのかというところについてイメージしていただけるんじゃないでしょうか。

ということなので、これをしっかりと多面的に考えなければいけません。慎重な議論が必要です。それでも今、水嶋次官との間ではこういったことも含めて本当に幅広く議論しています。もちろんそれぞれがどうなるかというのとはなかなか見通しはできませんけれども、非常に誠意を持って一生懸命頑張っております。こういったことについては真摯に、今続けております。

ルートに関しまして、県議会、県民の間でも様々な考え方がありま

様々なことをもつともつと集める条件とか、集める必要があるのかなというふうに思っています。

ちなみに、どのルートにすべきという点では、私個人はフラットであります。ただ、そこはしっかりと議論をした上で方向性を見いだしていくということが必要だというふうに思います。

県内に様々な意見がある中で、フル規格整備の可能性の議論を深めている段階ですので、あらかじめ選択肢を限定するべきではないと私は考えております。議論を深めていきたいと考えているのであります。今は二者協議を冷静に見守っていたきたいと思えます。

未来に禍根を残さない方向性などを県民の皆さんに提示することができないか、引き続き国土交通省さんとの間で協議を行ってまいります。

●議長（宮原真一君） 暫時休憩します。

午後零時四分 休憩

令和八年六月十八日（木） 午後一時 開議

出席議員 三十六名

欠席議員 一名

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	三〇番	大場芳博	二三番	宮原真一
二番	下田 寛	一六番	弘川貴紀	三一番	木原奉文		
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三二番	留守茂幸		
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三三番	石井秀夫		
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三四番	藤木卓一郎		
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三五番	土井敏行		
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三六番	石倉秀郷		
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三七番	岡口重文		
九番	中本正一	二四番	指山清範				
一〇番	野田勝人	二五番	定松一生				
一一番	青木一功	二六番	八谷克幸				
一二番	古川裕紀	二七番	原田寿雄				
一三番	中村圭一	二八番	武藤明美				
一四番	富田幸樹	二九番	徳光清孝				

六月十八日

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	副知事	副知事	政策部長	総務部長	地域交流部長	県民環境部長	健康福祉部長	産業労働部長	農林水産部長	県土整備部長	危機管理・報道局長	文化・観光局長	S S P 推進局長	男女参画・こども局長	山博・緑化フェア事務局長	会計管理者	警察本部長	教育長	人事委員会事務局長
山口祥義	平尾健	引馬誠也	前田直紀	内田祐美	寺田博文	諸岡泰輔	金丸政樹	丸尾宣拓	井手宣拓	横尾秀憲	三角治	宮原浩二	光武香織	大草昭雄	江島宏	旗生康之	福田英之	甲斐直美	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会議事局長	同 副事務局長	政務調査課長	総務課長	議事課長	総務課副課長	議事課副課長	政務調査課副課長	議事課・記録担当係長	同 議事・記録担当主幹
真坂	藤田	大久保	田中	山口	高田	佐藤	中村	篠田	
昇	豊	哲	信	正	一	隆	正	博	
	郎	二	敏	弘	一	典	幸		

○ 開 議

●副議長（古賀陽三君） これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

指山清範君の質問に対する答弁から開始いたします。

●金丸健康福祉部長 登壇Ⅱ私からは、医療的ケア児の支援について二項目と、犯罪抑止対策と再犯防止について二項目お答えしたいと思います。

まず、医療型短期入所施設の拡充について答弁申し上げます。

医療型短期入所施設は、人工呼吸器が必要なレベルの医療的ケア児、または重症心身障害児が必要な医療処置を受けることができる、家族のレスパイトを目的とした障害福祉サービス施設でございます。

当該施設では医療の処置を行いますので、医師など医療体制の確保が必要でございますけれども、医療分野でも医師、また看護師の確保が困難な状況にあることから、こちらの施設での確保がさらに厳しい状況になっておりまして、施設の開設が一足飛びに進まないという状況にございます。

こうした状況を踏まえまして、令和七年度に病床や看護師の確保の経費の一部を補助することにしたしまして、レスパイト入院ができる二病院、唐津赤十字病院とNHOの東佐賀病院なんですけど、そちらに合わせ二床確保しております。

引き続き、病院と調整を続けて、一人でも多くの方が利用できるように取り組んでまいります。

次に、動くことができる医療的ケア児への支援についてお答え申し上げます。

まず、医療的ケア児等支援連絡協議会に児童相談所を追加してどうかという御提案がございました。こちらにつきましては、医療的ケア児が適切なケアを受けられる施設に円滑に受け入れられるようにするために実施したいと思います。

次に、県独自のモデル事業について御提案がございました。

やり方として二種類あるかなと思っています。一つは御提案のとおり、もともとない福祉の障害者の施設に看護師を加配するという方法だと思います。こちらですけれども、単純にそこで看護師さんを回そうとすると、少なくとも五、六人、二十四時間、三百六十五日ずっとシフトして回すと五、六人は必要ということが想定されます。先ほどレスパイトということで病院と調整するというお話を差し上げましたけれども、例えば、緊急のときに病院から派遣ができないとか、そういう調整ができないかというのは話をしてみたいと思います。

もう一つが、実は今、医療型短期入所施設に入れないんですけれども、医療型短期施設に入れるようにという、そのスコアの見直しをしてはどうかというやり方もあるのかなと思います。先ほど指山議員がおっしゃったように、動けない方がいらっちゃって、動ける方がいらっちゃると、余計に手がかかるということなので、単純に入れるとまた混乱になるので、そういう場合にさらに看護師を一人加配できないかという政策提案を実は今回させていただいております。引き続きそういうことを提案し、どちらにしても話をしていきたいと思っています。

次に、事故の賠償責任についてです。

こちらは同じ命を預かる病院、公立の病院ですけれども、こちらは自治体の保険料というもので負担してございませんで、こちらは自己負

担をしていただくことかなというふうに考えております。

看護師の処遇改善ですけれども、動くことができる医療的ケア児に従事する看護師の方に限定するというわけじゃなくて、広く賃金格差ですとか他産業への流出防止、看護師全体の人材確保として必要だと思いますので、それはぜひ国にお願いをしたいというふうに思っております。

次に、ガイドラインです。

ガイドラインにつきましては、命に関わることで、都道府県でばらばらとか市町でばらばらというよりも、統一して受け入れのリスクを軽減していくべきだと思っております。

実は保育所で医療的ケア児を支援するというガイドラインが既に国がつくっております。同様に、厚労省にこういう施設でも受け入れるときのガイドラインをつくれなにかというような御相談をしたいと思っております。

最後です。実態調査です。

実態調査につきましては、令和七年度に県内の医療的ケア児の調査はしました。もう一つの自宅ケア、自宅でのケアに疲弊している家族の状況や受け入れの障壁になっている要因、こちらにつきましては、御紹介がありました医療的ケア児支援センターですとか市町、保健福祉事務所を対象にヒアリングをしたいと考えております。

本日、質問の中に、条件によって国が行うべきものだったり、あと実施の可否が変わるものがございます。まずは中身を詳細に知るために、現場に内容をさらに確認したいと思っております。現場のほうに出向いて、そういう現状を確認したいと思います。

動くことができる医療的ケア児とその御家族が安心して地域で生活で

きるよう、引き続き必要な支援の充実に努めてまいります。

犯罪抑止対策と再犯防止についてですが、計画の成果指標についてまずお答え申し上げます。

令和六年度から令和十年度までを計画期間とする第二次佐賀県再犯防止推進計画を作成して、犯罪歴や非行歴のある方が孤立することなく、再び地域社会の一員になれるよう、様々な施策を講じながら再犯防止に取り組んでおります。

本計画では、「新受刑者中の再入者率を、二〇二八年度末までに計画期間の平均再入者率を五五%以下にする。」ということを成果指標にしております。この再入者とは、刑務所や拘留所などへの入所が二回以上の者であり、一年間に新たに刑務所等へ入所した者に対する再入者の割合を再入者率と言います。

令和六年度の再入者率は四四・一%となっております。昨年で一三・六ポイント減少しております。こちらは分子である再入者数が対前年比で一三%減少したということで、再入者が減ったということで率が減っているということになっております。

本計画では五年間の平均で再入者率を五五%以下ということを目指している。と先ほど申し上げましたので、令和六年だけの数値で比較しますと、四四・一%と五五%なので、一〇・九ポイント下回っているという状況です。

一方で、県内の刑法犯の認知件数ですとか再犯者数の総数が増加傾向にありますこととか、社会情勢及び犯罪情勢の変化もあり得ますので、引き続き再犯防止に取り組む必要があると認識をしております。

続きまして、計画の見直しについてです。

本県では、再犯防止に取り組む様々な機関、団体が連携を深めることを目的といたしまして、佐賀県再犯防止推進協議会を設置して、毎年、情報共有や意見交換を行っております。

今後、この本協議会で成果指標である再入者率の変動ですとか、その要因を分析しながら各種施策を見直すなど、臨機応変に対応したいと思っております。

私からは以上です。

●横尾県土整備部長 登壇Ⅱ私からは、大きく二項目についてお答えいたします。

まず、鳥栖地区の浸水対策のうち、県道久留米基山筑紫野線の冠水対策についてお答えいたします。

鳥栖市では、令和元年七月、令和三年八月とか令和五年七月の豪雨などで、近年の度重なる豪雨によりまして、市の南部地域を中心に浸水被害が発生しております。その際には、県道の久留米基山筑紫野線も冠水し、通行止めとなっている状況にございます。

こうした冠水、浸水被害に対しまして、国、県、鳥栖市の関係者が集まりまして情報共有を図るということ、そして効果的かつ効率的な対策を講じて浸水被害を軽減することを目的といたしまして、令和六年二月に鳥栖市浸水対策検討会が設立されたものでございます。

これまでに六回の検討会が開催されておりまして、鳥栖市内の浸水被害が顕著な四地区、当該鳥栖南部地区、そして鳥栖の駅前付近、基里地区、旭地区、この四地区の浸水対策について議論が行われているところでございます。

検討会では、まず、浸水被害の状況を確認いたしまして、河川のしゅ

んせつなど、今すぐに取り組むことができる短期対策の検討を行ったところでございます。

県道久留米基山筑紫野線が通ります鳥栖南部地区における取組といったしましては、河川の伐採、伐木、そして農業用取水堰の事前の転倒ですとか、排水機場のポンプの始動水位を下げて、早めにポンプを始動するですとか、そういったことを国、県、市町で連携して令和六年度から速やかに実施するなど、できることから対策に取り組んでいるところでございます。

また、昨年度からは、鳥栖市で実施されました氾濫シミュレーションを基に、中長期を見据えました流域治水対策についても検討を行っているとところでございまして、今年度はその対策の役割分担ですとか実施時期の検討を行い、流域治水対策のロードマップの作成を行うこととしております。

県道久留米基山筑紫野線の冠水対策につきましては、今後、地域全体の流域治水対策を検討する中で、国、県、鳥栖市の関係者でしっかりと連携して、一体的に検討を進めてまいります。

次に、西田川の河川整備についてでございます。

西田川は鳥栖市の南西部の市街地を流れまして、筑後川に合流する河川でございます。流域内におきまして浸水被害が発生しております。平成十六年度から、筑後川の合流点から県道の中原鳥栖線上流までの約二・五キロ区間で河川整備を進めているところでございます。

平成三十年までには筑後川の合流点から県道の中原鳥栖線までの区間の暫定的な河道の整備が完了しておりまして、現在では再度、下流から完成形に向けた整備を進めているところでございます。

また、西田川の最下流部であります筑後川の合流点に樋門がございまして、その樋門がネックとなっておりますので、この改築工事を令和四年度から国の直轄事業として実施されておりますので、今年度から樋門の本体工事に着手されるということでございます。

県道中原鳥栖線からまた上流側の約二百メートル区間につきまして、下流側の整備効果ですとか、鳥栖市が整備された上流の雨水排水路の効果などを確認しながら、今後の河川整備の進め方について検討してまいります。

西田川の河川整備は、地域住民の安全・安心な暮らしを守る重要な事業というふうに考えております。また、流域内にはアサヒビールの鳥栖工場の建設が始まっておりまして、速やかな浸水対策の必要性も高まっているというふうに認識しておりますので、引き続き国、県、鳥栖市としっかり連携して、着実に整備を進めてまいります。

次に、県の東部地域の道路整備について三点お答えいたします。

まず、県道中原鳥栖線の整備についてでございます。

県道中原鳥栖線は、国道三十四号の中原橋交差点から鳥栖市の国道三号高田町北交差点までの延長約七キロの道路となります。朝夕を中心に渋滞が発生しているということで、交通の円滑化ですとか安全性の向上を図る、こういうことから、鳥栖市の浄化センター付近から下野交差点までの約一キロ区間について、下野工区という形で今現在、事業を進めているところでございます。

今年四月に起工しましたアサヒビールの鳥栖工場へのアクセス道路ともなります。起工式の際には、知事から新工場の前の通りを愛称「アサヒストリート」という表明もあったところでございます。

今年度は、下野交差点付近の道路改良工事を進めておりまして、歩道部は一部残りますが、車道部の工事を年度末までに完了するというところで進めているところでございます。

下野工区の西側となります下野交差点から県道江口長門石江島線までの約一・四キロ区間につきましては、新幹線ですとかＪＲ鹿児島本線、そして市道、こういったところと交差するという制約もございます。関係者と調整を取りながら検討を進めていく必要がございます。

引き続き、鳥栖市やＪＲなど関係者と協議、意見交換を行いながら、ルートの検討を進めてまいります。

新産業集積エリア鳥栖へのアサヒビールの進出ですとか、小郡鳥栖南スマートインターチェンジの開通、また広域ごみ処理施設の開業とか、安良川の堤防道路の拡幅などが今行われておりまして、周辺環境も変わってきております。こうした状況を踏まえながら、まずは事業中の下野工区の早期完成にしっかりと取り組むとともに、その先の区間のルート検討を進めてまいります。

次に、佐賀川久保鳥栖線についてでございます。

佐賀川久保鳥栖線は、鳥栖市周辺で交通量も多くて、朝夕の通勤時間帯を中心に交通渋滞が発生しております。また、乗目交差点から立石交差点間の約二キロ区間については、麓小学校の通学路となっておりますので、安全対策も必要というふうに認識しております。

令和五年度までに乗目交差点から一本杉住宅入口交差点までの約一・一キロ区間について、車道の四車線化とあわせて両側に歩道を整備したところでございます。

その西側の一本杉住宅入口交差点から四百メートル区間を一本杉工区

ということと令和六年度から事業に着手しておりまして、昨年度から用地測量を実施しております。今年度も引き続き用地買収に向けて用地測量を進めてまいります。

一本杉工区のさらに西側の立石交差点までの約五百メートル区間につきましては、県道沿いに家屋も多く連なっております。令和七年度に道路計画について地元の区長さんですとか役員さんと意見交換を行ったところでございます。一本杉工区の実業進捗を見ながら、鳥栖市と連携して検討を進めてまいります。

最後になります。直轄国道の国道三号、国道三十四号の整備促進についてでございます。

国道三号及び国道三十四号は、県東部地域の骨格をなす道路でございます。一日当たりの交通量も約二万台を超えるということで、慢性的な渋滞ですとか、危険箇所も多く存在する状況でございます。このため、国において渋滞緩和ですとか事故解消に向けて対策が進められているところでございます。

国道三号でございますが、現在、鳥栖拡幅と鳥栖久留米道路の整備が進められておりまして、鳥栖拡幅につきましては、今年度中に全長の二・四キロ区間が四車線で開通予定ということで事業が進められております。交通渋滞の緩和ですとか、交通安全性の向上、周辺開発への支援などが期待されるところでございます。また、鳥栖久留米道路につきましては、鳥栖市高田町から久留米インターまでの約四・五キロ区間の道路改良が進められているところでございます。

また、国道三十四号の整備状況についてですが、国道三十四号の鳥栖から神埼間につきましては、交通渋滞の緩和ですとか、安全・安心な歩

行空間の確保を目的といたしまして、交通安全対策に取り組まれているところでございます。

鳥栖から神埼間の抜本的な整備につきましては、沿線市町で構成されます「国道三十四号（鳥栖～神埼間）整備促進期成会」、ここにおいてバイパス整備を求められているところでございます。令和五年度から沿線の首長さんも参加して勉強会が開催されておりまして、その期成会として、現道の南側を通るバイパス整備を求めていくということで整理をされております。

県東部地域は、高速道路ですとか鉄道などの交通結節点でもあり、交通の利便性が高いということで人流、物流も多い地域でございます。民間企業の進出ですとか宅地開発の意向も強く、地価の上昇率を見ても非常にポテンシャルが高い地域ということで認識しております。

県といたしましては、県道中原鳥栖線など、事業中区間の早期整備を進めていくとともに、また国道三号、国道三十四号の実業箇所の整備促進、そして未事業区間の事業化に向けた道筋ができるだけ早く示されますよう、地元市町と連携して国への政策提案、要望を行うなど取り組んでまいります。

私からは以上です。

●大草男女参画・こども局長 登壇Ⅱ私からは、医療的ケア児に対する支援について二点お答えいたします。

初めに、支援の内容とその情報発信について、知事の答弁を補足させていただきます。

医療的ケア児の御家族や支援者からの様々な相談、不安の声をいただいていたことから、令和三年に佐賀県医療的ケア児在宅生活ホットライ

ンを開設いたしました。その後、相談機能を充実させる形で、令和四年に佐賀県医療的ケア児支援センターの設置につなげております。

センターでは、御家族や支援者などからの相談への対応、保育施設への入園に関する調整や日常の通園支援、支援者向けの研修会や家族向けの交流会など、関係者が連携しながらサポートを行っております。

また、人工呼吸器を装着するなど、二十四時間の医療的ケアを必要とするお子さんを自宅で介護されている御家族の負担は大きく、自分の時間や休息する時間が欲しいといった声をお聞きしております。

このため、御家族の休息時間を確保し、介護負担の軽減を図るため、自宅に訪問看護師を派遣し、医療的ケアを代行するレスパイト訪問看護に取り組んでおります。さらに、医療的ケア児の保育施設への通園を希望される声を受けまして、保育施設への看護師を配置することによる受け入れ体制づくりを進めているところでございます。

情報発信についてお答えいたします。

こうした医療的ケア児を支援する情報については、「子育てし大県」さがのホームページやリーフレット、子育て情報を発信する子育てし大県LINEなど様々な手段で広く発信をしております。また、出産後に出向かれる市町の窓口においてリーフレットを配布いただくことで、一つ一つの御家庭に確実に情報を届ける、そういった工夫もしております。

今回、医療的ケア児の支援情報がホームページで分かりにくいという声をいただきました。改めて点検をいたしました。確かに分かりにくいところ、私も気づいたところがありましたので、メニュー一覧で見つけやすく表示をしたり、キーワード検索で情報が探せるように、そういった見直しを行ったところでございます。

た見直しを行ったところでございます。

今後はさらに、医療・福祉、教育、保育の関係者が集まるケース会議などの機会を通じた支援情報の提供、市町の医療的ケア児支援の担当者が集まる会議での周知や意見交換など、支援に携わる関係者への直接的なアプローチも行いながら、より積極的な情報発信を行ってまいります。

「子育てし大県」さがプロジェクト」の取組が、医療的ケア児家庭はもちろん、できるだけ全ての子育て家庭に届き、利用していただけるよう、県民の皆様の声を参考にしながら、さらに取組を進めてまいります。

次に、在宅でのレスパイト事業についてお答えいたします。

まず、利用状況についてです。

在宅レスパイトは、医療的ケア児を昼夜問わず介護している御家族の休息や外出の際に御利用いただけるものでございます。令和七年度末時点で、利用の対象となられる五十名のうち利用登録をされている方は三十八名、対象者の約八割が利用登録をされている状況でございます。

この支援は、年間四十八時間まで利用できる制度で、令和七年度の利用実績は、四十時間以上利用されている方が六名、十時間から三十時間の方が九名、十時間未満の方が十一名、結果的に利用がなかった方が十二名いらっしゃいます。利用を控えられている方が一定数いらっしゃるという現状があるということを認識しております。

この在宅レスパイトの制度は、日常的に介護をされている御家族の休息を目的としたものでございます。この制度を利用していただくために、県では、保健師による家庭訪問、面談の際に制度内容の紹介とあわせて、家庭の状況に応じた、定期的に休息を取り入れるというようなこ

との助言、提案をしているところでございます。また、利用を控えられている方に対しまして、在宅レスパイトのほかにも医療保険での訪問看護、放課後等デイサービスなどの制度についても御紹介をいたしまして、在宅レスパイトとあわせて御利用いただけるように、引き続き関係機関と連携して調整をしていきたいと思っています。

外出先への看護師の同行にも使えるようにしてほしいという声もございました。佐賀市では、今年度から国や県の補助を活用した取組が始まっております。県の在宅レスパイトとあわせて利用することで、利用時間の上限拡大にもつなげることができます。この取組が他の市町にも広がっていくよう、県として各市町に提案をしていきたいと思っています。

県と市町が連携した取組を働きかけることによりまして、レスパイトの利用促進に取り組むことで御家族の介護負担の軽減につなげ、安心して在宅生活を送っていただけるよう努めてまいります。

私からは以上です。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ 私からは、学校における医療的ケア児への支援についてお答えをいたします。

まず初めに、県立特別支援学校の状況についてですが、現在八つの学校に四十八人の医療的ケア児が在籍しており、医療的ケアの実施体制としては八校合わせて四十三人の看護師を配置しております。

学校では、教員と看護師がチームとなって日々の教育活動やケアに当たっております。看護師は、児童生徒のちょっとした表情の変化や体調など丁寧に観察、確認しながら、経管栄養やたんの吸引などの医療的ケアを実施しております。

また、児童生徒一人一人の状況、必要とする医療的ケアは様々でございます。ケアを受ける児童生徒も看護師も安心してケアに当たれるよう研修会を実施しております。

令和六年度からは、看護師資格を有する医療的ケアアドバイザーを県教育委員会事務局に配置しまして、各学校内での医療的ケアの在り方や看護師と教職員との連携に関する相談対応、助言等を行っております。医療的ケアを担う看護師と教育活動を行う教職員が、児童の体調管理から学習環境の調整、自立支援まで一連を一体となってサポートできる体制づくりに努めております。

議員から保護者の付き添いについてお話がございました。県立特別支援学校では現在、通常の場合、学校における保護者の付き添いをお願いしておりません。通常と申し上げましたのは、入学当初ですとか、看護師さんが交代したりとか、医療的ケアの内容の変更などがあつた場合は、どうしても保護者さんから看護師へケアの引き継ぎをしていただくことが必要となります。その際もできるだけ期間が短くなるように努めているところです。

次に、登下校についてですが、児童生徒の通学手段として現在七校でスクールバスを運行しております。令和五年度からは医療的ケアが必要な児童生徒についても、バスへの乗車中に医療的ケアが必要でない場合はスクールバスを利用できるようにしたところでありまして、保護者の負担軽減に努めております。これらの取組によりまして、保護者の方から僅かな変化もよく見えてもらっている、安心できるといったお声もいただいているところです。

市町立小中学校の状況についてです。

現在、県内八つの市町の小中学校十九校に医療的ケアを必要とする児童生徒が二十人在籍しております。必要となる看護師が配置されていることを把握しております。看護師の配置に当たりましては、県もそうなんですけれども、市町においても国の補助事業を活用されています。

看護師の配置方法は、直接雇用による方法と、もう一つ、外部委託による方法がありまして、市町においては、それぞれの実情を考えて看護師の配置を行っていらっしゃるものと承知しております。場合によりまして市町によりましては、看護師の配置を外部委託から直接雇用に変えることで費用負担の軽減を図ることができるとあるのではないかと考えておりまして、今後、市町の実情を確認しながら、県教育委員会として必要な助言を行ってまいりたいと考えております。

なお、財政的支援の充実につきましては、私も所属する全国都道府県教育長協議会というのがありまして、毎年、話し合つて要望活動なんかを行っているんですけども、これにつきましても国に対して働きかけているところです。

医療的ケアを必要とする児童生徒、誰もが安心して健やかな学校生活を送ることができる教育環境の整備が重要と考えております。今後とも、県立特別支援学校における保護者の負担軽減、医療的ケアの実施体制の充実を図るとともに、市町への助言や、市町の看護師、また、医療的ケア児を担当する教諭や養護教諭を対象に研修会を行ってまいります。学校内でチームとなつて教育活動が展開できるようになる、そして、子供たちの学びと成長を支えられるよう、県全体として医療的ケアの実施体制の充実に努めてまいります。

私からは以上でございます。

●福田警察本部長 登壇 II 県内の犯罪情勢についてお答えします。

令和七年中、県内における刑法犯の認知件数は四千六百六十二件であり、過去最少であった令和三年以降、四年連続の増加となっております。本年に入っても五月末時点の刑法犯認知件数は千七百四十三件であり、これは昨年同期比で百三十一件、八%の増加であり、その増加傾向は継続しております。

令和七年中の刑法犯認知件数について、その罪種別の内訳を件数が最も少なかった令和三年と比べますと、暴行や傷害といった粗暴犯は二百八十六件から四百三十一件へと五〇%増加、詐欺等の知能犯は二百件から七百八十五件へと三〇〇%近く増加という状況にあります。本年に入っても、殺人や強盗等の凶悪犯、粗暴犯、知能犯など、全ての罪種において昨年同期よりも増加しております。

特に特殊詐欺については、県内における令和七年中の被害総額は二十四億円に上り、本年に入っても五月末時点で被害総額は既に八億円を超えております。

また、刑法犯以外の特別法犯につきましては、例えば、令和七年中の覚醒剤や大麻といった薬物に係る事犯の検挙は百二十八件、本年に入つても五月末時点の検挙は三十九件、これは前年同期比で一五%の増加であり、近年増加傾向が続いております。

以上のとおりの状況であり、県警察としましては県内における犯罪情勢は厳しい状況が続いているものと認識しております。

犯罪情勢を受けた犯罪抑止対策についてお答えします。

犯罪抑止の取組に当たっては、最新の犯罪情勢や犯行手口を分析した上で、個々の状況に応じた的確な対策を講じる必要があるものと考えて

おります。

例えば、議員御指摘のような空き巣などの住宅への侵入窃盗、乗り物盗や車上狙いについては、当県において、被害の生じた住宅や車両の無施錠の率が全国平均を大きく上回っているといった事情が影響しているものと考えられ、いわゆる防犯意識の向上や防犯設備の普及促進といった対策を講じているところであります。

また、例えば、深刻な被害が続く特殊詐欺については、徹底した犯行グループの検挙の一方で、被害を少しでも阻止するため、犯人からの接触そのものを防ぐことを重点に、国際電話の利用休止申し込み制度の活用促進、スマートフォンへの詐欺電話の着信を遮断・警告する機能を有する警察庁推奨アプリの導入促進といった対策に力を入れているところであります。

こういった、犯罪類型、犯行手口ごとの抑止対策、防犯対策に加え、社会全体で犯罪を生まない環境をつくるための取組も非常に重要な観点であると認識しております。すなわち、県民の安全と安心の確保のためには、警察による取り締まりのみならず、地域住民、事業者、行政機関などがそれぞれの立場で防犯に取り組むことが重要であると考えており、こうした観点から、県警察におきましては、「佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」に基づき、県、市町、防犯ボランティア団体、事業者等と連携しながら、犯罪の起きにくい地域社会づくりを推進しているところであります。

県警察としては、引き続き犯罪情勢や犯行手口を精緻に分析した上で、情勢に応じた効果的な犯罪抑止対策を講じることにより、安全で安心して暮らせる佐賀県の実現のため、しっかりと取り組んでまいりたい

と考えております。

以上でございます。

●指山清範君 登壇Ⅱすみません。幾つか再質問をさせていただきたいと思います。

まず、医療的ケア児への支援について、「子育てし大県」の中での位置づけはよく分かりました。安心をしました。

といいますのも、今何か調べるときはほとんどスマホとかパソコンとか、ネットで調べることが多い中で、「子育てし大県」のメニューの中で見つからなかったという声がありました。なので私たちは、医療的ケア児はこちら側に置かれているんじゃないかという声も聞きました。だからこそその質問だったので、そこは安心しましたけれども、これからもしっかり「子育てし大県」のメニューを増やすと同時に、医療的ケア児の方々にも、健常児と同じ子供ですから、そこはしっかり寄り添っていただけたらというふうに思います。

ただ、ちよつと答弁を聞き漏らしたかもしれませんが、短期入居施設の拡充、拡大、国の補助で二分の一ありますよね。だから、そういったことにも手を挙げてほしいという声も聞くんですけれども、その辺についてもう一遍お答えをいただけませんかでしょうか。

それと、在宅レスパイトの件ですけれども、年間四十八時間あつて、五十名中三十八名、八割が登録されているけれども、十時間以内が二十三名、ほぼほぼ使われていない。やっぱり時間が短いからじゃないかなというふうに思います。一日当たり四時間から六時間に増やしたということですが、それは聞きましたけれども、年間のトータルの時間は四十八時間で変わっていないので、やっぱり福岡市が事件が起こって

きちんと対応したように、四十八時間からいきなり三百三十八時間というのは無理かもしれませんけれども、そこは少しずつでも年間の利用時間を増やしていったらいい、せっかくの時間設定ですから拡大をしていったほうがいいというふうに思います。そうすることで、外出のときの看護師の同行なんかも若干収まってくるのではないかなと思ったりもしないでもないので、その辺について時間拡大についても一度お答えをいただけたらというふうに思います。

それから、学校についてですね、本当に特別支援学校についてはよくやっていただいていると思っています。スクールバスなんかも、医療的ケア児のみならず、利用者が増えていると思います。ただ、聞こえてくる声は、保護者もですけれども、学校からでもですけれども、今七校でスクールバスを運行されていますが、ルートが一つしかないということで、長い子になると、二時間まではいかないけれども、二時間弱乗っている子がいて身体的負担が大きいということなので、複数ルートを検討いただけないかという要望をいただいております。

その件について、教育長いかがでしょうか。何かお答えできるものがあれば、お答えいただけたらというふうに思います。

それと、再犯防止についてですけれども、やっぱり県警本部長のお答えのとおり、刑法犯、それから、特別法犯が増えていっているのが現状だと思います。

そういう中で、第二次再犯防止推進計画の成果指標というか、それは新規受刑者の中の再入者率、その年に新たに刑務所に入った人たちの中に二度以上の犯罪を犯した人がどれくらいかということでありますけれども、中には裁判の結果、執行猶予等で刑務所に入らない方もいらっしゃる

と思います。そういった方々も含めると、やっぱり二度目、三度目となると実刑を食らうのかもしれませんが、そういった方々も——そういった方々と言うのは変ですね。そういった者も含めて、やっぱり犯罪全体を見て、再犯防止に努めていただくことが大切だというふうに思いますので、今の成果指標は成果指標で分かりました。新規受刑者数のうちの再犯者率五五％以下、これもその年によってパーセンテージが必ず変わってきて、増えたり減ったりしますから、そこら辺はちゃんと見ていただくということと、あと、先ほども申しましたように、刑法犯、特別法犯の中の再犯者がどれくらいなのか、それに対してどう取り組んでいくかということを、この先、恐らく第三次が令和十一年度から計画が始まると思いますので、そちらに向かって御検討いただけたらと思います。いかがでしょうか。よろしくお願いします。

それと、国道三十四号、鳥栖―神埼間バイパス化ですけれども、県道十七号が冠水して通行止めになると言いました。通行止めになって、その周辺の道路は大渋滞して車がにっちもさっちもいかない状態になるんですよ。以前にもこの場で御紹介をしましたけれども、通常五分で行くところを四時間かかった例もあります。

なおかつ、別のケースでいうと、高速道路が止まってしまうと、縦横走っている車が全部、鳥栖市内に降りてきて、全く動かなくなるんですよ。我々としても、関係自治体の首長さんたち、議長さんたちもですけれども、やっぱりもう一本幹線が必要だなということで、鳥栖―神埼間のバイパス化というのを求めているわけです。

小郡鳥栖南スマートインターチェンジをつくってもらいました。あれで車の流れがごっそり変わって、大渋滞しているところが渋滞しなく

なって、大分緩和されました。だから、一カ所付け加えたりすることによって車の流れが変わっていくこともありますので、そこは、ぜひこれからもっと早く進むようにしていただかせませんか。お願いしたいと思いますが、昔は何か「佐賀県のすがた」の中に国道三十四号バイパス化というのがずっと入っていたんですけど、いつの間にか佐賀県の地図の中で消えているんですね。国道が全部消されているような感じがしたと思うんですけど、そうじゃないならそうじゃないと言ってください。描かれているところを見せてほしい。私も描かれていないのを見せますので、とにかく早くやってほしいということをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか、よろしくお願いいたします。

それから、新幹線について、知事さん、「子育てし大県」の答弁はよく分かりました。よく伝わりました。

新幹線のお尋ねで何かお答えをいただいていないような気がしました。というのも、財政負担とか、在来線の問題とか、地域振興の問題とか、そういう複雑な連立方程式があるからゴーサインを出せないというのは、私もそれは知事と一致しています、そこは一致なんです。だから、その説明は要りません。

なおかつ、水嶋次官との協議も、本当に期待をしながら見守っていきたいなど、時間もあまり残されていないかもしれませんけれども、見守っていききたいと思います。

それで、この次の次官の方とも協議を続けていかれるのかどうか。結論が出なかった場合、恐らく時間的には次の方との協議もされるのではないかと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

それと、新幹線のメリットについて、どう評価するかということを聞

いたつもりだったんですけども、そこを聞き漏らしていたら、ごめんなさい。新幹線のメリットについてどう評価するかというのをもう一度お答えいただきたいのと、南回りルートについては矛盾があるんじゃないかと。だから、その矛盾についてどう思いますかということを聞いたつもりだったんですけど、言葉足らずだったら申し訳ない、でも、その辺についてもう一度お答えをいただけたらというふうに思います。

一千四百億円の負担と言いますが、私はもつとかかると思いますし、今じゃなくてこの先、恐らく、例えば十年後、十五年後に着工するときには一千四百億円じゃ足りないぐらいの負担になるのではないかと思いますから、この財政負担の問題等々、複雑な連立方程式はしっかり解いてもらって、一つでも前に進めていただいて、一般論として私はフル規格は大賛成なので、フル規格に何とか進んでいけるような、そういう結論を求めていると思います。

以上で二回目を終わります。

●山口知事 登壇Ⅱ指山議員の再質問にお答えします。

九州新幹線西九州ルートについてのお答えです。

まず、多面的に様々な課題があるということは一致しているということとで、そこは共有しているということでございます。

そして、フル新幹線のメリットというのは多々あると思います。私がかつて住んでいた鹿児島などにとってみれば、隔世の感がありますし、福井や石川の北陸の皆さんにとっても、全く違った絵姿になったんだろうと思います。

今、なかなか悩ましいのは、我々佐賀県であったり、先ほど申し上げた京都だったり、そういう付け根というか、費用対便益が鹿児島や北陸

ほどあまりないところであつても、それでもメリットはあると思います。ですから、それは分かった上で、できる限りデメリットの部分についての解消というものもセットで考えなければいけないというふうに思っております。そうしたこと、今まさに国土交通省の水嶋次官と二人きりで何度も話をしているわけです。

私は本当に、水嶋次官が誠意を持って御努力を重ねていただいていることが痛いほど分かります。そして、私自身も誠意を持って協議を続けております。ここまで二人で話したので、何とか先に進むような形にならないかなということで、今もまだ重ねている途中でございます。です。で、まずは水嶋次官との間で何かしらの成案ができるかどうかの努力を足元で重ねていきたいと思っております。

そして、これについては、私は佐賀県にとってフル新幹線の可能性ということ自体は大変光の部分もある事業だとは思っております。です。で、今はまだ足元の協議が見通せないところはありますけれども、常に国土交通省さんとは協議は続けていこうという強い思いです。でも、まずは足元の水嶋次官との協議で何らかの成案を得たいと思って、努力を重ねたいと思います。（「南回り」と指山清範君呼ぶ）

今まさに今日もお話しいただきましたけれども、そこも一つの大きな協議のポイントでありますので、これについては、次官との間で、もう少し冷静に協議を見守っていただきたいと思います。御理解いただきますと思います。

●金丸健康福祉部長 登壇Ⅱそれでは、再質問に答弁させていただきますと思います。

まず、施設整備の補助の話がございました。

福祉施設の場合、施設整備補助というのが、いろんな種類の施設が対象になっておりまして、年間で数件以上申請がございます。そのとき、当然、厚労省に優先順位をつけて出すようになっておりますけれども、その優先順位を県がつけている一番の順位は、県内に施設数が少ないというものにしておりますので、それに該当すると思っておりますので、ぜひ活用いただければと思います。

それともう一つ、再犯防止推進計画の中の指標の話がございましたけれども、協議会の中でお話をさせていただきまして、臨機応変にとさつき申し上げましたので、前向きに検討させていただければと思います。

私からは以上です。

●横尾県土整備部長 登壇Ⅱ私からは、国道三十四号の鳥栖―神埼間のバイパス整備促進というお話でございました。

議員からお話があったように、国道三十四号自体の交通量も非常に多いということもございます。また、災害で交通が止まったときとかは、ほかの交通が集中して渋滞でどうしようもないというお話でございました。そういった状況は我々もしっかりと認識しておりますので、この道路の整備の必要性というところについては同じ気持ちだというふうに思っております。

そういった中で、沿線の市町と期成会で勉強会があつて、バイパス整備という形での要望になっております。今現在、国のほうで具体的な整備計画というのはないという状況でございますので、先ほど議員からありました、何か図面があつたということでございますけれども、すみません、私ちょっと承知しておりませんので、具体的な計画はまだないということでございます。

周辺の道路整備が変われば交通の流れも変わるという話もございました。この道路の整備ができるだけ早く姿が見えていくということが大切かというふうに思っておりますので、期成会の勉強会等には首長さんたちも来ておられますので、そういった中でしっかりと議論して、また、国のほうにもしっかりと話をしていきたいというふうに思います。

私からは以上です。

●大草男女参画・こども局長 登壇Ⅱ 私からは、医療的ケア児への支援のうち、在宅レスパイトについてお答えをいたします。

現在の制度では利用時間が四十八時間となっております。利用を控えられる方が多いという現状を認識しております。このことについて、利用登録をされている方々の声をまずはよくお聞きしていきたいと思えます。その上で、この制度の利用が進むようにという取組をまずしてまいります。あわせて、何かあったときのために利用できる時間を残しておきたいというお気持ちがあることはよく分かりますので、制度としての利用時間の拡大について検討していきたいと思えます。

●甲斐教育長 登壇Ⅱ 私には、特別支援学校のスクールバスについてお尋ねがございました。

特別支援学校につきましては、県内各地、身近な通学しやすい場所にあるということで、地域ごとに特別支援学校の配置、充実をさせてきたところなんです。今年四月には鳥栖特別支援学校も開校いたしました。寄宿舎もそれぞれに整備運営をしております。鳥栖特別支援学校と中原特別支援学校は寄宿舎はございませんけど、そのほかにつきましては寄宿舎もございます。

そして、スクールバスも一校一ルートということで導入をさせていた

いただきました。現在、乗降場所も安全で便利な場所ということで、いろんなところに協力いただきながら設置しておりますし、ルートについてもできる限りニーズを満たしながらということで、バスを利用する児童生徒の安全を第一に、障害の状況などによってもいろいろと判断をさせていただいて、できるだけ多くの児童生徒が利用できるようにと、先ほど言った乗降場所の見直しですとか一部大型化などにも取り組んできたところです。ルートにつきましても、できる限り時間が短くなるよう工夫をしながら運用しております。

今後とも、児童生徒、保護者、学校現場からの声を聞きながら、工夫しながらバスの運行に努めてまいりたいと思えます。

私からは以上でございます。

●田中秀和君（拍手） 登壇Ⅱ 「自由民主党ネクストさ」の田中秀和です。

四項目について通告していただきましたので、順次質問を行います。

問一の防災庁設置の動きと防災大学の誘致について伺いをいたします。

災害大国である我が国では、この三十年間、阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震、能登半島地震をはじめ、相次ぐ豪雨や台風など、多くの自然災害に直面してきました。近年では、気候変動による風水害の激甚化、頻発化が懸念されており、加えて今後、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や首都直下地震、南海トラフ地震など、甚大な被害が想定される大規模災害の発生が懸念されています。

こうした中、人命、人権最優先の防災立国実現を掲げる国においては、政府の防災体制を強化すべく、産官学民のあらゆる力を結集し、事前防

災を推進するとともに、災害対応の司令塔となる防災庁の設置準備が進められていることは皆さんも御承知のところであります。

私は、政府が掲げる防災立国の実現に向け、佐賀県が持つ災害対応力は非常に重要な役割を果たすことができるのではないかと考えており、昨年五月、佐賀県が防災庁の地方機関である防災局誘致に向けた政策提案を行って以降、私自身もこれまで二度、防災庁設置準備室の担当者を訪問し、防災庁設置の動向を学び、併せて佐賀県の強みを紹介し、防災局の誘致に向けた情報提供を行ってまいりました。

佐賀県では、昨年度行った防災局誘致に向けた政策提案に続き、今年度は防災庁職員や自治体職員らの研修や防災研究を担う防災大学の誘致について政策提案を行ったと聞いています。

そこで、次の点について伺います。

まず、防災庁設置の動きと佐賀県の取組についてです。

今年の秋の発足を目指す防災庁の設置法案が五月十九日に衆議院を通過しました。くしくもこの日に、ネクストさが会派で防災庁設置に向けた対応状況について確認の研修に行った日のときでした。同月二十二日より参議院での審議入りをしております。現在、参議院の各委員会等で慎重な審議が行われており、今国会での成立が見込まれていますが、国における防災庁設置の動きと佐賀県の取組について、危機管理・報道局長にお伺いいたします。

次に、防災大学誘致に向けた知事の思いであります。

国においては、防災庁の教育・訓練機関として防災大学校（仮称）の設置準備が進んでいます。行政職員のみならず、民間人材にも開放し、全国の自治体の防災を担う専門人材の育成や実践的な防災教育の検討が

進められるとお伺いしております。

今年度の五月に行われた政策提案で防災大学校の誘致を提案されたと新聞報道で目にしました。そこで、提案書を見てみますと、「災害支援CSOとの連携に先導的に取り組む佐賀県に防災大学校を設置し、実践的な防災教育を佐賀県と共創し、国全体の防災力強化を図る」と提案がなされております。

そこで、知事にお伺いしますが、防災大学校誘致に向けた知事の思いについてお聞かせください。

問二、佐賀県の高等教育環境について伺います。

本年四月に武雄アジア大学が開学し、佐賀県の大学は三校となりました。また、佐賀大学、西九州大学ともに学部編成などを進めており、県立大学の開学準備と合わせて考えると、今まさに県内の大学環境は大きく変わろうとしています。

ただ一方で、武雄アジア大学の今回の入試の現状を見ますと、百四十人の定員に対して入学生が三十七名と大きく定員割れとなっています。この現状を考えたとき、初年度の学生確保において、高校生に大学の学びを伝える時間が少ないこと、キャンパスも完成しておらず、高校生が、通学するイメージが湧きにくいことなどの困難さがあったのではと率直に残念に思っているところでもあります。ただ、新年度に入学した三十七名の学生に対する教育の在り方、また、大学としての地域貢献など、武雄アジア大学が取り組むことの価値は、入学生徒の数には関係なく、いささかも変わることは絶対ないと信じております。大学側のさらなる奮起を大いに期待しているところでもあります。

そのような中で、先日、報道で武雄アジア大学の学生について報じら

れていました。その中で学生が、いろいろ大学について批判されているが、それは嫌なので、自分たちで武雄アジア大学のPRをやっていきなさいと、学生が大学のPRサークルをつくるという内容が取り上げられていました。こうした学生を大切に育てて挑戦する道を開くことが大人の役割であり、私たちは学生にエールを送りたいと思っています。

こうした認識の下、次の点について伺いたいと思います。

まず、武雄アジア大学の入学生の数と定員割れの原因についてです。

初年度の入学生数は三十七名でしたが、入試区分の状況はどうかになっているのか伺います。

また、定員割れについて大学はどのように原因を分析しているのか伺いをいたします。

次に、武雄アジア大学と武雄市の今後の対応についてです。

入学生の確保は、各大学が責任を持って行うものでありますが、武雄アジア大学は来年度入学生の確保に向けてどのように取り組もうとしているのか伺います。

また、武雄アジア大学は、武雄市と旭学園の連携協定による共同事業であります。大学の施設整備に対する県の補助も、旭学園に対してではなく、武雄市に対して行われています。

先ほど西久保議員からも質問がありましたが、武雄市は、立地自治体、共同事業の当事者として、今後どのように大学を生かそうとしているのか、佐賀県の考えをお伺いいたします。

次に、県立大学への影響についてです。

開学前に高校生に対して大学の学びなどを具体的に理解してもらう取組に、一定の限界があることが大学設置認可のスケジュールによるもの

であるとすれば、それは県立大学においても当てはまることになるかと考えられます。

全国の大学を見ると、私立大学と異なり、国公立大学は恒常的な定員割れしている大学はないことから、私立大学と県立大学では状況は異なると理解はしていますが、県には、県立大学の入学生確保には万全を期していただきたいと願うところであります。

そこで、今回の武雄アジア大学の定員割れについて、県立大学への影響をどのように認識しているのか伺います。

この項の最後に、県の今後の対応について伺います。

佐賀県全体の高等教育の充実、高校生の進学先の確保という観点からは、県内の多くの高校生に県内の大学、佐賀大学、西九州大学、武雄アジア大学、そして、三年後は佐賀県立大学に進学してもらいたいと思っております。県立大学は県が、私立大学はそれぞれの私大が学生確保に取り組むのは当然でありますので、県として、まずは県立大学の入学生確保に、佐賀県はどのように取り組んでいくのか伺います。

またあわせて、佐賀県には県内私立大学の学生確保に向けた取組にも必要な助言を行ってほしいと思いますが、政策部長の考えをお伺いいたします。

以上四点について、政策部長に御答弁をよろしくお願いいたします。

問いの三です。県立学校における生徒の安全確保について伺います。

生徒を巻き込んだ事故が全国的に大きく報道されました。その報道を受け、佐賀県教育委員会の事故の受け止めと検証、生徒の命を守るための安全管理体制の徹底を、今回の質問において確認させていただこうと

思っております。

その矢先、三日前の十五日、十七時過ぎにこの議会棟を出て十八時頃に厳木川を通過する際、土手に赤色灯が見えました。何だろうと思いいながら自宅に戻ると、中学生の水難事故のニュースが飛び込んできました。本当に痛ましい事故で、この事故で亡くなった中学生、そして、今回取り上げる二つの事故でお亡くなりになりました生徒や御家族に対し、心から哀悼の意を表しますとともに、けがをされた生徒をはじめ、関係者の方々に、心からお見舞いを申し上げます。

今、述べましたが、教育現場における生徒の命を守るための安全管理体制の徹底を願いますので、甲斐教育長、御答弁をよろしく願います。

五月に部活動の遠征に向かうマイクロバスの事故で高校生が亡くなるという痛ましい事故が発生しました。この件については、昨日、徳光議員が詳しく質問されましたので、同じ内容ではありますが、再度教育委員会の取組として、その対応を確認したいと思います。

もう一件の報道であった、高校の修学旅行において発生した小型船の転覆事故により、これも生徒が亡くなっております。

さて、この修学旅行に関する文部科学省の見解によると、生徒や保護者に対して、プログラムの詳細について事前に十分な説明がなされていなかったこと、事前に現地の状況や天候の確認をしていなかったこと、マニュアルの不備など、学校における安全確保の取組が不適切であったと指摘されています。

このような報道を目にすると、保護者の中には、部活動の遠征や修学旅行での安全確保について不安を感じている方もおられ、同時に、生徒

の学校行事での安全確保の強化を求める声も多くありました。

部活動や修学旅行に限らず、全国的に見ても生徒が巻き込まれた事件、事故は数多く発生しています。十五日の厳木川で発生した中学生の水難事故も、休校日ではありませんでしたが、まさか身近で起こるとは思っていませんでした。生徒が学校生活の様々な場面で安全に活動し、保護者も安心して子供を送り出せるよう、安全管理を徹底していく必要があると考えるところであります。

そこで、次の点について伺います。

まず、部活動遠征時における安全確保についてです。

昨日詳しく答弁されましたが、県立学校における部活動遠征時の安全確保について、教育委員会としてこれまでどのように対応してきたのか、また今後どう取り組んでいくのか伺いたします。

次に、修学旅行における安全確保についてです。

県立学校における修学旅行の安全確保について、教育委員会としてこれまでどのように対応してきたのか、また今後どのように取り組んでいくのか伺います。

また、この修学旅行などに限らず、生徒が学校生活において安全に活動ができるよう、教育委員会としてどう取り組んでいくのか、甲斐教育長にお伺いいたします。

問いの四、佐賀唐津道路の唐津―相知間について伺います。

佐賀唐津道路は、県都佐賀市と唐津市とを結ぶ、本県の背骨に当たる重要な道路であります。佐賀唐津道路の唐津から多久間については、平成二十六年三月に厳木バイパスの相知長部田インターチェンジが供用開始されましたが、唐津側の唐津―相知間の約十キロについては、いまだ

事業化がなされていない現状であります。

これまで唐津―相知間のルートについての事業化に向けた要望活動に関して、私も唐津市議時代から関わってきたのですが、この要望に関するルートは相知長部田インターから西九州自動車道の唐津インターチェンジへ接続する道路として、期成会と佐賀県が一体となり、その早期事業化の要望を行ってきたと私は理解しています。

確認のため、唐津市議会の令和二年九月議会の議事録を確認してみました。その答弁で、「唐津―相知間のルートでございますが、唐津市としましては、計画どおり相知長部田インターチェンジから西九州自動車道の唐津インターチェンジに接続することと考えております。これまでもこのルートで早期整備の要望を行っているところでございます。」と答弁がなされています。

提案活動を具体的に言いますと、毎年行われている沿線自治体で構成されている期成会の提案活動では、唐津インターを目指すルートを基に、唐津―相知間の事業化に向けたストック効果を示し、佐賀県もこれに同行し、財務省や国交省に対して活発に要望活動をし、事業化への道筋が早急に示されるように国へ働きかけをしていただいています。

しかし、さきの佐賀県議会、二月議会の一般質問において、議員の接続先のルートについての質問に対し、具体的なルートを決めるために、今、検討が始まったということで、この点につきましては、国、関係市町、期成会とも一緒になって勉強会で進め議論していきたいと思っていますという部長答弁がなされました。

また、この県議会の答弁を受けて、唐津市議会の三月議会において市議から、これまでの要望活動では接続は唐津インターではなかったのか

という趣旨の質問があり、答弁では、唐津インターチェンジ方面への接続を基本としているが、社会情勢や環境の変化なども踏まえた検討も必要であり、期成会の勉強会において候補ルートごとのメリット、デメリットなど議論を始めたとのことでした。

この二つの答弁を聞いて、私は初めて期成会における要望の在り方が再検討されているんだということを知ったわけです。これまで行ってきた要望における接続先を再検討することは、要望活動が後退した印象に思え、活動の機運が下がるのではないかと危惧しているところであります。

しかし、期成会に設置された勉強会において、候補ルートごとのメリット、デメリットなどの議論が始まっているということでもありますので、佐賀唐津道路は唐津市、玄海町のみならず、県全体の浮揚に不可欠な道路であることから、その勉強会においては、佐賀県が先導し、沿線自治体の活性化を図るためにも、一刻も早く沿線自治体の意見をまとめていくことが重要であると考えております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）検討に当たっては、これまでの経過を基に慎重に臨んでほしいと切に願います。

そこで、次の点についてお伺いします。

まず、これまでの経緯と事業化への課題についてです。

私が先ほど述べましたように、佐賀唐津道路の唐津―相知間の期成会では、これまで様々な要望活動が展開されてきました。また、西九州自動車道の唐津インターの都市計画決定や環境アセスの中断などの経緯、事業化に向けた今後の課題も多々あります。これらをきちんと整理することが大切であり、これまでの経緯と事業化への課題について、県はど

のように考えるのかお知らせください。

次に、事業化に向けた今後の取組についてです。

佐賀唐津道路の唐津―相知間の早期事業化に向け、期成会の勉強会において検討が行われていると、先ほどから何回も言っています。この勉強会での再検討の項目の中で、設置地点の決定、そして高規格道路との接続の方法、ここが大変重要な検討項目になると私は考えております。この勉強会の進め方について確認をいたします。

また、今後、再検討を行った上で、事業化に向けて、県はどのように取り組もうと考えているのかお伺いいたします。以上二点について、県土整備部長にお伺いします。

今回、大きく四つの項目について質問をいたしました。執行部の御丁寧な御答弁をよろしく願います。（拍手）

●山口知事 登壇Ⅱ田中秀和議員の御質問にお答えします。

防災に關しまして防災庁設置、防災大学の誘致などについてお答えします。

まず、田中議員の国に対する提案活動も含めて、防災に関する積極的な行動に対して敬意を表します。

私は知事になる前、内閣安全保障・危機管理室、そして消防庁時代にジェー・シー・オー原子力事故、苦小牧のタンク火災、新潟県中越地震など、様々な災害現場の最前線での対応を経験してまいりました。

そして、佐賀県知事就任二日後に発生した鳥インフルエンザを皮切りに、令和元年、二年、三年、五年の豪雨災害、新型コロナウイルス、豚熱、陸自ヘリの墜落事故など、様々な危機事象に直面しました。

私はこれまでの経験から、危機は想定どおりには進まないことを念頭

に、初動や現場を重視し、そのときの状況に応じ、オペレーション主義で迅速に臨機応変に対応してまいりました。

その実効性を高めるためにも、防災ヘリコプター「かちどき」の導入ですとか、消防団等の組織力強化は必要でありました。

そして、こうした考え方の下、佐賀県職員が実践や図上訓練など、経験を積み重ねることで、佐賀県は全国に先んじた危機管理体制を構築してきたものと誇りに思っております。

今では当たり前の光景となりました佐賀県災害対策本部会議の様子も、以前は広い会議室で県の幹部職員がずらっと横に居並び、県庁各々が報告するといったものでございました。これは現場への対応、ニーズへの対処という形とは程遠い体制であったと私は思っています。

現在は、課題へのオペレーションといった機能面を最優先し、特に初動は、現場で直接対応に当たる実動機関を中心に集めた実践的な体制で、しかも全てオープンで行っております。警察、消防、自衛隊といった実動機関だけでなく、気象台や日本赤十字社に加えて、災害支援CSOまでもが会議に参加しております。随時、現場で変化する最新の情報を共有し、連携しながら、人命救助や被災者支援を迅速に行える体制を取っていることが佐賀県の大きな特徴なのです。

それ以外にも、佐賀県は、オペレーション、事前防災において特徴的な取組を実施しています。

例えば、平時から、私と自衛隊、警察、消防、海保、気象台など、実動機関のトップが定期的に意見交換をして、顔の見える関係を構築しております。これまで十五回開催しております。さらに、実動訓練や図上訓練、対策本部運営などの各種訓練は、基本的にシナリオを非開示にす

るブラインド型の訓練で行うなど、実践型で実施しております。

そして、佐賀県の志に賛同し、全国規模で活躍する災害支援CSOが集まっていることなど、事態の推移に同時に連携して的確に対応できる体制を整えております。

また、今後、高い確率で発生が予想される南海トラフ地震においては、佐賀県は大分県を支援する即時応援県となっております。支援側としての熟度も上げているところであります。るる申し上げましたが、こういった佐賀県であります。

今般、国において、災害における人材育成や研究を担う防災大学校の設置が検討されていると聞きました。こうしたことを受け、佐賀県から国へ政策提案を行っているわけであります。

私から大臣に対して、危機管理について先導的な取組を行っている我々、佐賀県と、考え方と実践という大事な部分を共に高め合っているかもしれませんと呼びかけました。様々な経験がある我々と、これからの防災に求められるファンクションを共に創り上げていきませんかと提案させていただきます。

防災大学校の設置は、まだ先の話とのことでありましたけれども、佐賀県としては危機管理対応力の向上にさらに取り組んでいきたいと思っております。

引き続き、県民の安全・安心を守り、いざというときに救える命を救うという強い信念で知見を深め、訓練によって精度を高めるなど、これから危機管理先導県としての役割を果たしてまいりたいと思います。そして、佐賀県がさらに先導的な危機管理を行うこと。そして、そのノウハウを国とも闘わせて、共に成長して、国の防災力も高めていくとい

うところになったら大変幸せだと思いますので、議員各位とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

●前田政策部長 登壇Ⅱ 私からは、県内の高等教育環境についてお答えします。

まず、武雄アジア大学の入学生数と定員割れの原因についてです。今年四月に開学した武雄アジア大学の入学者三十七名につきまして、入試区分で申し上げますと、総合型選抜が十三名、一般選抜が九名、学校推薦型が八名、そして留学生が七名となっております。大学側が七十名としていた学校推薦型の入学者が八名となったということが大きく影響しております。

大学からは、この定員割れの原因について、多くの受験生が進路を固める七月の三者面談までにおいて、高校生への学校説明が不足したことが大きいというふうに聞いております。

次に、武雄アジア大学と武雄市の今後の対応についてお答えします。武雄アジア大学では、来年度の入学生の確保に向け、高校生とその保護者や、高校の教諭に対する学校説明を強化していると伺っています。

例えば、ミニオープンキャンパスが毎週土曜日に開催されていますし、また職員による高校や学習塾への訪問でありますとか、学長による県立高校の校長会での学校説明などが行われております。

また、武雄市におきましては、今年四月に大学連携推進室が設置をされ、地域や企業、市民と大学との連携を推進することとされております。武雄商工会議所や武雄市の観光協会なども、大学運営に関する地域連携協議会に参画をされておりまして、官民連携による大学を生かしたまちづくりが進められると伺っております。

武雄アジア大学は、県内の大切な高等教育機関の一つです。引き続き、武雄市と武雄アジア大学の取組を応援していきたいと考えております。

次に、武雄アジア大学の定員割れが県立大学にどのように影響するのかというお尋ねでございます。

入学生の確保という点では、全国的に国公立大学で恒常的に定員割れをしている大学はありませんが、武雄アジア大学に限らず、私立大学は令和七年度の調査では定員割れをしている大学が全体の五三％となっています。国公立大学と私立大学の状況は大きく異なります。武雄アジア大学の定員割れが県立大学に直接的に影響することはないと考えております。

もちろん公立大学だから大丈夫ということではなく、県としましては、県立大学ならではの学びの特色などもアピールすることで将来を切り開いていくための進路として選択してもらえよう、しっかり取り組む必要があると認識していますし、このことについては県として責任を持つて取り組んでまいります。

最後に、入学生確保に向けた今後の対応についてお答えします。

県立大学の一期生は今の高校一年生です。高校一年生のときにどこまで卒業後の進路を意識するかということについてはそれぞれだと思いますけれども、普通高校の場合、一年生の終わりに文系、理系の選択が行われますことから、これからは高校生に対する情報提供に注力をする大事な時期となります。

佐賀県立大学は、起業家精神を持ってチャレンジし続け、周囲に変革をもたらす「チェンジ・メーカー」を育成することとしております。熱量の高い教員によりますデータサイエンスとマネジメントの理文融合

型、そして、県内の企業等の現場での課題解決型学習を中心とする学びは、不確実性の時代を生きる子供たちを成長に導く大学になると確信しております。

この県立大学の学びの特徴や入試制度などについて、高校一年生やその保護者、また進路指導に当たる高校の先生に、随時、進路選択の参考となる情報を分かりやすく伝えることが重要だと考えております。

こうしたことから、高校一年生がイメージしやすいように漫画形式のリーフレットを配布することとしておりますし、県の担当職員が各高校を訪問し、高校の先生に県立大学の入学者選抜の方針や、学びの内容のイメージを直接伝えるなど精力的に活動しております。

県内の私立大学の学生確保への支援というお話がございましたけども、各大学それぞれの方針と責任で取り組まれており、また、県立大学も開学前ですので、県としては助言できる十分な知見は持ち合わせておりませんが、県内の私立大学ではオープンキャンパスや高校訪問など様々な活動が行われておりますので、今後とも、様々な情報交換や意見交換などを行い、県全体の高等教育環境が充実していくよう取り組んでまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

●横尾県土整備部長 登壇 Ⅱ 私からは、佐賀唐津道路の唐津―相知間について二点お答えいたします。

まず、これまでの経緯と事業化への課題についてでございます。

佐賀唐津道路は、地域や交通拠点などを相互に結び、本県の価値をさらに発展させ、成長の基盤となる重要な道路だというふうに認識しております。佐賀唐津道路で佐賀と唐津を結ぶことは重要なことというふう

に認識しております。

佐賀―唐津間につきましては、交通の難所でありました笹原峠を含みます厳木から多久までの区間について、昭和から平成にかけて国道二百三号のバイパスとして整備が進められています。厳木バイパスとか、東多久バイパス、そして、道路公社で整備した厳木多久有料道路、こういった経緯がございます。

平成六年に佐賀唐津道路が地域高規格道路として位置づけられたところでございます。そういった制度が全国的に始まったということでございます。その翌年の平成七年に唐津―相知間が調査区間という形で指定をされました。調査区間というのは、ルートの選定ですとか、整備手法、環境影響評価等の調査を進めるというような位置づけの区間になります。その後、環境影響評価に着手され、平成十三年度に方法書の公告縦覧が行われたところでございます。

その方法書の中で、道路の計画といたしまして、唐津インター近傍と相知長部田インターを結ぶ幅約百メートルから千六百メートルぐらいの幅を持った計画帯が示されております。示されておりますが、コスト縮減ですとか道路計画の見直しについての全国的な動きもございまして、環境影響評価の手続は、その次の段階、準備書、評価書には至っていないというところでございます。

唐津―相知間の平成七年の調査区間指定から約三十年が経過しております。その間に、西九州自動車道の伊万里東府招インターまでの延伸ですとか、地域の要望を受けまして当初計画になかった唐津千々賀山田インターが追加で、これは県が設置しておりますが、また、北波多インター付近の県道の整備も進むなど、周辺の環境整備の状況も大きく変

わっているということで、こうしたこともあって接続先について、地元でいろいろな意見が出ているというふうに承知しているところでございます。

議員から、これまで提案活動とか要望書などに記載されている唐津インター方面へ向かうルートということでお話ございましたが、これは平成七年、先ほど申しました調査区間に指定された当時の区間を示したものというふうに受け止めております。

佐賀唐津道路は、西九州自動車道と連結してネットワークを形成することの効果を発揮するという観点で、計画当時は西九州自動車道の唐津インター方面を目指していたものというふうに認識しているところでございます。

事業化へのプロセスでございますが、事業化に当たりましては、計画段階評価ですとか、環境影響評価、都市計画決定などの手続が必要になります。また、ルートにつきましては、国が行う計画段階評価において、候補となるルートを複数案提示して、地域の意見や経済性などいろいろな観点で検討されて、決定されるというふうな手続がございます。

こうした事業化の手続を円滑に進めるためには、先を見据えた地域の課題ですとか整備効果、そういった議論の熟度を深めることで地域の意見をまとめることが必要というふうに認識しております。

次に、事業化に向けた今後の取組でございます。

事業化に向けましては、まずはやっぱり唐津―相知間の現道の状況ですとか交通環境などについて、どのような課題があつて、将来の土地利用やまちづくりを見据えて、どのような道路整備が望ましいか、こういったことを地域で議論を深めていくことが必要というふうに思っております。

す。

西九州自動車道のどこに接続するのか、構造とか、そういった中で議論されるものというふうに思っております。現在、地元の期成会の勉強会においてこれらについて議論をしているところでございます。その状況については、期成会の関係者などへ報告しながら進められるということと、議員も御出席された期成会でそのような説明があったかというふうに思います。

県といたしましては、将来を見据えまして、また、広域的な観点から、国、市町を交えた勉強会の場で意見を交わし、議論を深めていきたいというふうに思っております。

私からは以上です。

●三角危機管理・報道局長 登壇Ⅱ 私からは、防災庁設置の動きと県の取組についてお答えさせていただきます。

まず、防災庁の設置については、先ほど議員のほうから説明がありましたとおり、現在、国会で関連法案が審議中ということで、予定では今年の十一月に設置が見込まれるというふうに聞いております。

その防災庁におきましては、今後推進することとしている取組の一つに、「被災地のニーズを踏まえた『モレ・ムラ』のない被災地・被災者支援の実現」のための産官学民連携体制の構築というのがあります。これは実は佐賀県の先導的な取組がモデルになったものというふうに考えております。

佐賀県では、令和元年、そして令和三年豪雨災害のときに、行政、社協、そして、県内外の災害支援CSO、これらが連携して、随時変化する被災地のニーズに柔軟に対応するということをやってまいりました。

さらに、その連携を発展させる形で、先ほどの三者に民間の企業さんを加えた四者で、今後の災害に向けて連携して被災地を支援していこうという取組、我々、「Quad Link」というふうに呼んでおりますけれども、こういった取組を全国に先駆けて実施しているところです。こうした我々の取組が防災庁の新たな取組の参考というふうになっております。

防災庁のほうの動きですけれども、現在、地方自治体における防災力強化の取組を加速化、充実化することを目的に、各都道府県の担当窓口となる「ふるさと防災職員」を配置しましたりですか、従来の防災・減災に係る取組の改善、防災対策の実効性の向上等を図るための新たな交付金、こういったものを創設されているというふうに聞いております。

佐賀県としては、こうした交付金をはじめとした国の動きについても随時情報収集しながら、引き続き、危機管理先導県佐賀として地域防災力の向上や事前防災の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

●甲斐教育長 登壇Ⅱ 私からは、県立学校における生徒の安全確保についてお答えをいたします。

議員から昨今の事故などについてお話ございました。本当にかげがえのない命が失われることは大変痛ましいことでありまして、やはり未来ある子供たちの命を守りたい、教育に携わる者として、その責務をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

まず、部活動遠征時における安全確保についてでございます。

教育委員会では、部活動移動における安全管理に関する取扱要綱を定めておりまして、公共交通機関の利用を原則とした上で、公共交通機関

の利用が困難な場合には、一定条件の下、後援会等が所有するマイクロバスなどを教職員が使用して引率することを認めています。校長の事前承認の下、保険加入や運転経験・技能、車両の整備状況、保護者の同意などの確認を行っています。

その際、マイクロバス等には必ず教職員が同乗して不測の事態に備えること、長時間・深夜運転は避けること、運転者が過去一年以内の重大な事故、違反がないことを確認することなどを求めています。また、安全運転研修会を実施しまして、部活動用マイクロバスなどを運転する教職員の受講を義務づけています。

今回の事故を受けまして、改めて安全最優先の取組を行うよう県立学校に注意を行ったところです。

今後についてですが、先ほど申し上げました取扱要綱は、教職員によるマイクロバス等の利用に焦点を当てたものとなっておりますため、貸し切りバスやレンタカーを含む、部活動遠征時の移動に関する包括的なルールの策定を現在検討しているところでございます。学校現場での取組を徹底して、一層の安全確保に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、修学旅行における安全確保についてお答えをいたします。

議員からは、他県の研修旅行における事故に係る文科省の見解についても御紹介がございましたけれども、本県における県立学校における修学旅行の実施につきましては、「佐賀県立学校の管理に関する規則」というものに基づきまして、校長が事前に県教育委員会の承認を受ける仕組みとしておりまして、内容を精査し、必要に応じて指導を行っているところです。

各学校においては、教育委員会が別に定めた実施基準や留意事項に基づき、修学旅行中の事故の未然防止と安全確保を図るための取組を実施しています。

具体的に幾つか申し上げますと、旅行経路や交通機関、現地の状況などを事前に確認する。現地の医療機関などへ必要が生じた際の協力をあらかじめ依頼する。貸し切りバスを利用する際には、旅行業者を通して営業許可証の写し等を確認することなどを徹底しています。

また、引率につきましては、保健担当者を含め、生徒数に応じた基準というものを設定しております。

現地において、急な天候不良など事前の情報と異なる状況が発生した場合や緊急時に、速やかに判断、対処できるよう、校長、または副校長、教頭を団長としています。

保護者に対しても、修学旅行の目的、訪問先、活動内容、移動手段などについて事前に説明を行っております。

今後とも、各学校が生徒の安全を最優先として修学旅行を実施していくよう、安全確保の取組を徹底してまいりたいと考えております。

議員から、学校生活全般において安全確保をということのお話がありました。学校において、生徒一人一人が日々の活動において、健やかに安全かつ安心して学べる環境を整えるということが教育を行う上での基盤だというふうに私も考えております。

少し具体的なことを申し上げますと、各学校では、これは法に基づいてなんですけれども、毎年度、学校安全計画というのを定めております。生徒への安全教育を行うとともに、教員への研修などを実施しております。

学校として安全管理、危機管理体制を整備するのとあわせて、生徒自身がやはり学校外でも活動するわけですので、自らの安全を守るという安全教育も非常に大切と考えております。

どんなことを学校でやっているかといいますと、例えば、犯罪に巻き込まれないための防犯教室、こちらは警察署の方に来ていただいて、ネットやSNSですとか、特殊詐欺のほうに巻き込まれないようにするとかという、昨今の状況に応じた防犯についてお話をいただいたりしています。また、交通安全であったり、先ほどもありましたけれども、これからの季節、水辺に近づく機会も増えますので、そういったことについての注意喚起などございます。

こうした取組、注意の呼びかけにつきましては、その時々状況、時代の変化もあります。地域の状況によっても違うと思います。不断の見直しというのをやっているところです。

県教育委員会として、安全教育の実施、安全・安心な教育環境づくりに今後とも努めてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

●田中秀和君 登壇Ⅱ再質問をさせていただきます。

その前に、まずは教育長、本当に子供の命を守るという観点で、今回の事故等を受けて、これまで以上にしっかりと再検討していただいて、やっぱり責任の所在において、学校を離れるとどうしても誰がどのように対応していくかということによって油断が出てくる場面も多々あっております。どうかその辺もあわせながら、しっかりと子供の命を守っていただくようによろしくお願いいたします。

また、武雄アジア大学関連においては御答弁ありがとうございます。

一期生で三十七名の学生の皆さんが、今じゃないと思うんですよ、この子たちが四年後、卒業していくその出口の場面においてこの大学が評価されるのであって、それに向けてしっかりと立て直していくこと、そして、そこを佐賀県が、しっかりと学校側も、武雄市さん側にも支援体制をしていただくというところをぜひともお願いしたいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

防災局と防災大学の誘致の件でございます。知事ありがとうございます。

知事のほうから大臣に二つの提案ということで、佐賀県と一緒にやりませんかということをお話されたということですが、それに対する大臣の受け止めを少しお話ししていただければありがたいと思いますし、また、佐賀の強みをお話しされたということで、私たちもこの前視察に行つて、そのときは設置準備室の参事官補佐の方だったんですけども、九州大学を出られて、唐津のアザメの瀬で研究をされていたという方で、特に親身にお話しさせていただいて、その中でも、ここに書かれている佐賀の強み、CSO、先ほど言われた連携等を話したら、そんな取組をやっているんですかといって、ぜひ一度また勉強させてもらいたいねという声をどんどんいただいたんですよね。ですから、そういった意味では今後、ぜひともこの動きをさらに強めていただいて、防災局、防災大学の誘致活動をやっていたければありがたいなと思いますので、もし知事、お話しできればお話ししていただければありがたいなと思っています。

それと、唐津道路の相知―長部田間のルートの件です。

普通、要望活動というのは、ルートが決まって、そこをお願いします

ねということで前回の質疑の中でもかなり強く議員さんのほうからもありましたけれども、まだ決まっていまませんというだけの答弁でした。何かそれは分かりにくかったんですね、そのときの話を聞いていて。今日お話を聞かせていただいて、今までの要望活動の中で、三十年もの時間が経過した中で、道路環境が変わってどこにつながるかを再検討していくというその段階に來たということでした。

ただ、A地点、B地点、C地点、唐津インター、唐津千々賀山田インター、北波多インター、どこに目がけていくのかというのが決まらず、要望がされるのかと僕は思っているんですよ。事務的な話は先ほど言われたような話です。計画段階評価が上がって、その中でルート選定がされていくというのは事務的には分かるんですけども、要望活動をする者、そして要望を受ける側、そして熱量、熱意、これはやはりしっかりとルートを、接続地点を、方向性を見極めて、そして、それによって要望活動していくということが本来の形ではないかなと思いますので、そういう形の中で接続点をやはり早急に決めていく、そして、その接続点にどのように佐賀唐津道路をタッチさせるのか。

二〇三号バイパスという観点だと、一回降りて一回上る、要するに道路に接続して、それからまた道路に上るといような形で考えられていたと思うんですね。だから、それがやはり今、そういった道路なんて使い勝手が悪いし、しっかりタッチさせるといような形の中で、そこまで計画して初めて要望に力が入り、そして、その要望が確実になっていくと思うんですね、その点について横尾部長の御見解をお願いいたします。

以上で二回目を終わらせていただきます。

●山口知事 登壇Ⅱ田中議員の再質問にお答えします。

防災庁、そして防災大学の誘致について、大臣の見解などはどうでしたかというお尋ねでした。

赤澤大臣、今、経産大臣をされていますけど、当時は防災庁設置準備担当大臣だったと思いますけど、それから、せんだつては牧野大臣とお話をさせていただきました。

総じて私の感想ですけれども、我々の特徴は先ほど答弁したように、災害対策本部などオペレーション重視の佐賀県の仕事の仕方ということと、CSOとか赤十字とか、そういったところと日常から連携して、有事というか、災害時に対応しているという、この大きな二本があるわけですけれども、このCSOとの連携、「Quad Link」もそうですけれども、そういった話は非常に関心をお持ちというか、それはすばらしいということで評価をされていて、国としての政策にも取り入れられていて、それが横展開されるということであるわけですけれども、もう一方の、いわゆる実動機関、自衛隊、警察、消防、海保などと我々が常日頃から連携して即応型の救える命を救うということに関しては、あんまり反応されなかったというのが私の率直な感想なんです。

いろいろ自分なりに考えてみると、今回できる防災庁というのは、例えば事前防災だとか復旧とか、平時からの活動というところは充実されていくんだらうなと思いますが、いわゆる初動の対応とか、そういう実動省庁との連携というのは、内閣官房危機管理室、私がいたところですけども、そういったところが相変わらず担うのかなという、その辺りの防災庁というものの本来的なミッションというのは何なのかなと私は思った次第であります。

ですので、これからまたさらに国は検討されていくと思いますので、我々としても危機管理先導県としてコミットして、先ほど申し上げたように、国の防災力、危機管理能力も高まる、そして我々も相まって高まると、そういう姿を目指していきたいと考えます。

●横尾県土整備部長 登壇Ⅱ私には、佐賀唐津道路の唐津―相知間について、ルートだとか構造を決めて国に要望すべきではないかというお話でございました。

まさにルートとか構造を決めるために、そのルートに対して地元とかでいろんな意見があるから、それを決めるために勉強会で議論をしようということになっているというふうに私としては受け止めておりますので、その勉強会での議論の中で、どのルートが地元としていいのかというところを、土地利用だとかまちづくりだとか現道の状況とか、いろんなところを含めて意見交換された上で、地元としてどのルートがいいのかというのがまとまっていくのかなというふうに思っておりますので、県としては、広域的な視点、そして、将来を見据えた立場で意見交換をしていきたいというふうに思っております。

●副議長（古賀陽三君） 暫時休憩します。

午後二時五十五分 休憩

令和八年六月十八日（木） 午後三時三十分 開議

出席議員 三十七名

欠席議員 なし

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝
二番	下田 寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三二番	留守茂幸
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三三番	石井秀夫
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三四番	藤木卓一郎
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三六番	石倉秀郷
九番	中本正一	二三番	宮原真一	三七番	岡口重文
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範		
一番	青木一功	二五番	定松一生		
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸		
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄		
一四番	富田幸樹	二八番	武藤明美		

六月十八日

六月十八日

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	副知事	副知事	政策部長	総務部長	地域交流部長	県民環境部長	健康福祉部長	産業労働部長	農林水産部長	県土整備部長	危機管理・報道局長	文化・観光局長	S S P 推進局長	男女参画・こども局長	山博・緑化フェア事務局長	会計管理者	警察本部長	教育長	人事委員会事務局長
山口	平尾	引馬	前田	内田	寺田	諸岡	金丸	丸尾	井手	横尾	三角	宮原	光武	大草	江島	旗生	福田	甲斐	小林
祥義	健	誠也	直紀	祐美	博文	泰輔	政樹	宣拓	宣拓	秀憲	浩二	浩二	香織	昭雄	宏	康之	英之	直美	久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会議事局長	同 副事務局長	政務調査課長	総務課長	議事課長	総務課副課長	議事課副課長	政務調査課副課長	議事課議事・記録担当係長	同 議事・記録担当主幹
真坂	藤田	大久保	田中	山口	高田	佐藤	中村	篠田	
		哲	信	正	一	隆	正	博	
昇	豊	郎	二	敏	弘	一	典	幸	

○ 開 議

●議長（宮原真一君） これより会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

●青木一功君（拍手） 登壇 自由民主党の青木一功でございます。

今朝方、五歳の息子に、今日質問するからどうするねと聞いたたら、行きたいと言ったんですが、ただ、幼稚園のお迎えから習い事の間、本当にこの短い時間で傍聴できるのかなと思いましたが、できました。ありがとうございます。

質問に入ります。

一項目め、佐賀駐屯地についてです。

来月の七月九日で佐賀駐屯地開設から一年を迎えます。四月に開催された記念式典には私も参列をさせていただきました。式典では青山司令の駐屯地の佐賀にける思いを拝聴し、大変心強く思いました。

これまで佐賀駐屯地では、九州各地に点在する自衛隊施設などで飛行訓練を重ね、練度向上に取り組まれてきたと思います。

今月からは奄美大島周辺にも飛行範囲を拡大し、いよいよオスプレイの真価が発揮される南西方面への訓練が充実していくことで、佐賀駐屯地の国防へのさらなる貢献を期待しているところです。日夜厳しい訓練をされる隊員の方々の御安全を願い、次の点について伺います。

一点目、開設後一年を迎えるに当たっての知事の所感と駐屯地の連携についてです。

昨年の十一月議会で、佐賀駐屯地との連携の中で、災害対応や広域医療搬送などに生かしていくことを検討していると、私の質問に対して知事は御答弁をされました。

駐屯地の開設から一年を迎えるに当たっての知事の所感と、駐屯地との連携について、現在の検討状況について伺います。

二点目、防衛省とのやり取りに関する公文書開示についてです。

報道では、市民団体からの公文書開示請求に対し、県が部分開示をされた文書について、県情報公開・個人情報保護審査会が、改めて開示決定を行うべきという答申を行ったとありました。

私は、この多くの機密を取り扱う防衛省とやり取りをするメールや文書については、我が国の安全保障の観点からも外部に極力開示しないほうがいいのではないかと考えています。したがって、公文書開示請求があっても、黒塗りにする部分が見られるのはやむを得ないと思います。開示は県条例に基づき、公開範囲を決定することになっており、知事は国と調整した上で、できる限り開示されると報道機関の質問に対しお答えになつていたと思います。

そこで、防衛省とのやり取りに関する公文書開示について、我が国の安全保障の観点から、開示請求があっても一定黒塗りで開示していくべきだと考えますが、知事の見解を伺います。

二項目め、森林の保全についてです。

質問に入る前に、この項目に関連する件について一定数の県民からの声が届いており、要望を申し上げておきたいと思います。

近年の外国人増加に伴い、顕在化してきている諸問題についてこれまでも議会でも取り上げてきました。佐賀県では、昨年、外国人増加率が全国三位となり、現在も外国人労働者は過去最多を更新しています。急激な外国人増加により生じる様々な課題について対策していかなければならないと感じています。

今回、声が届いた件について、最近、佐賀市内にモスクが開設され、近く新たにもう一カ所、モスクの開設が計画されているところです。県や佐賀市へもそれぞれ問い合わせがあっており、拝見すると、そのどれもが不安や反対の声ばかりでした。私のもとにも、モスク内で何が行われているのか分からないので不安といった声や、外国人が集まること自体が不安だという声、そして、そもそも外国人が増加していることへの不安や反対の声が届いています。当然、私自身も外国人の総量規制に対して早急に国に対策をしていただきたいと強く願っている者の一人です。

我が国の憲法で信教の自由が保障されている以上、県としてモスク開設に対して直接的な措置を講じることとはできないと認識しますが、地域住民の不安を軽減するために県も取組を進めていただきたいと、ここでも要望しておきます。

それでは、質問に入ります。

我が国では、外国人や外国資本による土地取得に対して、いまだ明確で実効的な規制がほとんど存在せず、日本国籍を持たない個人でも、国内の土地の購入が可能であり、法人名義であれば、より目立つことなく土地を取得できるなど、法律や条例がしっかりと機能しているとは言えません。特に注視すべきは中国の存在であり、様々な思惑を持って、したたかに行動していると思えることから、高市政権の下、力強い外交や法整備を願ってやみません。

平成二十年頃から北海道などで利用目的が明らかでない水源地周辺の森林の買収事例が社会問題化し、水資源の買い占めにつながるのではないかと懸念されています。

さらに、豪雨や渇水など、災害の激甚化、頻発化によって水源地の安定的な機能維持が難しくなっていくのではないかと指摘もあります。

このような水源地をはじめ、森林や沿岸部、空港周辺、自衛隊施設の近隣など、重要な地域が外国資本に取得される事例が増えていることも事実であり、国民の多くは見えない侵略の実態を知らされぬまま、どこの国籍の者か、どこの国の資本かも分からない土地が、今後、現状のままだけは増えてくるのではと強く懸念しており、ここ佐賀県内においても同じ問題が顕在化してくる可能性も否定はできないと思います。

当然、国の法整備が急務であることに変わりはありませんが、地域や自治体から守れるところはしっかりと対策を講じて、守れるようにしていくことが、県民の生命や財産を守ることにつながっていくのだと確信をしています。

このような中において、北海道、埼玉県、群馬県など、利用目的が明らかでない森林買収の抑制や適正な森林管理を促すために、森林の土地取引を事前に把握し、適正な土地利用について助言ができる、水源地保全に関する条例が全国各地で制定されています。

ここ佐賀県においても、本年二月議会において、「佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例」が制定され、既に四月一日から施行されており、十月一日からは森林の土地取引において、新たに事前届け出が必要になることとなっています。

本条例により、利用目的がはっきりとしない外国資本による森林の土地取引や無断開発の抑制につながるものと期待したいところではあります。本条例の目的や基本理念に書かれている文言を見ると、外国人や外国資本に対して十分に機能するとはどうしても考えられず、手

ぬるいのではないかと感じてしまいます。もちろん、県が法律を超えた機能を有する条例を制定することはできません。ただ、それでもどうにかできなかったものかと感じてしまいます。

佐賀県においては、さきに条例制定をされた県の条例を参考にして本条例をつくられたのだと察しますが、佐賀県としてのオリジナリティーを持たせることについては、全くもって前向きではなかったのだろうと思います。

ただ、条例が制定されて間もないということもあり、今後、本条例がしっかりと機能していくことを期待して次の点について伺います。

一点目、条例制定の背景と狙いについてです。

申し上げてきたとおり、外国資本などの土地取引についても抑制できることを期待する条例として、全国的にも制定されてきたのが本条例であると考えています。

そこで、佐賀県において条例を制定した背景と狙いはどのようなものか伺います。

二点目、対象区域と今後のスケジュールについてです。

事前届け出の対象となる区域設定について、どのように考えておられるのか。また、十月一日から土地取引の事前届け出制度が開始をされますが、今後のスケジュールについてはどのようなになっているのか伺います。

三点目、条例制定の効果についてです。

条例により、どのような効果を期待されているのか。また、届け出後の土地の利用状況について、例えば、届け出された土地について独自調査やモニタリング、また市町との情報共有、そして森林組合などへのヒ

アリングなど、届け出後についても県としてできることは積極的に取り組んでいく必要があると思います。

条例は制定して終了ではなく、条例の規定が守られているのかどうかを、実務レベルにおいて県としてチェックを怠らずに行っていくことで、条例の本来の意義が果たせるものだと思いますが、県では届け出後、どのように確認していこうとされているのか伺います。

最後に三項目め、自転車の安全利用についてです。

平たんな地形が多い佐賀県の土地柄では、多くの県民の手軽な乗り物が自転車であり、佐賀市の中心部でも朝早くから多くの方々が自転車で通勤通学されているのを見かけます。

佐賀県内における自転車に関係する人身交通事故の発生件数は、令和八年五月末現在で九十五件、前年同期比では十三件減少していると承知しています。

一方で、一部の県民からは、学校から勢いよく飛び出してくる学生が危険である、また、並進する自転車を多く見かけるなど、自転車利用者のルール遵守を求める声を耳にしているところであり、自転車を取り巻く交通情勢は依然厳しいものであると認識しています。

そのような中、本年四月には十六歳以上の自転車利用者による一定の交通違反に対して、交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が適用される改正道路交通法が施行され、全国的に各県内における交通指導取り締まりの状況や検挙状況などについて大きく報道されていると承知しています。佐賀県においても、自転車利用者による交通違反が一定数検挙されていることと思います。

適用されて間もないため、自転車利用による交通違反の細かな内容を

熟知するのは難しいこともあり、これから検挙を通じて自転車の安全利用と青切符制度について少しずつ学んでいく必要もあると感じています。

一方で、制度を周知するための広報活動や、自動車運転免許を持たない若い世代に対して交通ルールを理解してもらうための効果的なアプローチも重要であると考えているところです。

県警察には、こうした自転車を取り巻く実情を踏まえた課題を的確に捉え、効果的な対策を講じ、全ての道路利用者が安心して通行できる交通環境を整備していただきたいと願っています。

そこで、次の点について伺います。

一点目、県内の自転車による交通違反の検挙状況についてです。

改正道路交通法施行後の自転車の交通違反の検挙状況はどうか伺います。

二点目、自転車の安全利用に向けた取組についてです。

自転車の安全利用に向けたこれまでの取組で見えてきた課題はあるのか。また、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

以上、一般質問を終わります。（拍手）

●山口知事 登壇Ⅱ青木一功議員の御質問にお答えします。

佐賀駐屯地について、開設後一年を迎える所感と駐屯地との連携についてお尋ねがございました。

まず、私の所感を申し上げます。

四月の創立記念式典のときにも申し上げましたけれども、国防は重要であり、その負担は国全体で分かち合うべきものと認識しつつも、県民の安全・安心に関わる重要な課題でありますことから、時間をかけて一

つ一つ丁寧に対応してまいりました。

漁業者をはじめ、駐屯地に関係する全ての皆さんとの十年にわたるこれまでの積み重ねや、期待、葛藤、それぞれの大切な思いが詰まった歴史を経て今があると思います。

開設からもうすぐ一年となりますが、防衛省が示した運用計画に基づいた訓練が実施されているものと認識しています。飛行の安全は、駐屯地と県民との信頼関係の基盤となるものであります。引き続き、慎重にも慎重を重ねて安全を最優先に対応していただきたいと思います。

隊員と地域の方々との交流も進んでおりまして、これからも、地域を知り、認め合い、寄り添い、声をかけ合う中で、さらに信頼を積み重ねていただきたいと思います。

次に、駐屯地との連携について申し上げます。

災害対応などへの連携につきましては、佐賀駐屯地を地域防災計画上の航空輸送施設として位置づけておりまして、佐賀駐屯地と連携した防災訓練などの実施について調整を進めております。

また、先ほど田中議員にもお答えさせていただきましたが、「佐賀県実動機関トップ連絡会議」を開催しておりますけれども、せっかくの十五回目、前回の会議ですけれども、そこから佐賀駐屯地の青山基地司令にも御参加いただいております。

広域医療搬送の検討状況につきましては担当部長から答弁させます。

次に、防衛省とのやり取りに関する公文書開示についてお答えします。山口県政は、できる限り公開していくことが原則です。公文書の開示に当たりましては、国の機関など、他者、相手方から公開を控えるように要請があれば、それも踏まえて対応しております。

防衛省とのやり取りに関する文書等についても、防衛省が公開できないと主張したことから、防衛省と協議を行った上で部分開示を行ったものです。

なお、開示結果に不服があるとして審査請求があった場合は、外部委員による審査会に諮り、その答申に沿った対応を行うこととしています。防衛省との協議等の詳細については担当部長から答弁させます。

●前田政策部長 登壇Ⅱ私からは、佐賀駐屯地に関する質問のうち、広域医療搬送の検討状況と、公文書開示に関する防衛省との協議の詳細についてお答えします。

佐賀駐屯地の開設以降、駐屯地との連携の一つとして広域医療搬送について協議を進めています。

この広域医療搬送とは、被災した都道府県内の医療搬送では十分な医療の提供ができない場合に、離れた都道府県まで患者を搬送することです。そして、その搬送拠点が航空搬送拠点臨時医療施設——SCUと呼ばれております。

SCUは、大規模災害時の航空機による広域医療搬送に際し、患者の症状の安定化や搬送のためのトリアージを実施する臨時の医療施設として、被災地域及び被災地域外の空港や自衛隊基地などに臨時的に設置されるもので、SCUとしての佐賀駐屯地の活用について検討を行っているところです。

具体的には、今年三月に担当部局のほうで佐賀駐屯地を訪問しまして、オスプレイの特徴やSCUとしての佐賀駐屯地の活用について意見交換を行いました。また、来月には、SCUの設置運用に当たった佐賀駐屯地との連携の可能性を検討するため、DMATを統括する医療スタッ

フとの意見交換を予定しております。

県としましては、今後も佐賀駐屯地との様々な連携について研究してまいりたいと思います。

次に、防衛省とのやり取りに関する公文書開示についてです。

県では、情報はできる限り公開することを原則としておりまして、防衛省とのやり取りに関する公文書についても、そうした姿勢で防衛省と協議を行っております。

しかしながら、防衛省からは、公にすることにより相手方や他の機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるものや、防衛能力や部隊の練度が推察され、任務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるなどの機密性が高い情報もあるということで、開示できないと主張される文書もございます。ただ、それらの文書についても、防衛省の説明をそのまま受け入れるのではなく、開示できない理由を防衛省に丁寧に確認した上で、これは何とか開示することができないかと、これは開示しても問題ないのではないのでしょうかということで再度協議を行っております。

こうした協議を重ねた上で、なお防衛省として開示できないと主張されるものについては、県が一方的に公開できるものではないと考えておりますので、こうしたものは部分開示という形になります。

防衛省にも様々な事情や考えがあると思いますので、きちんとお話は伺った上で、情報はできる限り公開していくという県の姿勢は、防衛省に対してもこれからも訴えてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

●井手農林水産部長 登壇Ⅱ私からは、森林の保全について答弁します。まず、「佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例」についてですが、豊か

な山は、水を育む水源涵養機能を持ち、土砂災害を防ぐなど、山間部にとどまらず、平野部や沿岸部に暮らす人々にも広く恩恵をもたらす源流でございます。

佐賀県は、「もりかわかいと森川海人つプロジェクト」などを通じて山と向き合い、その価値を大切に守り続けてきました。

一方、平成二十年頃から、利用目的が不明確で地域への説明や調整が不十分な山林取引が全国的に社会問題となっております。

本県におきましては、そうした事例は確認されていないものの、豊かな山の恵みを次の世代へつないでいくため、この条例を制定することとしました。

条例では、取引の事前届け出を義務づけるとともに、利用目的の確認や助言を行うことにより無秩序な開発を防ぎ、地域の不安の軽減を図ることを目指しております。

次に、対象区域と今後のスケジュールについてですが、対象区域は、水源を守り、災害を防ぐため、森林法第五条に基づき、森林として適切に保全、利用していく区域とされている場所でございます。あわせて、これらと一体で保全していく必要がある周辺区域も対象としています。

今後は、今年七月上旬までに山の保全区域案をまとめ、八月上旬までに市町長への意見照会を行う予定です。その後、八月下旬までに公告縦覧と土地所有者などの利害関係者からの意見受付を行い、九月上旬までに保全区域を指定・告示し、十月一日から事前届け出制度を開始する予定です。

次に、条例制定の効果についてですが、この条例により土地取引の契約前に買い手や利用目的を事前に確認できるようになります。その上

で、利用目的に応じて関係法令に基づく手続や地元との調整状況を把握し、所有者に必要な対応を助言することで、より適切な土地利用につなげていきたいと考えております。また、取引の透明性が高まることによりまして、利用目的が不明確な土地取引の抑制にもつながるのではないかと考えております。さらに、取引後の開発行為についても、森林法などの関係法令に基づき、許認可や監督を通じて適切に確認していきます。こうした取組は、例えば、筑後川のように県境を越え、広域にわたるものでありまして、九州一体で進めていくことが効果的であることから、九州知事会において、山口知事から各県に呼びかけを行われております。熊本県においては、この呼びかけに応じ、同様の取組を進めていただいております。

今後、九州各県に対し、その必要性を呼びかけ、九州一体となつて山の保全と活用につなげていきたいと考えております。

私からは以上です。

●福田警察本部長 登壇 Ⅱ自転車の交通違反の検挙状況についてお答えします。

議員御指摘のとおり、本年四月、十六歳以上の自転車の運転者による一定の交通違反に、交通反則通告制度を導入することなどを内容とする改正道路交通法が施行されたところであります。

本年四月から五月末まで、施行から二カ月間の県内における自転車の交通違反の検挙状況を見ますと、七十六件、七十六人という状況にあり、このうち、改正法に基づく交通反則通告制度、いわゆる青切符制度による違反の検挙は六十五件、六十五人という状況にあります。

検挙状況について、その違反種別を見ますと、自転車運転時の携帯電話

話等の使用等が六十五件、六十五人、酒気帯び運転が九件、九人となっております。また、違反者について、その属性を見ますと、大学生が三十六人、高校生が十三人という状況であり、大学生と高校生で全体の六四％を占めております。

自転車の安全利用に向けた取組についてお答えします。

本年四月に自転車の青切符制度が導入されたことも踏まえ、県警察におきましては、自転車の安全利用に向けた取組に力を注いできたところであります。

そして、自転車の交通違反の検挙状況については御説明したとおりであります。四月以降、この二カ月間の指導取り締まりにおいて、地区や時間帯によっては、徐々にではありますが、自転車の交通ルールや交通マナーに一定の改善が見られる一方で、さらなる対応を要すると思われる課題についても、より明確になっているように思われるところであります。

例えば、御説明したとおり、違反者の六四％が大学生、高校生であるという実情を踏まえ、悪質、危険な行為の厳正な指導取り締まりの一方で、大学生、高校生にターゲットを絞った取組がさらに必要であるものと考えております。

そこで、自転車に関する交通ルールや交通マナーを改めて周知し、理解、実践してもらうため、大学生に対しては、大学の構内において自転車を利用する学生に、直接リーフレットを配布して説明するなどしており、また、今後はこういった取組に加え、学生ボランティアと協働した対策についても検討したいと考えております。

また、高校生に対しては、毎年、県下の六つの高校を自転車マナーアッ

プモデル校として指定し、自転車の安全運転のための取組を続けているところではありますが、このうち、昨年度のモデル校である太良高校においては、学生の皆さんの発案により、四月から自転車通学の条件として、ヘルメットを着用することとされたものと伺っております。

今後も、こういった取組に加えまして、例えば、駅の駐輪場における取組やSNSによる情報発信など、議員御指摘のとおり、特に若い世代に対する効果的なアプローチを重視することにより、自転車のルール遵守とマナーアップについて、より広く、その理解と実践を促してまいりたいと考えております。

議員御指摘のとおり、自転車の利用者を含め、全ての道路利用者が安全に安心して通行できる道路環境の実現は、県民共通の願いであると考えております。

県警察としましては、県内における関連する交通情勢や実情を細やかに把握しつつ、また、これまで措置してきた各種の取組の効果や影響なども慎重に評価しながら、課題をより明確にした上での確な対応を講じることに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●青木一功君 登壇Ⅱ再質問を行います。

もう本当に聞いていて、何か答弁が不誠実極まりないですね。農林水産部長、私は昨年も言いましたよね。これは当時、県土整備部長ですよ。外国人や外国資本による土地取得、これは重要土地等調査法等について早く決定したほうがいいんじゃないかと、知事にも答えていただきましたが、今回、私がこの問題を指摘しているところは多分御存じだと思ふんですね。外国人や外国資本による土地取得、国でも問題になって

いますよ。佐賀も人ごとじゃないですよ。

という中で、その文言が一つも出てこないってどういうことですか。そこに言及しているのなんかからさまでしょう。私、要はそのことしか問題提起していないですよ。だから、そこをやっぱり答弁の中で一つも——そんなに外国資本に気を遣う必要ありますか。国はそれだけ力を入れてやっている、自治体がこんなに弱腰で例えはやったとして、もちろん文言に条例上書くのはできないと思いますよ。

ここにあります。これは「事前届出が必要になります！」とありますね。ここに、「なぜ必要？」かというところの中で、先ほども部長、ちよつとお話しになりましたね。近年、利用目的がはっきりしない、地域の安全保障への影響が心配されますと、水不足や土砂災害、これはだって、括弧外国資本みたいなことだと思えますよ。だから、そこを私が昨年も取り上げた、今も取り上げている。そのことに關して、その言葉が一つも出てこない。

私たちは、批判されるかもしれませんが、外国人や外国資本に問題が顕在化している中で、それでもやっぱり発言をしなきゃいけないんですよ。発言をしている、政治生命をかけてやっている、そのことに對して、部長、そのことに一つも、一言も言及されない。これは本当、不誠実極まりないと申し上げておきます。

質問します。

ここに書かれていますね、狙いというか、この中で、「なぜ必要？」このことは、外国人や外国資本による土地取得のことを言いたい部分もあるかと私は思いますが、その点についてどう思いますか。これが一点目。

そして次は、この本条例が外国人や外国資本による土地取引に対して効果があると思われるのか、この二点、明確に答弁をお願いします。残念です。

●井手農林水産部長 登壇Ⅱ青木議員の森林保全の再質問に關してお答えします。

外国人と外国資本ということにつきまして、それにかかわらず、この条例の目的に沿って、条例で毅然として対処していくという前提でありまして、国籍も關係なく利用目的をしっかりと確認していくと、この条例の趣旨を徹底していくということでございます。そういう趣旨でございます。よろしくお願いします。（「効果があるかということについては」と青木一功君呼ぶ）

効果があるかにつきましては、基本的にこの条例の趣旨にのっとり、これは罰則規定もありますので、例えば、届け出義務違反や虚偽報告、立ち入り調査の拒否などを行われた場合には罰則規定を設けておりまして、そういうものに該当した場合には条例に定めた必要な対応をいくということ、この条例に反した人につきましては、この効果が及んでいくということです。

●岡口重文君（拍手）登壇Ⅱ「自民ネクストさが」の岡口でございます。もうしばらくお付き合いをよろしくお願い申し上げます。今回は三問について質問したいと思しますので、早速質問に入りたいと思います。

一項目めは、伊万里港浦ノ崎地区の利活用について伺います。

伊万里港浦ノ崎地区の利活用については、これまでも一般質問や常任委員会に取り上げてきたところでありますが、地元からは、具体的な取組が進んでいないとの声を聞くことが多くなりました。

港湾しゅんせつ土砂を活用した浦ノ崎地区の埋め立てそのものは着実に進んでおります。最も早い工区では覆土が終わり、軟弱地盤であることから沈下を見込んだ盛土が進められており、外見上は既に土地になっている状況であると思います。

浦ノ崎地区は、全ての埋め立てが完了すれば、八十ヘクタールを超える広大な用地が生まれることとなります。未来を開く伊万里港発展の鍵となる浦ノ崎地区の活用がどのように図られていくのか、地元の間心は非常に高いものがあります。

その地元でも、洋上風力発電関連産業の誘致を念頭に、「伊万里ウィンドパワープロジェクト」を立ち上げ、浦ノ崎地区の可能性とその活用について研究を重ねており、今年度の伊万里港湾協会等の総会でも、浦ノ崎地区の活用について活発な議論がありました。

また、洋上風力に限らず、浦ノ崎地区については関心を示す企業も多く、県、市、地元企業には様々な問い合わせがっていると聞いております。

加えて、最近の国の動きとしては、日本成長戦略本部で掲げられた十七の重点戦略分野に「造船」と「港湾ロジスティクス」が含まれ、それぞれ検討が進められております。国を挙げて検討を進めようとしている今が、まさに、国内でもまれな水深十八メートルの良港と広大な用地を有する浦ノ崎地区にとつてのチャンスであり、これを逃がさないために、こうした国の動きに合わせて、いざというときに浦ノ崎が活用できるよう、準備をしておく必要もあると考えます。

そこで、民間の引き合いや国策の動きに即応できるよう、例えば、県有地として登記するなど、浦ノ崎地区の活用について、具体的に検討

する時期に来ているのではないかと考えるわけで、可能性が広がる未来への投資であります。県としてどのように考えているのかお尋ねを申し上げます。

次に二項目め、園芸農業の振興について伺います。

県では、令和五年八月に策定された「佐賀県『食』と『農』の振興計画二〇二三」において、収益性の高い品目への転換や技術の導入、規模拡大などにより、経営力を磨き、若い人たちが農業に魅力を感じるような所得を稼ぎ、また、その姿を見て新たな担い手が確保され、地域、産地、農業が未来へつながるといった好循環の拡大に向け、農業・農村の振興に取り組んでいます。

こうした中、県では、これまで先人が築き上げてきた水田農業を大切にしながらも、収益性が見込まれる園芸農業の振興にも一層の力を入れていくこととされ、令和元年度から、農家をはじめ、市、町やJAなどの関係者と一体となって、園芸農業産出額八百八十八億円を目指す「さが園芸888運動」を展開されており、この運動は、令和五年八月に策定された「佐賀県『食』と『農』の振興計画二〇二三」においても引き継がれ、今年で八年目になります。

この間、特に稼ぐ農業を実践する担い手の確保、育成に注力し、トレーニングファームなどの設置から、そうした担い手の受け皿となる園芸団地の整備といった一連の仕組みづくりをはじめ、園芸ハウスの整備や省力化機械の導入など、担い手確保や経営発展の支援はもとより、生産面では、収益性の高い「いちごさん」や「にじゅうまる」の作付推進、さらには果樹園地の継承を推進し、近年では焼酎原料用サツマイモの生産といった新たな品目にもチャレンジするなど、県内各地で園芸農業の好

循環を生み出すよう、着実にその振興を図ってきています。

しかしながら、近年、ハウスの新設整備費は上昇し続けており、また、最近、私は地元のキュウリ農家から、近年の物価高騰で経営費がとて高くなっている経営が難しいとか、イチゴ農家からは、夏場の高温で苗の生育が遅れ、高単価で販売できる年内の収穫量が伸び悩んでいること、そして、梨農家からは、暖冬続きで春にきちんと芽が動き出さないなどといった厳しい声を数多く聞かされております。

さらに、直近では、中東情勢の緊迫化を受け、三月上旬までは全く想定し得なかった資材費の急騰の影響も受け、安定した園芸農業が難しくなっているようで、私は、こうした園芸農業を取り巻く情勢を踏まえると、農家の皆様に稼げる園芸でもう一頑張りしてほしいと声をかけてよいのかどうかためらうときもありますが、どうにか乗り越えてほしいと思います。

園芸農業は、新規参入の若者にも比較的小面積で農業経営が開始されるなど、農地、資本、労働、技術も集約型の農業で、佐賀県での農業参入の間口も大きく広がっていることから、私は、施設整備費をはじめとした資材費の高騰に対応した経営コストを抑制しつつ、気候変動への適応にもしっかりと取り組み、県が持続的でしっかりと稼ぐことのできる魅力ある園芸農業を力強く振興していかなばと強く感じます。

先ほど述べたような情勢もしっかりと踏まえて、ピンチをチャンスに変えて、県は今後どのように園芸農業を振興していくのか伺います。

次に三項目めですが、看護職員の確保について伺います。

佐賀県においては、二〇三五年から二〇四〇年頃にかけて医療需要のピークを迎えることが想定されています。こうした将来を見据え、県民

の生命及び健康を守るためには、増大する医療需要に適切に対応できる体制の確保が必要であり、その中核を担う看護職員の確保及び県内への定着を図ることが重要であると考えます。

しかしながら、少子化の進行等を背景として全国的に看護学校への入学者数は減少傾向にあり、県内の看護学校においても同様の状況が見受けられます。看護学校は、地域の医療機関へ看護職員を供給する重要な役割を担っており、看護学校への入学者数の減少は、地域医療を支えていく看護職員の確保に影響を及ぼすおそれがあるのではないかと大変懸念をしています。

また、地域の医療機関からは、看護師を採用しても数年で離職に至るケースが見受けられるなど、看護職員の定着が難しいといった声も度々聞いております。

看護職は人命に直接関わる責任の重い職種であり、業務に伴う身体的、精神的負担も大きいと思います。今後、労働力人口の減少に伴い、あらゆる分野で人材不足が一層深刻化することが見込まれる中、看護職員の確保をいかに進めていくかが重要と考えます。

看護職員の確保は、中長期的な視点に立った取組が必要であり、短期的に成果が得られるものではないことは承知していますが、県としても、将来にわたり、地域医療提供体制を維持していくためには着実に取組を進めていく必要があると考えております。

そこで、次の点について伺いたいと思います。

まず、現状と課題についてであります。看護職員の確保に係る本県の現状及び課題についてどのように認識をしているのか伺います。

それを踏まえ、今後の取組についてであります。看護職員の確保に

向け、今後どのように取り組んでいくのかお尋ねをして質問を終わります。(拍手)

●山口知事 登壇Ⅱ岡口重文議員の質問にお答えいたします。

伊万里港浦ノ崎地区の利活用についてです。

浦ノ崎は、前面に深さが約十三から十四メートルという大水深を有し、将来的には約八十ヘクタールもの広大な用地となります。まさにポテンシャルにあふれた場所で大切な佐賀県の財産です。

そして、浦ノ崎が位置する伊万里港は、成長著しいアジアの活力を取り込める可能性に満ちた港であり、この浦ノ崎が生かせれば、伊万里港、ひいては佐賀県の発展につながると認識しています。

この浦ノ崎は、その生かし方によっては伊万里港が大きく飛躍する、いわば未完の利器と言える存在だと認識しています。

では、どう活用するかということであります。生かし方という観点では、議員からも御指摘のありましたように、県内外の民間企業の間でも様々な検討が行われていると私も聞いております。

で、この浦ノ崎という場所です。ここは航路や泊地などの整備を進めるためにしゅんせつした土地を埋め立ててできつつある土地です。私も六月八日に現場を見に行きました。広大で無限の可能性があるなど再認識したわけですが、簡単に言うとな三面あるわけですね、Ⅰ期の一工区、二工区と、Ⅱ期ということ。このⅡ期のほうは、枠の中にまだ海面が見えている状況ということです。Ⅰ期の一工区と二工区は、見た目上は土砂で埋まって、水と混在しているようなところなんですけれども、Ⅰ期一工区に私も車を進めようとして入りましたけれども、途中で車輪が空回りするぐらいまだじゅくじゅくしておるということで、途中までし

か入れなかった状況です。そういう状況でありますので、これは自然沈下とかいうのを待っていくと何十年もかかるというふうに聞きました。

ですので、これを例えば、早速すぐに何かに使おうとすると地盤改良が必要で、莫大な費用を要するものこれは事実ということで、大型の資金導入が必要となります。ですので、即時の可能性ということを考えますと、例えば、大型民間企業の自己投資だったり、国の戦略に応じた大型国家プロジェクトと連携することなどが考えられると私は認識しています。なかなか簡単ではありませんけれども、県としても、各方面と、今も含めて常にその可能性を探っております。

浦ノ崎は県にとって大切な場所であります。その活用法につきましては、結果に結びつくべく方法を常に意識し、努力を重ねていきたいと考えています。

●金丸健康福祉部長 登壇Ⅱ私からは、看護職員の確保について二項目お答えを申し上げます。

まず、本県の現状と課題についての私の認識です。

県民への医療提供に当たって看護職員は必要不可欠であり、看護職員の確保は重要な課題だと認識をしております。

佐賀労働局によりますと、令和八年の佐賀県の全体の有効求人倍率は一・二倍であるのに対して、看護師及び准看護師の有効求人倍率は一・七六倍となっております。

医療の現場からは、看護師の採用が難しい、産休や育休の代替職員が見つからないという声を聞くことが多く、県内の看護職員は充足していないという状況にあると思います。

また、御紹介がありました看護学校のことですけれども、県内には地

域の医療を担う看護職員を養成する看護学校等が十三校ございますけれども、多くのところで定員割れとなっております。さらに、県内の看護学生の県内就職率は例年六割程度にとどまっておりまして、看護職員の確保に向けて、いかに看護職を目指す人を増やすのか、県内就職率を向上させていくのが喫緊の課題だと認識をしております。

続きまして、看護職員の確保に向けた今後の取組についてです。

まず、これまでの取組を御紹介させていただきます。

県では、看護職員の確保の基本である三分野に取り組んでまいりました。

一つ目は、養成力の強化として、看護学校に対する運営費や施設整備を支援してまいりました。

二つ目は、離職防止と定着促進です。子育て中の看護職員を支援するため、院内保育所の運営費や施設整備費の補助をまいりました。また、新人看護職員がスムーズに職場環境に適応できるよう、研修費の補助ですとか、小規模医療機関が個別の研修実施が難しいということで、合同研修を開催してきております。

三つ目は、再就業の促進でございます。県看護協会に設置しておりますナースセンターにおいて、再就業希望者への就業相談や研修を実施してきました。

また、先ほど答弁いたしました喫緊の課題のうち看護の道を目指す若い人を増やすことにつきましては、これまでの高校生を主な対象とした看護の仕事の魅力をPRするイベントに加えまして、新たな取組として、主に小中学生を対象とした「看護のお仕事体験」イベントを開催し、七百名弱の方が参加をしております。

もう一つの県内就職率の向上につきましては、看護学生は病院実習をきっかけに実習を行った病院に就職する傾向があることから、県内医療機関に対しまして県内看護学校からの実習を受け入れるよう依頼をしております。

また、看護学生は実習先以外の医療機関のことを知る機会が少ないことから、看護学生や教員に対しまして、県内医療機関の情報や魅力を直接伝えるため、県内医療機関による合同就職説明会を昨年度から開始し、令和七年度の実績としましては、三十八の医療機関と二百名弱の方が参加をしております。

今後の取組についてお答え申し上げます。

看護の仕事体験ですとか合同就職説明会は、新たな試みでもあり、多くの方が参加していただきました。参加者や関係者からは、ぜひ今後も開催してほしいと好評を得ております。

今後も、時代の変化に応じて既存の施策の見直しや組み替えを行うとともに、これまでにない新たな人材確保施策にも取り組み、将来にわたる看護職員を確保し、地域医療提供体制を維持してまいります。

私からは以上です。

●井手農林水産部長 登壇 Ⅱ 私からは、園芸農業の振興について答弁します。

農業を取り巻く環境は、物価高や、猛暑でありますとか中東情勢の影響もありまして、厳しさを増しております。こうした状況は「さが園芸888運動」を進める上でも大きな課題でありまして、生産者を後押しし、経営安定と持続的な生産体制の確保を図ることが一層重要となっております。

このため県では、足元の負担軽減と将来を見据えた投資などを一体的に支援することを基本に、コストの低減、経営支援、技術支援の三つを柱として進めております。

まず、コスト低減では、燃料費や機材導入への支援に加えまして、補助率や補助上限額の見直しにより経営負担の軽減を図るとともに、施設整備や資材導入の支援により、新規就農者の初期投資の負担軽減にも取り組んでおります。

今後は、中古ハウスのマッチングやリノベーション支援の強化、施設仕様の見直しなどによりまして、整備コストの一層の低減を目指していきます。

また、省エネ化と安定生産への転換を進めるため、電気で加温するヒートポンプの再整備に加えまして、遮熱資材やかん水設備の導入支援の強化なども行っております。

次に、経営支援では、農業振興センターの技術指導と中小企業診断士の経営指導を組み合わせ、経営面の改善を後押ししています。

さらに、技術支援では、収穫量や品質の安定化を図る環境制御技術の活用や、イチゴの株冷処理、梨の優良台木の導入などにより収益の確保に取り組んでおります。

あわせて、中長期的には気候変動に適応した生産性の高い新品種の開発にも取り組んでおります。

引き続き、現場の課題に向き合いながら、「さが園芸８８８運動」を前進させるため、力を尽くします。

私からは以上です。

●議長（宮原真一君） これで、本日の日程は終了いたしました。

あす十九日は一般質問、請願上程、議案及び請願の委員会付託を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後四時三十分 散会

速記者 田 中 涼 子

第四日

令和八年六月十九日（金）

令和八年六月十九日（金） 午前十時 開議

出席議員 三十七名

欠席議員 なし

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝
二番	下田 寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三二番	留守茂幸
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三三番	石井秀夫
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三四番	藤木卓一郎
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三六番	石倉秀郷
九番	中本正一	二三番	宮原真一	三七番	岡口重文
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範		
一番	青木一功	二五番	定松一生		
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸		
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄		
一四番	富田幸樹	二八番	武藤明美		

六月十九日

六月十九日

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	副知事	副知事	政策部長	総務部長	地域交流部長	県民環境部長	健康福祉部長	産業労働部長	農林水産部長	県土整備部長	危機管理・報道局長	文化・観光局長	S S P 推進局長	男女参画・こども局長	山博・緑化フェア事務局長	会計管理者	警察本部長	教育長	人事委員会事務局長
山口祥義	平尾健	引馬誠也	前田直紀	内田祐美	寺田博文	諸岡泰輔	金丸政樹	丸尾豊	井手宣拓	横尾秀憲	三角治	宮原浩二	光武香織	大草昭雄	江島宏	旗生康之	福田英之	甲斐直美	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会議事局長	同 副事務局長	政務調査課長事務取扱	総務課長	議事課長	総務課副課長	議事課副課長	政務調査課副課長	議事課議事・記録担当係長	同 議事・記録担当主幹
真坂昇	藤田豊	大久保哲	田中 信二	山 口 正敏	高 田 一弘	佐 藤 隆一	中 村 正典	篠 田 博幸	

○ 開 議

●議長（宮原真一君） これより本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

●下田 寛君（拍手）登壇 Ⅱ 皆さんおはようございます。県民ネットワーク、下田寛でございます。

本日は五問質問をさせていただきます。まずは、今回も質問に当たって多くの方々から様々な御意見等をいただきました。全ての皆さんに感謝をささげまして、早速質問に入らせていただきます。

まず一問目、「魅せる収蔵庫」整備に係る知事の思いについてであります。

知事は、今議会の冒頭の演告で「魅せる収蔵庫」の整備の進捗について触れられました。吉野ヶ里遺跡についてこれまでの経緯を振り返ると、平成元年に国内最大規模の弥生時代環濠集落として全国的な話題を呼び、平成三年に国の特別史跡に指定、平成十三年に国営吉野ヶ里歴史公園として開園、その後、令和四年には吉野ヶ里遺跡の謎のエリアで十年ぶりの発掘調査が再開され、邪馬台国時代の石棺墓の発見や国内最古級の青銅器鋳型が出土するなど、今まさにその歴史的価値が再評価されていると認識をしています。

また、今年三月十八日に開園した「スノーピーク グラウンズ吉野ヶ里」の相乗効果は目覚ましいものがあり、令和七年度の吉野ヶ里歴史公園の入場者が過去最高の七十八万人を記録し、令和八年のゴールデンウィーク期間中の入場者が十万人を超えるなど、考古学ファンのみならず、県民や県外の多くの方々の脚光を浴びています。

そのような状況の中、吉野ヶ里歴史公園内に新しく整備する「魅せる収蔵庫」の取組は、価値ある本物の出土品を現地で見てもらうという吉野ヶ里歴史公園自体の全体の価値を飛躍的に向上させるすばらしい取組と考えております。そしてあわせて、これは限界に達しつつある出土品の収蔵庫問題を解決する取組でもあるわけです。

私も先日、神埼市内にある横武埋蔵文化財収蔵庫を視察しましたが、膨大な量のコンテナが積み上がり、容量は限界を迎えている上、施設の老朽化が著しく、価値ある出土品を適切に保管する収蔵庫の整備はまさに喫緊の課題であり、今すぐ取り組むべきだと強く感じたところです。

「魅せる収蔵庫」の整備については、昨年九月議会において知事が、本物の出土品を収蔵したまま見せることで来場者を魅了する「魅せる収蔵庫」について、早急に実現に向けた検討を始めたいと答弁され、今年三月には東京大学総合研究博物館と連携協定を締結し、基本構想、基本計画の策定に取り組まれており、スピード感を持って対応されていると認識しています。

一方、近年の物価高騰や建設資材の高騰に加えて、中東における政情不安などの不透明な部分も多く、ハード整備の経費は時間が経過すればするほど膨らんでいくことが予想されます。そのため、できるだけ速やかに整備を進めるべきと考えており、今の流れを絶やすことなく、喫緊の課題として着実かつ早急に取り組んでいただきたいと思っています。

「魅せる収蔵庫」は、新たな佐賀のキラコンテンツとなり、吉野ヶ里歴史公園全体の魅力や歴史的価値をさらに向上させ、国内外からたくさんの方々を訪れる佐賀の文化観光拠点になるものと確信しており、今、この機会を逃してはいけないと思っています。

そこで一点、この「魅せる収蔵庫」の整備について、知事の思いを改めて伺いたいします。

二問目です。離婚後の共同親権についてであります。

今年四月、改正民法が施行され、離婚後の共同親権制度が導入されました。私は、この法改正を単なる親権制度の見直しとは受け止めておりません。むしろ、離婚後の子供を社会としてどう支えるのかという問いを、私たち一人一人に投げかける大きな転換点であると考えています。

厚生労働省の人口動態調査によると、近年、我が国では毎年約十七万人の子供たちが親の離婚を経験しています。そして、そのうち約六割の子供たちが離婚後にもう一人の親と会えなくなるというのが現状です。私は、この数字の重さをもっと社会全体で受け止めるべきだと思っています。なぜなら、これは単なる統計ではないからです。その一人一人に、会いたい父親、会いたい母親がいる。本当は伝えたい思いがある。しかし、大人の事情の中でその思いが置き去りにされている子供たちがいるからです。

これまでの日本社会では、離婚後の子育てはどちらか一方の親が担うものという考え方が少なからず存在しています。しかし、子供の立場に立てばどうでしょうか。たとえ夫婦でなくなったとしても、父親が父親でなくなるわけではなく、母親が母親でなくなるわけでもありません。子供にとっては、離婚後も父親は父親であり、母親は母親です。そして、本来子供は父母双方との関係の中で成長していく存在です。

私は、今回の法改正を親中心の社会から子供中心社会への転換であるを受け止めています。しかし、法律が変わっただけで社会が変わるわけではありません。制度は法律でつくることができます。しかし、文化は

法律だけではつくれません。

共同養育が当たり前に受け入れられる社会とは、離婚後も子供を真ん中に置いて考えることができる社会です。たとえ相手を許せなくても、相手と関わりたくなくても、まず子供にとって何が最善なのかを考えることができる社会です。また、様々な大人の事情を当事者だけの努力や自己責任で解決する、こういう範疇はとうに超えているわけで、そういう事情を抱えた人たちを行政や地域社会が支えていくことが当たり前になる社会です。

厚生労働省の「全国ひとり親世帯等調査」では、親子交流は子供のためにならないと考える親は母子世帯で三・二％、父子世帯で六・七％にすぎません。つまり、多くの親は親子交流の重要性を理解しています。しかしその一方で、親子交流の取り決めを行っているのは三割程度にすぎず、取り決めを行わない理由として最も多かったのは「相手と関わりたくない」という理由でした。私はこの現実に大きな課題を感じています。親同士の葛藤は理解できます。しかし、その結果として、子供が片方の親との関係を失うことを当然のこととして受け入れてよいとは思いません。

先日、ある当事者の方から印象的な話を伺いました。離れて暮らす親に対して、子供が会いたくないという手紙を書いていたそうです。しかし、第三者が丁寧に話を聞くと、本当は会いたい、だけど、一緒に暮らしている親を困らせたくない、怒らせたくない。そんな思いから本心とは違うことを書いていたことが分かったそうです。

子供は父親か母親かを選びたいわけではありません。子供が望んでいるのは、父親か母親のどちらかを失うことなく、両方から愛され続

けることです。だからこそ、私たち大人には自分たちの感情や事情よりも先に子供の声に耳を傾け、子供の最善の利益を考える責任があります。また、親子交流は感情論だけの問題でもありません。親子交流が継続されている家庭では、養育費の履行率が大きく向上することも示されています。つまり、養育費が親子交流かという話ではなくて、養育費は子供の生活を支える、親子交流は子供の心を支える。つまり、養育費は体の栄養、親子交流は心の栄養であり、子供の健やかな成長のためにはその両方が必要です。

だからこそ私は、共同親権制度の施行を契機として、養育費確保支援だけでなく、親子交流支援、離婚前後支援、共同養育計画の普及、共同養育への理解促進、子供の意見表明支援などを総合的に進める必要があると考えています。そして、それは、国の制度を受け身で運用するだけでは実現できません。「子育てし大県」を掲げる佐賀県だからこそ、市や町と一体となって、子供が父母双方から愛され続ける社会、共同養育が当たり前に受け入れられる社会の実現を目指すべきです。私は、そのことこそが共同親権時代における佐賀県の新たな子供政策の姿であり、現在推進されている「佐賀県こども計画」の中にもしっかりと位置づけられるべき重要な理念であると考えています。

そこで、以下の質問をいたします。

まず、共同親権時代における佐賀県の目指す社会像についてであります。

この共同親権制度の導入は、単なる法制度の変更ではなく、子供の最善の利益を中心に据えた社会への文化的転換であると考えます。知事はこの制度の意義をどのように受け止めているでしょうか。また、「子育て

し大県」^{（注）}として、子供が父母双方から愛され続ける社会をどのように実現していこうと考えているのか、知事の考えをお伺いします。次に、共同養育を阻む現状と課題についてであります。

共同親権制度の施行によって法的な環境は整いつつあります。しかし、制度ができたからといって直ちに共同養育が実現するわけではありません。親同士の葛藤やコミュニケーションの課題、親子交流や養育費の取り決め不足、さらには子供の声が十分に反映されていない現状など、多くの課題が残されていると認識しています。

県は共同養育の実現を阻んでいる現状をどのように認識しているでしょうか。また、制度施行後の相談状況も踏まえて、共同養育を進める上で最も重要な課題は何であると考えているのかをお尋ねいたします。

最後に、県の対応についてであります。共同養育を支える体制づくりについてお尋ねをします。

共同養育社会の実現には、制度の周知だけではなく、具体的な支援体制の構築が必要です。養育費確保支援、親子交流支援、離婚前後支援、共同養育計画の普及、子供の意見表明支援などを総合的に進めるとともに、市や町と一体となった取組が求められます。

そこで、佐賀県は、共同親権制度の施行を契機として、子供が父母双方から愛され続ける社会の実現に向け、共同養育を支える文化と体制づくりをどのように進めていく考えなのか、「子育てし大県」^{（注）}としての考えをお尋ねいたします。

続いて、三問目に入ります。CSO誘致政策の進化についてであります。

近年、社会は大きな転換期を迎えています。AIをはじめとするデジ

タル技術の進展、生産年齢人口の減少、地域課題の複雑化などにより、これまでの延長線上では対応できない課題が増えています。また、社会課題は複雑化し、一つの組織だけで解決できる時代ではなくなってきました。企業、大学、行政、地域団体など、多様な主体が連携しながら価値を創造することが求められています。私は、そのような時代だからこそ、佐賀県が長年取り組んできたCSO誘致政策の価値が改めて問われていると考えています。

また本県では、県立大学構想や高校改革も進められており、そのような取組における人材育成を考える上でも、CSOが蓄積してきた経験やネットワークは大きな可能性を持つと感じています。

そして、私は、こうした国や県の大きな流れの中で、改めて注目されるべき佐賀県独自の資産があると考えています。それが長年にわたって取り組んできたこのCSO誘致政策です。

先日、私は、認定NPO法人テラ・ルネッサンスの二十五周年記念事業に参加をさせていただきました。その際、知事も御挨拶をされ、それが大変印象に残っている部分があります。知事は、志の誘致という言葉を用いて十八団体のCSOが集積した意義を語られました。さらに、佐賀県が主体となって世界へ呼びかける活動を始めたということも述べられました。私はその話を聞きながら、CSOを誘致する段階から、その集積を生かして新たな価値や社会変革を生み出す段階へ、佐賀県はそのステージに向かおうとしているのだと感じました。

また、会場では、グローバル人材育成事業に参加した若者たちが自らの言葉で平和や社会課題について語る姿がありました。彼らは私が高校生だった頃には決して見たことがない光景でした。地域の課題に触れ、

世界の課題に触れ、自ら問いを立て、自ら行動しようとする若者たち、私は、その姿に佐賀県が進めてきたCSO誘致政策の大きな成果を感じるとともに、これからの人材育成の可能性を強く感じました。

そこで、本県が進めてきたCSO誘致政策の本質と成果、そして、今後の展望について伺いをいたします。

まず一問目、CSO誘致政策の本質についてであります。

佐賀県では、NPO等指定ふるさと納税制度など、全国的にも先進的な取組を整備してきました。そのため、佐賀県のCSO政策といえ、ふるさと納税という印象を持たれている方も少なくない印象があります。

しかし、私は、本県が本当に目指してきたものは、単なる資金支援ではなくて、社会課題解決の担い手を集積し、多様な主体が協働しながら新しい価値を生み出す土壌をつくることにあったと考えています。

そこで、お尋ねをいたします。

佐賀県が進めてきたCSO誘致政策の本質を知事はどのように捉えているのかをお伺いいたします。

次に、CSO誘致政策の成果についてお尋ねします。

私は、この政策の成果は十八団体という数字や寄附額だけではかれないというふうに考えています。先ほど紹介したテラ・ルネッサンスをはじめ、多くのCSOが県民との接点を生み出し、社会課題への関心や参加を広げています。また、県内CSOとの連携や協働もどんどん進んでいます。さらに、テラ・ルネッサンスのグローバル人材育成事業では、多くの若者が海外で社会課題の現場に触れ、視野を広げ、自ら行動する力を育んでいます。私はこうした人の成長こそがCSO誘致政策が生み

出した最も大きな成果の一つであると思っています。

そこで、お尋ねをいたします。

知事は、これまでのCSO誘致政策の成果をどのように評価されているのかをお伺いいたします。

最後に、CSO誘致政策の次なるステージについてであります。

私は、佐賀県のCSO誘致政策は既に全国トップランナーの段階にあると認識しています。これまで佐賀県は、志あるCSOを全国から呼び込み、その活動を支えながら、全国に先駆けたCSO集積県としての地位を築いてきました。

その成果として、県民が社会課題や国際協力、災害支援などに触れる機会が広がり、多様な学びや挑戦が生まれてきたものと評価しています。だからこそ、これから問われるのは、何団体誘致したかではなく、その集積から何を生み出すかという段階にあると考えています。

現在、県立大学の設置に向けた動きや高校改革など、人材育成の分野では大きなうねりが生まれようとしています。企業、大学、行政、地域、そしてCSO、それぞれが持つ強みやネットワークを掛け合わせることで、佐賀だからこそできる社会課題解決や人材育成の新たなモデル、さらには新しい価値の創造が可能になると考えています。

私は、これまでの佐賀県は、志あるCSOを応援し、その活動を支える県であったと思います。しかし、今後はCSOから学び、培ってきた経験やネットワークを生かしながら、企業や学校、地域を巻き込み、社会課題解決を世界へ発信していく、共に創り上げていく、共創県佐賀へと進化していく段階にあるのではないでしょうか。言い換えれば、佐賀県はこれからCSOを誘致する県から、CSOと共に新たな価値を創造

する県へと歩みを進めていく時期にあると考えています。

そこで、お尋ねをいたします。

知事は、これまで築いてきたCSO集積県としての強みを、一歩進める進化、さらに深める深化、これをさせながら、今後共創県佐賀の実現にどのようにつなげていこうと考えているのか、この点をお伺いいたします。

続いて、外部と連携した高校教育についてお尋ねをいたします。

令和八年度のいわゆる高校無償化に伴い、全国的に公立高校離れが懸念される中、本県の県立高校においても、その魅力をこれまで以上に高めていかなければならない、その取組が進んでいます。

また、昨今のAI技術の急速な進展や人口減少社会の到来により、子供たちが大人になる頃の社会は、私たちが経験してきた時代とは大きく異なるものになると考えられています。

そして、二〇四〇年には生産年齢人口の大幅な減少や地方の過疎化の進行により、地域社会や産業構造そのものが大きな転換期を迎えると言われています。こうした時代において求められる人材は、単に知識を身につけた人材ではなく、地域や社会の課題を自ら発見し、多様な人々と協働しながら新たな価値をつくり出していく人材です。

こうした問題意識の下、国は本年二月に「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を公表し、高校教育改革を国家プロジェクトとして本格的に進めようとしています。そこでは自ら問いを立てる力、他者と協働して価値をつくり出す力の育成が明確に打ち出されています。これは単なる教育手法の変更ではなく、今までの高校教育そのものを転換しようとする大きな挑戦であると受け止めています。

さらに、国はその実現に向けて、マイスター・ハイスクール事業やネットワークハイスクール事業などを創設し、学校と企業、大学、地域、CSOとの連携を前提とした新しい高校教育モデルの構築に取り組んでいます。

特にマイスター・ハイスクールでは、学校と産業界を結びつける専門人材を配置し、校長は学校内部のマネジメントに専念し、地域や企業との連携は専門的な人材が担うという、これまでの学校運営の常識を超えた取組も進められています。つまり、国は学校だけで教育を完結させる時代は終わったという前提に立って、学校の仕組みそのものを変えようとしているものだと思っています。

本県においても、現在、今議会でも報告がありましたネクストハイスクール事業への申請が行われています。その申請資料には、「学校単位では解決できない課題に対応し、県として教育の仕組みそのものを再設計する。」という記載があります。私はこの言葉に強い覚悟を感じました。なぜなら、これまでの高校教育の延長線上ではなくて、教育の在り方そのものを見直そうとする意思が示されているからです。

また、本県では県立大学構想も進められています。私は、高校教育改革と県立大学構想は、二〇四〇年の佐賀を支える人材育成という共通の目的を持つ取組でもあると考えています。高校で探究的な学びを経験し、地域や企業、CSO等と関わりながら課題解決に挑戦し、その学びを県立大学へと接続していく。そして、卒業後は地域や産業で活躍する、そのような人材育成が循環するイメージを持つことは重要であると考えます。

しかし、その実現のためには、現場の教員の努力だけに依存するので

は限界があります。教員の皆様は日々の授業、生徒指導、進路指導、部活動対応など、多くの業務を担われています。その中で、さらに企業や大学、CSOとの調整や連携まで全てを担うことは容易ではありません。だからこそ、外部の人材やフィールドを教育資源として活用し、学校の外にある知見やネットワークを積極的に取り組んでいく仕組みづくりが必要であると考えます。

そこで、次の点についてお伺いをします。

まず、これまでの取組についてですが、県立高校においては、これまで企業、大学、CSO、地域社会などと連携しながら、どのような取組を進め、その成果や課題をどのように認識しているのかお伺いします。

続いて、今後の取組についてです。

二〇四〇年を見据えた人材育成や県立大学との連携も踏まえ、今後、外部と連携した高校教育を、学校現場の負担に依存しない形で持続可能なものとしていくためにどのような体制づくりを進めていくのか、以上二点を教育長にお尋ねいたします。

最後に五問目、鳥栖市の土地活用についてお尋ねします。

先日、令和七年国勢調査速報の公表がなされました。日本全体が人口減少時代にある中で、佐賀県の人口増減率は全国二十三位から十八位へと改善しており、大いに健闘しているものと認識しています。

一方、その内訳を見ると、人口が維持増加している地域がある中、人口減少が進んでいる地域もあります。鳥栖市では、総人口は維持増加しているものの、その内訳を見ると、市街地では人口が増加する一方で、その周辺地域では人口が減少しています。また、外国人住民は増加する一方で、日本人住民は減少しているというのが現状です。

私は、外国人住民も地域社会や産業を支える重要な存在であり、多文化共生社会の実現、これは重要なテーマであると認識をしています。しかしながら、鳥栖市全体が人口が増えているという数字だけを見るのではなく、その内訳や地域ごとの状況にも目を向ける必要があります。特に市街化区域では人口が増加する一方で、市街化調整区域では人口減少が進んでいます。もちろん人口が多ければ、地域コミュニティが維持できるという単純なものではありませんが、人口減少が進む地域では、地域活動の担い手確保や集落機能の維持など、人口構造の変化に起因する課題が生じやすくなることも事実としてあるわけです。また、地域によつては伝統行事の継承や地域文化の維持など多くの課題も顕在化しています。

私は、人が集い、住み、働き、そして帰ってくる町、これは何かを考えたときに、人口減少時代における土地利用の在り方について考えることが重要であると感じています。

土地利用の規制・誘導を行う制度の一つとして都市計画制度があり、鳥栖市においては、市街化を促進する市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域を区分する、いわゆる線引きが定められています。限られた資源である土地をどのように生かすのかということは極めて重要なことです。

また、今年度から県においては、国土利用計画などを所管するグラントデザイン担当が県土整備部から政策部へと移管されました。人口減少社会を迎えた今、土地利用は、単なる都市計画や道路整備の問題ではなくて、産業、居住、農地、森林、交通など、県全体の将来像に関わる重要なテーマです。私はこの組織再編は、土地利用を県全体の将来像の中

で総合的に考えていこうとする県の意思の表れであると強く受け止めています。

制度が導入された昭和四十八年当時、無秩序な市街地拡大を防ぐことが重要な課題であつて、人口の集約やインフラ整備の効率化という観点から、線引き制度は大きな役割を果たしてきたものと理解しています。しかしながら、現在は人口減少社会です。市街化調整区域における人口減少や地域間格差の拡大といった課題が顕在化する一方で、住宅地や産業用地の供給という観点からは、本来受け止めることができた人口や企業立地の機会を逃している側面もあると考えています。

また、現在、鳥栖市では、将来の土地利用や都市計画の在り方について様々な議論が行われています。

私は今回、線引きの是非そのものを問いたいわけではありません。人口減少社会の中で、この五十年以上続いてきた都市計画制度をどのように評価し、鳥栖市の持つ成長ポテンシャルを今後どのように生かしていくのか、その方向性について県の考えをお伺いしたいと考えています。

特に鳥栖市は、九州における交通の要衝であり、物流・製造業をはじめとする企業立地が進む産業集積地でもあります。さらに、福岡都市圏へのアクセス性の高さに加えて、佐賀市とも近接するという地理的優位性を有しており、県内でも有数の成長ポテンシャルを持つ地域であることは広く認識されております。

一方で、土地の供給不足の結果、本来、鳥栖市が受け止めることができたはずの人口が、周辺自治体へ流出している可能性も否定できません。また今後、サザン鳥栖クロスパークをはじめとする新たな産業集積が進めば、さらに多くの人材が鳥栖市で働くこととなります。しかし、その

受け皿となる住環境や土地利用が十分でなければ、本来、鳥栖市に定住したはずの人口が、市外、県外へ流出することも懸念されます。

また現在、鳥栖市で行われている土地利用や都市計画の議論は、単に鳥栖市だけの課題ではなくて、人口減少社会における佐賀県の将来の県土利用を考える上でも、重要な示唆を与えるものであると考えています。

鳥栖市の持つ成長ポテンシャルを県と鳥栖市が連携してさらに高めることは、単に鳥栖市の発展だけではなくて、人口減少社会における佐賀県全体の発展モデルの一つになり得ると考えています。

そこで、次の二点についてお伺いします。

まず、鳥栖市の区域区分に対する認識についてです。

鳥栖市の人口動態や土地利用の現状を踏まえ、県は鳥栖市の土地活用の現状や課題をどのように認識しているのでしょうか。また、昭和四十八年の線引き導入から五十年以上が経過した現在、区域区分、いわゆる線引きの成果と課題をどのように評価しているのかをお伺いします。

次に、鳥栖市の土地活用の方角性についてです。

ランドデザイン担当を政策部へ移管した趣旨も踏まえて、鳥栖市の持つ成長ポテンシャルをどのように位置づけ、土地活用について今後どのような方向性を描こうとしているのかをお尋ねいたします。

以上五問、答弁をよろしくお願い申し上げて、一回目の質問を終わります。（拍手）

●山口知事 登壇Ⅱ皆さんおはようございます。下田寛議員の御質問に
お答えします。

まず、「魅せる収蔵庫」整備に係る私の思いについてでございます。

下田議員から価値を飛躍的に向上する取組だとおっしゃっていただき

ました。まさにそのとおりだと思います。東部地域の大きな楽しみの一つだと思います。

吉野ヶ里遺跡は、長年の発掘調査で学術的な価値が非常に高い多様な出土品が発見されています。佐賀県が世界に誇る大切な財産です。そして、この吉野ヶ里遺跡など、県内の遺跡から発掘した出土品は、コンテナ十五万箱と膨大でありまして、現在、複数の収蔵庫に分散して保管している現状です。学術的価値が高い出土品が、いわば眠った状態となっております。

この吉野ヶ里の出土品への対応につきましては、県議会や県民の皆さんから何度も意見をいただいております、私自身もできるだけ早くうちに取り組みたいものだと考えておりました。

そして、昨年十月に現在の保管されている蔵を確認したわけですが、ども、かめ棺や土器片などの出土品が所狭しと積み上がっておる状況でございます。ふだんは見ることができない価値ある本物なのに、それがあふれかえっている現状に触れ、これらをきちんと収蔵しつつ、多くの方々に体感してもらうことができないかと考えたわけです。

そこで、いわゆる「TJE博物館」というんではなくて、そして、単なる収蔵庫でもない、吉野ヶ里だからこそできる見せ方をデザインできないかとみんなで考えて、「魅せる収蔵庫」に取り組むこととしたわけ
であります。

今年三月には高度な専門知識、研究力を持つ東京大学総合研究博物館と連携協定を締結しました。そして、四月からは具体的に基本構想、基本計画の検討に入っております。

東大博物館と共に、吉野ヶ里遺跡という歴史的価値の高いフィールド

で本物の膨大な出土品を、ガラス越しではなく、じかに見せる、来場者が二千年前の弥生時代の出土品と同じ空気を共有できる新たな収蔵モデルを創造したいと考えています。これは、全国の自治体の皆さんが抱える国家的な課題である収蔵問題の解決にも資するプロジェクトになるのではないかと思います。

今年五月、この事業の補助制度の創設を文化庁に対して政策提案した際にも、先導的な取組として評価されて、どんな支援ができるのか検討させていただきたいと前向きな発言もいただきました。

議員御指摘のとおり、資材価格等が高騰している中、国の支援や財源面での工夫など、財政運営に配慮しつつ整備に向けて検討を進めさせていただきます。

お話しいただきましたように、今年三月、吉野ヶ里歴史公園では、遺跡の歴史的価値を大切にしながら、官民連携で整備した施設、「スノーピーク グラウンズ吉野ヶ里」がオープンしました。

オープン後の二週間で約九万人が訪れ、令和七年度の来場者は七十八万人を超え、開園以来最多となりました。特に若い世代や三世代家族など、これまで少なかった層の来場も増え、歴史公園全体に活気があふれております。修学旅行など、中学生のときに来たんだけど、それ以来ですという方も、私も多く耳にしております。

公園東口に設置する「魅せる収蔵庫」を光るものとすることで、西口、北口のグラウンズとつながり、吉野ヶ里公園駅から神崎駅までのゾーンが結ばれることとなります。「魅せる収蔵庫」をフックに吉野ヶ里歴史公園が周辺エリアを周遊する拠点となり、東部地域の大きなエンジンとなり得ると私は考えます。

この吉野ヶ里に追い風が吹く中で、「魅せる収蔵庫」は本物の価値と圧倒的な量で来場者を魅了し、その心を震わせるような施設とすべく整備していく所存であります。

続きまして、離婚後の共同親権について、特に改正民法の関係についての私の所見について申し上げます。

令和八年四月の改正民法の施行によりまして、離婚後の子の養育に関するルールが見直されました。改正の主なポイントは、共同親権、そして、法定養育費の導入であります。

父母の話し合いによって離婚後の共同親権が選択できるようになりまして、子の養育に父母が共同で責任を持つ枠組みができました。離婚後の共同親権が選択できるようになったことで、子供にとっては両親との関係を維持しやすいこと、父母にとっては子供の転居、医療、進学、就職など、重要な事項に関与できるなど、協力して子の人生を支えていくことなどのよさがあります。子供に関する重要な決定にとって、父母双方がしっかりと考えた上で行われることで、子供も父母双方が自分のことを考えてくれると感じやすい点は子供にとってよい面ではないかと思えます。ただ、これは父母がお互い自由に話し合い、協力することができる関係であることが前提でもあります。

逆に、こういった転居だったり医療だったり、子供に関して重要な決定について、父母の合意ができない場合は迅速な決定が必ずしもできなくなるということになりまして、子供の不利益になるのではないかとといった課題もあろうかと思えます。こうしたことから、単独親権か共同親権かも選択できる制度となっております。

さて、離婚に至る各家庭の事情は複雑で一つ一つ異なります。離婚後

の家庭の形にも様々なものがあるわけであります。

県はこれまでも、子供の最善の利益を考え、様々な家庭の事情に寄り添って、離婚後の子の養育に関する制度の紹介だったり、弁護士等による専門的な相談へのつながりだったり、DVや虐待が懸念される場合には、児童相談所や女性相談支援センターなどと連携した支援などに取り組んでおります。

今後、画一的な判断の難しさがある中で、子の共同親権の制度がどのように用いられるかが重要なポイントになると思います。今後の運用が大切です。

議員からお話があったように、親子交流だとか、養育費だとか、心と物、物心両面で、これは両方しっかりと考えながら、子供のことを何よりも最優先に考えた運用がなされなければなりません。

我々も、「子育てし大県」を掲げる中で、このたび共同親権という新たな選択肢が導入されたことも踏まえて、子供にとって幸せに導くような運営となるように心がけ、取り組んでまいります。

続きまして、CSO誘致政策についてお答えします。

まず、その本質についてどう考えているのかというお尋ねでありました。

私は、様々な地域課題の解決のためには、地域の皆様の自発的な取組や志を持つCSOの存在は大変大きな存在だと考えています。さらに誘致CSOは、国際協力や災害支援など世界との結びつきが強いものが多く、様々なネットワークが図られ、県にとっても、CSO自体にとってもありがたい存在です。CSOというのは、県内CSOにとってもありがたい存在です。そのため、私は知事就任直後からCSOの誘致に積極

的に取り組んできておりまして、いわゆる企業誘致とは別に、大切にするものとして「志の誘致」という名前で呼ばせていただいております。

もともと県内には、多様化する地域課題に自発的に取り組むCSO、佐賀のことをもっとよくしたい、盛り上げたいという熱い気持ちを持ったCSOが活動しております。そこに多くの誘致CSO——今、十八あります——が加わって佐賀に根付き、県内のCSO、企業、学校など多様な主体とともにお互いの強み、ネットワークを生かし、苦しんでいる方への支援や、行政では行き届かないサポートなどを実現していくことは、佐賀県民の幸せに大いにつながっていると私は認識しています。さらに言えば、CSOの様々な志を持つ人材のネットワークは、佐賀県の人材育成の観点からもかけがえのないものとなっていると考えます。

下田議員から、CSO誘致政策の本質とはという難しい問いかけをなされましたけれども、あえて言うならば、人が人であり続けるための佐賀らしい明るい未来を志向した営みと申しておきたいと思います。

続きまして、その成果をどのように評価されているのかというお尋ねでございました。

誘致CSOとして、これまで十八団体が佐賀に進出しております。第一線で活躍するCSOが佐賀に集積しております。そして、県内CSOとしっかりと連携していただいております。佐賀だからこそできるきめ細やかな支援を実現しております。国際活動だったり、災害対応だったり、子供の支援だったり、様々な分野に至ります。

例えば災害ですが、災害対応のノウハウを有する誘致CSOと県内CSOが連携して、「佐賀災害支援プラットフォーム（SPF）」を結成しております。今、六十七団体で構成しております。こちらは今、佐賀県

の災害対策本部にも参画いただいております。

令和元年、三年、五年の豪雨災害の際には、このSPFと行政、社会福祉協議会、三者が連携し、迅速できめ細かい支援活動を行いました。さらに令和七年三月には、この三者に企業を加えた四者で「災害支援の四者連携促進に関する協定」を締結いたしました。「Quad Link」と名づけたこの四者で、平時から顔の見える関係をつくり、災害時の迅速な対応に備えているわけでございます。この話はきのう、田中議員のところでも触れさせていただきました。

また、子育ての分野です。赤ちゃんの虐待事件に心を痛めた誘致CSOスタッフの発案で、誘致CSOと賛同した県内CSOが自治体と連携して、孤立や不安を抱えやすい産前産後の親子に寄り添った活動、「こども宅食赤ちゃん便」というのを実施しています。スタッフの方々が、例えばDV、貧困など困難を抱えた妊婦や親子を訪問し、対話の時間を持つことで不安感を解消したり、悩みを解決するための必要な支援につなげております。そのほかにも、医療的ケア児の体験活動支援というのも行っております。SAGAアリーナにスポーツ観戦に行ったり、映画を見ていただいたり、そういったところに大いに活躍いただいております。そのほか、LINEを使った無料相談など、若者の支援といった取組も今生まれております。

こうしたCSOの活躍は、我々が誘致を進めてきた成果とも思いますし、誘致してきたCSOがまたさらなる誘致をするという好循環も生まれております。こういったネットワークが広がっていることを大変うれしく思っております。

次に、今後のビジョン、次なるステージについてのお尋ねがございま

した。

「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり。」を進める佐賀県にとって、骨太な人材の育成は大切な取組であります。教育の分野においては、これも議員から御紹介がりましたが、誘致CSOが県内の私立高校と連携し、学校のカリキュラムの一環として、グローバル人材育成事業を実施しています。さきの会でも、東明館高校の生徒たち、高校生がウガンダやカンボジアといった海外へ渡航して、現地の課題解決に向けた実践的な活動を行っているという報告について、大変頼もしく思いました。こうした活動を行った生徒の中には、卒業後、世界や地域の課題解決のための計画を自ら発案し、仲間を集めて実践している若者もいます。

こうした、これまで申し上げた事例は、いずれも誘致CSOと県内のCSO、企業、学校などが一緒になって、お互いの強みとネットワークを生かして取り組まれてきたものであります。私は、こうしたすばらしい取組を応援するとともに、県内の市町、企業、そして県民の皆さんと共に、CSOが活躍する社会のすばらしさを共有していきたいと思えます。

県内CSOと誘致CSOの十八、これからも人のすばらしさ、人と人が織りなすすばらしさを原点に、新しい価値を、この佐賀県に、日本に、地球にもたらしのが楽しみでなりません。佐賀県、佐賀県民と共に成長すべく大切にしていきたいと考えています。

●前田政策部長 登壇Ⅱ私からは、鳥栖市の土地活用についてお答えします。

鳥栖市の成長ポテンシャルの認識、それから、土地活用の方向性について御質問をいただきました。

鳥栖市を含む県東部地域は、高速道路や鉄道など九州の高速幹線鉄道交通網のクロスポイントでありまして、交通の要衝でございます。その立地特性によりまして、多くのリーディングカンパニーが進出する産業集積地となっており、最近では久光製薬の研究拠点が鳥栖市内に移転しましたし、アサヒビールの新工場も建設されます。また、県、鳥栖市、民間事業者による官民連携型の大規模な産業用地開発プロジェクトであります「サザン鳥栖クロスパーク」の取組も進められています。こうした土地需要の高さもあり、佐賀県の令和八年地価公示における工業地の地価上昇率は全国一位となっております。

企業進出の需要の高さに加えまして、住宅需要も高い状況ですが、議員からありましたとおり、産業用地や宅地の供給は十分ではないという課題もありますので、新たな受け皿をつくる必要があると考えております。

令和七年国勢調査の結果を見ますと、日本全体が人口減少にある中、鳥栖市は前回調査であります令和二年と比較をいたしますと、人口が増加しております。鳥栖市のポテンシャルを引き出していくことは、佐賀県のさらなる発展を牽引する成長のエンジンになると認識しております。今後、この鳥栖市のポテンシャルをさらに引き出していくためには、県と鳥栖市が連携しながら、まちづくりを進めていくことも重要だと考えております。そのためには、鳥栖市が市民の思いを受け止めつつ、大きな視点でまちづくりのランドデザインを示すことが大切で、その点については県も一緒に考えていきたいと思っております。

県と鳥栖市が連携した取組の一つの例ということで申し上げますと、鳥栖駅の東側エリアの活用がございます。鳥栖市では地域のさらなる発

展に向けまして、新たに鳥栖駅に橋上の改札口を設置するということが発表されております。

こうした中、駅の東側エリアの活用、ひいては鳥栖市全体のさらなる発展につながるよう、昨年十月に鳥栖駅の東側エリアで「TOSU NESTIVAL 2025」を初めて開催しました。音楽、食、スポーツ、アート、町歩きなど、多彩な文化的要素を組み合わせた都市型フェスティバルとして展開をしまして、企業立地が盛んな鳥栖の強みを生かしまして、誘致企業と連携したコラボや物品販売、ワークショップなどを実施しました。この「TOSU NESTIVAL」は、今年も十月に開催することとしております。

このようにポテンシャルの高い鳥栖市の土地をどう活用していくのかということは、県全体の土地活用のランドデザインを考えていく上でも重要なポイントとなります。時代とともに土地活用を取り巻く状況が変わってくる中で、この地域のポテンシャルが十分に生かされ、それが県全体の発展につながるよう、将来を鳥瞰的に見据えながら鳥栖市と共により一層の取組を進めたいと思っております。

私からは以上でございます。

●横尾県土整備部長 登壇 Ⅱ 私からは、鳥栖市の土地利用につきまして、鳥栖市の区域区分に対する県の認識についてお答えいたします。

市街化区域と市街化調整区域を分ける区域区分、いわゆる線引きにつきましては、鳥栖市におきまして人口の増加が進んでおりました昭和四十八年に定められております。その後、人口動向や土地利用の実情、住宅需要の見込みなどを勘案して、適宜見直しを行ってきたところでございます。

具体的に言いますと、住宅地につきましては、平成二年に弥生が丘地区、そして平成四年に蔵上地区を。そして、産業用地につきましては、平成十六年に鳥栖流通業務団地、現在のグリーン・ロジスティクス・パーク鳥栖になりますが、そこを。そしてまた、駅の周辺の土地利用といたしましては、平成十九年に新鳥栖駅西側、新鳥栖駅のそばでございますが、新たな市街地開発の計画に合わせまして線引きを見直してきたところでございます。

線引きにつきましては、無秩序な市街地拡大の防止ですとか、インフラ整備の効率化などの観点から、計画的な土地利用の誘導などに一定の役割を果たしてきたものというふうに認識しております。また、近年では人口減少が進んでおり、時代とともに町を取り巻く状況も変化している中で、全国的には都市機能の集約化、コンパクトなまちづくりといった議論もなされているような状況でございます。

土地活用と区域区分の現状と課題でございますが、鳥栖市は高速道路や鉄道などが交差する交通の要衝でございます。現在におきましても、その立地を生かした企業の進出ですとか、それに伴います住宅需要が高い地域でもございます。さらなる成長のための産業用地の確保、そして住宅用地が少ない、不足しているといったことから住宅用地の確保が求められていると思っております。

その一方で、現状の市街化区域の中でまとまった開発用地が確保しにくく、市街化調整区域に土地を求めるケースがあるなど、土地利用の需要と供給にミスマッチが生じていることもあり、そうしたことが課題であるというふうに思っております。

こうした課題に対応するために、市街化調整区域におきましても、地

区計画などの都市計画制度を活用いたしまして、一定の開発を進めることについて、現在、鳥栖市と調整を行っているところでございます。

鳥栖市におかれましては、新たな住宅地などの確保につながりますよう、昨年四月に市街化調整区域における地区計画の運用基準の見直しが行われておりまして、地区計画の面積要件を緩和されております。

県といたしましては、地区計画の活用によります開発計画の検討状況を踏まえながら、鳥栖市の描く土地利用の将来像の実現に向けまして、線引きの見直しについて鳥栖市と協議を進めていきたいというふうに考えております。鳥栖地域のポテンシャルが十分に生かされ、それが県全体の発展につながりますよう、将来を見据え、大きな視点で鳥栖市としっかりと取り組んでまいります。

私からは以上です。

◎大草男女参画・こども局長 登壇Ⅱ 私からは、離婚後の共同親権についてのお尋ねのうち、二点お答えを申し上げます。

初めに、現状と課題についてです。

県では、佐賀県ひとり親家庭サポートセンターに相談窓口を設置し、離婚前後の父母からの相談をお受けしております。

そこでの相談内容としては、子供の養育を考えると、単独親権ではなく、共同親権にしたほうがいいんだろうかといったことや、相手と関わりたくないのに、単独親権にしたいが、どのように進めたらいいのか。DVで子供を連れて避難しているが、親権や養育費を得るにはどうしたらいいんだろうか、そういった様々で切実なものが寄せられております。離婚後の子の養育に関する相談については、子供や家庭の状況は様々であること。子供への虐待や配偶者間のDVが潜んでいる可能性もある

こと。父母の話し合いでは解決が難しい場合があることなどがあり、相談をお受けする上では画一的な判断、対応の難しさがございます。

こうしたことを踏まえ、子供にとって最適な選択につなげるためには、離婚に至る様々な事情がある中で、父母の協力関係をどのように取っていくのか、そういったことが重要だと認識をしております。

次に、県の対応についてです。

県では、これまでも相談窓口において、御家庭の状況に応じた相談支援を行ってまいりました。相談対応に当たる市町の相談員に向けては、共同親権、法定養育費、親子交流に関する制度の内容を分かりやすく情報を届けております。また、共同親権や養育費などをテーマにした研修を重ねております。

相談をお受けするに当たって大切なことは、子供の思いはどうなのか、子供の人生にとって何が最善かに思いを巡らすことだと思っております。相談窓口において、一つ一つ事情が異なる御家庭に寄り添った対応、支援につなげていけるように努めてまいります。

そのためにも、県や市町の相談員が養育費や親子交流の取り決め、共同養育計画の作成などの共同養育に関する制度への理解を深めていくよう取り組んでまいります。

子供のことを最優先に考えながら、子供や家庭の支援に関わる関係者が連携して相談支援に当たること、父母の思いを子供の健やかな成長につなげていけるように努めてまいります。

私からは以上です。

●甲斐教育長 登壇Ⅱ私からは、外部と連携した高校教育についてお答えをいたします。

まず、これまでの取組についてですけれども、県教育委員会では、県立高校の魅力や強みを磨き上げ、県内外からの入学者の増加を目指す「唯一無二の誇り高き学校づくり」に取り組んでおりまして、これには外部との連携が欠かせません。

現在、それぞれの高校では、地元の市町やCSOをはじめとした地域の団体等と連携した探究的な学びや学校外での体験活動など、特色ある教育活動を行っています。

例えば、鳥栖工業高校では、県内企業と連携して、建設業に関する基礎知識の習得や最新の建設技術に触れる経験を積んでいます。

唐津西高校など唐津市内の複数の高校では、地元のNPO法人の応援を受けていまして、このNPO法人が、高校生が地域で自分がやりたいことを見つけてチャレンジしていったほしい、そういう思いで、そのための場やきっかけの提供、人とのつながりを後押ししてくださいます。そういったところの後押しを受けて、イベントの企画運営やボランティア活動に取り組んでいます。

玄海町では、地元の唐津青翔高校の魅力化とあわせて地域活性化を促進するため、町や高校、民間団体で構成するコンソーシアムが設立され、生徒と地域の協働が進んでいます。

また、学校運営協議会といって、大学や企業、NPOといった外部の人材が学校と一体となって学校運営に携わる仕組みを県内の十三の県立高校が取り入れています。これらの高校では、協議会の委員が地域と学校の橋渡し役として協働活動を推進しています。学校がこういうことをやりたいというんだったら、自分がとか、この人を紹介するよとか、この企業があるよというようなことをしてください。地域資源を活

用した教育活動が継続的に展開されております。

こうした学びを通して、生徒たちが自分たちの力で地域課題を解決しようとする探究的な学びや経験がたくさん生まれてきています。そうしたことが、地域への愛着や誇りの醸成につながっているようで、自分の学校を自信を持って中学生に勧めることができる考える高校生の割合というのも年々増加してきています。県外からの入学者数についても増加してきており、令和八年度は二百二十七人となっています。

次に、今後についてですけれども、議員から県立大学との連携についてもお話をいただきました。現在も専門家チームの先生方に高校生たちの探究プレゼン大会で講評をいただいたり、学校で講義をしていただいたりしておりまして、今、自分たちが学んでいることの意味を知ったり、この先、大学での学び、社会にどういうふうにつながっていくのかというところ、興味、関心の幅を広げる機会となっています。

AIの実装をはじめとするデジタル技術の進展により、知識へのアクセスが容易となる中、子供たちがこれからの社会を主体的に生きていくためには、高校教育においても、自ら課題を見だし、解決していく課題解決型の学びへと質的転換を図ることが求められています。そのためには、これまで以上に外部との連携を強化する必要があります。例えば、そうした外部機関との調整を担う専門人材を配置するなど工夫していきたいと考えています。

特に、令和十一年四月に、「チェンジ・メーカー」を育成する県立大学の開学を控えており、今の高校一年生にとつての進学先の一つになるということ、そして、小・中・高・大連続した教育の流れ、学びの流れというものを意識してまいりたいと考えています。従来型の手法や考え

方のアップデートが必要であると考えており、これまでのように先生が全ての知識を習得して教える授業から、生徒の学びたい、探究したいという意欲を起点に授業をデザインし、学びをコーディネート、必要に応じて外部の力も活用するスタイルへと転換していく必要があります。進めていきたいと思っております。こうした学びを通して、子供が自ら考え、判断し、行動できる力を育み、自分の夢ややりたいことに向かって挑戦していけるよう後押ししてまいりたいと考えています。

外部との連携により地域資源や様々な人々との出会いを通して、多様な考えであったり、価値観に触れて、また、地域課題解決などにチャレンジする経験を積むことで自分が将来どんな職に就きたいのかですとか、社会や地域の一員としてどんなふうに関わっていきたいのか、そういう自分の生き方を思い描くことにもつながっていくと思っています。

また、このような取組は、教育現場にとどまらず、若者の視点や発想を生かした地域活性化やネットワーク強化というところにも寄与できるのではないかと、そんな期待もしているところです。

現在取り組んでいる学校の魅力化、唯一無二の取組を支えるための伴走支援や、先ほど申し上げました学校運営協議会の導入促進に加え、「さが高等教育構想プラットフォーム」を起点とし、県内の大学、産業界と連携を図って、外部との連携をより深めていくための体制を充実させていきたいと考えております。

佐賀が誇る地域の豊かなつながり、人、フィールドを教育資源として、これからの高校教育、学校づくりに取り組み、未来を担う人づくりに尽力してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

◎下田 寛君 登壇Ⅱ御答弁いただいてありがとうございます。全部再質問をさせてもらいたいと思います。

まず、収蔵庫に関して、知事、御答弁ありがとうございます。ただ、知事が言われている思い、あと社会的な背景、今の時世的な背景も踏まえて、私なりに理解をしているつもりです。ここで知事の思いは分かっています、もう一步踏み込んで、この事業は、できればやりたい事業ではなくて、佐賀県として実現を目指すべき大切な事業とされていて、その辺り、その件について伺いたいのと、ですので、スケジュール感を持って取り組んでいただきたいと思っっているんですけど、この点について、知事の決意をお伺いしたいと思います。

続いて、この流れで——すみません、五番へ飛んでいいですか。鳥栖市の土地利用についてということで、政策部長と県土整備部長から御答弁をいただきました。

ぜひスピード感を持って取り組んでいただきたいと思っっているんです。今、分かりました。御答弁いただいた内容に関しては理解をしました。ただ、現場というか、これはどこの市町でもあるあるだと思うんですけど、市町からすると県がなかなか動いてくれない、県からすると、これは市町がまず決めることなんです。そのはざまの中で、かんかんがくがくやりながら進んでいくものではあると思うんですけども、佐賀県としては今年からわざわざ部を——部というか、部署を改編してまでランドデザインを描いていくという意思を示したわけなんです。というのであれば、やっぱり佐賀県としては、より鳥栖市——今、鳥栖市の話をしていますけれども、基礎自治体に、もっと俺たちはこういうふうにくんだというような意思を示していただいた上で地元を引っ

張っていただきたいというふうに思っっております。

その上で、ぜひスピード感を持ってやっていただかないと、いろいろ少しずつ進捗しているのは分かるんですけども、早くやらないと人口がどんどん逃げていってしまう、産業も逃げていってしまう、人口減少がどんどん進んでいってしまう。この点に関しては、地元任せるのは分かるんですが、県としても相当な危機感を持って進めていただかなければいけないと思っっております。この点について再質問を行います。

あと共同親権についてですが、これもまあまあ、今の社会的な情勢も踏まえた上での答弁をいただいて理解をしました。

僕は結構、全国の「こども計画」とかを見ていると非常に興味深くて、共同親権の概念が出る前は養育費に関して語っているところが多いんです。でも、この共同親権の議論が出てきてからは、養育費と親子交流とかがセットで出てきているようなものが見えてきます。あと特徴的だなと思っって、全部は見えていないんですけど、例えば、広島県なんかアンケート調査を行った上で、その上で課題を抽出して目標設定まで行っって、こういった、今議論しているものを進めようとしています。あと関西圏は結構進んでいるところが多いという印象があります。じゃ、その中で九州はどうかとなると、九州はまだこれからというところが多いみたいなんです。であれば、「子育てし大県」を掲げている以上は、局長を中心にこの共同親権、共同養育が進んでいくための手法というの、どんどん進めていって、ぜひとも九州のトップランナーを目指していただきたいと思います。この点について質問いたします。

あとCSOについて、これまたちょっと知事になるんですけど、答弁いただき、ありがとうございます。

知事の答弁を伺って、イメージとしてワンフレーズ浮かんできたのが、佐賀のこれからの人材育成というのは、大いにこのCSOだからこそできる、CSOが集積して様々な価値を生むからこそ、新しい人材がどんなに育まれていくというような土壌が、今つくられていっているんだというものを感じました。さらには、これは世界を超えて地球に対してということでもありましたので、本当にそういう視点で取り組まれていこうと思っているのだと思います。

また、教育長のお話ともリンクするところにあると思うんですが、さっきいわゆるSIGMAのこととかも話があったりして、この会議は知事と教育長が出席されて、さらに多くの方々が出席されている中、当然、CSOもいらっしゃる中で、佐賀県版の人材育成モデルというものが、様々なCSOを絡めてこれからの佐賀県にとって大きな一つの軸になっていく、新しいうねりが動く軸になっていくものだと感じております。この考え方について知事の見解を求めたいと思います。

あと、高校改革について、教育長にですけれども、外部の人たちを配置する工夫をしたいと、外部の力を積極的に活用していきたいというようなお話まで、かなり踏み込んで議論をいただいたというふうに思っています。

それでは、教育の仕組みそのものを再設計するという強い意志、この再設計の先にどういった学校像を描いているのかというところを改めて、より解像度高くお話をいただきたいと思います。

そして、教育長からありましたが、教育委員会というか、学校だけでは完結しない学校づくりというのがこれからは求められているわけで、そこに佐賀県としてももう乗り込んでいるわけです。ということは、

教育部だけではなくて、知事部局ともかなり密な連携をしながらこれらの高校というのがさらに変わっていくというようなイメージを持っていていいのかどうか、この点に関して教育長の考えをお伺いして再質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

●山口知事 登壇Ⅱ下田議員の再質問にお答えします。

まず、「魅せる収蔵庫」に関してです。

私が知事に就任してから、吉野ヶ里に博物館を設けてくださいという声はいろんなところから聞こえてまいりました。県議会の中でもそういった声は何度かあったと思うんですが、私なりに、そのゴールというか、姿がまだ腑に落ちないというか、昔やったことはあるけれども、財源で国との調整がうまくいかなかったという経緯は聞いておったわけなんですけれども、それでもその財源が整備されれば、いい博物館ができるのかなというところの自分なりのイメージというのができなかったもので、いつかはやりたいけれども、そういう環境を整えたいなというふうに思っていました。

でも、そうしているうちに、あの五万箱の箱というのは極めて劣悪な環境の中にあるわけで、その辺りはずっと切迫感を感じながら、何か出口ないかなという思いでいたわけですけれども、自分でいろいろ考えて、様々な、それこそ世界のいろんなもの、そして、日本中のものを見てみると、何かつくられた展示をつくって、これを見てくださという形よりも、何か収蔵して、それをしっかり文化的に保存している営みのような、息づいている姿を感じてもらえるような形になればいいなと思っていたところ、東大博物館にその端緒を感じたんですね、東大に行くとき、たまたま見たときにですね。それを一つの端緒に、今回は東京大学の総

合研究博物館が、吉野ヶ里遺跡であれば、これほど世界的な遺跡なので、もともとビッグネームでありましたから、連携したいという話になって、とても何か自分なりに行く末が見えてきたわけです。で、文化庁に話をしたら、それは国家的なテーマでもあったので、そういったものをどうしようか。そして、佐賀県得意のチャレンジ、挑戦をして、何とか財源はいろんなところで工夫をしながら前に進めていきたいというふうに思いました。

ということで、八谷議員の質問にもお答えして、「魅せる」とつけさせてくださいと、単なる収蔵庫じゃありませんと、先ほど答弁しましたけど、その息遣いというものが二千年前の息遣いにつながるものであるならば、壮大なドラマが感じられるのではないかとこのところに行き着いたわけです。

ということで、スピード感を持って、相手もありますし、一緒になっ
て考えるわけですから、そういったものはありますけれども、非常に東
大さんもやる気なので、いいプロジェクトとなるというふうに私は思っ
ております。ぜひ御期待いただきたいと思います。

続きまして、CSOの話です。

私は、CSOの皆さんとお付き合ひしていて、人の思いの志の固まり
と向き合っている気がしてならないのです。やはり人って人だなと思う
し、人と人が志でつながると、とてつもないパワーとかができるなとい
うふうに思いましたし、実は「PLA PLA」も、ああやって地域か
ら何かやっていくという考え方はとても貴いなというふうに思いました
し、ついつい我々は国と国との関係で、協定で整理するものとか考えが
ちなんですから、いや、実はそうじゃなくて、いろんな人の思いと

いうのは何かを破っていく強いエネルギーになるのではないかなという
思いを感じさせていただいたのは彼らであって、であるならば、佐賀県
だからできないじゃなくて、佐賀県の思いが、人の思いが強ければ、世
界の海をも変えるんじゃないのかなという考え方に変わっていったこ
ろがあります。

ですので、やはり自分でそもそも知事になったときに考えた、人を大
切に、人を基軸に県政をやっていくんだということを、様々なプロジェ
クトで、さっきの「魅せる収蔵庫」もそうですし、CSOの皆さんもそ
うです、県内の様々な我々のプロジェクト自身も人を生むような形でつ
くっていかねばいけないと思いますし、県立大学もそういった中の
一環として、小・中・高と連携しながら佐賀県の人づくりに資するよう
にしたいと思います。そこにこれまで佐賀県で頑張ってきた産業界の皆
さんだったり、農林水産業だったり、福祉で頑張っているみんなだつた
り、そういった仲間が巻き込み型で行うとしたならば、おのずと、我々
とか県議会が図らずとも、自然な形で「人財大県」が」というもの
が実現できるのかなと私は思っております、やはりCSOの皆さんも
含めて、人というものに見詰め合いながら、これから政策を練り上げ
ていきたいと思っております。

●前田政策部長 登壇Ⅱ再質問にお答えいたします。

まちづくりとか土地活用ということについては、市町が主体的に取り
組んでいくべきものではありますが、とはいえ県全体の土地活用のグラ
ンドデザインがどうなるのか、どう描かれていくのかということは、市
町にとっても大きく影響してくることになると考えております。そして
人口減少時代の中で、県全体の土地活用の在り方を考えていくことは喫

緊の課題であるというふうに認識をしております。こうしたことを各市町としっかり共有していきたいと考えております。

県全体のランドデザインですけれども、県内の各地域の現状や課題、それから、ポテンシャルがどんなものがあるのかといったようなことについて、今、分析を行っております。県全体のランドデザインについては引き続きスピード感を持って取り組んでまいりたいと思います。私からは以上でございます。

●横尾県土整備部長 登壇Ⅱ私には、鳥栖市の土地利用についてスピード感を持って、早くやる強い意志を持ってということでございました。先ほど答弁もさせていただきましたが、スピード感を持ってということ形でいきますと、市街化調整区域においても、地区計画などの都市計画制度を活用してというお話もさせていただきました。

具体的に、鳥栖市さんと県のほうは、政策部、県土整備部が入って具体的な話を、具体的な場所で、こういった手法でやるのかという話を一つ一つ検討しているところでございます。

引き続き、具体的な姿が早く見せられるように、スピード感を持って、スケジュール感を持って対応したいと思います。

私からは以上です。

●大草男女参画・こども局長 登壇Ⅱ私からは共同親権についてお答えをいたします。

共同親権、共同養育が進むようにというお尋ねでございました。

子供には父母の愛情を受けて育ってほしいという願い、これは根本にある思いだと思います。あわせて、様々な家庭の事情に寄り添うことも大切なことでございます。

「子育てし大県」を推進する中で、子供のことを最優先に考え、父母の思いが子供の健やかな成長につながる選択につながっていくように努めてまいります。

●甲斐教育長 登壇Ⅱ再質問にお答えいたします。

私が、どういうふうにしていきたいのか、今考えている学校像というお話がございました。

高校というのは、ほとんどの人が教育を受ける、ほぼ全員が受ける最後の教育機関だと思っています。そこでも社会との橋渡しをするというのが大きな役割だというふうに思っています。教科を学ぶ、専門技術を学ぶというところから社会につながっていくところを意識していきたいと思っています。

これまで正解のある問題を、いかに正確に早くということが中心だった。そういうところから、やはり答えのない問題、社会課題というのはほぼ答えがない課題だと思えますので、そういったところに自分なりにチャレンジしていくような、そしてそれは仲間と協働して解決していくということが大切だと思います、自分だけではないということ。そのために何が本質か話し合う、普遍的な価値は何かということも考える機会というのが、課題解決の学習の中には入ってくるというふうに思っています。そして、多くの人が納得する解を導き出すというような営みにしていきたいと、そういうイメージを持っています。

世の中の何といいますか、多数決ではないということ、自分さえよければではない、人ならではの営みというのが大切だというふうに思っていますので、大きいところでいくと、SDGsとか持続可能な社会とか、大きく言えばそんなところにつながっていくようなイメージを持ってい

ます。

それから、学校だけでは完結しないというお話もございました。今、「佐賀らしい探究学習推進事業」をやらせていただいていて、探究学習プロジェクトチームというのを事務局内につくっております。今まで高校が一つ一つつながっていたところから、大学や企業、CSOなど分野の専門家からアドバイスをいただけるようなネットワークを構築していくこととしております。

それからもう一つ、知事部局との連携というお話がございました。

連携は今も行っていますし、さらに関わりを強くしていったって、社会とのつながりというところで大きくそこはつながっていききたいというふうに思っております。

子供たちが、これからの社会で自分らしく主体的に自分も他者も尊重して、よりよく生き、よりよい社会をつくっていくところ、それが教育の本質だと思っておりますので、尽力してまいりたいと思います。私からは以上でございます。

◎下田 寛君 登壇Ⅱ御答弁ありがとうございます。再々質問させていただきます。

収蔵庫に関して、知事の思い、背景等も聞かせていただきました。期待します、期待していますし、やっていただきたい。やっぱり僕も個人的には、鳥栖市内とか僕の周りにも発掘というか、当初、吉野ヶ里遺跡を守るために頑張った人たちの息子さん、娘さんとかがいっちゃったりするんですね。そういう人たちから、今の吉野ヶ里すごいねという喜びの声をいただいたりしているということもあったりして、思い入れが個人的にもあります。なので、いろんな背景の中で、ぜひとも進めて

いただきたいという要望を言わせていただきたいと思います。

あと、鳥栖市の土地活用等について御意見いただいてありがとうございます。スピード感を持って取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願います。

共同親権に関して、まだこれはこれからというところもあるので、そういった答弁だったんだと思います。

いろいろまた部局内でも議論をしていただいて、佐賀らしい政策がしっかりと推進されるように、子供たちが守られる政策を推進していただきたいと、これも要望させていただきます。

それで、CSOに関して知事から答弁いただきました。まさにそうだと思います。いかに人が焦点になっていくのかというところがあると思います。

教育長の先ほどの答弁も含めて、すごい気になる点があったんですが、これから知事部局と教育部局が連携していくのは当たり前、既存として実際やっているのは当たり前な前なんだと思うんです。ただ、この部分とこのをより強固に見える形で推進ができれば、人に対してより分かりやすくメッセージが伝わるんじゃないかと思うというか、感じました。なので、知事にはCSOのことというのは、さっき大学の話とかさせてもらいましたけれども、当然ですが、大学も高校も全部ひくるめた上で、いかに人材教育をし、新しい人材が育っていくのかというような、人材育成モデルみたいなものをこの際、構築したらどうかというふうにも感じましたが、そういった考え方についてお尋ねをしたいと思います。

あと、教育長からもお話をいただきました。これからとにかく進めて

いくという教育長から決意のお話をいただいたと思っています。その上でなんですけれども、外部の力を活用するということなんですけれども、これは国が進めているようなお話の中で、さっき協議会の話とかありましたが、国のほうでは教頭レベルで、こういった外部の人を配置したいというようなことも議論がされています。

また、現に今ではコーディネーターという形で、今二人、県内に配置されていますが、そういった方々に関してどの点を注力していくのか。また、外部の力を配置するに関しても、どなたが権限を持つてあるのか、校長先生一人ではきついと思うんです。もしかすると、これからの教育の形としては、また新しい形があるのではないかなというふうにも思っています。この外部の力というところをより詳しく、今の現時点でのイメージ等を御説明いただきたいと思っています。

これで再々質問を終わります。

●山口知事 登壇Ⅱ下田議員の再々質問にお答えします。

まず、CSOの皆さんが人材育成をするってすごいなと思うのは、せんだつてのときも東明館の高校生たちがウガンダとか、カンボジアとか実際に行つて、こんなにも高校生というのは成長するのかなと思いましたが、例えば、うちの事業で司書を大切にする中で、ビブリオバトルといって本を読んで発表会するんですけれども、こんなに人って成長するのかなと。要は人間ってきつかけを与えてそれに取り組むと、いつになつても成長していくという姿というのはすばらしいなと私は思いました。

その中で、教育委員会と知事部局というものの重なりも最近が増えてきて、この総合教育会議という文科省がつくってくれた仕掛けですば

らしいなと思っていました。私も今まで、知事になる前、ほかの県に行っていましたけど、教育というのは遠かったんです。ほとんど独立した組織のような形になっていて、なかなか首長が教育に触れるというのをアンタツチャブルみたいな雰囲気があったので、それってちゃんと首長が政治的なことさえしなければ、もうちょっと教育にコミットして、一緒になって人づくりしてもいいのになというふうに思っていたので、最近はその辺りが総合教育会議という観点で、教育委員の皆さんとも教育長とも自由闊達にオープンな場で議論ができていたので、それがきつかけに大きくいろんなものが変わってきました。

先ほどの議論も聞いておりましたが、小・中・高はやはり今までずっと教育委員会の範疇というところでやってきまして、我々知事部局が産業界とか、社会人になってからの人材教育というシステムを持っているわけなんですけれども、そこに、何度も申しますけど、大学の部分で断絶ができていて、実際、人は大学を通つていく方が増えてきて産業界に行くわけなんですけれども、その標準装備が佐賀県にはなかったもので、これができたら県議会でもいろんな議論ができます。我々ももっと一貫通貫的に人材育成を取り組むべきだという話がもっと活性化して佐賀県がよくなるなというふうに思いますので、議員がおっしゃるように、様々な個々の主体が頑張つて、それが連携していくことのすばらしさというのは、むしろこれから、この教育というものの、特にリカレント教育もとても大事になってくるので、全ての佐賀県民が少しでも人材としても成長できるような、そんな環境をつくっていききたいと感じました。

●甲斐教育長 登壇Ⅱ再々質問にお答えいたします。

コーディネーターについて御質問がございました。

今、県の事務局のほうにコーディネーターを配置しまして、各学校の伴走支援を行います。

先ほど少し申し上げましたが、専門家からアドバイスを受けられるようなそういう仕組みというものを、ばらばらじゃなくて県の拠点をつくって、そこに集積をしていく、知見を集積していくというような形。

それから、先生方は、今まで専門の教科を教えるというのが中心だったところから、今、探究学習というところに入っているわけなんですけれども、新しくやることなので、先生方一生懸命考えてやっていらっしゃるんだけれども、これでいいんだろかというお気持ちをやっぱりあるんですね。そうしたときに、外部から、これでいいんですよとか、もうちょっとここを工夫しましょうよとかという、そういう探究のスキルとか、マインドとかというところも、研修とか、そういうことを今度の「佐賀らしい探究学習推進事業」でやっていきたいというふうに思っています。

それから、外部とつながるといふところなんですけれども、何か探究担当の先生が一人いらつしゃるとかというのではなくて、高校にはそれぞれの専門教科の先生がいらつしゃって、それぞれに探究があると思っているんですね。そこにもいろんな専門分野があらわれていて、でも、その先生たちだけでは完結しない、もっとほかの知見も要るといふところで外部を借りるんですけれども、先生たちも多分、専門の教科というのは、自分が習っていたときに先生から言われて勉強してなったんではなくて、この教科が好きになったという先生たちだと思っています。だから、本当に主体的に探究的に学んでなられた先生だというふうに思いますので、そういうわくわくしたときの気持ちというものを大切にして

いただいて、子供たちのわくわくを育てていけるような、誰が探究しますよではなくて、全体的にその探究マインドというのを広げていけたらというふうに思っております。

私から以上でございます。

●野田勝人君（拍手） 登壇Ⅱ皆さんこんにちは。県民ネットワーク、野田でございます。

昨年六月も質問に立った冒頭に、東多久納所地区の伝統的果物であるビワの話をさせていただきました。この時期、ビワ畑が袋でいっぱいになって、ビワの色は黄色なんですけれども、袋の色で真っ白くなるというのが長年の状況だったんですけれども、それがほとんどなくなってきたというお話をさせていただきました。今年はさらに深刻になりました。

せっかく昨年はそういう状況で、当時の産業労働部長に、納所のビワを吉野ヶ里の地ビール会社につないでいただいて出荷するという大変大きな喜びをいただいたところですから、今年になってますます高齢化が進み、担い手がいなくなり、まず、牛津から東多久へ行く県道からはその風景は見られなくなりました。

あわせて、集荷場の老朽化、そして、それに伴って違う選果場のほうへ持っていくという、今度は運賃ですね、こういうったものが加算されて、物価高騰による肥料、農薬関係の高騰、そして、運賃までの上昇ということで、ますますこれが難しくなっていくんじゃないかというような話を生産者の方から伺いました。

私がお世話になっている方も、今年でこの木は切ってミカンの木に変えるということで、本当に残念に思う次第であります。どうか伝統的

な歴史ある納所のビワを持続できないものかなというふうに、一生懸命にお知恵を皆さんからお借りしたいというふうに思っています。

それでは早速、質問に入らせていただきます。

まず、人口減少社会について質問をさせていただきます。

先月二十九日に、国勢調査の速報値が、そして、今月三日には人口動態統計が発表されたところであります。国勢調査の速報値では、佐賀県の人口が戦後初めて八十万人を割り、人口動態統計では出生数が四千六百十一人と、前年から二百十三人減少し、十五年連続の減少となり、また、合計特殊出生率、これは十五歳から四十九歳の女性の年齢別出生率を合計し、その年の水準で一人の女性が一生に産むと仮定される子供の数を表す指標ですけれども、前年の一・四一から一・三八に減少し、これも六年連続の減少となっています。

この質問をするようになったきっかけに、この報道のときに、合計特殊出生率、九州では、第一位はやっぱり沖縄なんです、一・五二です。二位は宮崎で一・四六です。三位は長崎で一・四二、四位は熊本で一・四、佐賀は鹿児島と一緒で一・三八です。そして、七位に大分で一・三三、福岡は一・二二です。何と九州八県でお尻から三番目という数字に、私は、私は本当に衝撃を受けたんですね。もっと上かと思ったんです。

今後とも人口が減少し続けることは目に見えており、現在でも少子・高齢化の影響を大いに受けており、さらにこの先、佐賀県がどうなっていくのか危惧しているところがあります。

人口が減少していく要因の一つに、私の幼少の頃も含め、若者が地元のをさを十分に認識しないまま、進学、就職を迎え、県外へ流出してしまうことがあるのではないかと思っております。地域に住み続けるため

に、安心・安定感の醸成は、私はとても重要なことと考えており、基本的にしっかりとこをやっていくべきだと思っております。人口減の課題に対しましては、幅広く奥深い様々な分野での対策が必要と考えるところであります。

二年前に山梨県で開催された「全国過疎問題シンポジウム2024 in やまなし」に出席した折、その基調講演では、天野馨南子先生の「統計データが示す人口の未来の作り方」と題し、「長男跡取り文化からの脱却がなぜ重要なのか」とのテーマで講演がありました。天野先生はエビデンスに基づく人口問題の専門家であり、政府、地方自治体、経済団体などの人口関連施策アドバイザーを務める方です。

その中で、次の二項目に関心を持ちました。第一に、若い女性が去り行く社会エリアに自然増はない。女性は一度就職などで出る数は男性に比べると少ないのですが、出ると地元に戻らない傾向が男性よりも強い。結論として、女性に強いエリアのほうが過疎化はしていかない。女性が就職で出ていく自治体に人口増はない。ここが分かっているから、全国的に改善ができていないということでありました。

次に、人口の未来は令和の女性に選ばれる雇用でありと断言され、今まで長男跡取り文化が当然であったが、人口増には結びつき難く、よって跡取り女性戦略にすれば定着し、安定し、婿取りをするほうが容易に移住が成立する、これも統計から出ているらしいです。

要は、人口を減らさないためには女性の魅力ある雇用を増やし、流出を止めるという内容に、私は大変興味深く感心させられた次第であります。

県では「子育てし大県」や「プロジェクト65+」などの若者

の県外流出を食い止める施策など、様々な施策に取り組まれておられます。さきに述べました若者はもちろん、女性雇用を考慮した、県と市町が一体型となつて企業誘致に取り組み、県内での就職先を今以上に確保していくことが必要ではないかと思っております。

人口減少対策は、これをやればいいというものではなく、様々な取組が相まって効果を生んでいくものと考えており、県の各部署がそれぞれで取り組むのではなく、一体となつて取り組んでもらいたいと願うところであります。

そこで、次の点について伺いいたします。

人口減少の受け止めについてであります。

今回発表された統計データを踏まえ、佐賀県の人口減少についてどのように受け止めておられるのか。あわせて、女性の流出にも感じることであります。御所見を知事のほうにお願いしたいと思います。

次に、これまでの取組と今後の取組についてであります。

県ではこれまで、人口減少対策として様々な施策に取り組んでこられたと思いますが、これまでにどのような施策に取り組んでこられたのか、また、今後どのように取り組んでいくのか伺いいたします。

質問の二番目です。地域交通におけるタクシーの在り方について伺いいたします。

地方においては、成人のほぼ一人に一台の自家用車保有と言っても過言ではなく、それに加え、人口減少が進む中、路線バスは経営の厳しさや運転士不足の影響によって減便や廃止を余儀なくされ、全国的に交通不便地域では移動手段の格差問題が発生しております。

その解決策として、自治体によるコミュニティバスなどの導入が普

及してきました。それでも、該当しない地域やその周辺地域など交通不便地域の存在や、多彩で複雑化する移動需要の中での便数の少なさ、乗り降りするバス停の遠さなど、より柔軟で利便性の高い公共交通の必要性が課題となっております。

そこで、このような課題を少しでも解決するために登場したのがオンデマンドの乗り合いシステムであると認識しています。自分が行きたい時間に自宅や目的地近くで乗り降りできるようになり、時刻表に合わせるのではなく、自分の予定に合わせることができるオンデマンド交通サービスは、移動格差の解消はもとより、より高齢者の外出機会を創出するものであり、高齢者の免許返納の推奨が進む中、新しい交通システムとして一役を担うものと期待をしているところであります。

しかし、その一方で、安価な運賃と小まめな停留所などが特徴で便利なオンデマンドタクシーを利用することで、従来のタクシーを利用する人が減少していると聞くところであります。さらにオンデマンドタクシーに運転士や車両を割くことで、従来のタクシーそのものが足りないという状況となり、より市場が小さくなっていく負のスパイラルに陥るのではないかと危惧しております。

あわせて、以前は市外近郊から、例えば、私の地元多久まで夜のにぎわいを求めてくる人もいらっしゃいましたが、タクシーが減ったことで、そういった機会の減少にもつながっているのではないかと感じております。実際、私がタクシーを予約しようとした際も、時間帯によっては一時間待ちと言われたこともありました。

オンデマンド全体を見直し、中型バスではなく、小型で小回りがきく車両を一台でも増やすことは、結果、夜に運行するタクシー車両も増え、

少しでもまちづくりに寄与するのではないかと大きな期待がかかっていると思っております。県内の他の地域でもオンデマンドタクシーの導入が進められており、これからの普及も見込まれる中、同様の課題が生じる可能性があるため、地域交通におけるタクシーの在り方についてしっかりと考えるべきだと思っております。

今あるオンデマンドタクシーを否定するものではありませんが、タクシーとの共存共栄を図っていくことが、地域交通を維持可能なものにしていく上で大切であると考えております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

現状に対する県の捉え方であります。

本来、地域公共交通は市町が担うものでありますが、オンデマンドタクシーにより利用者の利便性が向上する一方で、先ほど言った問題などを踏まえ、従来のタクシーに影響を及ぼしかねない状況を県はどう捉えているのかお伺いいたします。

次に、現状に対する県の取組です。

こうした現状に対し、県はどのような取組を行っておられるのか。また、折しも六月一日より、軽自動車のタクシーが全面解禁となりました。この業界は環境としてどんどん変わっていくものであり、地方にとってはすぐ期待をしているところでもあります。県としまして、今後どう取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

問いの三番目です。担い手への農地集積、集約についてお伺いいたします。

本県においては、農業の担い手となる基幹的農業従事者数が高齢化や人口減少などにより今後さらに減少していくことが見込まれておりま

す。私はこのような状況の中で、スマート農機の導入や農地の大区画化などによる効率的な農業を進めていくためには、地域計画に基づき、農地を貸したい農家から、規模拡大や効率を図るために借りたい農家に貸し付ける、農地の集積、集約を進めていくことが、農業を持続可能なものとする大変重要な仕組みであると認識をしているところであります。

このような中、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が施行され、昨年、令和七年四月からは、それまで市町農業委員会が担っていた利用権設定等促進事業が廃止され、農地の貸借は佐賀県農業公社が行う農地中間管理事業へ一本化されることになりました。

これに伴い、農業公社が行う事業の契約手続すとか、賃料の受け払いなどに係る業務量が数年後には現在の三倍から四倍に増加が見込まれることから、体制の整備が急務となり、手数料として農地の所有者、いわゆる貸手、そして借手の耕作者の双方から賃借料の1%を徴収することとなっております。

しかしであります。僅かその半年後には推進体制の見直しを検討され、今年四月からは貸借の受付については市町へ委託されることとなつたと伺っております。

さらに、この見直しに関する県及び農業公社からの説明に対しては、一方的ともとられた一部の農業委員会からは戸惑いや懸念の声が上がったとも聞き及んでいるところであります。

二年前の議会でも、改正前の段階において、こういった徴収制度を含む体制の変更が、実は決定事項として、上から命令形という感が否めず、もっと地元として時間を割いた対応ができなかったのかと反発があったので、丁寧に説明をしてほしいという質問をさせていただいた経過があ

ります。

繰り返しになりますが、農地中間管理事業は担い手への農地の集積、集約を進め、地域農業の持続的な発展に資する重要な施策であると認識しており、その進捗に当たっては、農業委員会など、地域としっかり連携を図っていくことが必要と考えるところであります。

そこで、次のことについてお伺いいたします。

まず、農地中間管理事業の推進体制についてであります。

農地中間管理事業の推進体制見直しは、先ほども申し上げましたように、昨年四月に施行され、僅か半年後にはさらに見直され、窓口が市町へと戻され、市町が受けなければ農家は直接公社へ出向きなさいとの内容で、この四月から施行されているところであります。

今回、一方的とも捉えられる農地中間管理事業の推進体制の見直しに至った背景、そしてどのようなプロセスを踏んで市町へ説明をなされたのか。また、県として今後どのように本事業の推進に取り組んでいくのかお伺いいたします。

そして、次の質問は農地の集約についてであります。

限られた担い手で地域農業を維持していくためには、農地を集約し、効率的な農地経営に取り組む必要があるのですが、各市町では地域計画を策定するに当たり、集約について、現状は既に転出など、地権者不在であったり、高齢化による諸問題や、農機が壊れたタイミングなどで離農されることなどをよく聞くようになりました。

こういった現状を踏まえると、なかなか数年前にわたり見通しが立てにくいのではないかと考えますが、こういった現状も含め、県では農地の集約にどのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

大きな四番目であります。「山の博覧会」の開催に向けた取組についてお尋ねいたします。

県ではこれまで、地域に住む方々が自ら考え、地域資源を磨き上げていく自発の地域づくりを推進してこられました。

自発の地域づくりでは、地域資源の創出や、その価値を見だし、磨き上げていく活動の中で、住民同士のつながりが増し、自主的、主体的な参画によって地域づくりが図られていくものと思っております。意欲ある方々が県内各地で自発の地域づくりに取り組まれており、その取組が育っていることは大変評価しているところであります。

私自身、令和六年十一月に開催された「山の会議（仮）小城・多久ブロック」に参加させていただきましたが、そこで出会った自発の地域づくりに取り組まれておられる方々の熱い思いや行動力、そして視野の広さに大きな刺激を受けたところであります。

私の地元多久市には、鬼ノ鼻山というすばらしい地域資源があります。つい先日、鬼ノ鼻山でお会いした方々は、長崎県の平戸や福岡県の三潞から見えられたとお伺いいたしました。このように鬼ノ鼻山は県外からも人が訪れるような魅力的な山ですが、残念ながらその魅力は地元の方々に十分に知れ渡り、活用されているとは言い難い状況で、いつも何かしたいと思っております。

そこで、今年四月、「山の会議（仮）」にも参加しておられる多良岳山岳の愛好家の方々、そして地域交流部長をはじめ、さが創生推進課長さん、そして多久市総合政策課及び商工観光課の皆さんと鬼ノ鼻山に赴き、実際に登山を行ったところ、その自然環境や景観、登山の楽しさなど、非常に高いポテンシャルを有していることを改めて確認できたところで

あります。

このように鬼ノ鼻山などに代表される地域資源に対し、住民がその価値に気づいていなかったり、関心が低いことをもったいないと感じております。

また、地域資源を活用して自分が住む地域を盛り上げたい、元気にしたいという意欲はあるものの、具体的に何から始めてよいか分からないと悩んでいる住民がおられることも事実であり、このような住民への後押しは、地域に最も身近な市町にも頑張ってもらいたいと期待をしているところでもあります。

私は、従来から、地域づくりは人づくりと言われる考えに深く共感しており、自発の地域づくりに興味や関心を持ってもらい、自主的、主体的に関わってもらうためには、「山の博覧会」はとてもよいきっかけになると思っております。一方で、「山の博覧会」に自分はどう関わるかとができるのか、イメージできていない人も多いんじゃないかと思えます。

また、博覧会といえば、老若男女、皆さんがこぞって会場に出向くというようなイメージを持っているんですけども、なかなかこの「山の博覧会」はイメージできていない人が多いのではないかということを伺っています。

そこで、山博・緑化フェア事務局長に次の点についてお伺いいたします。

県では、今年四月から専任の事務局を設置し、「山の博覧会」及び全国都市緑化フェア開催に向けての準備を進めていると思っておりますが、「山の博覧会」に関わり、参加してもらおう方々を増やすためにどの

ように取り組んでいくのか。私は県内の各地域住民はもちろんのこと、市町の職員さんに届くことを切に願ひ、この質問をさせていただきます。以上四つの質問、よろしく御回答のほどお願いいたしまして、一回目の質問を終わります。(拍手)

●議長(宮原真一君) 暫時休憩します。

午後零時三分 休憩

六月十九日

令和八年六月十九日(金) 午後一時三十分 開議

出席議員 三十六名

欠席議員 一名

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	三〇番	大場芳博	二三番	宮原真一
二番	下田 寛	一六番	弘川貴紀	三一番	木原奉文		
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三二番	留守茂幸		
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三三番	石井秀夫		
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三四番	藤木卓一郎		
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三五番	土井敏行		
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三六番	石倉秀郷		
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三七番	岡口重文		
九番	中本正一	二四番	指山清範				
一〇番	野田勝人	二五番	定松一生				
一番	青木一功	二六番	八谷克幸				
一二番	古川裕紀	二七番	原田寿雄				
一三番	中村圭一	二八番	武藤明美				
一四番	富田幸樹	二九番	徳光清孝				

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	副知事	副知事	政策部長	総務部長	地域交流部長	県民環境部長	健康福祉部長	産業労働部長	農林水産部長	県土整備部長	危機管理・報道局長	文化・観光局長	S S P 推進局長	男女参画・こども局長	山博・緑化フェア事務局長	会計管理者	警察本部長	教育長	人事委員会事務局長
山口祥義	平尾健	引馬誠也	前田直紀	内田祐美	寺田博文	諸岡泰輔	金丸政樹	丸尾豊	井手宣拓	横尾秀憲	三角治	宮原浩二	光武香織	大草昭雄	江島宏	旗生康之	福田英之	甲斐直美	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会議事局長	同 副事務局長	政務調査課長	総務課長	議事課長	総務課副課長	議事課副課長	政務調査課副課長	議事課・記録担当係長	同 議事・記録担当主幹
真坂昇	藤田豊	大久保哲	田中信二	山口正敏	山田正弘	高田一	佐藤隆一	中村正典	篠田博幸

六月十九日

○ 開 議

●副議長（古賀陽三君） これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

野田勝人君の質問に対する答弁から開始いたします。

●山口知事 登壇Ⅱ野田勝人議員の御質問にお答えします。

人口減少社会について、佐賀県の人口減少の受け止めなどについてお答えします。

先日公表された令和七年国勢調査の速報値では、昨年十月一日時点の佐賀県の人口は約七十八万一千人、少子化の影響もあり、全国と同様に人口減少は続いております。これは対処すべき課題と考えています。

そうした中でも、二〇二五年の佐賀県の人口増減率は、五年前、前回の国勢調査では全国でよいほうから二十三位でありましたけれども、今回は十八位というところまで順位は改善しております。ちなみに隣県の福岡県は七位、長崎県は三十八位であります。五年後には、この増減率順位で福岡県に追いつく流れをつくっていきたいと考えています。

二〇二五年の人口移動では、佐賀県は二年ぶりに転入が転出を上回る社会増となりました。社会増となりましたのは全国で二十三の都道府県でありまして、九州では福岡、熊本、佐賀の三県でございます。

また、この十年間の日本人の社会増減に着目しますと、転出超過数は平成二十七年の二千七百人から令和七年の約千二百人へと改善をいたしております。

合計特殊出生率の全国順位は八位、一・三八ということで、ちょっと下じゃないかというお話もいただきました。上とはだんだんごであることと、結構この数字が難しいのは、分母が小さくなると大きくなるという

ところもありますので、その辺の分析も必要ですが、相変わらず、九州・沖縄地域は全国で上位を占めているという趨勢には変わりはありません。九州知事会でもここを生かしていこうという呼びかけを私からも行っているわけでありまして。ということで、日本全国が大きく人口減少トレンドの中にありますが、佐賀県は比較すると健闘しているものと受け止めております。

課題の認識ですけれども——ということで、佐賀県は子供が多い県であります。二十五年間も子供割合は全国三位以内にあります。特殊出生率も一桁というところであります。

一方、十八歳から二十三歳の人口流出が顕著であります。大学進学者は八割以上の約三千人が県外へ流出しています。就職者は三割以上の約六百五十人が県外へ流出しています。

近年、有効求人倍率は、佐賀県は一・二倍付近で高止まっています。足元でも五カ月連続で九州一位の有効求人倍率となるなど、県内、様々な分野で人材不足の課題があります。

佐賀県にはポテンシャルがある中で、そして、出生は全国的に見て高い中で、佐賀県の未来を担う人材が流出しているのは大きな損失だと思っています。生産年齢人口の減少が続く課題に対して、様々な施策を講じていくことが県政の大切な仕事、急務であると思っています。

知事就任以来、佐賀県の未来を鳥瞰的に見据え、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり。」を県政の基本理念として、人の流れや定住も意識しながら、佐賀の持つポテンシャルを最大限に発揮すべく、様々な施策を戦略的かつ重層的に展開してまいりました。「子育てし大県」さが「自発の地域づくり、維新博、企業誘致、コスメティック構想、「プ

プロジェクト65」SSP構想、文化事業などでございます。こういった子育てだったり、人材育成だったり、産業、文化・スポーツなど、様々な事業を複合的に行う必要があると思っています。

また、議員も女性の流出に課題を持たれているというお話がありました。今年の佐賀県は、柱の一つに「輝ける女性」を意識した施策を展開することとしております。私の考えですけれども、女性の流出防止とかを声高に考えてやっていくんではなくて、魅力のある雇用も含めて好まれる、選ばれる地域に佐賀がなることが大切だと思っています。言い換えれば、女性が佐賀での生活を謳歌し、やりがいを持った生き生きとした毎日を送る、そんな環境をつくっていくことが大切だと思っています。

若年女性の地方部からの転出の要因の一つに、固定的な性別役割分担意識、無意識の思い込み、いわゆるアンコンシャス・バイアスの存在があるとされています。これは男性がやるもんだ、これは女性がやるもんだといった長い時間をかけてできてきた人々の意識のことです。地域に根強く残るこうした「もんだ症候群」を県民みんなで考えることで、課題について気づききっかけづくりに取り組みたいと思っています。

今年は、例えば、令和八年三月に「SAGA女子Con」というのを初めて開催してみました。これは建設業に携わる女性との集いを実施したわけであります。皆さんにこれからの建設業の在り方だったり、佐賀での暮らしとか様々なものを考えていただきました。大変喜んでおられました。そうしたメンバーも含めて、七月二十五日には「SAGA×WOMAN EXPO2026」をSAGAアリーナで実施します。佐賀県を中心とした多くの女性たちにも参加いただき、ありたい自分を思い描くきっかけにしたいと思っています。

さらには、八月には九州の知事、経済界で構成されています九州地域戦略会議の夏季セミナーが唐津で、「PLA PLA」の紹介も兼ねまして開催することとなりました。その中の分科会では、佐賀県が幹事県となつて「アンコンシャス・バイアスの気づきから職場・地域を考える」をテーマに意見交換を行うこととしています。九州の皆さんにも佐賀の「子育てし大県」を含めた取組を御紹介したいと思っています。

今後とも、佐賀県の輝ける女性施策を含め、県の各種施策が人口減や担い手不足対策にもつながるよう構築し、子育てや、産業や、教育や、シビックプライドなど、各種施策に複合的かつ戦略的に取り組んでいきたいと考えています。

●前田政策部長 登壇Ⅱ私からは、人口減少社会に関する御質問にお答えします。

これまでの取組と今後の取組についてのお尋ねでした。

県では、若者の県内定着や佐賀へのさらなる人の流れを生み出すため、様々な施策を戦略的かつ重層的に展開してまいりました。その一つが平成二十七年度に立ち上げた「子育てし大県」が「プロジェクト」です。

佐賀で安心して楽しく子育てをしてほしい、佐賀で生まれた子供たちには佐賀に誇りを持って骨太で健やかに成長してほしいという思いで、これまで出会い、結婚、妊娠、出産、子育てなど各ライフステージに合った様々な支援策を年々充実させ、磨き上げてまいりました。

県外からの移住者数が増加傾向にある中で、二十代から四十代の子育て世帯がその約八割を占めるなど、佐賀県の子育てしやすい環境が社会増にも一定寄与しているものと考えています。

それから、佐賀で育った子供たちが将来も佐賀で活躍できるような環

境づくりも大切です。こうしたことから、高校生の県内就職率六五％以上を目指し、「プロジェクト65+」にも取り組んできました。

県内企業のすばらしさの発信やきめ細やかな就職支援をポイントにしております。高校生や、その保護者向けの合同企業説明会のほか、高校生や保護者向けの県内企業訪問バスツアーなど様々な取組を行ってきました。その結果、令和元年度——令和二年三月に卒業された高校生ですけれども、令和元年度は六〇・七％だった県内就職率は、令和二年度に六五・八％となり、以降は五年連続して六五％超えの目標を達成しております。

議員からは、様々な取組が相まって効果を産んでいくので、それぞれの部署ということではなく、一体となって取り組んでもらいたいというお話をいただきました。我々もそういった認識でありまして、例えば、先ほどの「子育てし大県」につきましましては、全庁的な体制として推進本部を設けて議論しておりますし、「プロジェクト65+」につきましても、関係部局と教育委員会が定期的に情報共有を行いながら緊密に連携し、事業効果が高まるよう取り組んでおります。

それから、若者が県内に定着をして県外からも人材を呼び込むためには、働く選択肢をいかに広げるかもポイントとなります。県では付加価値の高い産業集積を目指して戦略的企業誘致にも積極的に取り組んでまいりました。

例えば、半導体やコスメ、デジタルといった成長分野などに加えまして、研究拠点や、総務、経理などの本社機能の移転にも取り組むなど、多様な分野の企業誘致を進めてきました。近年では、アサヒビール、久光製薬、大塚製薬など、世界的な企業からも佐賀が選ばれています。

そして、日本屈指のエンターテインメントアリーナであるSAGAアリーナはオープンから三年が経過しました。これまでプロスポーツやコンサート、MICEなど、多彩なイベントが開催され、百三十万人以上が来場されています。佐賀駅周辺には新たなホテルの進出など民間投資の動きも活発化しております。SAGAアリーナが地域経済やまちづくりに大きな影響を与えていると認識しています。

このような様々な取組が相乗的に効果を発揮し、結果として人口減少の抑制にもつながっているものと考えています。先日、公表された地価公示の伸びや有効求人倍率などの指標にも現れてきているものと受け止めています。

今後の取組ということで申し上げます。

先ほど知事から答弁がありましたとおり、本年度は「輝ける女性」を意識した施策を柱の一つに据えています。女性一人一人に寄り添った形で、佐賀の地で女性自身が思い描く生き方や働き方を応援することで、様々な価値観を持つ女性の自己実現を後押ししていきたいと考えています。

輝ける女性の施策を推進することは、女性だけにとどまらず、産業発展、雇用拡大など、ほかの分野にも波及的に効果をもたらすことになり、佐賀の活力を生み、県全体を強く前に進めていくことになると思います。

佐賀県は、これまで講じてきた施策の効果もあり、地価公示の上昇などにも現れているように、非常によい流れにあると思います。過去の延長線上ではなく、佐賀の未来につながる布石を打っていくことが肝要であると考えております。

今後も、佐賀県の未来を鳥瞰的に見据え、人の流れや定住も意識しな

がら、様々な施策を戦略的かつ重層的に展開してまいりたいと思います。
私からは以上でございます。

●寺田地域交流部長 登壇 Ⅱ 私からは、地域交通におけるタクシートの在り方について二点お答えいたします。

まず一点目、オンデマンドタクシーの現状に対する県の認識でございます。

タクシーは、鉄道や路線バスと同じ地域交通に位置づけられております。タクシーは、利用者のニーズに柔軟に応じることができまので、特に高齢者や障害のある方、妊娠中の方など、自家用車の運転が困難な方々にとっては、日常の移動手段としてなくてはならないものであると認識しております。

一方、オンデマンドタクシーにつきましては、早朝、夜間には運行しておりません。それから、他の利用者と予約時間が重複した場合には一緒に乗車することになりますので、目的地に到着するまで、その分、時間がかかるといった制約がございます。そういった制約がございますけれども、ドア・ツー・ドアに近い形で自宅や目的地近くの停留所で乗り降りができる、また、タクシーと比べまして運賃が安いといった特徴がございます。

オンデマンドタクシーについては、県内でも市町からタクシー事業者への委託や補助という形で導入が進んでおります。通常、タクシーと比べて運賃は安く設定されておりますので、議員御指摘のとおり、利用エリアや移動できる発着点の定め方によっては、既存タクシー事業者と競合する場合もあり得ると考えております。

県内の状況について市町単位で見えていきますと、営業区域内にタク

シーの事業者が一社、ほかのタクシー事業者がない市町、そうしたケースは影響が通常はないわけでございますが、複数のタクシー事業者が営業区域内に存在する場合、このケースについては複数の事業者に分担するなどして対応されており、各市町ごとに、できるだけ既存のタクシー事業者に影響が出ないよう配慮した、運行に当たっての工夫がなされているものと認識しております。

ただ一方で、個々の事業者で見えていきますと、議員御指摘のとおり、オンデマンドタクシーに、運転者、車両が割かれることで、導入前と比べてトータル収入が減るというふうな状況になる可能性は否定できないと認識しているところでございます。

次に二点目、県の取組についてでございます。

市町それぞれの地域交通の在り方につきましては、交通事業者をはじめ、利用者や地域住民など関係者が参加する市町の交通会議で議論されており、会議には県も参加し、利用者、事業者、双方の視点に立つて、客観的かつ広域的な視点での助言ですとか、ほかの市町での事例等の情報提供を行っております。

地域交通を持続可能なものとするには、単一の交通手段に頼るのではなく、複数の交通手段、これらの交通手段を組み合わせることが重要であります。利用者、事業者などの関係者がそれぞれの立場から意見を出し合い、関係者でよく議論すべきものと考えております。

特にオンデマンドタクシーは導入が本格化しつつある新しい交通手段でございます。実証運行ですとか関係者の協議を経てスタートしたばかりのところもございます。地域それぞれの特性や移動ニーズを踏まえカスタマイズしていくものであり、関係者が知恵を出し合い、トライ・ア

ンド・エラーを繰り返しながらつくり上げていく必要があると考えております。仮に交通事業者の声が反映されていないといったことがあれば、県からもしっかり助言を行っていきたいというふうを考えております。

なお、昨今の地域交通の状況でございますが、利用者の減少、運転士等の人材不足が喫緊の課題となっております。これはタクシー事業者においても同様でございます。

このため県では、人材確保や運行の効率化など、タクシー事業者の経営基盤の強化を図るために、女性も運転しやすい軽の電気自動車の導入ですとか、配車システムやETC車載器の導入などの取組を支援しているところ です。また、ユニバーサルデザインタクシーですとか、福祉タクシーの導入支援も行っております。

加えて、今年度はタクシーの利用促進に取り組む事業者に対する補助、それから、子育て世代に対するタクシー利用券の配布といった取組も開始しております。タクシー事業者からは、子育て世代で新たにタクシーを利用する人が増え、大変ありがたいという声をいただいているところでございます。

本日、議員から様々な御意見をいただきました。地域の方々にとって真に必要な移動手段はどうあるべきなのか、オンデマンドタクシーにつきましても、導入して終わりではなく、絶えず見直しを続けて、市町や関係者とも議論を重ね、タクシーを含む地域交通が持続可能なものとなるよう、県としても引き続き市町等と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

●井手農林水産部長 登壇Ⅱ私からは、担い手への農地集積、集約について答弁します。

法改正により、市町の農業委員会が担っていた利用権設定等促進事業は、佐賀県農業公社が実施する農地中間管理事業に一本化されました。これを受け、農業公社は農地の貸借業務全体を担いながら、市町と連携して事業を推進する体制へと見直しを進められました。

具体的には、書類提出など農業者の利便性向上等を踏まえ、市町の意向に応じて受付業務を受託できる仕組みとされています。

そして、こうした見直しに当たっては、昨年十月に農業公社が県と連携して、市町及び農業委員会を対象とした説明会を開催しました。寄せられた疑問や受託への懸念を踏まえ、その後、農業公社と県が全ての市町を訪問して、実務上の留意点や課題への対応について意見交換も行いました。その後、必要な見直しなども行っております。

ただ、市町からは、もう少し早く説明してほしかったなどの意見があり、最近、私もそうした声を聞きました。現在は全ての市町が受付業務を受託されております。

その中で、見直しは、農地中間管理事業の円滑な実施に向け、必要なことではありますが、こういうときこそ、現場の意見を踏まえながら、より一層、必要なサポートや丁寧な対応を心がけていく必要があると考えております。

農業公社では、農地流動化推進員が定期的に市町を訪問し、申請に必要な手続に対して助言するなど、きめ細かに支援を行うこととしました。また、手続の効率化と事務負担の軽減を図るため、市町と契約情報をクラウド上で共有、活用できる新たなシステム、負担軽減のシステムの導

入も予定されております。

県としても、こうした取組への支援を含め、市町や農業委員会と連携しながら、農地の集積、集約化につながる農地中間管理事業の円滑な実施に向けまして、引き続き農業公社の取組を後押しします。

次に、農地の集約についてですが、農業の担い手が減少する中、農業の効率化を図るためには、農地を地理的にまとめる集約の取組を進めていくことが重要です。

県では、「さが園芸888運動」を強力に推進するため、農地集約を加速することとしており、市町や農業委員会、地域農業振興センターなどで構成する専門チーム「農地集約タスクフォース」を各振興センターに配置しております。

昨年度、県が地域に入りまして、直接支援して農地集約イメージマップを策定した白石町の辺田地区では、今年度取り組むモデル七地区の一つとして、「農地集約タスクフォース」と共に集約に取り組んでおります。さらに、ほかの六地区についても、このチームを中心に地域での話し合いを重ねながら、農地集約イメージマップを作成し、将来の担い手が耕作するエリアの見える化を進めるとともに、権利移動に向けた意向確認や条件調整を行い、集約を進めていきます。

あわせて、新たな取組として、農地集約に協力いただく地権者、いわゆる農地の出し手に対しては、集約協力金を交付する取組を今年度からスタートしております。

農地集約による農業経営の効率化は重要なことでありますので、耕作者や地権者の意向を踏まえ、関係機関と連携しながら、取組の進め方の工夫や優良事例の周知、横展開を行いまして、さらに加速化を図ってい

きたいと思っております。力を尽くします。

私からは以上です。

●江島山博・緑化フェア事務局長 登壇Ⅱ私からは、「山の博覧会」の開催に向けた取組についてお答えします。

佐賀県が推進する地域づくりは、地域主体で自ら考え行動する自発の地域づくりがベースであり、トライ・アンド・エラーを繰り返しながら、佐賀が持つ本物の地域資源を光り輝かせていくものでございます。

この自発の地域づくりと合わせまして、平成二十九年^{もりかわい}度から「森川海人^{もりかわい}プロジェクト」、そして令和二年度から「山の会議（仮）」を開催し、源流である山を大切にする取組を県内全域で展開してまいりました。

これらのプロジェクトの推進により、山や地域を大切にする自発の地域づくりが数多く生まれ、想定を超えて県内に広がっております。

令和十年度に開催する「山の博覧会（SAGA JAM2028）」は、この動きをさらに大きなムーブメントとするために、これら自発の取組を募り、手挙げ方式で自由にエントリーしてもらい、開催するものでございます。

県内の山、川、海などの各フィールドにある地域資源の価値に住民自身が気づき、誇りや愛着を持ってチャレンジする自発の取組、もちろん大小あるわけでございますけれども、その一つ一つをこの博覧会のパビリオンと見立てるようなイメージで、一人でも多くの方にそれを知ってもらい、その地を訪れ、その輪に加わってもらいたいと考えております。

また、クリエイターとの協働によりまして、「さがデザイン」の視点も入れながら、様々な楽しめる仕組みを考え中でございまして、多くの

人に参加してもらうための目玉企画なども検討しているところでございます。

議員のお話にありました地域づくりは人づくり、まさに地域主体の担い手が育っていくことは非常に大切であり、「SAGA JAM2028」をきっかけに、担い手同士がエリアを超えてつながったり、次世代に向けて新たな担い手が生まれることにも期待をしております。

議員からは、自分が住む地域を盛り上げたいという意欲はあるが、具体的に何から始めたらよいか分からないと悩んでいる住民がいらつしゃるという御紹介がありましたが、そのような方が最初の一步を踏み出すきっかけをつくり、「SAGA JAM2028」にそれぞれ思い思いのスタイルで関わる人が増えていくことが大切であるというふうに認識をしております。

そのために、今、私ども事務局の職員が何度も地域に足を運び、地域の声を丁寧に拾い上げ、共に考え、信頼関係を築きながら、地域の担い手の皆さんの後押しを行っているとございます。

その中でうまくいっている地域づくりの特徴として、地元市町や学校、そして企業が、これもまた自発的に関わっていることが挙げられます。さらに、今後、これら市町などによる積極的な関わりを促しながら、地域づくりに悩んでいる方が一步を踏み出せるような後押しをしてまいりたいと思います。

同じく令和十年には「第四十四回全国都市緑化フェア from SAGA」、愛称は「SAGA GREEN JAM2028」と申しますが、これも同時開催いたします。吉野ヶ里公園、森林公園、佐賀城公園、この三つをメイン会場といたしまして、全国から多くのお客様をお

迎えます。

佐賀らしいフェアを目指し、時代や環境の変化の中で山や緑の大切さ、環境問題に気づくきっかけとなつて、意識や行動が変わっていくようなメッセージを発信していきたいというふうに思っております。

また、この二つのJAMの開催年である二〇二八年を跳躍点といたしまして、佐賀の豊かな自然を大切にする自発の取組の輪の広がり、県民の皆さんが佐賀の本質的価値を再認識することで、地域がさらに輝くよう取り組んでまいります。

「山の博覧会（SAGA JAM2028）」に県内外問わず多くの方が関わり、参加いただけるよう、開催までのプロセスを大事にしながら、しっかりと準備してまいります。

私からは以上です。

●野田勝人君 登壇Ⅱ再質問をさせていただきます。

それぞれに御答弁いただきました。

まず、人口減についてですけれども、知事のほうからも、要は出生率に関しては一・三八ということであるんだけれども、佐賀県の場合は分母が小さいという、実は天野先生も出生率を追いかけていくのは間違いであるというようなお話をされました。

なぜならば、例えば、百人いる地区で六十人が県外に出ていったと。そしたら四十人しかいないんですね。四十人の中での出産関係の数字を使つても、その六十人というのが見えない、消えているんだということで、実は本当に出生率を見ていくのであれば、出生減率を見ていきなさいというようなことでありました。これはもう本当にいかに減っているかというところを追いかけていけというようなことでありました。

御答弁の中に、「輝ける女性」、そして、好まれる地域というようなことがありました。確かに男女とも若者の第三位には、親の干渉や地域の干渉、そういったものから逃れたいというようなことで、地域を出たいということが理由に入っております。

そういった意味で、働く選択肢というようなお話もありました。働くところに関しましては、一番大事なことだと思っています。これは県立大学の件につきましても、私はいつもそちらのほうの話をさせていたでいて、いるところでは、雇用関係に関しましては本当に、西高東低の真逆ですね、東に高く西のほうに低いというような状況だと思っています。

そういった意味で、女性に輝いて仕事をしてもらう魅力ある仕事ということになりますと、やはり今、唐津地域なんかがコスメティック構想がすごく盛り上がっているところです。こういったものに関しての女性の活躍の場、あるいは女性ならではの視点とかそういったものは、非常に活躍できる場ができるんじゃないかなというふうに思っているところです。そういった女性から見ると働く選択肢というところに関して、もう少し踏み込んだ思いがあれば御発言をしていただきたいと思っています。

もう一点です。公共交通タクシーの件で御回答いただきました。

確かに、ドライバー不足が企業側から見ると一番深刻というふうに言われています。

先ほど軽タクシーのお話もいただきました。六月一日から解禁となっています。

これはJAFの資料ですけども、実は山梨県のタクシー会社が軽自動車タクシーを、近距離の乗降客の多い輸送に特化できるように導入し

たと。軽自動車だから、シニア層も働きやすいということと、もう一つ、タクシー業界は女性ドライバーの比率が全体の3%しかないらしいです。しかしながら、この山梨県というところは、地方在住の女性の多くが日常的に軽自動車を運転していることに着目し、パートタイムの女性ドライバーを採用したところ、地元高齢者の通院、買い物客送迎を担当する体制も生まれてうまくいっているという、そういったJAFの記事もございました。

デマンドタクシーは非常に便利で、私たちの住民の足にもう本当になっているんですけども、反比例してタクシー業界が先細りしている、こういったことを考えますと、今のオンデマンドタクシーは十三人乗りぐらいのワンボックスというか、バスといえば小さなバス、中型のワンボックスです。そういった形で乗り合いとなりますと、本当に場合によつては、先ほどもおっしゃっていました、あそこに行きたいんだけどぐるっと回って時間がかかるという、そういった問題があります。こういったところを本当に救済するのは、中型よりも小型を持ったほうが小回りができる、回転ができるというふうに私は考えるところです。

そういった意味で、今後、その軽タクシーに関しての県の考え方というところをもう少し御答弁いただければというふうに思っております。

農地集積、集約については、本当にいろいろ御丁寧にやっていくという御答弁をいただきました。そして、白石方面のお話もいただきました。そういった先行事例関係を、ぜひいろんな地域にお話をいただいて、本当にそれに従って効率よく動くことができればというふうに思っています。これはもうそういったことを進めていただきたいという要望です。

あと、「山の博覧会」についてですけども、確かにまだまだ、今か

いろいろなアイデアを積み重ねていつて、秋ぐらいにしっかりとした形をお見せできるというようなお話でした。今の状況ではまだまだ、じゃ、本当何から進めたらいいのかなと私も感じた次第なんですけれども、そういうところは答弁の中にもありましたように、各市町に出向いて、現場に出向いてしっかりと進めていただきたいと思っております。

再質問に対しては、人口減少に対することと、軽自動車タクシーの考え方について再質問させていただきます。

●山口知事 登壇Ⅱ野田議員の再質問にお答えします。

まず、総じて野田議員のおっしゃっていることに賛同で、同じ意見なんだと思います。

ただ一点、合計特殊出生率のところなんですけれども、合計特殊出生率というのは簡単に言いますと、分母が女性の数で分子が出生数です。ですので、この分子の出生数が大事です。なので、ここを増やさなければいけないということで少子化施策もやっているわけなんですけれども、この合計特殊出生率というのは、この分母の女性が転出で減り続けたらすると、計算式上、分母が小さくなっていきますから、なぜか出生率が高くなるという現象が起きてしまうので、その取り扱いを考えなければいけないということを申し上げました。

佐賀県は全国的には出生数は悪くないので、そこをさらに伸ばしていくということも必要です。もちろん全国的には少子化、これは全国的な展開でもありますから、非常に厳しい状況でもあるわけですが、それは先ほど答弁申し上げたように、複合的に対策をつくっていくということです。

そして、その中で今再質問で御指摘いただいた、生き生きとした職場

ということは大切だろうと思います。なので、今、事務的な職場というのはAIに置き換えられていて、将来を見据えてもなかなか厳しいというところがあります。

その中で例えば、コスメというのは、佐賀県の大きな輝きにもなり得るなと思っていて、やはり佐賀大学がコスメティックサイエンス学環を開設したら非常に大きな倍率で全国から集まってくるということになりましたので、この皆さんを、今、コスメティック産業は唐津のみならず、鳥栖を中心とした東部地域、神埼、吉野ヶ里まで広がっておりますので、そういったところに、しっかりと受け皿として形にしていくということがポイントだと思います。

それから、今、佐賀県の地域課題として、いわゆる地域にお医者さんが足りないということもこれから切実になってくると思います。佐賀大学の医学部さんは女性比率の極めて高い医学部なんです。ですので、この皆さん方にできる限り佐賀でお医者さんになってもらいたいということと、そのためには佐賀で、例えば、家族を持つか、佐賀をとことん好きになるか、そういう取組。さらには、佐大医学部の医局が魅力的になると。この三つあたりがなるような形の構成で、今、「SAGADOCTOR」プロジェクトをやっていて、形が、光が少しずつ見えてきて、滞在率が増えてくる形に、医局に残る方も増えていますので、そういったことを一つ一つ丁寧に取り組んでいながら、女性が輝ける職場を広げていくということを全力で取り組んでいきたいと考えております。

●寺田地域交流部長 登壇Ⅱ野田議員の再質問にお答えいたします。

軽自動車タクシーの導入に向けた県の考え方ということでお尋ねがございました。

まさにこれまでは、軽自動車のタクシーの利用につきましては、EV、電気自動車、それから福祉・介護用に限って——そうですね、電気自動車のほかでいくと、福祉・介護用に限ってガソリン車も認められたところでございます。それがまさに深刻化する運転士不足、それから燃油高騰とかの経費も非常に高まっております、業界というか、県のタクシー協会などなど、事業者さんのほうとしてもいろんな期待が高まっているんだろうというふうに思っているところでございます。

事業者のニーズを把握しまして、導入したいというところにつきましては、佐賀県としてもしっかり支えていきたい、支援をしていきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

●弘川貴紀君（拍手）登壇Ⅱ「自由民主党ネクストさが」、弘川貴紀です。分かりやすくを最優先に、四項目五点、問いを立てて質問します。

問いの一は、民生委員、児童委員についてであります。

民生・児童委員の皆様は、日頃から地域の見守り、相談相手、つなぎ役として御活動いただいております、心より敬意と感謝を申し上げます。

私の父も五十二歳から二十一年間携わっていました。傍らで見えてきましたので、お一人お一人の呼吸の息遣いは誰よりも理解できます。ありがとうございましたと言ってくれることがやりがいとか、仲間との出会いが民生・児童委員はいいと父が言った言葉を今でも鮮明に覚えています。

時は移ろい、今となつては民生・児童委員の成り手不足が全国的課題となっており、データを示しますと、全国に二十二万一千人の方々がおられますが、定数に対する充足率は九一・七％と、だんだんと減少傾向にあります。

佐賀県はどうかといいますと、二千百七十二名に対して充足率は九七％となっており、九州では断トツの一位、全国でも指折りの県であり、女性の比率割合は六一％と高くなっています。誇るべき佐賀県であります。

ここで、民生・児童委員の活動状況を少し御紹介しますと、人と人との関わりしろが薄れ、問題があっても声を出さない、声を出せない方々が増加し、待つだけではなく、アウトリーチする機会も増え、活動日数や件数、そして訪問回数が大きく増加している現状となっております。

私は、民生・児童委員の皆様は地域の門番的な役割であり、地域の最後のとりでとも思っています。中心となって小さな声を拾い集め、笑顔の連鎖を育んでいかれてほしいと願っています。今後も生き生きと、伸び伸びと、はつらつと活動されるためにも、県としてもできる限りの応援をしていただきたいと考えます。

今議会には、民生委員・児童委員活動費が六・三％引き上げる補正予算も提案されています。喜ばしい限りです。

そこで、地域のために活動されている民生委員、児童委員に対する山口知事の思いについてお尋ねいたします。

二点目は、来年は一九一七年に創設されたこの組織が百十周年記念事業が開催される運びとなっております。また、今年十月には滋賀県琵琶湖で九十五回目の全国民生委員児童委員大会もありますが、九十五回と回数を重ねていますが、本県開催は一度もありません。活動を広く周知する上でも、全国大会を佐賀県へ誘致すべきと提案しますが、金丸健康福祉部長の見解をお伺いいたします。

二項目めは、次世代の情報通信基盤についてです。

コミュニケーションの技術革新は目覚ましい進歩を遂げ、私たちはもう当たり前として享受しています。電話からポケベル、携帯、メッセージ機能、SNSとゲームチェンジが次々と起こり、今やAI時代に突入しています。

AIや個人的にも動画のやり取りが活発化していくと、データ移動の通信量が増大し、処理能力や消費電力の限界が新たな社会課題となっています。この進歩とエネルギー消費という相反する難題を、近江商人の三方よしのような幸せの進化として進めているのがNTTの研究であるIOWNと呼ばれる次世代の光通信技術です。現状は光から電気、電気から光と何度も何度も乗り換えが必要となっているのを、一貫通貫で全て光に換える画期的、壮大なプロジェクトとなっています。

今日一日、佐賀県と佐賀県高度情報化推進協議会の共催で開催された講演を聴講させていただきました。IOWN構想の中心であるNTTの川添雄彦チーフエグゼクティブフェローから、この技術が詳細に紹介されました。当日のNHKや翌日の佐賀新聞で大きく取り上げていただき、目に触れた方もいるのではないかと思います。

私の率直な感想は、インターネットの次の未来の定番がはっきり見えた気がいたしました。電気で動く情報社会から光で動く情報社会になることで、電気効率百倍、しかも大容量・高品質で、何よりも遅延、タイムラグが圧倒的に少ないという利点がありました。そこから調査研究を深掘りしていくと、タイムラグ、遅延がないことで、遠隔での無人建設機械や医療現場での活用や、スマート農業はもちろんのこと、棚田や中山間が多い佐賀の小さな田んぼや畑でも社会実装ができる可能性だってあると考えました。

さらに、モビリティやスポーツ分野にも応用できるものです。昨日、岡口議員からも紹介された日本成長戦略会議の十七分野においても、AI、半導体、造船と並んで、この次世代の情報通信基盤も経済安全保障上重要とされています。

そこで、佐賀県とIOWNは親和性が高いと考えますが、展開可能性としてどのような未来を描いていくのかを前田政策部長にお尋ねいたします。

三項目めは、スポーツ団体との連携についてです。

先日、スポーツの新たな価値を発信する佐賀県初の学術フォーラム「SP NEXUS2026」に参加し、スポーツの幸せの真価を目の当たりにしました。SP構想を進める佐賀県は、これまで、競技団体や学校、企業などと連携し、世界に挑戦するアスリートの育成とスポーツ文化の裾野拡大に取り組まれています。特にフェンシング、スポーツクライミング、セーリングについては、中央競技団体と連携協定を締結し、競技力向上と普及の両面から協力して取り組まれています。

スポーツ先進県として様々な団体と手を携えながら、先見性やオリジナリティを発揮し、さらに磨き上げていってほしいと願っています。そこに少しでも力になりたいと、一点提案をしたいと考えます。

国内のスポーツ団体で日本野球機構があります。通称NPBと呼ばれています。日本のプロ野球を統括する団体であり、野球事業の推進を通してスポーツの発展、ひいては日本の国際親善に貢献することを目的としています。このNPBに先月、約束を取り付けて、行ってまいりました。野球振興室長の方に面会し、詳しく話を伺いました。

内容は、幼少期から大人まで幅広い世代に対する活動が行われており、

具体的に言いますと、幼児向けのボール遊びや体験イベント、部活動の地域展開を背景に中学球児応援プロジェクト、教員向けにベースボール型授業の指導方法などを教える研修会、いわゆる「エデュすぽ!」、このほかにもeスポーツなどもありました。このような様々な取組を全国で展開していると聞いて、大変な驚きでもありました。

このように、NPBでは「する」人を増やすことはもちろんのこと、「観る」、「支える」活動も精力的に行われており、SSP構想との重なり合うたくさんの方の共通点を感じ取れました。SSPとNPBで新しい取組ができるのではないかとイメージし、先方に対してSSP構想について話しましたところ、大いに関心を示され、詳しく話を伺いたいとのことでした。

そこで、佐賀県として中央競技団体以外にも、NPBなどスポーツに大きな影響を持つ団体との連携を深めていくべきと提案いたしますが、県の考えをお尋ねいたします。

問いの四は、ネクストハイスクール構想についてです。

今年二月に文部科学省が示した「高校教育改革に関する基本方針」、いわゆるブランドデザインには、冒頭、「二〇四〇年の未来を担うみなさんへ」という書き出しから始まり、「主役がみなさんです。（中略）社会へはばたくみなさんの背中を力強く押せるよう、今こそ、高校を進化させていきます。」とあります。私は、この生徒を主語にした教育をぜひとも実現してもらいたいと願っています。次世代の情報通信基盤でも申したように、急速に変化する社会や産業構造を背景に、時代に求められる資質や能力もまた変化していくものと思います。高校教育は、この変化に対応していかなければなりません。

現状を見ますと、高校生の七割が普通科在籍であり、文理の分断構造が依然として残り、全ての生徒に理数、デジタル的な素養を底上げする仕組みが十分に整っておらず、探究学習が調べ学習にとどまり、データ活用や仮説検証まで踏み込めていないといった分析結果もあるようです。

二〇四〇年の社会においては、多様な個性や能力を生かして「自ら問いを立てる力」、「他者とともに価値を創り出す力」が求められ、高校改革の方向性として、次の三つの視点を示しています。「AIに代替されない能力や個性の伸長」、「我が国や地域の経済・社会の発展を支える人材育成」、そして、「一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会・アクセスの確保」となっています。この視点を実現するために先導する拠点として、「アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援」、「理数系人材育成支援」、「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保」といった三つの類型を示しています。

戦後最大規模、国は二千九百五十億円という大規模な予算を配し、高校教育改革を国家戦略として推進しようとしています。私は国の本気度を感じたところであり、この改革が佐賀県の実施策の幸せの真価となることを大いに期待しています。本県としても、国のブランドデザインで示した基本方針の下、高等学校等教育改革促進事業として取り組まれ、新たな教育内容の開発や実践を進められようとしています。

そのもう一方で、こうした国の制度を活用する場合、全国的に似通った方向になりやすく、地域ごとの実情や課題に十分反映されにくいという心配があります。高校は、地域社会と密接な関わりの中で成り立っており、学校ごとの特色や役割の違いはあってもいいと思います。

そこで、国の示す方向性を踏まえながら、佐賀県としてどのような独自の視点や方針を持って展開していくのかを教育長に伺います。

四項目五点、ここ佐賀県議会議事堂から全ての県民へ、より多くの光が届きますよう念しながら提案いたします。（拍手）

●山口知事 登壇Ⅱ弘川貴紀議員の御質問にお答えします。

民生委員、児童委員への私の思いについてお答えします。

民生委員、児童委員の皆さんは、日頃から高齢者、障害者、子育て中の家庭を訪問するなど、地域に暮らす住民の見守り役として活動をいただいております。地域における人と人とのつながりが希薄化する中で、住民お一人一人の状況を細やかに把握し、県や市町、CSOなどへとつなぐ橋渡し役としても地域にはなくてはならない存在であります。

時代が大きく変わっていく中、地域に住む人々の環境ですとかニーズも変わってきております。例えば、私が子供の頃では、固定電話の音が鳴ると、何かうれいというか、楽しみというか、何かそんな気持ちのあった時代だったと思うんですけれども、今、固定電話が鳴りますと、何だろうかというか、不安な思いになったり、大きく時代は変わっていて、特に一人で住まれる皆さん方の声というのは、とても切実で、何か誰かに相談したいということがとても多い時代になってきているんだと思います。

民生委員制度創設百年目の平成二十九年、民生委員の活動を広く知っていたかどうかということで、私も一日民生委員というのをやったことがあります。そのときに独り暮らしの高齢者世帯を二世帯訪問させていただきました。買い物、通院の相談をしているという話もありましたし、何といっても一番感じたのは話し相手が欲しいということでした。なの

で、私もほとんど聞き役に回っておりまして、でも、次に民生委員の方と話をするのがとても楽しみだっておっしゃっていたのがとても印象的でした。高齢者の方々が民生委員の皆さんの訪問を心待ちにしている、いざというときに本当に頼りにしていること、ふだんからいろんなお話をされていることで、地域をみんなの力で支え合うという形ができていることを実感した日でありました。

民生委員の皆さんは、独り住まいの高齢者などの地域にとってよりどころとなる、いわば止まり木のような存在であります。

そして、弘川議員から御紹介いただきました本県の充足率は約九七％で、全国の約九二％に対して高い充足率となっています。九州でも一位でありますし、私はそれを大変佐賀らしいなと思いますし、誇りに思っております。

デジタル、AIなど様々な便利なツールがいかに発達しても、生身の人と人が会って話をするという温かさとか安心感というのはかけがえないものだと思います。これを人は大事にすべきだと思いますし、そのときの気持ちというものがまさに生きているということなんだと思います。

佐賀は地域が主役です。高い志や熱い思いを持った県民やCSOの皆さんが、自ら考え、自発的な様々な形で地域づくりに関わっております。まさに民生委員、児童委員の皆様も、そのような形で活動していただいております。

大変なことも多いと聞きます。座談会をやったこともあるんですけれども、成り手がなくて、ついなってしまったと。やってしまったら何十年になってしまったという方も結構おられて、ああ、何か責任感があら

れる方が多いなと思いましたし、役に立ちたいとか、本当にそういう崇高な方々が担っていただいているんだなというふうに思っております。大変感謝しています。

今月五日に、私は佐賀県民生委員児童委員協議会総会に出席させていただきました。そして、皆さんにも直接お会いして、今述べたような私の気持ちや日頃の活動への感謝を伝えました。民生委員、児童委員の皆さんの日々の活動は、地域にとってかけがえのないもの、なくてはならないものです。改めて心より感謝を申し上げます。

この先もずっと、佐賀が佐賀のすばらしさを持ち続けられますように、民生委員、児童委員の皆さんを大切にし、応援していきたいと考えております。

●前田政策部長 登壇Ⅱ私からは、次世代の情報通信基盤についてお答えします。

IOWNを活用することでどのような未来が考えられるのかという御質問であったかと思えます。

県では、県全体を「デジタル実証フィールド」^{（注）}と位置づけまして、デジタル技術を活用した様々な実証に取り組んでおります。この取組を進めていく上で、急速に進展する革新的技術に対する感度を上げ、積極的に取り入れていく必要があると考えています。

弘川議員からIOWNについてお話しいただきました。このIOWNは、NTTが開発を進めている光技術を中核とした次世代の情報通信基盤でありまして、従来のインターネットと比較しまして、通信容量は約百二十五倍、通信の遅延は約二百分の一、電力効率率は約百倍に向上するなど、飛躍的な性能向上が見込まれています。すなわち、より多くのデー

タをより速く、そして、より少ない電力で扱うことを同時に実現できる技術です。

情報のやり取りや処理の在り方が大きく変わり、社会の仕組みそのものを一変させる可能性を有しているもので、二〇三〇年頃の実用化を見据え開発が進められております。

弘川議員にも参加いただきました今月一日に開催された高度情報化推進協議会の講演会において、IOWN構想の提唱者である川添雄彦氏からは、IOWNの特性を生かして、実際に東京と大阪をつないだ形の演奏会が行われたことが紹介されました。従来のインターネットでは、通信の遅延によりまして成立しなかった拠点間での演奏が、IOWNの環境では、プロの演奏者の方が、ステージ上よりも近いと感じるほど遅延の少ない演奏が実現しており、その圧倒的な性能の高さが示されています。

講演会に引き続き行われた川添氏と引馬副知事とのトークセッションでは、佐賀県は、プロスポーツやライブ・コンサート、MICEが開催できるSAGAアリーナがあること、オペレーション重視の防災に取り組んでいること、それから、全国十六位の人口密度で県内全体にほとんど人が暮らしていること、そして、佐賀の農業との親和性があること、こういったことなど実証の舞台となる条件がそろっていることから、「佐賀県×IOWN」について対談が行われました。

現在、佐賀県では、防災、スマート農業、自動運転、エンタメ・スポーツといった様々な分野でAIやIoTといった先進技術を活用した実証を進めています。そうした中で、IOWNのような革新的技術を取り入れることで、これまで想像できなかったような新たな展開が期待される

と考えています。

あくまでも未来の可能性ということで幾つか事例を挙げてみたいと思います。

例えば、防災分野では、佐賀県全域の状況をデジタル空間上に再現した、いわば「リアルタイムの仮想佐賀県」ともいえる仕組みを構築することで、豪雨により予想される被害状況をシミュレーションし、事前に対応することで被害を未然に回避することができるようになります。

また、農業分野では、気象データや市場データに応じ、生産を最適化できる可能性があります。AIが市場ニーズや市場価格などを分析し、生産内容を適切に判断することで、必要な量だけ収穫、そして出荷するということで、収穫時期の概念そのものが変化することで農業の姿が変わるかもしれません。

地域交通の分野、交通の分野なんですけども、いわゆる運転という行為そのものが大きく変容し、交通は自然に発生する流れではなく、あらかじめ制御される仕組みへと移行することで、人の認知や判断に起因するミスがなくなると、交通事故は原理的には発生しないことになります。

また、SAGAアリーナでは、例えば、バスケットボールの試合で、試合の映像を視聴者ごとに見え方を変えることができるということで、アリーナにいるような臨場感ある映像を楽しむこともできますし、推しの選手を追いかけた映像、こういったものを楽しむこともできるなど、見る人のニーズに応じた視聴環境が提供されるかもしれません。

このように、IOWNは単なる通信の進化にとどまらず、社会の姿そのものを次の時代へと推し進めていく大きな可能性を感じる技術であります。

県としては、「デジタル実証フィールド」の取組を推進する上で、IOWNのような最先端技術の動向を的確に捉え、新たな取組に果敢にチャレンジしながら、様々な地域課題を解決し、誰もが便利で快適に暮らせる社会につなげていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

●金丸健康福祉部長 登壇 Ⅱ 私からは、民生委員、児童委員のうち、全国民生委員児童委員大会を佐賀に誘致すべきと提案するが、県の考えを伺いたいという御質問に対してお答えをいたします。

この大会は、全国民生委員児童委員連合会と開催県の民生委員児童委員協議会が中心となって開催するもので、全国から三千名を超える民生委員、児童委員が参加をいたします。

大会は、周年記念大会を除きまして、全国六ブロックの持ち回りにより開催されることになっておりまして、九州での直近の開催は令和六年度に宮崎で、次回の開催は令和十二年の予定となっております。

また、開催地の決定ですけれども、最終的には全国民生委員児童委員連合会が行っておりまして、開催二年前に開催県が決定をいたします。

全国大会が佐賀で開催されれば、民生委員、児童委員の皆様がいかに関心を持って貢献されているかということや県民に広く知ってもらえる絶好の機会だと思っております。また、委員の方々の一人一人のモチベーションのアップや次世代の成り手の増加にもつながると、そういう効果がもたらされるものと期待をしております。

まずは、開催の中心の役割を担われる佐賀県民生委員児童委員協議会に、本県開催のお気持ちを伺いたいと思います。その際に、佐賀県はSAGAアリーナが完成以降、佐賀県初の全国大会、日本青年会議所全国

大会ですとか全国土地改良大会、こういう大会を開催したという実績ですとかノウハウがありますので、その点から全国民生委員児童委員大会も問題なく開催できるんじゃないかというふうに思っていることをお伝えしたいと思っています。

また、大会の開催に向けて県が全力で応援いたしますので、ぜひ開催していただきたいということをお伝えしたいというふうに思っております。

佐賀県民生委員児童委員協議会の皆様が開催を決断され、佐賀県で大会が開催されることを県として後押しをしております。

私からは以上です。

●光武SSP推進局長 登壇Ⅱ私からは、スポーツ団体との連携についてお答えをいたします。

SSP構想は、佐賀県だからこそできる唯一無二の構想でございます。これまでも競技団体、学校といったスポーツに直接関わる方だけでなく、民間企業や大学、医師会など幅広くに多くの方々と連携をし、SSP構想を推進してまいりました。

スポーツ関係でいえば、議員からも言及ありましたけれども、中央競技団体である日本フエニング協会、日本山岳・スポーツクライミング協会、日本セーリング連盟と連携協定を締結しております。

小中学生向けの体験会のほか、国内トップレベルの大会や日本代表合宿の誘致、一流指導者による県内中高生の育成、キャリアサポート、それからふるさと納税制度を活用した多角的な資金調達など、スポーツを「する」、「観る」、「支える」、「育てる」、「稼ぐ」といった様々な関わり方で、幅広く連携をし、多様な取組を進めております。

このほか、女性アスリート支援やスポーツビジネスの分野においても、様々な団体や企業と連携して取り組んでいるところでございます。

議員からも御紹介をいただきましたが、先月にはスポーツの本質的な価値や未来について議論する学術フォーラム「SSP NEXUS2026」を開催いたしました。NEXUSとは、絆やつながりを意味する言葉であり、その名前に込めた思いのとおり、スポーツを軸に全国からアスリートや指導者のほか、大学や研究機関、関係団体、企業などがSAGAアリーナに集い、スポーツの未来について意見を交わし、スポーツの新たな価値を広く発信したところでございます。

こうしたフォーラムを開催できましたのも、県内にとどまることなく、大きな視点に立って連携を広げてきたからこそだと考えております。今後も幅広い団体とつながり、連携をしていくことは、SSP構想のウィングを広げることにつながり、大いに歓迎するところでございます。

今回、弘川議員がNPBを訪問され、SSP構想を御紹介いただいたこと、大変ありがたく思っております。

NPBは、長らく日本のプロ野球を統括し、国民的なスポーツに高めてきた経験と実績を持つ団体と認識をしております。すぐに具体的な連携事業を立ち上げるといったことにはならないとしても、スポーツの価値やスポーツ界の将来など多面的な視点から連携ができる面もあるかもしれません。NPBも近年、様々な新しいチャレンジに取り組まれていると聞いております。まずは先方と話をしてみたいと考えております。

私からは以上でございます。

●甲斐教育長 登壇Ⅱ私からは、ネクストハイスクール構想の御質問にお答えをいたします。

ネクストハイスクール構想について、議員から御紹介がございましたように、急速に変化する社会の中で、生徒一人一人が主体的に学び、自ら問いを立て、他者と協働しながら、新たな価値をつくり出していく力を育成するというものであり、その方向性は大変重要であると私も認識しております。

県教育委員会では、県の教育大綱にある、「自分で自分のことを決められる子ども」の育成を教育理念に、その実現のための一つの手段として、高等学校等教育改革促進事業を位置づけ、本県独自の視点から取り組むこととしております。

具体的な教育内容や教育環境、連携する主体について、本県の地域資源や産業構造、地域人材と結びつけながら展開していきたいと考えております。

例えば、工業教育や商業教育においては、県内企業等と連携した課題解決型学習を取り入れるとともに、理数系人材の育成においては、有明海の海況や水害対策といった地域課題を題材とした理数探究を実施するなど、佐賀ならではの地域の特性を生かした学びを充実させていきたいと考えています。

さらに、こうした地域課題をテーマとした探究的な学習を教育課程の中に位置づけ、生徒が継続的に地域との関わりの中で学びを深められるようにすることで、単発的な活動にとどまらず、体系的な教育課程の工夫を図っていくことを考えています。

現在も地域との深いつながりを生かした「唯一無二の誇り高き学校づくり」に取り組んでおります。

佐賀が誇る地域の豊かなつながりを教育資源に、各学校の特色を一層

伸ばしつつ、地域社会との連携をより強化することにより、生徒一人一人が主体的に課題を解決する力を育むとともに、地域への理解や愛着を深め、ひいては持続可能な教育環境、多様な学びを支える環境の確立にもつなげていきたいと考えています。

弘川議員がおっしゃったように、主役は生徒です。生徒が主語の学校を目指してまいります。今後とも、本県の未来を担う子供たちが自分で自分のことを決めることができ、高い志と佐賀への誇りを持った骨太な子供に育っていくよう、佐賀県ならではの特色ある高校教育改革を進めてまいります。

私からは以上でございます。

●坂口祐樹君（拍手）登壇 自由民主党の坂口祐樹でございます。

今議会は、全四項目の提案を通じて県民の皆様の幸せに関与したいと思っています。共通するテーマは、都市と地方の視点の違いからくる不都合を解決したいということであります。

まずは一項目め、自転車の歩道通行についてであります。

四月に法律改正がなされました。自転車の青切符制度です。条例なるものは、それぞれの地方自治体が自らの地域に合ったものを制定していく。しかし、憲法と法律なるものは日本に一つずつしかありません。憲法は、この国の指針、大枠を示して、そして、国民の皆様がそれを尊重し敬い、解釈はいろいろあるけれども大事にしていく。法律なるものは、もっと国民の生活にきめ細かく沿って制定され、時代に合って改正をしていく、厳しいものかもしれません。そういう中においての青切符制度、じゃ、この制度の背景に何があるかということを調べてみました。

自転車の関連事故です。自転車と自動車の事故は、自転車関連事故の

割合の八割、しかし、これは減少傾向にあるということが記されています。一方で、自転車と歩行者については全体の二割、しかし、増加傾向にあるということが記されていて、そして、自転車の死亡者であったり重傷者を見ると、原因はどこにあるか、四分の三が自転車の方の法令違反ということが記されていて、このことが背景にあるんだということを認識することができました。

そして、内容を見ると多くは理解できます。例えば、多くの国民の皆さんが今一人一台スマホを持っている。そして、結構な割合で頼っている状況の中で、自転車を運転しているときにはスマホを見たら駄目ですよ、当たり前のお話です。これを規制する、取り締まる、すごくいいことですね、みんなにとっても安全。

一方で、一つだけ地方の視点で見たときに納得できないものがありました。それが、自転車が歩道を通行できないということです。自転車歩行者道なるものは通行可です。例えば、この近くでいうと、私も通勤の途中にあります佐賀大学の東側に南北に走る道路においては、自転車歩行者道——自歩道といいます——が整備をされていて、車道の隣、車道側には自転車、そして、車道じゃないほう、外側を歩行者が安全に通行している状況があった。一方で、佐賀大学の北側に東西に通る道路においては、その自歩道の標識が見当たりませんでした。何でかなと確認したら、自歩道の基本的な基準は幅員三メートル以上です。三メートルっていったらまあまあですね。最近整備し直した、最近新しく通ることになった道路等々についてはそういう配慮がなされていますけれども、過去に整備された道路で三メートル以上の歩道があるなんてものはそうそうない。要は県下においても、自歩道の整備率はそう高くない

ということが分かります。

そういう中において、きょう、注意深く通行状況を見てきました。要は、より弱者の視点でいうと、歩行者、自転車、自動車、その中でも歩行者の中には子供さんがいたり、大人がいたり、自転車もママチャリがあったり、速度の速い自転車があったり、自動車も当然、普通自動車があれば大型車もいる。それぞれがより弱者に配慮しながら通行するということがモラルなんだろうと思います。そういう中において、今回は自転車の視点で少しお話をさせていただきます。

佐賀大学の皆さんも通学をされている中で、歩いての方と自転車の方がいらっていました。歩いての方は普通に歩く。そこにも、北側と南側に歩道があります、両方。そして、自転車の方は様々ですね。左側を走行する方においても、歩道を通る人と車道を通る人。逆走する人もいらっています。そういう中において取り締まりが始まる。

これは混乱するだろうなと思ったら、そこまで混乱しない。なぜか。基本的にあまり取り締まらないということだからです。スマホは危険ですから、すぐにも取り締まる。しかし、この自転車が歩道に乗り上げる、自転車が歩道を通行することについては、基本的には指導しません、青切符は切りません、なるものが記されていました。だから、これまでどおりでいいかという、そういうわけにはいかない。特に私たちのような公職の立場にある者は、違反ですから、自転車は軽車両ですから、基本的にどうか、道路交通法において歩道を通行したらいけません。ただ、十三歳から六十九歳以外の方は通行していいですよという取り決めになっています。青切符は十六歳以上の方が対象、ちょっと複雑ですね。そういう中において、真面目な方が苦しむ。私たちは当然通行するこ

とはできません。しかし、じゃ、私たちが聞かれたらどう答えるか。すごく難しいですね。歩道を通ってよからうか。よかさ、危なかもんと僕だったら言います。我が子だったら特に言います。自分の身を守ることは当然大事なんですね。法よりも命が大事、当たり前の話です。そういう状況下において、なかなか難しい状況にあるということが想像できるんです。

そういう中で、私たちはこれからどうすればいいんだろうか。全二点お伺いいたします。

まず一点目が、自転車と自動車の接触リスクです。

真面目な方は、当然、歩道がない限り、歩道ではなくて車道を走る。今日も何となく感じました。いつもよりも車道を走る方が増えたというふうに感じました。基本、法律がそうだったから、当然、真面目な方はそうするんですよ。

すると、私はきょうは車です。車の方はどうするかというと、当然自転車を守らなきゃならない。車道においては弱者は自転車です。ですから、自転車を守るという視点を持って、私は、普通に最低メートル、できるならば二メートルぐらいの間隔を空けて追い抜く、そして、中央線をはみ出して追い抜く。ラッキーなことにそこは点の白線でした。だから、私たちは中央線を越えることができる。じゃ、その中央線が黄色だったらどうなるかというと、私たちはその自転車を待たなければならぬ、中央線を越えることができないということです。すると、待つのか、それとも自転車ぎりぎりのところを中央線をはみ出さずに通行するか、そんなことはできない。待つか中央線を越えて通るしかないんです、幾ら黄色でも。法律を破るということをしなければならぬ。これを議

場で言っているかどうかは私も分かりませんが。要は法よりも命が大事ということなんです。

そして、法はどこまで守ればいいのかなるものは、個人差がありますけども、私たちは法を破ってもいいなんてことは大きな声では言えないんです。しかし、私の子供にははっきり言います。我が命が一番大事ですよ。そりゃそうですね、自転車を運転するときには、歩行者である人の命、そして、自分の命を大事にして気をつけて行つてらっしゃいねと言うしかない。あとは個々の判断なんです。すごく難しい法律をつくられたなと思いました。

そういう中において、この佐賀県の責任者である佐賀県警は、この自転車と自動車の接触のリスクについてどのように考えるか、どのように取り組むか、まず、一点お伺いをいたします。

次に二点目、自転車が安全に通行するための交通規制の取組です。

私は、本来、この法律は、ヘルメットと同じように、努力義務にすべきだったと思っています。自転車はできるだけ歩道を通行しない、ヘルメットと同じですね、努力義務。ヘルメットも自分の命を守るために、できるだけヘルメットをかぶってください。

私は自転車愛用者ですね。健康のために二キロ以内はできるだけ徒歩、二キロから三キロ、四キロぐらいは自転車等々、使い分けをしていますけども、この四月以降はなかなか自転車に乗れていません、悩むからです。どうすればいいか分からない。歩道がなければ幸いです、普通に通る。しかし、歩道があれば、どうすればいいかな、取りあえず押しておこうかぐらいですね。

ですから、すごく難しい状況の中で私は法改正を望む。この四月に法

律を施行したばかりで、警察庁に対して物を申すなんてことはすぐ恐縮をしていますけども、佐賀県警はこれから現状をちゃんと見詰め、現場を把握して、改正が必要なものについてはきちっと改正を提案する。私たちも県民と同時に国民の一人として、警察庁に対してお訴えをすることはお訴えをしなければならぬと思っています。

私は、ヘルメットと同じように、自転車は歩道を通行できないではなくて、努力義務にきちっと改正をしたほうがいいというふうに思っているんです。しかし、これには多分大きなハードルがあつて、時間がかかるんだろうと思います。

ついては、自転車は車道を走る、佐賀県警はそのことをただ見守るだけでいいのか。私は、自転車が歩道を走ることができる、要は自歩道をもう少し増やしてほしい、歩道を再度整備する、莫大なお金がかかりますので、軽々にはできないかもしれないけれども、優先順位として県土整備部が責任を持つてそういう歩道を重点的に整備をしていくのか、なかなかこれも難しい。

そういう中において、基本幅員が三メートル以上ですというものを多少緩やかにするのか。それとも、一方通行の時間帯等々を目にすることはありますけども、例えば、歩行者、特に私は太良町に住んでいますので、佐賀ともまた事情が違います、歩行者なるものは、通学時間以外はほとんどいらつしやいません。しかし、自転車は歩道を通行することができます、だから困っているんです。普通に私も乗っているときには、歩行者がいらつしやるときには、その区間だけ車道に出るんです、安全を確認して。ですから、そういう状態をつくるがために時間帯規制なるものが可能なのか等々、様々なハード的な対策、ソフト的な対策がある

うかと思っています。

私は具体的に述べるのができませんけども、これは佐賀県警が持つべき課題だと思いますので、このことについても今後の取組についてお伺いをいたします。

次に二項目め、私立高校無償化を踏まえた県立高校の対応についてであります。

四月に、所得制限等も撤廃されて、県立、私立高校ともに高校の授業料が無償化されました。制度の改正においては、私はプラスの効果とマインスの効果が出るというふうに思っているんですね。ですから、対象者にとってはすごく喜ばしいことなんだろうと思います。一方で不安に思う人もいます。これも都市と地方の視点です。さっきの歩道の通行においても、やっぱり歩行者の多い都会の視点で少しルールが決められた感があつたんで、私は、歩行者があんまりない地方の視点でもうちよつと見直しがあつたほうがいいねという話をしました。今回のこの高校の授業料の無償化もそうですね。少し都市型の視点に傾いている感があると感じているんです。

そもそも二〇〇九年、民主党政権の公約にあった県立高校の無償化なるものが二〇一〇年に実施をされた。私は自民党に所属をしていましたので、違和感がありました。しかし、今現在も現在進行形として皆さんが受け入れていますので、大きな問題はなかったんだろう、財源もきちんと手当てができたんだろう、現場は混乱していないんだろうというふうに認識をしています。あれも何となく都市型の政策のような気がしました。

そして、今年度からは私立高校も無償化をする。これは維新の政策で

した。維新、今は日本維新の会ですけども、出だしは大阪維新の会、大阪発の政策なんだろうと思います。大阪は早く、大阪府として私立高校の授業料の無償化をされて、これを国にも広げたいというお話だったんでしょう。うん、悩ましい。

二〇一〇年に何が起ったか。単に県立高校の九千九百円が無償化になってよかったねだけではないんですね。その背景には私立高校の授業料が値上がりするという状況が生まれたんです。県立高校は月々九千九百円、私立高校は、当時の私の記憶では約二万二千元でした。県立高校と同額の約一万円を補助しますので、保護者の皆さんの手出しは月々一万二千元ぐらいです。減額をされて、普通高校だけではなくて、私立高校の皆さんにも減額の対象となってよかったですねというお話。

資料を改めて見ました。びっくりしました、私も勉強不足で。当時二万二千元とすると、十二カ月ですから一年間に約二十六万円。その私立高校がいつの間にか値上がりしていました。私は漠然と、大阪、東京、京都、名古屋等々、有名私立大学があるところについては、授業料、要は有名進学校等々で高い授業料が発生しているんだろうと思っていたんですね。佐賀の私立はあんまり関係ないね、二、三校ちょっと高いところがありましたけども。やっぱり第一志望を私立にする都会と違って、地方は事情が違う。佐賀県はどちらかというと、第一志望は県立を志願する方が多い状況にこれまではあった、これからは変わるかもしれない、そういう状況下で、二〇一〇年のときには私立高校で約二十六万円、これは佐賀県です。まず、東京を言いましょう。東京は、二〇一〇年の資料はないですね。佐賀県を言うと、二十六万円。それが令和元年度からの資料を求めたら、令和元年度は三十一万円に上がっていました。二〇

一〇年から令和元年、令和元年は二千何年ですか、（十九）と呼ぶ者あり）二〇一九、九年間で二十六万円が三十一万円、五万円値上がりしているんですね。佐賀県の私立高校で九年間で五万円の値上がりですね。そして、二年前、令和六年の資料によると、四十一万円、たった五年間で三十一万円が四十一万円、十万円、佐賀県の私立高校の授業料が値上がりしていました。びっくりしました。

東京は違います。東京は令和元年に四十五万円だったものが、令和六年度、五年経過後、三万円増額の四十八万円、微増。佐賀は大分増額しているけれども、都市部はあんまり増額をしていない。そして、大阪では、平均額かどうか分かりませんが、維新の会は六十数万円を希望したと。しかし、いろんな折衝の中で全国平均ということで四十五万七千二百円を助成する形で私立高校の無償化が始まった。

その始まったことについても、私も少し違和感があつて、民主党政権のときには国民の皆さんが選んだ選挙の結果、それは当然真摯に受けなきゃならない、勝った政策を遂行する、当たり前の話ですね。

一方で、維新の会が政権に入ったきっかけは何か。選挙だったのか、いや、そうではなかったような気がします。自民党が選挙に負けた。しかし、予算を通さなきゃならない、国民の皆さんのために、そういう状況下で維新と連立を組んだ。そして、維新が出した条件の一つが、私立高校の無償化だった。そして、地方に住む私たちは、その議論に参加することなく決められてしまった。自民党の意見も地方の意見も関係なく、何となく国会の都合で決められた感があつて、私は何となく、あれからふつつつしていた。そして、この四月を迎えたというお話なんですね。

じゃ、具体的にどういう変化があるか。高校の志願倍率が減るかもしれない。という、〇・二%しか減りませんでした。あまり影響なかったですね。しかし、私はこれから大きな影響が起こり得るのではなからうかというふうに関心をするんです。ですから、今すぐ何かをしてくださいではなくて、これから起こり得るであろう不安に対してきちっと対処しておく必要があるのではないですかという啓発の質問なんです。

県立高校は、県内に様々あって、しかし、県立高校がゆえの一定の公平さを保ってきた。しかし、私立高校はそういうわけにはいきません。生き残りがかかっています、この少子化の中で、そういう中において独自色を出さなきゃならない。ですから、通学、寮、施設、部活、待生等々、様々なところで努力がかいま見える。そして、無償化の中で、ハードルが低くなった。やっぱり授業料なるものは一つの大きなハードルだと思うんですね。通学の利便性と同時に、学費なるものは保護者にとつての大きなハードル、これが無償化されることによってハードルが低くなったということに対して不安を持つんです。

高校なるものは学区があった。以前は県立高校、五つの学区があつて、できるだけそのエリアに通学してねという話の下で、一定の生徒を確保できた。しかし、それが二学区になって、今は全県一学区の状況の中で生徒が自由に選択することが出来る。生徒にとっては素晴らしいことだと思います。自分の学びたい学校で学べる環境を提供することが出来る、佐賀はコンパクトですから、それが可能なんですというお話、私もそれはウェルカムなんです。

しかし、私立まで一緒になると、ちょっと格差が出てくる可能性がありますね。私立は佐賀市に集中します。基山に

もあつたり、唐津にもあつたり、伊万里にもあつたり、我が地域にはありません。ただでさえ、県立の壁がなくなつて自由に行く、そして私立が無償化されることになると、周辺部の県立高校はこれからどうなるか。当然、私は皆さんと同じように我が地元が一番大事なんです。我が太良高校、鹿島高校はどうなるんだろうということを想像すると、ちょっと危機的な状況が想像できるんです。

五年後、十年後、今からでも遅くはないというか、制度は始まったけれども、きちっと起こり得る不安があるならば対処しておかなければならない。県立高校の公平さだけではなくて、私立も含めた公平性の中できちっと手当てできるものについては、県立高校も手当てをしておかなければならないと、教育長、思うんですね。

私は何が足りないかはまだ分かりません。私立高校の全てを知り尽くしてはいませんから。しかし、足りないところは多々あるということは想像できるということを考えると、きちっとした対応を今から当然していくべきだと思う。このことについての見解を求めます。

次に三項目め、屋外広告物条例についてであります。

この条例は、佐賀県においては昭和二十四年に制定をされました。長い歴史の中で様々な改正もなされています。想像でしかありませんけれども、昭和二十四年、どういう時代だったんだろう。今、朝ドラで明治期の時代背景の中で看板も出てきます。そんな派手な看板もないし、多くの看板もない、それはそうですね。しかし、戦後、日本は発展期を迎えます。そういう中において、多くの皆さんたちが、国民の皆さんたちにいろんなサービス、高いサービスを提供するために事業を展開される。私はこれは善だと思ふんです。商売なるものは社会善なんです。どん

どんな事業を起こして、どんどん国民の皆さん、県民の皆さんのためにいろんなサービスを提供することはいいことだ。

しかし、この発展期の助走期間の中で、やっぱり看板なるものがいろんな弊害があったんでしょう。数を増やすがために、安いものをたくさんすると、ちょっと危ないねというものもあったのかもしれない。あとは色使いについても、これまで地味だったけれども、アメリカの文化が入ってきたのかどうか分からないけれども、色使いも派手になったとか、想像するに、いろんな看板が乱立をしたんだろう。そういう中において、景観を守るために、この屋外広告物条例なるものを佐賀県が制定をした。

あれから約七十五年を迎えて、佐賀県も、資料を見ると、様々な改正をなされています。私はこの県議会に平成十九年に在籍をさせていただいて、その三年後、平成二十二年に大きな改正がなされました。要は広告物は大きく二つ、自家用広告物と一般広告物、自家用は自分の敷地に広告を建てる、屋号ですね、何とか食堂とか。一般広告物は自分の敷地外に単に広告として建てるものなんです。

そういう中において、これまでは自家用以外の一般には届け出制、この届け出制は手数料という費用が発生します。そして、平成二十二年に自家用にも、これと同じように届け出制なるものを制定されたんですね。そして、多くの県民、多くの事業者から反発がありました。そして、私も今から十一年前、平成二十七年にこの本会議場で質問した形跡がありました。私も内容は覚えていませんでした。しかし、今と全く同じ状況だから、今回提案をする内容は平成二十七年に行ったものと全く同じことを提案するんです。要は当時提案をさせていただいたけれども、解決

を見なかった、私の視点から言うと。要は現状のまま十一年が過ぎたということになるんだと思います。

ただ、進展しているところがある。それは届け出の数と看板の数です。看板の数を分母とするならば、届け出の数が分子ですね。一般広告物においては、平成二十七年は三千六百枚が県下にあったんですね。それが令和七年度、昨年、約十一年たって千七百、三千六百が千七百、半分強に減った。そして、許可されたもの、手数料を添えて許可を求めたものは、当時、約四割だったものが今七割まで上がった。しかし、よくよく見ると、届け出をされていなかった方がその看板を撤去した事例もまああるんだということがかいま見えます。そして、自家用広告物においては、三千件が二千六百件、これは微減です。しかし、これも届け出においては四割から七割に向上したというお話なんです。

今回提案するのは、要は規制と緩和、制度なるものは定期的に見直しをして、規制すべきところは規制を、緩和すべきところは緩和をという見直しが図られるべきだと思っています。規制する対象は一般広告物です。

一般広告物においては、多少広告の価値観なるものも変わってきていると思います。昔は広告を見て、ああ、あそこに行ってみようかなるものがあったのかもしれませんが、今も衝動的にそれは多少あるかもしれませんが、今は多くがネットですぐに検索をする時代の中で、一般の広告物の需要が低くなった状況に多少あるんだろうと思います。そういう中において、許可の率が四割から七割に上がったことは、これは評価すべき点ではあります。

各土木事務所が民間の会社に委託をして、申請をお願いしますね、手

数料は平米数によって違いますからおたくの場合は幾ら幾らですよ、土木事務所に来てくださいねというお話をする中で、許可の件数を上げてきた。しかし、私は高止まりしていくと思っています。この七割から上げるのは容易ではない。そして、そこに多くの費用を使うのはあまり得策ではないと思うんですね。

効果があるところには当然、費用が発生する。当然、委託をされた皆さんたちがそれぞれの事業者のところに行って、すみません、あなたのところはまだ許可されていませんよ、手数料を添えて申請をしてくださいなるものを、毎年行っているのか、何年ごとに行っているのかは分かりませんが、これまで努力をして七割まで上げたものは大したものだけれども、あとはなかなか払わない。なぜなら、罰則がないからです。強制することもできない、ただ払ってくださいというお願いを、理解を求めるしかないということを考えれば、私は撤去を促したほうがいいんではないかと思うんですね。

私も、この看板はまあまあ古いですねと、この情報は今ではもう活用できない情報ですねなんてものもあるし、色もさめて、これは反対にいいイメージじゃなくて悪いイメージじゃないですかというものもある。下手すれば枠だけが残っているところもあるんですね。撤去したほうがいいんじゃないですか。身元も分からない。要は誰が設置しているか分からない箇所もあるということです。

そういう中において、高止まりする傾向にあるということを考えれば、撤去を促す。そして、この撤去については一定佐賀県が補助をする。例えば、二年だったら二年、未来永劫補助をするということはありません。ですから、来年度から二年間を限定にして、撤去したところについては

補助します。あと残りが約三百数十件ですから、撤去費用に幾らかかるか分かりません。例えば、十万円かかるならば、その半分の五万円を補助するとするならば、三、五、十五、一千五百万円で許可の率が一〇〇%に近くなるならば、残ったその看板を適正に見守るほうがよっぽど健全だと。

私は、看板が悪だと言っているんじゃないんですね。適正な看板は善なんです。けど、不適正な看板は残念ながら景観上好ましくない。この屋外広告物条例の視点から見ると好ましくないと言わざるを得ないということを見ると、放置するのではなくて、きちっと撤去を促す。そして、その実効性を高めるためには、佐賀県が一定支援をするということとは有効だと思います。

これからずっとその三百数十件に対して毎年毎年、土木事務所の職員さんが、それとも委託された民間の事業者の方たちが、許可してください、許可してくださいと行ったほうがいいのか、それとも、もう一定撤去してもらうのか、どちらのほうが得策か。私は景観上も、そして費用対効果においても、そして納得感においても、私の提案のほうが得策だと思う。

次に、自家用です。自家用は一般広告物よりも有効です。町にとつてのにぎわい、特に禁止されたところもあるんですね。重要交差点であるとか、私の地元の多良岳の山並みを守らなきゃならないとかという、指定されているところは禁止。禁止は分かりやすいですね。しかし、禁止されていないところにおいては、考え方ですけども、一種と二種があつて、二種は比較的主要駅の周辺部ですね。そこは二種に指定されて、それ以外は一種。一種は、十平米までは申請しなくていいですよ。二種、

中心市街地においては二十平米まで申請しなくていいですよ。二十平米は四メートル掛け五メートル、十平米は二メートル掛け五メートル。それ以内であるならば申請をしなくていいという特例があります。手数料もゼロということになります。

ということを考えれば、何で田舎のほうは十平米と面積が狭いんだろう。その理由は考えても分かりませんでした。聞いても分かりませんでした。いつ制定されて、何で二種が二十平米で、何で一種が十平米なのか、よく分からない。しかし、理由があつてそうだったんでしょう。そして、これも許可率が七割。三割の皆さんが許可されていない。しかし、多くのところで多分事業は営んでおられるんだろうと思います。

私もきょう、道中、見たときに、ああ、何とか食堂が閉まっているね。しかし、看板はあるところもあるんですね。しかし、多くが事業を営んでいる。そして、その事業は多くが社会善、そして、その看板も、景観を汚しているなんて看板はほほない。田んぼにぼつんなんてものもないんですよ。自分の敷地ですから、御商売を営んでいるその建物に付随したところに看板が設置されている。それは、ないよりあつたほうが断然いい、サービスを受ける側も分かりやすくていい、利用しやすくていい、町にとつてもいい、誰にとつてもいい。しかし、十平米以上は手数料がかかる。手間な申請がかかる。ならば、市街地と同じように二十平米に上げてくださいよ。

私は十一年前も提案をしているんですね。僕もお叱りを受けたんですね、平成二十二年にこの法改正ができたときに、自分の敷地に立てている看板に何で許可が必要なんだと、何で佐賀県にお金を取られなきゃならないんだというお叱りを受けたんです。それはそうですね、土木事務

所から請求に來られた。あなたのところは大体幾らですから幾らですよ、三千円払ってねという話。その三千円に手間がかかるんですよ。そういう納得されていない方の三割が許可を受けていない状況がある中で、地方においては二十平米というたまあまの大きさですよ。そして、それは景観を汚すようなものではないということを考えれば、本来私は、自家用については、平成二十二年に制定はしたけれども、やっぱりここで一旦見直して、もう自家用については届け出は要らないという英断を下してもいいと思うし、いやいや、どうしても多少の規制というか、多少の届け出は必要ですよという理由があるならば、面積の緩和等が必要じゃないですかと。

実はこの平成二十七年二月議会は、山口知事が初当選をされた第一回目のときだったんですね。だから、よく覚えていらっしゃるんですね。山口知事が継承という言葉を使われたときに、私は、そのときの一般質問のテーマは継承——承継だったか継承だったか忘れちゃったけれども、知事がそのときね、普通は継承と使うのに承継と使われたんですね。だから、僕ははっきり覚えていて、何で承継。だから、何となく前の知事さんの政策を、これはいいことだからそのまま使いたいというものと、いや、自分は自分の色で染め直したいという強い思いがあつたんだろうと思つたんですね。

ですから、そのときに私は、これについては継承してね、これについて継承すべきではないという様々な角度で質問させていただいて、そして、当時この看板、自家用のものについては継承すべきではないという提案をここできているんです。そして、残念ながら、山口知事はこのことに対して多分無関心であつたのかもしれないですね。特に大きな問題で

はないからね。

ということ、十一年間全く変わらない状況に今ある。単に許可済みの割合が増えた、この努力はかいま見えるけども、制度自体は全く変わっていない状況を考えると、私は、規制と緩和、さっき言った撤去の支援を設けての規制、そして、地方においては自家用を認めるという緩和なるものがあつてしかるべきだと思います。このことについての見解を求めます。

最後四項目め、長崎本線の利便性確保についてであります。

ICカードです。今回はこのICカード一点。どうしても実現したいということなんです。何でこれまでできなかったか。新幹線の着工が決まったのが約十九年前、そして、私たちは、新幹線開業と同時に、この長崎本線が上下分離される、多少のリスクを背負うということも想像できた中で、長崎本線をいかに利便性を高くして残していくかという議論を十九年間ずっとやってきて、それにこのICカードも含まれていました。

私はいつかできるんだろうと思った。都会にはあつて当たり前。何で田舎にはないんだろう、というか、そこまで田舎じゃないですよ、僕らは思っていたんですね。ここはどこかの離島でもなければ、半島でもなくて、普通に西九州の真ん中にあるこの長崎本線の沿線で、何でこのICが使えないのか。まあ、そのうち使えるようになるんだろうというふうな思いで、十九年間提案をし続けてきたけども、今でもできない。

すると、佐賀県は、いやいや、インシヤルとランニング、インシヤル、初期投資については佐賀県が一定の責任を持ちますよ、半分持ちますよという話だったという僕の認識だったんですね。すると、先日、知事と

県内の二十市町の首長さんたちの会合の中で、うちの町長がこのICについて知事に対して提案をしたら、知事から、初期投資は佐賀県が責任を持って面倒見るというか、佐賀県が責任を持って整備をする、ただ、ランニングについてはJRにお願いするしかありません、そういう状況の中で実現しませんねという記事を僕は見たんですね。

あれっ、佐賀県の責任として初期投資の半分は見るという理解だったけども、全額と書いてあったので、私はすぐ町長に尋ねに行きました。町長、これ全額と書いてあるけど、本当のことねという、知事がそう言つたよ、あんたも加勢してねという話なんです。

ということ、今回、再度提案をさせていただく。

じゃ、問題はどこにあるかという話なんです。すると、直近でいうと、佐世保線がこのICカードを導入しました。佐賀県が四億一千万円予算を計上した。駅は何駅か。十三駅あった。割ると、一駅平均三千万円。三千万円もするかと、これもまたびっくりしました。コンビニでいつもピッピッしているのに、下手すると、自分のうちの家庭の中でもピッピッしているのに、何であのピッピッの機械に三千万円も要るんだろう。今でも不思議でたまらない。JR九州だからか。じゃ、JR東日本を含めて入札はできないんですか、安くする方法はないですか、分かりません。

じゃ、一〇〇%佐賀県が面倒見るというときに、ランニングコストはJR九州、これは上下分離という状況の中で運行についてはJRが責任持たなきゃならない中で、ランニングは当然JR。幾らかかるか分かりませんが、まあまあのお金がかかりますからという話のもとなかなか実現しないだろう。

私たちはそれぞれの家庭で光回線を引いています。うちもドコモ光は多分月々五、六千円の話です。五、六千円で私たちは光通信を自由に使うことができるんですね。あとは家庭の中にWi-Fiを引いたら自由です。自由に使い放題。しかし、駅にこのピツを設置すると、ランニングコストがまあまあ高くつく。うん、よく分からない。とするならば、佐賀県も安くすることに一定関与したほうがいいんじゃないですかというお話なんですね。

初期投資は、佐世保線と同じように、長崎本線も佐賀県が全額責任を持つと言っている。昨日、長崎の諫早の県会議員さんも同じ坂口さん、坂口慎一君、僕の若いときのように好青年なんですね。で、僕は電話をして、諫早はどうなっているのと、いや、まあまあ困っているという話は聞きますけども、何ともならんですね、いや、佐世保線で佐賀も長崎もやったんだから、次は、あんだ、長崎本線ですよ、うちは八駅あるけど、諫早から長崎はできていますので、要は諫早手前は六駅あるんですね。東諫早から小長井まで六駅、うちは八駅。頑張ろうねという話をしたら、頑張りましたよという話なんですね。

首長さんたちも頑張る覚悟。私たちも頑張る覚悟、応援する覚悟。そして、佐賀県も、長崎県も、あとはJRがうんと言えば、事済むんです。

これから佐賀県は、二十市町の御要望を受けてJR九州に対して要望に行く。当然、太良町長さん、鹿島市長さんも行く、期成会も行く、私たちも、新幹線絡みとか、いろんな方面でJR九州に行く。いろんなことを言うから、なかなかできない。だから、佐賀県においては、ほかの市町の皆さんには大変恐縮ですけども、ほかのことは一切言わずに、長崎本線のICカードだけは、取りあえず今年だけ頑張らんかということ

を佐賀県が提案すれば、私はまああのインパクトがあると。総花的にいろんなものを要望するから、はいはい分かりましたと言ってJR九州が流してしまう傾向にある中で、十九年間放置してきたけども、もう放置できないという状況にあるんだろうと思います。

ということで、うちの町長さんの願いなんですね。町民の皆さんたちの願いなんですね。そして、海中鳥居を見にインバウンドの方がたくさん見えられて、行きはピツと来て、出るときに太良駅にピツと鳴るものがないから、あつ、困ったねとみんな右往左往しているという話なんですね。その状況を改善したいと思っています。このことについて見解を求めます。全四項目です。

最後になりますけども、私は田舎で生活することを選択しました。多少の便利さを求めながら自然に触れて、そして、家族や友達に囲まれて人生を静かに豊かに暮らしたい。そして、その多くの町民、鹿島市民皆さんの声を代弁しているんですね。多少の利便性を求める、その中に私はこのICカードなるものは入っていると思うんです。ですから、これは太良町にも、鹿島市にもできません、佐賀県にしかできないんです、JR九州の協力をもって。ということで、今回、強い御要望をさせていただいているということでございます。

取りあえず地域交流部長にお尋ねをします。納得しなければ、知事に聞くことになるのかもしれないということで、前向きな答弁を求めて私の質問を終わります。（拍手）

●副議長（古賀陽三君） 暫時休憩します。

午後三時三十九分 休憩

令和八年六月十九日（金） 午後四時十分 開議

出席議員 三十七名

欠席議員 なし

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝
二番	下田 寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三二番	留守茂幸
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三三番	石井秀夫
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三四番	藤木卓一郎
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三六番	石倉秀郷
九番	中本正一	二三番	宮原真一	三七番	岡口重文
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範		
一番	青木一功	二五番	定松一生		
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸		
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄		
一四番	富田幸樹	二八番	武藤明美		

六月十九日

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	副知事	副知事	政策部長	総務部長	地域交流部長	県民環境部長	健康福祉部長	産業労働部長	農林水産部長	県土整備部長	危機管理・報道局長	文化・観光局長	S S P 推進局長	男女参画・こども局長	山博・緑化フェア事務局長	会計管理者	警察本部長	教育長	人事委員会事務局長
山口祥義	平尾健	引馬誠也	前田直紀	内田祐美	寺田博文	諸岡泰輔	金丸政樹	丸尾豊	井手宣拓	横尾秀憲	三角治	宮原浩二	光武香織	大草昭雄	江島宏	旗生康之	福田英之	甲斐直美	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会議事局長	同 副事務局長	政務調査課長	総務課長	議事課長	総務課副課長	議事課副課長	政務調査課副課長	議事課・記録担当係長	同 議事・記録担当主幹
真坂昇	藤田豊	大久保哲	田中信二	山口正敏	山田正弘	高田一	佐藤隆一	中村正典	篠田博幸

○ 開 議

●議長（宮原真一君） これより会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

坂口祐樹君の質問に対する答弁から開始いたします。

●寺田地域交流部長 登壇Ⅱ坂口祐樹議員の御質問にお答えします。

私からは、長崎本線上下分離区間の利便性向上についてお答えいたします。

令和四年九月の西九州新幹線の開業に伴い、長崎本線は上下分離方式へと移行いたしました。特急は大幅に減便、利便性が大きく低下したため、この上下分離区間の利便性向上を図っていくことは大変重要な課題だと認識しております。私も鹿島・太良方面へ出張することがありますが、その際には極力長崎本線を利用することとしています。学生、子供連れの御家族、外国人観光客などが利用されており、やはり地域を支える大切な移動手段だと感じております。

議員からお話がありました交通系ＩＣカードにつきましては、導入を望む地元の思いが非常に強いということは県も十二分に承知しております。私も思いは同じであります。交通系ＩＣカードの導入に当たっては、多額のイニシャルコストとランニングコストの費用負担といった課題がございます。ＪＲ九州には九州各地から多くの要望が上がっているとも聞いております。

令和六年十月にＩＣカードの利用エリア拡大が実現した佐世保線につきましては、佐賀県区間のイニシャルコストを佐賀県が負担することです。ＪＲ九州と合意したものでございました。ただそれは、それほど簡単に実現したものでは決してございませんで、実はＩＣカードの導入という

のはずっと要望してまいってきたわけなんですけれども、なかなかありませんでした。そういう中、山口知事の並々ならぬ思いで、ＪＲ九州の古宮社長と直接話をされました。そして、ＪＲから長崎県にもまたがるのという話があったので、その後の当時の大石知事との調整も、山口知事のほうで調整いただいて実現したという経緯がございます。そういった意味では、ほかの利便性向上の対応に比べても、格段にＪＲ九州の壁というのは厚いというふうに考えております。

ただ、県のほうでも、この上下分離区間において導入するイニシャルコストの負担、そういったものを含む様々な提案をＪＲ九州に対してこれまで働きかけを行ってまいりました。残念ながら、いまだに実現には至っておりませんが、沿線市町とも一緒になって、何ができるか検討しながら、実現に向けて、要望、提案を含めて引き続き頑張っていきたいというふうに考えております。

また、これまで県では、上下分離区間の利便性向上を図るために、沿線市町と協力してＪＲ九州に対して、先ほど申し上げました交通系ＩＣカードの導入要望はもちろんでございますが、ほかにも様々な提案を行うとともに、鉄道管理者である県としても駅舎等の整備を行ってきたところでございます。

県と県内の二十市町の首長らとＪＲ九州への要望活動などにおいては、交通系ＩＣカードの利用エリア拡大、江北―肥前大浦間の直通便の増便、江北駅での乗り換え負担の軽減など、長崎本線の利便性確保を求めてまいりました。

その結果、肥前鹿島駅などにおいて定期券を購入できる券売機が設置されたりですか、江北駅での乗り換えの改善、江北―肥前大浦間の直

通便の増便、沿線高校の定期テストの下校時に合わせた臨時列車の運行、新型車両ＹＣ１系気動車の導入などが実現したものと考えております。

また、鉄道管理者である県としても、例えば、多良駅などへのＷｉＦｉ整備、それから肥前大浦駅などに多目的水洗トイレを整備したりですとか、太良町と一緒に多良駅に多良岳口を設置したり、それから、町が実施した多良駅の駅舎改修への支援など、駅自体の使い勝手や利便性を高める取組を、地元の声を聞きながら実施してまいったところでございます。

この上下分離区間の沿線エリア、とりわけ鹿島・太良地域は、鹿島酒蔵ツーリズム、ガタリンピック、祐徳稲荷神社、海中鳥居、カキ小屋など、その場所ならではの本物の地域資源にあふれた地域でございます。より多くの人に訪れていただきたい場所であります。

沿線に住む地域の皆さんにとっても、沿線地域を訪れる方々にとっても、快適に利用できる環境を整えるために、県としても沿線市町と一緒に、ＪＲ九州にはさらに協力をいただきながら、上下分離区間の利便性向上に着実に取り組んでまいりたいと思います。

私からは以上です。

●横尾県土整備部長 登壇 Ⅱ 私からは、屋外広告物についてお答えいたします。

屋外広告物は、店舗の所在や商品、サービス等の情報を知らせる手段としての役割を主に果たしております。また一方で、無秩序に設置されますと、町や自然の美しい景観を損なうおそれもございます。また、構造や管理が適切でなければ、倒壊ですとか落下などを引き起こす危険性もございます。こうしたことをトータルに捉えまして、地域の経済活動

とのバランスを取りながら、佐賀らしい景観をつくっていく必要があるというふう認識しております。

これまでの取組ですが、平成十六年に景観法が制定されたことを受けて、本県におきましても、平成二十年に「佐賀県美しい景観づくり条例」を制定したところでございます。そして、平成二十一年には、本県の自然豊かな美しい景観づくりに対する取組を進める上で、屋外広告物についてもルールの見直しが必要であるということで、条例や関係規定の抜本的な改正を行い、平成二十二年から運用を始めたところでございます。

この屋外広告物、景観に対する山口知事の関心も非常に高く、制度の運用を行う中で様々な立場の事業者や県民からの声もあり、その声も聞きながら、どういう対応がいいのか検討し、必要な制度の見直し、緩和を進めてきたところでございます。

具体的には、令和三年度には店の道案内看板ですね、道標と呼んでおりますが、これが屋外広告物は五十メートル離すという基準がございますが、そうした基準を撤廃して、距離の規定を外して許可をするということですか、もともと基準に合わない広告物に對しましては、令和四年三月までには改善してくださいということで条件をつけて更新をしてきたそういったものに対しても、その年限の基準を外して許可の申請手続があれば許可をするというような対応を行ってきたところでございます。

また、自家用広告物の規制緩和等のお話もございました。自家用広告物につきましては、平成二十二年の制度の運用開始時点から事業者の経済活動の負担軽減を図るために、許可期間を、一般広告物の一年に對し

て自家用広告物は三年にするですか、一定面積以下は許可不要とする
ですとか、相互間距離規制を適用しないといった緩和を行うなどの配慮
をしております。

一種、二種の差をなくすべきというようなお話もございました。商工
業の中心となっている町なかにつきましては、にぎわいのある町並みと
調和を図る観点から、また、住宅地や都市部以外の郊外部につきましては
は、景観保護の観点から地域の特性や経済とのバランスを考慮いたしま
してそれぞれ基準を設定しているところでございます。

そしてまた、そもそもなぜ自家用広告物の許可が必要なのかというこ
と、また、許可を不要とする面積のさらなる拡大の基準緩和についても
お話がございました。

屋外広告物条例の目的の中に良好な景観の形成というのもございます
が、もう一つはやっぱり安全の確保といいますが、倒壊、落下の危険に
対してしっかりと基準に沿ったものができているのかというのを確認す
る必要もございますので、そういった観点で施設の管理や安全の確認を
行う面で、そこは慎重に考える必要があるというふうに考えております。

また、看板の撤去等についてのお話もございました。

老朽化が進み、周辺に悪影響を与えている所有者が不明の広告物につ
きましては、状況に応じて略式代執行などを行って県が撤去を行うとい
うようなことも行っております。

事業用の広告物につきましては、会社や個人などが自己の事業のため
に設置し、所有されているものであり、撤去についても所有者で対応い
ただくべきものというふうに考えております。

補助制度を導入してでも撤去を進めるべきではないかというようなお

話もございました。

まちづくり課のほうに会計年度職員を配置して全県的にパトロールで
すとか、是正指導を行っております。巡回のときに、放置されている看
板ですとか、不適切な看板、老朽看板等を把握した場合には、所有者等
を調べたり、また、所有者が分かるところは撤去の指導等を行っている
ところでございまして、実際そういった働きかけに応じて撤去される
ケースもございます。補助となりますと、これまで協力いただいた方へ
のバランス等もございしますので、そこは慎重に考える必要があるとい
うふうに考えております。

屋外広告物は町の印象や景観をつくる要素の一つでございます。佐賀
には豊かな自然や景色が各地に存在します。また、経済活動との balan
スを取ることも必要だというふうに認識しております。

先ほど申し上げましたが、道案内用の看板、道標の規制緩和ですとか、
特例許可の是正期限の撤廃など、これまで見直すべきところは見直して
きたところでございます。

現在は、広告の手段もインターネット、SNS、またカーナビの普及
など、いろいろと多様化しているところもございます。時代の変化や地
域の特性も考慮し、また、屋外広告物に対する様々な意見や問題点も確
認しながら、基準の在り方についてしっかりと考えてまいります。

私からは以上です。

●甲斐教育長 登壇 Ⅱ 私からは、高校無償化を踏まえた県立高校の取組
についてお答えをいたします。

高校無償化によりまして費用面のハードルが低くなったことで、議員
からもお話がありましたように、子供たちにとっては受検の選択肢が増

え、チャレンジの幅が広がり、自らの進路についてより深く考える契機になったというふうに思います。県教育委員会としては、県立高校の魅力をさらに磨いて打ち出し、必要な対策を取っていききたいと考えています。

県立高校の存在意義を考えますと、一つには生徒が通学可能な範囲内に学びの場が存在することであると思います。誰もが遠くまで自由に通えるという環境にはないというふうに思っております。

それから、普通科や専門学科、専門学科も工業、商業、農業、家庭などあります。また、総合学科もありまして、総合学科の中には福祉の系列もございます。そうした多様な学びの機会を提供できることであると思います。

また、地域の方々との協働を通して、高校だけでなく、地域に活力をもたらしている存在ではないかと、そんなふうに思っています。大きな存在意義があるのではないかと認識しております。

今後、地域の教育機会を確保するため、時代のニーズに柔軟に対応しながらも、県立高校の学びを充実させていきたいと考えています。

今、県教育委員会では、県立高校が子供たちに選ばれる学校であり続けるために、社会情勢やニーズの変化も踏まえながら、魅力や強みを磨き上げる「唯一無二の誇り高き学校づくり」に県全体で取り組んでいます。

それぞれの高校では、地元の市町や地域の団体等と連携した探究的な学びや、学校内外での体験活動など、特色ある教育活動に取り組んでいます。

例えば、太良高校では、学校設定科目である「KAGURA」があり

まして、これを通して伝統芸能の継承者を育成したり、地域の方が多良岳のすばらしさを伝える「山の授業」を実施していただいたりしています。

こうした活動を通じて生徒たちは、多様な大人たち、多様な考えや生き方に触れ、自分の興味、関心を深め、幅を広げていくことができます。地域資源に触れ、そして、その課題にも気づき、自分に何ができるか自ら考え、仲間と話し合い、行動する経験というのを積んでおります。そうした経験が、生徒たちのこれからの人生のキャリアデザイン、また、地域への愛着や誇りの醸成につながるものと思っています。

また、学科の在り方や教育課程の見直しを行ってきており、令和八年度は、唐津青翔高校では全日制公立高校で全国初となるeスポーツ学科を、神埼高校では「こども教育進学コース」を新設したところです。ほかにも、有田工業高校のように、学科の特色を生かして全国から生徒を募集している高校もあり、自分の学びたいものはこれだと遠く離れた高校を選択して、佐賀に来て学ぶ生徒にとっても、そして、地元の生徒にとっても、ここの高校で学ぶ意義ですとか自分たちの将来を考える上で双方に大きな刺激となっているというふうに思っております。

魅力ある学校づくりを進めるためには、その基盤となる教育環境の整備も大切でありまして、例えば、専門高校において実践的な人材の育成を図るため、しっかりと今の時代に合った、これからの時代に合った産業教育の設備の更新を進めています。また、生徒を取り巻く環境としてトイレの洋式化や空調設備なども進めているところです。

高校は生徒が自ら希望する学びや進路を実現する場所であり、地域にとっても活力をもたらす存在だと思っています。地域に根差す学校とし

て、地元の皆さんにもとても大切にしていたらいいということを感じています。

高校無償化や少子化、産業構造の変化などの影響をしつかりと踏まえつつ、これからも地域の強みを生かした唯一無二の学校づくり、一番肝となる教育内容の充実、ソフト、ハード、どちらも必要な対策を講じてまいりたいと考えています。

県立高校が、生徒に通いたい、保護者に通わせたいと思ってももらえるよう、また、地域の方に高校があつてよかったと思ってもらえるよう、市町や地域とつながりながら、そのつながりを生かして今後とも魅力ある学校づくりに取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

●福田警察本部長 登壇 II 自転車の車道通行による車との接触リスクについてお答えします。

前提としまして、全国的に歩道における自転車と歩行者の事故の件数が増加傾向にあり、県内においても歩道における自転車と歩行者による交通事故が一定数発生し続けている状況を踏まえ、自転車利用者において歩行者の通行を優先することが重要であると認識しております。

他方で、議員御指摘のとおり、車道を通行する自転車の安全確保も重要な課題であり、自転車と自動車の接触リスクについて、これをいかにして低減するかといった点も同時に非常に重要なことであると認識しております。

自転車の通行については、法令におきまして、道路標識等により、自転車も歩道を通行することができるとされているとき、児童、幼児、も

しくは七十歳以上の方、または一定の身体障害を有する方が自転車を運転するとき、車道または交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるときには、自転車であっても、歩道の車道寄りの部分を徐行して通行することができるとされており、こういった場合には、自転車が車道を通行することによる自動車との接触リスクは回避することが可能となります。

また、本年四月からの自転車の交通違反に対する青切符制度の導入に合わせ、道路交通法の改正により、自動車が自転車の側方、そばを通過する際のそれぞれの通行方法に関する規定も整備され、自動車が自転車の右側を通行する場合において、両者の間に十分な間隔がないときは、自動車は自転車との間隔に応じた安全な速度で進行する、自転車はできる限り道路の左側端に寄って通行することとされたところであります。

自転車が車道を通行するときの自動車との接触リスクについては、自動車の運転者と自転車の利用者の双方において、こうした交通ルールや交通マナーを理解いただき、実践いただくことが大切であると考えております。

県警察としましては、県内各地における交通実態に沿った指導取り締まりに加え、自転車と自動車の接触リスク回避のための措置を含む交通ルールや交通マナーについて、SNS、街頭キャンペーン、交通安全教育等、様々な機会を捉え、広くその周知、浸透を図っているところであります。

引き続き、自転車の利用者も自動車の運転者も、全ての道路利用者が安全に安心して通行できる交通環境の実現に向けて、取組を推進してま

いりたいと考えております。

自転車安全に通行するための交通規制に関する取組についてお答えします。

自転車の通行に関しましては、法令の規定により、道路管理者と連携した上で、自転車が車道を安全に通行することができる普通自転車専用通行帯を設置する。特定箇所（歩道）について、自転車が通行することができるものとするといった、交通規制措置を講じることが可能となっております。

このうち、自転車が歩道を通行できる交通規制につきましては、県内におきましては、既に合計八百六十一区間、九百八十キロメートルを整備しております。これらは原則として、歩道に一定の幅員がある箇所で行っているものでありますが、一定の幅員がない箇所であっても、個々の道路の具体的な形状等に応じて、自転車利用者の要望も踏まえ、周辺の道路交通環境や実際の交通量、さらには交通事故の発生状況等も総合的に勘案した上で、歩行者と自転車の双方の通行に支障がないものと認められる箇所において行っているところであります。

なお、議員から幅員三メートル以上の歩道というお話がございました。原則としてそのとおりであります。自転車の車道通行が危険であったり、また、歩道での自転車通行の危険性が低いと認められるなどの一定の場合は、幅が三メートル未満の歩道でも整備可能であり、また、そういった措置をしている箇所もございます。また、時間帯の規制も可能でございます。

議員御指摘のとおり、自転車は幅広い層の方々により様々な用途で利用される身近な交通手段であります。このことを踏まえまして、県警察

におきましては、県内各地の個々の道路交通環境の実情を十分に把握した上で、また、道路利用者の方々の声にも配慮しながら、必要な交通規制を行うことなどにより、その安全な通行空間の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●藤木卓一郎君（拍手） 登壇Ⅱ それでは、六月定例県議会一般質問、最終バッターということになりました。私の質問で最後ということになります。

質問自体については、要旨というような、ぼんやりしたような形ではなくて、登壇原稿そのものを渡しております。それから加筆修正もいたしましたので、渡した登壇原稿と幾らかは違うかもしれないけれども、私の気持ちの上においては、論旨は明確、的確な答弁を期待しながら、質問に入らせていただきます。

まず一番目は、九州新幹線西九州ルートについてでございます。

その第一点目、財政負担の問題でございます。

現在、国土交通省の水嶋事務次官とフル規格を前提とした熱心な議論をされておることは大変うれしく、ありがたいと思っております。

そこで、水嶋事務次官は、財政負担の問題については法令改正の必要性にも言及をされているということでしたが、知事は佐賀県の負担軽減策等についてどのような言質を得たのか、とても心配をいたしております。その点どのようなになっているのか、大変心配をしております。ということでございます。

なぜなら、知事もふだんからお話しされているとおりに、現下の物価の情勢から言って、千四百億円もの大金を、今の現行の状態ですと千四百億

円ということでございますから、着工から完成に至るまでの金額を想到すると、幾らかかるか分からない、そもそもそんな事業に本県財政が持ちこたえられるかどうか大変不安だということでございます。

第一、フリーゲージトレインの一方的な断念の責任を国が認めているところであり、結果として、交渉を長引かせたと私は思っているんですが、山口知事にも大いなる責任があると思うけど、そもそも政府自体がデフレ脱却のための物価上昇目標を定めてこまめやってきたのですから、建設資金の上振れは当然の帰結であり、そのことに佐賀県財政が追いついてこれないのは、当初から政府も分かっていたはずであります。そうであるならば、政府はもっと早くから佐賀県との事態の打開に向けて精力的な努力をすべきだったと私は思います。本来、協議のスタート時に六百六十億円という具体的な数字を出して、この協議に向き合わせた国に責任がある以上、その数字を前提に協議を進めるべきだと考えます。

とにかく、このように佐賀県庁と国土交通省との間で協議が長引いたその結果、協議が妥結しているかのようでございますけれども、協議が長引き続けているこの結果、千四百億円とも、この物価の上昇率から比べて、十年後幾らになるのか分かりません。仮に二千億円とも膨れ上がった場合、そのツケを県民に回すことは絶対に許されることではありません。協議が長引けば支払いが高くなる。協議が長引けば支払いが高くなることは、多くなることは双方にとって分かっていたことでございますから。

何度も言うようですが、この壇上で何度も申し上げましたが、令和三年六月二十二日付で、時の九州新幹線（西九州ルート）検討委員会の山

本幸三委員長が来県されまして、九州新幹線（西九州ルート）検討委員会において、「九州新幹線（新鳥栖・武雄温泉間）に関する検討の方向性」を受けた「九州新幹線（西九州ルート）の検討状況について」というペーパーを、佐賀県及び佐賀県議会に提出していただいております。

その書面の二つ目の項において、「フリーゲージトレイン導入断念等の経緯を踏まえ、佐賀県の財政負担の軽減を図る必要がある。」、そして、なお書きには、「佐賀県の特殊な事情を踏まえ、佐賀県の財政負担の軽減の軽減を図るべく検討を進めていく必要がある。」と明記されております。そういった約束もあって、いかにこの六百六十億円という数字を減額させ、年度の負担を減少させるのがテーマでこまめやってきたわけでございますから、今さらようやくお互いの気持ちが整いましたからと、知事と国との間で、現行の財政負担のスキームのままでこれを認めるなんてことは決してあってはならないと強く両者に申し入れさせていただきます。

二点目は、佐賀県への振興策の要求についてでございます。

新幹線は、佐賀県大躍進の核になる可能性を秘めてはおりますが、同時に佐賀県民に過重な負担を強いる施設であるのもまた事実であります。これをいかに全体の負担を減額し、かつ年度の負担を減額し得るかが、政府及び与党PT、また、知事はじめ私どもの知恵の見せどころでございます。

とはいえ、過重な財政負担とバランスを取るためにも、政府は佐賀県民に対し地域振興策を用意していただく必要があります。先ほどの山本委員長のペーパーにも、「佐賀県からの地域振興策に係る要望をしっかりと受け止めることが必要である。」と、九州新幹線（西九州ルート）検

討委員会はこのことについてはつきり明記されております。

そして、現在の協議の内容は、環境アセスの同意の条件についてであると伺っております。そもそも国に対して佐賀県の社会資本整備などの振興策を要求することができるチャンスは僅か二回しかありません。環境アセスメントの実施に同意するとき、これと着工そのものに同意するタイミングであります。通常この二回が唯一の機会でございますが、今まさしく環境アセスメントのタイミングとなっておりますが、我々は政府に対して何を望むのかということが問題であり、それは知事が一人で決めるべきことなのかということがさらに問題でございます。

例えば、駐屯地の許可を与える際に、政府に対して、佐賀空港も二千五百メートルの滑走路延長の許可を下ろしてもらうこと、佐賀駐屯地の認可を与えた際の話ですけども、佐賀空港も二千五百メートルに滑走路延長の許可を下ろしてもらうことや、建設の補助金をいただきたいということもできたと私は思っているんですね。しかし、結局は当たり前のように基地ができて、佐賀県も、佐賀市も、国防上の重要な拠点が立地するリスクは取ったけれども、漁業振興の百億円基金以外に佐賀県にはこれに見合う振興策がないまま妥結いたしております。整備が終わった今、何を言っても時既に遅しであることは現状を見れば誰しもが承知しているとおりでございます。

条件について協議をするなら、アセスに同意をする今このとき以外になく、その内容は皆が納得する内容であるべきであります。

三点目はルートの問題であります。

県民には様々な意見があるのでしようけれども、しかしながら、私をはじめとして、県民多くの皆様方の疑問として、南回りルートや空港ル―

トがいいと言っている一定数以上の集まりや要望書面の数々を私は見たことがあります。

何度も言いますが、仮に空港周辺に駅ができたとしても、住民が博多以東に向かう際、佐賀駅からバスセンターでバスに乗って、佐賀空港駅まで行き、そこから新幹線に乗って博多に向かうような遠回りは誰もしないので、当然、そのまま佐賀駅から特急に乗って博多に向かうか、新鳥栖駅で新幹線に乗り換えるしかないのです、佐賀空港駅経由の新幹線は本県にとって、全く無駄とは言わないが、相対的に非常に不便な新幹線駅となり、新幹線になります。

また、今の佐賀駅から博多への特急の本数がそこにあるのは、長崎、大村、諫早、嬉野、武雄方面からの一定の乗客数があるためであって、この乗客が武雄温泉駅で分岐して南回りルートから、例えば、久留米駅から新幹線鹿児島ルートに乗り換えて博多に行く時代が来ることになれば、当然、長崎本線の佐賀駅での乗車人員、車列もそうですけれども、圧倒的に減ってしまうため、当然、ダイヤはその本数を減らすしかありません。つまり、佐賀駅の新幹線という名の圧倒的な機能強化の芽を潰して、今ある在来線の環境自体をも壊してしまうことにつながります。誰が考えたって分かる理屈だと私は思います。

今の佐賀空港は一日五便しかなく、空港周辺に新幹線の駅をつくっても乗降客は見込めないと考えていますが、知事はどうしてそこまで南回りルートにこだわっているのか、その理由を多くの佐賀県民が知りたがっています。

四点目は、国との交渉の在り方についてでございます。

これまで国土交通省との「幅広い協議」は、マスコミも入れてフルオー

ブンで行われてまいりました。その是非については私もこの場で強く指摘させていただきました。しかし、フルオープンにこだわったのは知事であります。それがいつの間にか水嶋次官と密室協議で交渉が進められており、我々議会には一切何の報告もありません。

実際、私自身、この問題に深く関わってまいりましたが、誰もこの協議の過程について、何度も何度も協議はあっているけれども、誰もこのことについて、マスコミ以外に僕に教えてくれる人はいません。断片的にすら本質を知ることはない。

これは国体のような始まれば終わるといったイベントではなくて、将来を通して県民の暮らしに直接関わる大事な事業であります。県民の代表たる我々が、交渉の内容を何も知らされないままに、また、意見を言う機会がないままに、国と財源や振興策、ルートなど、半ば独断で妥結されるようなことが絶対にあってはならないと私は思います。

以上のことを踏まえて次の点について知事にお伺いします。

一つ、財政負担の問題についてであります。

新幹線問題の核心となる財政負担の問題についてですが、私は財政負担を六百六十億円以下とすることが協議の本質だと考えています。知事は国に対してどのような要望や負担軽減策を要求しているのか。国との間においてどのような経過をたどったのか。その効果について、その経過について、つまびらかにしていただきたいと思っています。

二つ目、佐賀県への振興策についてであります。

現在、環境アセスメントを実施するかどうかのタイミングとなっております。このタイミングで佐賀県への振興策についてしっかり国に対して要望していく必要があるかと思えます。どのようなことを国へ要求

しているのか。また、要望をどのように取りまとめるつもりなのかお伺いいたします。

三つ目、南回りルートについてであります。

南回りルートについて、県民に一定以上の支持する世論があるのか甚だ疑問であるということ。どのような方々が南回りルートを推しているのかを明らかにするとともに、知事がこうまで南回りルートにこだわる理由、その価値やビジョンについて改めて明らかにしていただきたいと思えます。

四番目、国との交渉の在り方についてであります。

国との協議内容は、県民を代表する我々議員に対してはある程度は報告していただかなければ困ります。密室で交渉することはよいとしても、その経過を我々にも全くつまびらかにしないという姿勢は明らかに問題です。国との交渉の在り方及び議会への報告について、どのように考えているのかをお伺いいたします。

二つ目は、大問の二ということになりますが、鳥獣被害対策についてお伺いいたします。

今議会では、特に物価高騰対策についての質問が多数寄せられておりました。それは、中山間地域の経済活動を守る有害鳥獣の駆除員とて同じでございます。佐賀県じゅうの中山間地にはミカンがあり、棚田米があります。これからは「にじゅうまる」の露地化だつて進んでまいります。当然のことながら、今までの中山間地域の農業を守るべく有害鳥獣を駆除しているのは、広義には狩猟免許所持者であり、狭義には猟友会の人々でございます。

現在、狩猟免許所持者の方々の年齢構成を見ますと、七十歳以上

の方々が全体の三五％になっており、六十五歳以上となれば全体の四六・五％になります。近い将来、七十代以上の方々が狩猟免許を返納いたしますので、このまま手をこまねいていけば、山間地の農業は、担い手の高齢化に伴う離農と鳥獣被害の極端な増加によって、産地の崩壊を招きかねません。とにかく中山間地の農業を守るためには、園芸農家の確保はもとより、狩猟免許所持者の確保、育成が何より喫緊の課題であります。

捕獲に従事する方々の負担は非常に大きく、箱わなの設置、誘引への餌やり、殺処分、埋設等、普通ではもうあり得ない、あり得ない労力を要する作業が伴っており、有償ボランティアの有償部分は、成獣にして僅かに一万二千円にしかならず、幼獣の場合は六千円であります。その中で、本県の負担は僅かに二千五百円にすぎず、佐賀ミカンの主産地を守り、山を守ると公言している本県としてあまりにも残念な額だと私は思っています。関係者は皆そう思っています。何といっても、この待遇は二十七年間この金額のままということですから、鉄砲の弾代金も、数年前まで二十五発で三千八百円だったそうです。しかし、今では六千円と倍近くに跳ね上がっております。

カモから麦を守るための活動を地域の猟友会の方々がやってくれているわけですが、この巡回指導の手当てが一回当たり八千五百円で、二十五発打てば既に六千円を消費するわけでございますから、移動経費等を差し引くと全くの無償のボランティアと言っても過言ではございません。さらに言えば、これを一羽取って、国から二百円をもらうにすぎません。佐賀県は今なお、カモ駆除に対する皆の労力に報いてくれているということでは全くありません。報酬はなしということです。

将来にわたって捕獲活動を持続的に行っていくためには、捕獲従事者の意欲を維持向上させていくための捕獲報償金単価の改定が何より大切です。加えて、これらの取組を将来にわたって継続させていくためには、担い手の確保、育成が不可欠であることは先ほど申し上げたとおりでございます。

あともう一点は、侵入防止対策としてワイヤーメッシュ柵や電気柵の整備の件です。

中山間地のミカン園地は佐賀平野の圃場のように整理整頓された姿ではありません。起伏があるし、変形です。周囲は雑木と雑草だらけの場合もままあります。ワイヤーメッシュの設置も簡単ではありませんし、脆弱な部分があれば、必ずそこからアナグマやイノシシの侵入を許してしまいます。電気柵も雑草と接触すれば放電して効果が薄れるので、防草シートと併せて設置しなければなりません。

そういう意味では、ワイヤーメッシュにしろ、電気牧柵にしろ、設置の効果は設置の方法や管理状況によって大きく左右されることから、単に設置を進めるだけではなくて、官民挙げてより効果的な対策を講じていくことが何より重要でございます。

イノシシなどの有害鳥獣は、駆除に手を抜けば、もっと言えば駆除する人々を大事にしなければ、今後はいよいよイノシシたちは生息域を広げて市街地での問題にもなっております。有害鳥獣駆除の取組への若い世代の参画を促し、持続可能な鳥獣被害対策の体制を構築していく必要があると考えます。

以上のことを踏まえて、次のことについてお伺いします。

一、捕獲対策の強化についてであります。

県では、捕獲報償金の単価について、引き上げも含めてどのように考え、今後どのように対応していくのかをお伺いします。

二点目、侵入防止対策の強化についてであります。

農作物被害の防止を図るためには、ワイヤーメッシュ柵と電気牧柵を組み合わせた対策を進めるとともに、効果的な設置、管理を行うための指導体制を強化していく必要があります。

県として、対策の支援や指導者の配置についてどのように取り組んでいくのかお伺いします。

三番目、人材の確保、育成についてであります。

有害鳥獣対策を担う人材の確保、育成について、県として今後どのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。

○ 時 間 延 長

◎議長（宮原真一君） 時間を延長します。

◎藤木卓一郎君（続） Ⅱ大きな問いの三つ目ですけれども、トレーニングファームの卒業生に対する支援の在り方についてということでございます。

このことについては、トレーニングファームの学生というんですね、トレーニングファームの学生が昨日正午までに議会に対して要望書面を提出されております。それは議員皆様のところにも、知事以下執行部の皆様のところにもその要望書面が手元に届くと思いますので、本当に厳しい今のトレーニングファームの状況について、よくよく御賢察いただきたいと思っております。

その要旨を踏まえて質問させていただきますが、本県が設置しているトレーニングファームというものは、皆さんも御承知のとおり、新規就

農者を育成し、定着させ、ひいては産地を守り、農業振興に資する目的で設置された本県にとって極めて重要な農業教育施設であり、貴重な研修生や卒業生の就農への大きな足がかりとなっております。

一方で、近年の資材単価、施設整備費、燃料費、光熱水費等の経費の高騰によって、就農時に必要となる初期投資や運転資金の増大幅は大きく膨らんでおります。

例えば、県内のイチゴを栽培するトレーニングファームの卒業生の例では、設備投資に一億円近い費用が必要であるケースも出てきており、補助を活用したとしても、自己資金として四、五千万円を超える借り入れをしなければならない状況になっております。

これまでのトレーニングファームのビジネスモデルというのは、補助上限額の六千万円で施設を造ります。ざっくり言いますけれども、そのうち三分の二の四千万円の補助をいただいて、二千万円の自己資金、これを農協さんであるとか銀行さんからお金を借りて、十年で償還する。

基本夫婦二人の労働で二反六百坪を作付します。これ以上作付すると収量に影響が出てくるので、ここら辺が限界点だということでございます。二反六百坪を作付し、平均反当四・五トン、二反ですから九トン取って、「いちごさん」の市場価格を掛け合わせて大体七百万円の収入になるということになっております。そこから施設整備の二百万円を引いて生活費は夫婦二人で五百万円となって、十年の支払いが過ぎれば、二百万円の支払いがなくなるので、夫婦二人で七百万円を稼ぐというビジネスモデルでございました。

ところが、資材単価の高騰によってハウスの建設費が八千万円とか一億円ともなれば、どのように補助制度を活用しても年間四百万円から五

百万円もの返済となって、七百万円から五百万円を引いたら、夫婦二人で二百万円の生活費ということになります。夫婦で朝から晩まで働いて二百万円の生活費ということになります。もちろん彼らは子育ての真っ最中であり、これでは夢や希望を持つどころか、生活そのものがそもそも成り立ちません。片方が大きな病気やけがをすれば、作業ができなくなり、借金は毎月のことでございますので、借金が払えなければ、即破産となります。

トレーニングファームをやめれば、そんな危ない橋は渡れませんか就農を拒否すれば、それまでの生活費補助二年間分三百三十万円の一括返済を迫られます。実際、彼らは今まさにそういった生活の不安であるとか人生の選択の葛藤のただ中において、まるでおびえながら暮らしていると言っても過言ではないと私は思いました。

イチゴはまず収量や単価に限界があります。そして、家族労働の場合では栽培面積にも限界がある中で所得を大きく増やしていく手だてはありません。これがトレーニングファーム卒業生の就農及び営農に負の作用として大きく響いているということでございます。

今まで申し上げたように、現行の県単事業８８の補助率及び補助上限額は、昨今の物価の上昇に全く対応し切れておらず、就農における資金計画が成り立たない事態が生じてまいりました。

また、設備投資等に係る借入額も増大しておりまして、この償還期限も十年と極めて短期となっております、これも就農における資金計画が成り立たない主たる要因の一つとなっております。

先ほど申し上げたとおり、こういった社会の状況の変化を踏まえて、トレーニングファーム卒業後、就農しないという選択をすれば、もちろん

んこれまで投じてきた生活資金補助についての返還を求められますので、貯金を食い潰しながらトレーニングにいそしむ彼らにそのようなお金の余裕などあるはずもなく、やめるにやめられない状況だということでございます。

このような社会情勢と現下の体制では、安心して若者たちをトレーニングファームに迎えさせて本当にいいのかと、迎えさせていいとは言えない。これでは所期の目的たるトレーニングファームでの育成成果が地域に定着せず、担い手不足の解消や産地の維持にはつながってまいりません。

こうしたことから、近年の初期投資、運転資金等経費の高騰に対する支援策として、実勢価格に応じた県単事業８８の補助率、補助上限額等、補助のかさ増しや借入金金の償還期間の緩和措置等を講じていく必要があると考えますが、県はどのように対応していくのかお示しく下さい。

さらに、これから将来物価の安定が見込めない状況では、多額の補助金と多額の借金で新規に就農させるのは実際極めて危険な事業とも思います。夫婦どちらかの労力が欠ければ、まるで即破産のようでございます。

農業後継者の就農の補助や農業者自体のスキルアップを促す場としての活用など、農業後継者の就農の補助、そもそもとして農業資本を持っている方の御息、そういった後継者の就農の補助であるとか、実際に園芸農業をやっている方のさらに高みを目指した農業者自体のスキルアップを促す場としての活用など、トレーニングファームの在り方を見直す時期にあると思いますが、今後の取組について伺います。

最後、四番目でございます。知事の政治姿勢についてであります。

山口知事は、初当選した平成二十七年一月以降この十二年間、主要な議案はもちろん、それ以外の議案についても、事前に議会と調整することなく本会議に議案を提出され、この本会議においてのみ議論するという形を取ってられました。これは議案以外の県政の諸課題についても同じでございますが、そういう意味では、私どもは知事と県政の在り方について議論できる場、今まさにここなんですけれども、今まさにここです、私です。年に僅か一、二回程度、僅かに今日とて五十分の時間が与えられていて、そのうちの半分は井手部長に質問するわけですから、実質的に二十五分ということになりますね。二回あれば、それは五十分ということになります。

もちろん議案の内容は職員から勉強会で書面を通して説明されます。されますが、例えば、県立大学の整備や、新幹線整備の主要国策課題であつても、先ほど私の質問の中にあつたようなこと等について、知事のこれら議案の提出に至った背景であるとか、この主要課題を解決しようとする知事の熱量であるとか、何としてでもこれをやり通さなければならぬ、これを解決したい、こういう方向で頑張っていきたいみたいな、その熱量や、そして、そうした後、こんなことをやっていきたい、こんな結果になつていくであろう、そういった夢などは、議案審査の勉強会等で職員さんとの意見交換だけでは正直全く伝わってまいりません。裏返しになります、私たち議会側も、地域に生きる県民の生の声、事態解決の必要性、そして、緊急性、解決を望む県民や私ども議会人の熱い思い等を知事に伝える機会ほとんどなかったと言つても過言ではありません。

私は、オスプレイもそうでしたし、新幹線に係る特別委員会の委員長

も経験しました。大変苦しい委員会運営だったし、いろんな人々との関わりの中で本当に苦しい思いをすることも多くありました。議長でもありました。県政が混乱を極めた大学整備予算に関わる再議の際は、自民党派二十八人の議員団会長であつたにもかかわらず、そういった機会に恵まれなかった。残念ながらこれが今の山口知事と議会の現状だと私は思っています。

世上、根回しという何か手あかのついた聞こえの悪い言葉になります。根回しといったら、すごい手あかのついた言葉に聞こえますね。議会への根回しをしないという政治方針は、別の言葉に言い換えると、知事以下執行部から、事前に思いを込めて詳細かつ総合的な説明を受けないということでございます。

山口知事の真意を読み解けぬ私ども議会、ほかの先生たちはどうか分かりますけれども、山口知事の真意を読み解けぬ私ども議会側と、私どもの思いを推しはかれない知事以下執行部は、お互いの猜疑心から誤解を生み、その果てには、最後は分断や深刻な不信感を招いて現在に至っているように私は思っています。

例えば、県立大学の設置に当たっては、県政史上初めて再議が行われました。結果として議会の議決が否定され、さらにその結果として自民党派は分裂し、県議会において三分の二を有する党派は既に存在せず、我々県議会はこの議案の正当性に疑義が生じて、知事から再議に付されられたら事実上それを覆す力はないのですから、事実上、議会のチェック機能は相当程度弱体化してしまいました。

否決権を適切に行使し難い現在、言うなれば議会のチェック機能が相対的に低下したようなこの状況では、県民の大きな声を反映した施策推

進は行われ難いものとなったと受け止めています。行き過ぎた、急ぎ過ぎて、執行部にブレーキをかけて慎重な行政を求めることも、逆に県民のためにスピード感を持つようにアクセルを吹かして促すことも、非常勤の特別公務員たる県議なればこそ分かる実際の民意を的確に執行部に伝える力が弱くなってしまう今の現状において、本当に県民の皆さんのための政治が行われているのか、県政全般として、本当に心配をいたしております。

改めて申し上げますが、議会と執行部、ふだんからお互いの信頼関係に基づいた熱量あるやり取りというのは、県民の暮らしをよりよくするため、そのための議論を深めることは必要なことでもあるし、とても大事なことでだと思っています。誤解を恐れずに言えば、誤解を恐れずに言えば、再議や否決権三分の二、そういったことについて話をしましたけれども、そんなことではなくて、手続とか、法律とか、ルールとか、そういったものによらなくても、議会と執行部の間でしっかりとした信頼関係さえあれば、また、これを構築しようとする真摯な姿勢さえ示せば、お互いに連絡を取り合いながら十分に意思の疎通を図って、真に県民のためになる行政を進めることができるはずです。逆に言えば、本来の意味で意思の疎通が図れていない現在のような執行部と議会の関係が本当に県民のためになるのか、なっているのかということ、問題はここに尽きるところだと思います。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

知事は今議会において四期目の出馬の意向を示されておりますが、県政運営をしていくに当たって、当選後ですね、再選された場合、県政運営をしていくに当たって、本会議場以外では議会との意見調整などを行

わないとする現在の政治スタイルを今後とも貫いていくおつもりなのかお伺いいたします。

私からの一回目の質問はこれで終わりであります。（拍手）

●山口知事 登壇Ⅱ藤木卓一郎議員の御質問にお答えします。

まず、九州新幹線西九州ルートについて、主に財政負担の問題、佐賀県への振興策、南ルートについてお尋ねがございました。一括して答弁させていただきます。

九州新幹線西九州ルートは、国がフリーゲージトレインを断念し、今に至った特殊事情があります。今の状況を招いた責任は国にあり、国の責任が議論の出発点です。新鳥栖―武雄温泉間のフル規格整備の話は、財政負担、ルート、在来線などの様々な課題をセットで多面的に考えることが必要で、複雑な連立方程式を解くようなものでございます。慎重な議論も必要であります。

そうした中にあっても、これまでも佐賀県は国の求めに応じて、全く新しい話として、様々なチャネルで国との対話を真摯に続けてまいりました。

鉄道局との間では、地域交流部が令和二年から八回に及ぶ「幅広い協議」を実施しました。「幅広い協議」は、フル規格整備などといった特定の前提を置かず幅広く議論する趣旨であったと思います。

そういうこともあって、公開で実施を続けてまいりました。古川県議さんだったと記憶しておりますけれども、鉄道局は公開の場ではカードを切れないとして非公開でやってはどうかという提案をいただきましたので、令和六年八月の協議は非公開で実施してみました。しかしながら、鉄道局は一貫して佐賀駅を通るルートでのフル規格整備で、新たな提案

は一切ございませんでした。

その後も一年以上にわたり国からは何の提案もない中で、昨年十月以降は水嶋国土交通事務次官と私との間で、主にフル規格整備の可能性について二者協議を続けております。

水嶋次官との間では、フル規格整備の可能性について、財政負担、ルート、在来線などの課題、さらに九州全体の将来展望や地域振興なども含め、多面的な協議を続けています。

二者協議は、フル規格整備の可能性についての、いわゆる交渉事でもありますために非公開とさせていただいております。水嶋次官との間では、五月二十六日の二者協議において、報道取材も含めて議論の途中経過を対外的に話さないことを確認しています。

この五月二十六日以前の二者協議に関して、若干報道等にも出ておりますので、お話しできる範囲で申し上げたいと思います。

例えば、財政負担について、今のスキームでは難しいということ、二人の間で意見が一致したこともあります。また、水嶋次官からの提案は、ルートを特定しない幅を持った環境アセスとされていたにもかかわらず、実質的には特定のルートに絞られてしまうような幅が狭いものであって、今も協議を続けています。ルートについては、県議会や県民の間で南ルートも含めて様々な考えがあります。私は、どのルートにすべきという点はフラットであります。県内に様々な意見があり、フル規格の可能性の議論をするため必要な事項もあり、議論を深めるためにあらかじめ選択肢を限定するべきではないと考えています。

次に、国との交渉の在り方について、るるお話をいただきました。私はかねてから申し上げておりますとおり、知事と県議会は車の両輪

で、それぞれの役割を果たし、佐賀県民のために県政を前進させていくものと心得ております。議員もおっしゃっていただきましたフリーゲージトレインの頓挫、これが国の責任というのは、国やＪＲ九州、そして、長崎県ともに共通の理解ということを確認しております。議員から、財政負担、今のこのままのスキームでよいわけではないとおっしゃったかと思えます。さらに実負担六百六十億円以下でという提案もいただいたと思えますけれども、藤木議員は与党の要職にあられる大政治家であります。ぜひ国や与党と交渉して訴えて、具体的な成案をいただければ大きな成果となり得ると思います。御尽力いただきたいと思っています。

繰り返しになりますが、水嶋次官との間では、今は報道取材も含めて議論の途中経過を対外的に話さないこととしております。議員から、防衛省からの佐賀空港の自衛隊使用要請のときの話をいただきました。平成二十九年七月に県議会から、有明海漁協の判断というより、まずあなたが、知事が先に判断すべきという決断をいただきました。それまで私は、事業主体である防衛省が公害防止協定覚書付属資料の変更について、まず、有明海漁協を説得すべき、そちらが先だというふうに考えていたわけであります。しかしながら、私は、議会の決断を尊重して、重く考えて、自ら先に判断することに決めました。

ただ、私は、県が受け入れると判断した後になって、防衛省と交渉を始めても、その後の交渉で何か得るのは難しいと考え、約一年にわたって、防衛省、官邸と様々なチャネルを通じて非公開で交渉を行い、最終的には有明海漁協に提示する支援策や補償の枠組みをまとめました。もちろん、この交渉にも様々な内容について議論がなされたわけでございます。

ここが意見が分かれるところかもしれませんが、仮にこうした交渉経過を都度都度公開していたとしたならば、私はこの一連の交渉、先ほど百億円の基金だけとかおっしゃいましたけれども、海水混合施設だったり補償金の決定、いろいろあるわけですけども、なかなかまとまらなかったものと私は思っています。

改めて新幹線西九州ルートについて、今後、二者協議がどのような方向に向かうかは、簡単には見通せないと思っています。二者協議に、私は引き続き誠意を持って取り組んでいきたいと思っています。そして、仮に一定の方向性が見えることがあれば、県議会には報告させていただきます。しばらくは二者協議を見守っていただきたいと思います。

いずれにせよ、これは指山議員にも申し上げましたけれども、私は、フル規格整備の可能性について、様々な課題がある中にあっても、未来に禍根を残さない方向性を県民の皆さんに提示することができないか、粘り強く国土交通省との間で議論を深めていきたいと考えています。

続きまして、私の政治姿勢について、議会に対する考え方、向き合い方についてお尋ねがございました。

四期目は分かりませんので、今の私の姿勢や考えをお答えさせていただきたいと思っています。

議員のお話を聞いて、県民のためという思いは私も全く変わりません。議員が言われるように、県民のためという同じ思いを共有しながら、知事と県議会がそれぞれの役割を果たし、車の両輪として、県政を前進させていくことが大切だと思います。そして、その際、澄み切った透明感のある佐賀県政であるためには、県議会と執行部が健全な緊張関係にあることが大切だと私は認識しているのです。その考え方に立ちま

すれば、議員から言及のありました議案そのものに関する議会との事前調整についてまず申し上げたいと思います。

予算案をはじめ、議案をつくること、調製することは、執行部、理事者側の権能であります。議会の皆さんは、提出された議案を審議、議決する。そうしておかないと、議場、つまり議会での議論というものが空洞化してしまうおそれもあると思っています。

ただ、政策自体の事前にいろんな話をしていくことは、それはあつていいことだと思いますけれども、この議案自体を事前にすり合わせるということについては、多くの問題点があると私は思っています。この点は初めに申し上げておきたいと思っています。

佐賀県は従来から、議案をつくる、調製するに当たっては、適宜、議会の各会派からの御意見や要望を受け止める場が設けられております。私は、各会派の皆さん、そして、様々な議員の皆様方の御意見や要望を、財政的制約の中にあっても、可能な限りその趣旨や内容を取り入れることができるように心がけています。

さらに、各会派からの御意見、御要望については大切に扱っております。その反映状況につきましては、毎年、部局長会でローリングを行っております。

例えば、今後、各会派からの意見、要望を私がお受けする際に、より時間をかけて意見交換を行う形ということはあるともよいと思います。議員がそうであるように、地域を思い、現場を思い、日々県民の様々な声に耳を傾け、アンテナを高くし、活動をされている県議の皆さんの御意見、御指摘は、県政を前進させる貴重なものであります。私にとっても大切な着眼点であります。

また、議員から再議についても改めて御指摘をいただきました。

私が再議をかけさせていただきましたのは、佐賀県に公立大学を設立することが、四大進学者が増加し、産業、福祉、農林水産業等、人材不足の中で急務と信じているからです。強い覚悟で、すばらしい佐賀県立大学、県民全ての幸せに波及する大学をつくりたいと考えております。そのために、できるだけ多くの方々の熱量を持って進めていくことが肝要でありますので、まさに議員各位の御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

昨日、西久保議員にも答弁したとおり、当時を思い返せば、県議会の議決をいただく前に、もっと違う説明の仕方はなかったのかなと思うところもございます。本日御指摘をいただきました議会との事前の情報共有の在り方、連携の在り方についても、私自身受け止めながら、佐賀県をよくしていきたい、よくしようという同じ目標に向かって、共に歩みを進めてまいりたいと存じます。

●井手農林水産部長 登壇 Ⅱ 私からは大きく二項目について答弁します。

まず、一項目めの鳥獣被害対策のうち、捕獲対策の強化についてですが、イノシシなど野生鳥獣による農作物被害については、対策を継続的に進めていくため、現場で捕獲に従事している方々の意欲を高めていくことはとても大切です。

捕獲活動は、捕獲に加え、捕獲個体の運搬や処分などの負担が大きいことから、捕獲報償金の水準が実態に合っているかは重要な要素となります。

現在の捕獲報償金については、国が示す基準、すなわち捕獲に要する

経費のおおむね二分の一程度を目安とした額をベースに、県と市町がそれぞれ上乗せをしております。

例えば、イノシシの成獣を捕獲し埋設するケースの場合、国の七千円に加え、県と市町がそれぞれ二千五百円を上乗せし、一頭当たりの捕獲報償金を合計一万二千元としております。

九州において上乗せしている県は、本県を含め二県のみであり、そうした点では必要な対応に努めております。

その上で、今後は二つの視点が重要であると考えております。

一つは、捕獲報償金に関する国の制度について、適切な基準額の設定や必要な財源措置を求めていくことです。県ではこのことについて、今年も政策提案を行いました。

もう一つです。現場の状況や物価の動向、被害の発生状況などを踏まえ、捕獲報償金の水準が妥当、適正であるか、継続的に確認していくことです。現在も年に二回、市町と意見交換も行っております。

今後、こうした結果や現場の実態、猟友会の意見を踏まえながら、市町とも連携して、報償金について必要な見直しの検討を行っていききたいと思います。

次に、侵入防止対策の強化についてですが、侵入防止対策としては、ワイヤーメッシュ柵や電気柵はそれぞれ有効な手段であると考えております。

両者を組み合わせた対策への支援について、国の交付金の場合、同一箇所への重複した整備は対象とされておらず、単独で効果が発揮されることを前提とされています。県においても、防護柵は場所や環境に応じて適切に選定するとともに、定期的な管理を徹底しながら、現状、単独

設置を基本として進めております。

引き続き市町と連携し、地域の実情に応じた整備手法の選択を促していきます。

また、指導者という点につきましては、専門家の協力も得ながら、設置方法や維持管理に関する技術者による指導を行うとともに、その充実に取り組んでいきます。

次に、人材の確保、育成についてですが、鳥獣被害対策を継続していくためには人材の確保、育成が重要です。

先ほど言っていたいただきましたけれども、県内の狩猟免許所持者は千八百人から千九百人程度で推移し、一定数は確保しているものの、六十五歳以上が四六・五％となるなど、高齢者の割合が多い状況です。

そこで県では、現在、狩猟免許試験の実施機会の拡大を図るとともに、農業高校、農業大学校、大学生、そして、退職予定の自衛官などへの働きかけなどを行いまして、新たな担い手の確保に取り組んでいるところです。

また、くくりわなどの捕獲技術に関する実地研修や専門家による技術指導により、捕獲従事者の育成を進めるとともに、技術の指導、継承を担う人材の育成にも取り組んでいます。

こうした取組に加え、県では、各市町が策定した鳥獣被害防止計画を踏まえながら、令和九年三月に策定予定の鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画におきまして、捕獲従事者数の目標を新たに設定し、その目標に向けて、計画的な確保、育成につなげていきます。

今後とも、市町やＪＡ、猟友会などの関係機関と連携しながら、担い手の確保と育成を進め、持続的な鳥獣被害対策の体制づくりに積極的に

取り組んでいきます。

次に大きな項目の二つ目、トレーニングファーム卒業生に対する支援の在り方についてですが、トレーニングファームは「さが園芸８８運動」を支える重要な取組であり、卒業生は高い技術を身につけ、就農一年目からトップレベルの収穫量を上げるなど、着実に成果を上げております。

一方で、物価高騰や猛暑に加え、中東情勢の影響により生産資材価格や施設整備費が上昇し、初期投資の負担が大きいトレーニングファームの卒業生を含む新規就農者の経営環境は一層厳しくなっております。

これまでも県では、負担軽減と将来に向けた投資などを一体的に行うことを基本に、コスト低減、経営支援、技術支援の三つを柱として取り組んできました。

コスト面では、施設整備に対する補助率や補助上限額のかさ上げ、燃料費への支援、気候変動に対応した資機材の導入支援などを行っています。経営面では、地域農業振興センターが中小企業診断士と連携しながら伴走し、技術面では、イチゴの株冷処理など、高単価時期の出荷につながる技術導入を進めることで、収益力の向上を支援しています。

厳しい情勢を踏まえ、今後は特に新規就農時の初期投資の負担軽減に向け、コストを抑えたハウスの標準仕様の検討や、中古ハウスの活用、リノベーションの強化などに取り組んでいきます。加えて、施設のリース料や運転資金の償還については、期間の延長など、農家とリース事業者や金融機関との調整を後押ししていきます。

さらに、経営指導、技術指導の強化はもとより、補助内容も現場の実態を踏まえながら、必要な見直しを検討し、情勢に応じた支援、提案を

複合的に展開していきます。

あわせて、トレーニングファームを推進する観点からも、親元就農される方の受け入れ拡充などを含め、その仕組み自体を見直しながら、より効果的な取組となるよう進めていきます。

私からは以上です。

●議長（宮原真一君） 以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

○請願提出

●議長（宮原真一君） 次に、請願が一件提出されております。

これは、皆様のお手元に配付いたしております請願書のとおりでございます。

請第一号請願 佐賀県における公共図書館及び学校図書館の図書調達の

見直しを求める請願書

○請願上程

●議長（宮原真一君） 請第一号請願を議題といたします。

請第一号請願につきましては、既に上程中の議案とあわせて審議することといたします。

○委員会に付託

●議長（宮原真一君） ただいま議題となっております甲第三十六号議案から甲第四十号議案までの五件、乙第四十号議案から乙第四十九号議案までの十件、以上十五件の議案及び請第一号請願をお手元に配付いたしております議案付託表及び請願一覧表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思います。

令和八年六月定例会 議案付託表

委員会名	甲号議案	乙号議案
総務 常任委員会	○甲第三十六号 令八 一般会計補正予算（一号）中 ・ 第一条第一項及び第二項第一表の歳入の全部と歳出の政策部関係分、総務部関係分、出納局関係分、公安委員会関係分 ・ 第二条第二表の関係分（継続費補正） ・ 第四条第四表（地方債補正）	○乙第四十号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 ○乙第四十六号 警察官による搜索・差押えを起因とする車両損傷に対する損害賠償について ○乙第四十八号 監査委員の選任について ○乙第四十九号 収用委員会委員及び予備委員の任命

	○甲第三十七号 令八 財政調整積立金特別会計補正予算（一号） ○甲第四十号 令八 一般会計補正予算（二号）中 ・ 第一条第一項及び第二項第一表の歳入の全部	について
文教厚生 常任委員会	○甲第三十六号 令八 一般会計補正予算（一号）中 ・ 第一条第二項第一表の歳出の教育委員会関係分、県民環境部関係分、健康福祉部関係分 ○甲第四十号 令八 一般会計補正予算（二号）中 ・ 第一条第二項第一表の歳出の県民環境部関係分	○乙第四十一号 公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正 ○乙第四十二号 児童福祉法の施行等に関する条例の一部改正 ○乙第四十七号 県有財産の取得について
農林水産 商工 常任委員会	○甲第三十六号 令八 一般会計補正予算（一号）中 ・ 第一条第二項第一表の歳出の産業労働部関係分、農林水産部関係分、海区漁業調整委員会関係分、内水面漁場管理委員会関係分 ○甲第三十八号 令八 産業用地造成事業特別会計補正予算（一号） ○甲第四十号 令八 一般会計補正予算（二号）中 ・ 第一条第二項第一表の歳出の産業労働部関係分	○乙第四十四号 国営土地改良事業に対する市町の負担について
地域交流	○甲第三十六号 令八 一般会計補正予算（一号）中 ・ 第一条第二項第一表の歳出の地域交流部関係分、県土整備部関係分、山	○乙第四十三号 県立博物館及び県立美術館の使用料に関する条例の一部改正 ○乙第四十五号 唐津港県営水産五号上屋のモルタル

・ 県土整備 常任委員会	博・緑化フェア事務局関係分 ・ 第三条第三表（繰越明許費） ○甲第三十九号 令八 港湾整備事業特別会計補正予算（一号）	剝離落下事故に対する損害賠償について

令和八年六月定例会 請願一覧表

番号	受理年月日	件名	請願者	紹介議員	付託先委員会
一	令和八年 六月十八日	佐賀県における公共図書館及び学校図書館の図書調達の見直しを求める 請願書		全議員	文教厚生常任委員会

請願文書表

付託委員会名	文教厚生常任委員会
受理番号	一
受理年月日	令和八年六月十八日
件名	佐賀県における公共図書館及び学校図書館の図書調達の見直しを求める請願書
請願者住所氏名	
紹介議員氏名	全議員

請 願 の 要 旨	
一 件名	佐賀県における公共図書館及び学校図書館の図書調達の見直しを求める請願書
二 請願の要旨	全国的に減少傾向である街の新刊書店が、地域で知識の拠点やコミュニティの核として存在し続けるためにも、佐賀県での公共図書館及び学校図書館の図書を調達する際は、以下の四項目について適切な改善をしていただきたく要望します。
三 請願の理由	経済産業省は令和六年十月、「関係者から指摘された書店活性化のための課題（案）」を公表し、その趣旨として「書店の減少問題は（中略）、すべての関係者がこれを共有し、総合的な視点から、様々なアイデア、知恵や工夫を出し合い、長きにわたって対応していく必要がある。すなわち、書店が地域における知識の拠点やコミュニティの核として在り続けるためには、書店自身や関係事業者、本の読み手、国や地方公共団体がそれぞれの立場や視点を超えて、書店を巡る課題を認識し、長期的に取り組みを検討すべきである。」と指摘しております。 元来、利益率の低い書店にとって入札時の値引きは自らの利益を削り差額を負担する行為であり、装備費用の負担も同様の仕儀であることから、脆弱な書店経営に及ぼす影響は真に大きいと言わざるを得ません。前述の「書店活性化のための課題（案）」においても、「十二、地域書店による公共図書館への納入」として、「公共図書館への納入において、官公庁等による入札を経て値引きが行われ、資金力で勝る大規模事業者が一手に引き受けてしまう現状があり、地域書店の販売機会が失われているという意見もある」と分析しています。 さらに、選書の方法としての見計らいは返品率が高いためにによって生じる返品商品の輸送コストや返品処理業務の人員費についても入札事業者が負担する費用となるために問題がりましたが、現在は輸送コストの上昇、賃金の上昇を受けて更なる利益の圧迫要因となっております。 また、フル装備（フィルム、バーコードラベル、背ラベル）の装備コストは、最低賃金の上昇、ナフサ不足の影響で一冊あたり現在約三百〇三百五十円であり、人件費を考慮するとほぼ利益は出ません。この課題についても「書店活性化のための課題（案）」では、「十三、図書館の納入における装備費用の負担」として「公共図書館の納入においては、官公庁等による入札を経て、

フィルムやバーコード付与といった装備負担も入札事業者に求められるケースや別途の費用計上を認められないケースもあることから低い利益率をさらに削ることとなり、中小の書店によつては受託することが困難になっているのではないかと意見もある」と指摘しています。

一方、出版物の販売は定価による販売が認められています。これは出版物が一般的な消費財とは異なり、独占禁止法の適用除外として出版社が定価で販売することを拘束する「再販売価格維持契約書」（以下、再販契約書）を交わしていることによります。同契約書には定価販売を適用しない場合として、従来より「官公庁等の入札に際して納入する場合」（同契約書第六条（二））を規定していましたが、出版再販研究委員会（日本書籍出版協会、日本出版取次協会、日本書店商業組合連合会で構成）は二〇二五年五月一日に再販契約書のひな型から同契約書第六条（二）を全文削除しました。これにより、今後は「小売りは、出版業者又は取次会社から仕入れ或いは委託を受けた再販売価格維持出版物を販売するに当たっては、定価を厳守し、割引に関する行為をしない」（同契約書第三条）に基づいた商行為を準用していくこととなりました。

以上、佐賀県内の街の書店が存続していくための施策として、ご理解、ご協力を賜りたく存じます。また、佐賀県内市町への周知、指導についてもご対応いただけますと幸いです。佐賀県、佐賀県議会の特段のご配慮を心よりお願い申し上げます

記

- 一、図書類調達については、地元佐賀県資本の書店を優先してください。
- 二、図書類調達については、入札によらないで定価での購入を基本としてください。
- 三、図書類調達については、見計らい選書における業者の負担軽減を考慮してください。
- 四、図書装備にかかる費用は、別予算化を考慮してください。

○ 議 事 日 程 変 更

●議長（宮原真一君） お諮りいたします。

議事日程変更の件を本日の日程に追加して議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よつて、議事日程変更

の件を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

本日以降の議事日程は、お手元に配付いたしております変更議事日程表のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よつて、変更議事日程

六月十九日

表のとおり議事日程を変更することと決定いたしました。

令和八年六月定例県議会変更議事日程表

7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	月
1	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	日
水	火	月	㊥	㊦	金	木	水	火	月	㊥	㊦	金	曜
本会議	本会議	委員会	休会	休会	(議案審査)	委員会	委員会	(議案審査)	(議案審査)	休会	休会	本会議	区分
討論、採決、閉会	委員長報告	特別委員会(高等教育機関問題対策等)	特別委員会(新幹線・地域交通問題対策等)			常任委員会	常任委員会					一般質問、請願上程、議案・請願委員会付託	日 程
21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	日次

●議長(宮原真一君) これで、本日の日程は終了いたしました。

あす二十日及び二十一日は休会、二十二日及び二十三日は議案審査日、二十四日及び二十五日は各常任委員会開催、二十六日は議案審査日、二十七日及び二十八日は休会、二十九日は特別委員会開催、三十日は本会議を再開して、委員長報告を行います。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

午後五時三十八分 散会

速記者 長谷川 菜 央

第五日

令和八年六月三十日（火）

令和八年六月三十日（火） 午前十一時 開議

出席議員 三十七名

欠席議員 なし

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝
二番	下田 寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三二番	留守茂幸
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三三番	石井秀夫
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三四番	藤木卓一郎
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三六番	石倉秀郷
九番	中本正一	二三番	宮原真一	三七番	岡口重文
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範		
一番	青木一功	二五番	定松一生		
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸		
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄		
一四番	富田幸樹	二八番	武藤明美		

六月三十日

六月三十日

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	副知事	副知事	政策部長	総務部長	地域交流部長	県民環境部長	健康福祉部長	産業労働部長	農林水産部長	県土整備部長	危機管理・報道局長	文化・観光局長	S S P 推進局長	男女参画・こども局長	山博・緑化フェア事務局長	会計管理者	警察本部長	教育長	人事委員会事務局長
山口	平尾	引馬	前田	内田	寺田	諸岡	金丸	丸尾	井手	横尾	三角	宮原	光武	大草	江島	旗生	福田	甲斐	小林
祥義	健	誠也	直紀	祐美	博文	泰輔	政樹	宣拓	宣拓	秀憲	浩二	浩二	香織	昭雄	宏	康之	英之	直美	久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会議事局長	同 副事務局長	同 副事務局長	総務課長	議事課長	総務課副課長	議事課副課長	政務調査課副課長	議事課議事・記録担当係長	同 議事・記録担当主幹	同 議事・記録担当主幹	同 議事・記録担当主幹
真坂	藤田	大久保	田中	山口	高田	佐藤	中村	篠田	石丸		
	哲	信	正	一	隆	正	博	宏			
昇	豊	郎	二	敏	弘	一	典	幸	子		

○ 開 議

●議長（宮原真一君） これより本日の会議を開きます。

○ 議案・請願等上程

●議長（宮原真一君） 日程によりまして、さきに委員会に付託いたしました議案及び請願、並びに閉会中の継続審査に付されておりました案件の全部を一括して議題といたします。

○ 委員 長 報 告

●議長（宮原真一君） これより委員長報告に入ります。

まず、各常任委員長から各常任委員会における審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務常任委員長 西久保弘克君。

●西久保弘克君（拍手） 登壇Ⅱ総務常任委員長の報告をいたします。

六月十九日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案及び継続審査中の事件につきまして、六月二十四日及び二十五日の両日、委員会を開催し、「世界海洋プラスチックプランニングセンター」への現地視察を含め、慎重に審議いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。

まず、採決の結果を申し上げます。

甲第三十六号議案中本委員会関係分、甲第三十七号議案、甲第四十号議案中本委員会関係分、乙第四十号議案及び乙第四十六号議案、以上五件の議案を一括して採決した結果、全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。

次に、乙第四十八号議案「監査委員の選任について」、乙第四十九号議案「収用委員会委員及び予備委員の任命について」をそれぞれ採決し

た結果、全会一致をもってこれに同意することにいたしました。
続いて、付託議案及び所管事項一般として申し述べられました主な質疑の概要を申し上げます。

まず、県立大学関係として、

◎ 教員採用に係る応募状況等の詳細が答えられない理由
◎ 世論調査の結果の受け止め、及び県民の県立大学構想への賛成が半数を上回らない理由

◎ 学生確保の想定数や県内就職率の目標値

◎ 県が協力事業所に期待すること、及び協力事業所側が県立大学に期待していること、並びに協力事業所等のニーズ把握の必要性

◎ 広報における建設費等の記載の有無及び広報の取組費用

◎ 県立大学設置に係る学生一人当たりの投資額

◎ 県立大学設立の目的

◎ 包括的な承認を求めなかった理由

◎ 県民の理解を得るための方法、及び県民の理解増進に向けた努力

◎ 県立大学を設置する前提が確定していない中での広報の在り方、及びラッピングバスによる広告内容の適否

◎ 建設工事業予算の提出時期を知事選挙後にしない理由
などの質疑が行われました。

次に、情報発信事業サガプライズ！「キングダム×佐賀県」コラボについて、

◎ コラボを企画した背景と目的、及び取組内容の詳細と民間事業者等との連携内容

◎ コラボによる情報発信の実績やSNSでの反響

- ◎ 全体の来場者数及び県内事業者や来場者からの評判
- ◎ 経済波及効果の算出予定や今後の取組、及び今後の展望に係る政策部長の思い
- などの質疑が行われました。
- 次に、警察庁の特別監察結果について、
- ◎ 県警察と特別監察の調査結果に差異が生じた原因と受け止め
- ◎ 特別監察の結果報告書において三十七件の鑑定が「捜査への支障が生じていないか明らかにならなかった」とされていることへの受け止め
- ◎ 警察庁の特別監察における外部有識者の役割及び再発防止と信頼回復に向けた取組、並びに再発防止策のための専門チームに関する検討状況
- ◎ 今般の事案を通じて得られた教訓と今後の警察行政運営への反映などの質疑が行われました。
- 次に、その他所管事項一般として、
- ◎ 世界海洋プラスチックプランニングセンター設置の経緯、及びコンセプトや体験プログラムの内容並びに今後の展開
- ◎ KMAP事業の概要やこれまでの取組への評価、及び地元との連携への考え並びに今後の取組
- ◎ KMAP事業にパラセーリングを導入した理由、及び運営状況や体験者の声
- ◎ 吉野ヶ里歴史公園官民連携プロジェクトの経緯や目的及び今後の展開
- ◎ 「スノーピーク グラウンズ吉野ヶ里」の施設概要、及びこれまで

- の利用実績や利用者からの評判
- ◎ 県内私立大学の学生確保の取組に対する県の支援
- ◎ 「さが高等教育構想プラットフォーム（SIGMA）」の設立目的とこれまでの取組、及び参画団体の反応や今後の展望
- ◎ 県職員採用に係る競争倍率や採用試験の特色、及び今後の採用方針
- ◎ 県職員の中途採用推進の目的や人材確保状況、及び中途採用者が増加したことに伴う影響
- ◎ 若手県職員の離職状況と理由及び定着のための取組、並びに人材確保と定着に向けた総務部長の思い
- ◎ 県の生成AI活用状況と運用ルール、及び国からの通知内容
- ◎ 生成AI活用に係る県職員のリテラシー向上に向けた取組や今後の活用方針、及び市町への展開
- ◎ 自転車の交通ルールに関する実効性のある広報啓発や交通安全教育の在り方、及び実効性の確保へ向けた警察本部長の所感
- ◎ 自転車の損害賠償保険等への加入義務化に向けた取組などの質疑が行われました。
- 最後に、二月定例会から引き続き審査中の
- 一、財政確立について
- 一、政策の企画・調整について
- 一、危機管理・報道行政について
- 一、総務行政一般事項について
- 一、警察行政について
- 以上五件につきましては、なお調査検討を要するため、閉会中の継続審査を議長に申し出ることにいたしました。

以上をもちまして、総務常任委員長の報告を終わります。（拍手）

◎議長（宮原真一君） 文教厚生常任委員長 青木一功君。

◎青木一功君（拍手） 登壇 文教厚生常任委員長の報告をいたします。

六月十九日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案及び請願、並びに継続審査中の事件につきまして、六月二十四日及び二十五日の両日、委員会を開催し、佐賀県立神埼清明高等学校及び「さが出会いサポートセンター」への現地視察を含め、慎重に審議いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。

まず、採決の結果を申し上げます。

甲第三十六号議案中本委員会関係分、甲第四十号議案中本委員会関係分、乙第四十一号議案、乙第四十二号議案及び乙第四十七号議案、以上五件の議案を一括して採決した結果、全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。

次に、請第一号請願「佐賀県における公共図書館及び学校図書館の図書調達の見直しを求める請願書」について採決した結果、全会一致により採択となりました。

続いて、審議の過程で申し述べられました付託議案についての主な意見の概要を申し上げます。

一、小児医療施設や分娩取扱施設等への支援については、出生数減少に伴い悪化する医療施設の経営が持ち直せるきっかけになるよう、その場しのぎの支援ではなく今後も継続して取り組まれない。

との意見が出されました。

次に、付託議案及び所管事項一般として申し述べられました主な質疑の概要を申し上げます。

まず、県立特別支援学校関係として、

◎ ICT機器の整備状況及び保守・管理体制と教職員への周知方法

◎ 児童生徒数の増加への対応及び教職員の労働環境

◎ 学校運営予算の推移と予算措置の状況、及び今後の対応

◎ 現在の特別支援教育に対する評価、及び今後の特別支援教育のニーズに対する考え

◎ 学校における教育環境の現状、及び今後の学校施設の整備計画に対する考え

などの質疑が行われました。

次に、その他所管事項一般として

◎ 妊婦健康診査の実施主体と目的や実施内容、及び県の役割や実施回数に対する県の認識

◎ 各市町における子供の医療費助成の実施状況、及び県による市町への補助拡大の可能性、並びに今後の制度設計の見直し

◎ 重度心身障害者医療費助成の現物給付化に向けた検討状況

◎ 精神科救急等における肥前精神医療センターの対応状況、及び同センターに対する評価と今後の支援、並びに地方交付税の制度見直しに係る国への働きかけに対する県の考え

◎ 女性相談窓口の位置付けと役割、及び県の女性相談窓口の運営状況と現状、並びに持続可能な相談体制に向けた今後の取組

◎ インクルーシブ教育と特別支援教育の目的や取組内容、及び双方の教育の今後の進め方

◎ 通信指導教室の児童生徒数や学級数の推移、及びこれまでの取組と通信指導教室の充実に向けた今後の取組

- ◎ 佐賀らしい探究学習推進事業の立ち上げの経緯と目的や事業内容
 - ◎ 探究学習に係る教員の役割や研修内容、及び教員の育成やスキルアップに向けた今後の取組
 - ◎ 県内高校における産業教育の現状、及び関連業界との関係づくりや産業教育への理解促進に向けた今後の取組
 - ◎ 全国産業教育フェアの概要及び周知・集客の工夫や受け入れ体制、並びに佐賀大会開催に向けた知事部局との連携
 - ◎ 放課後等補充学習支援事業の内容と市町ごとの取組状況、及び事業予算の概要や国の補助金の交付状況、並びに今後の事業への取り組み方
 - ◎ 不登校児童生徒数の推移と増加の要因、及び今後の支援の在り方、並びに県単独の財源による不登校対策に対する県教育委員会の考え
 - ◎ 校内教育支援センターの役割と市町が設置する同センターへの県からの補助内容、及び国の制度の不十分な点に対する県教育委員会の対応
 - ◎ 職業差別や偏見のない進路指導の実施状況とその確認方法、及び教職員への指導や研修の内容
 - ◎ 防衛省作成の子供たち向け配布資料「まるわかり日本の防衛」への認識、及び配布依頼に対する県教育委員会の取扱状況と今後の対応などの質疑が行われました。
- 最後に、二月定例会から引き続き審査中の
- 一、県民環境行政について
 - 一、健康福祉行政について
 - 一、男女参画・子育て行政について

一、教育の振興について

以上四件につきましては、なお調査検討を要するため、閉会中の継続審査を議長に申し出ることにいたしました。

以上をもちまして、文教厚生常任委員長の報告を終わります。（拍手）

●議長（宮原真一君） 農林水産商工常任委員長 桃崎祐介君。

●桃崎祐介君（拍手） 登壇Ⅱ農林水産商工常任委員長の報告をいたします。

六月十九日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案及び継続審査中の事件につきまして、六月二十四日及び二十五日の両日、委員会を開催し、工業技術センターへの現地視察を含め、慎重に審議いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。

まず、採決の結果を申し上げます。

甲第三十六号議案中本委員会関係分、甲第三十八号議案、甲第四十号議案中本委員会関係分及び乙第四十四号議案、以上四件の議案を一括して採決した結果、全会一致をもって、原案のとおり可決いたしました。

続いて、審議の過程で申し述べられました付託議案についての主な意見の概要を申し上げます。

一、「玄海地区いか釣り漁業等物価高騰緊急対策事業」については、漁業者が将来にわたって安心して漁業を営むため、物価高騰等の社会情勢の変化に応じて、負担の軽減を図りながら、将来を見据えた新たな視点による対策に取り組まれない。

との意見が出されました。

次に、付託議案及び所管事項一般として申し述べられました主な質疑の概要を申し上げます。

◎ 唐津市沖洋上風力発電事業における国の留保意見と県の対応、及び法改正による誘致に向けた取組への影響

◎ 洋上風力発電分野への進出を検討している県内企業の受け止め及び今後の取組

◎ 地域未来投資促進法の目的と概要、及び活用条件と実績、並びに活用に関する現状認識と今後の活用

◎ 半導体産業の企業誘致の考え方、及びこれまでの取組と今後の取組

◎ 高校生や大学生等を対象とした県内就職促進の取組、及び多様な人材確保の取組

◎ トレーニングファームの設置状況、及び研修・就農実績や修了生の経営状況、並びに経営安定に向けた支援

◎ 唐津市・玄海町地域における新規就農者の確保対策、及び露地野菜の生産拡大に向けた取組、並びに「佐賀牛[®]」の生産基盤強化のための取組

◎ 全国お茶まつり佐賀大会の概要、及び今後の茶の振興に向けた取組、並びに県産茶の需要拡大を図る農林水産部長の思い

◎ 県産茶の栽培面積や生産農家戸数及び販売額や輸出実績の推移

◎ 「さが園芸888運動」関連事業におけるこれまでの取組と今後の取組

◎ 佐賀県高性能食肉センター「KAKEHASHI」における輸出実績、及びと畜時の放血方法の見直しや効果、並びに今後の対応

◎ 中山間地域の外部人材による支援活動の現状

◎ 「さが農業^{かけ}×企業・団体・大学マッチングサイト」開設の狙い及び今後の取組

◎ 県産木材の利用拡大に向けたこれまでの取組と課題、及び今後の取組

などの質疑が行われました。

最後に、二月定例会から引き続き審査中の

一、産業労働行政について

一、農林水産行政について

以上二件につきましては、なお調査検討を要するため、閉会中の継続審査を議長に申し出ることにいたしました。

以上をもちまして、農林水産商工常任委員長の報告を終わります。（拍手）

●議長（宮原真一君） 地域交流・県土整備常任委員長 古賀和浩君。

●古賀和浩君（拍手） 登壇Ⅱ地域交流・県土整備常任委員長の報告をいたします。

六月十九日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案及び継続審査中の事件につきまして、六月二十四日及び二十五日の両日、委員会を開催し、材料試験センター、「松浦川皿堰」及び「国史跡肥前陶器窯跡活用施設」への現地視察を含め慎重に審議いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。

まず、採決の結果を申し上げます。

甲第三十六号議案中本委員会関係分、甲第三十九号議案、乙第四十三号議案及び乙第四十五号議案、以上四件の議案を一括して採決した結果、全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。

続いて、審議の過程で申し述べられました付託議案についての主な意見の概要を申し上げます。

一、県外にいる高校生アスリートの県内への流入促進を図るとともに、社会人アスリートに対する就職支援を充実させ、さらにアスリート寮の整備支援などにより県内市町の取組を後押しすることにより、SSP構想の推進を通じ、アスリートが活躍できる佐賀県の実現に尽力されたい。

との意見が出されました。

次に、付託議案及び所管事項一般として申し述べられました主な質疑の概要を申し上げます。

◎ 九州佐賀国際空港の利用者数と利用促進の取組、及び滑走路延長実現のための取組状況、並びに新規路線就航に対する考え

◎ 県内の地域交通の現状の認識と課題への取組

◎ ライトレールや自動運転に対する県の認識、及びMaasの活用に対する県の考え

◎ 佐賀県地域公共交通計画の内容や振り返りの方法、及び次期計画の策定に向けた取組、並びに未来を見据えた地域交通の将来像

◎ 九州新幹線西九州ルートの対面乗りかえや、フル規格でつながれていない現状に対する県の受け止め、及び国への政策提案をしない理由

◎ 新幹線を含めた鉄道ネットワークの将来像や国との協議状況、フル規格整備の課題について県民や県外へも分かりやすく情報発信する必要性に対する県の認識

◎ 「ツール・ド・九州2026大会」の概要、及び大会の開催の意義と期待する成果並びに地域振興の取組

◎ 「ツール・ド・九州2026大会」の実施体制及び関係者と県の連携内容や役割、並びに県と唐津市の事業費や内容、及び安全対策や交

通規制への対応

◎ 土木事務所へ寄せられる地元要望の内容やその取り扱い、及び要望の記録方法と時間を要する場合の対応方法、並びに地元要望に対する県の受け止め

◎ 県内における有明海沿岸道路及び佐賀唐津道路の区間ごとの概要や、仮称佐賀ジャンクションの整備内容

◎ 大川佐賀道路の大野島インターチェンジから諸富インターチェンジの開通効果、及び諸富インターチェンジ周辺での交通事故の発生状況

◎ 諸富インターチェンジから仮称川副インターチェンジ区間の工事進捗の状況と開通時期の見通し、及び開通後の周辺道路への影響、並びに市道川副中央幹線の整備状況

◎ 有明海沿岸道路と佐賀唐津道路が接続するTゾーンと仮称佐賀ジャンクションの整備状況、及び開通時期と今後の取組

◎ 福富鹿島道路の事業概要と地元への説明状況、及び橋梁区間と盛土区間を分ける基準、並びに生活道路等との交差部の構造

◎ 福富鹿島道路の軟弱地盤の分布状況や地盤対策の検討状況及び実証盛土の工法

◎ 福富鹿島道路と国道二〇七号との接続部における安全性の確保と今後の事業の進め方

◎ 道路空間における無電柱化の目的や事業の進め方、及びこれまでの取組箇所と整備課題への対応状況並びに今後の取組

◎ 六月二十四日から大雨による県内の状況

◎ 水防計画策定の根拠や目的、及び今回見直した計画の内容と内水氾濫への対応の位置づけ、並びに水防活動の具体的な内容と出水期に向

けた備えの取組

◎ 河川管理施設としての排水機場の役割と老朽化・維持管理の状況、及び今後の適切な維持管理の取組

◎ 全国都市緑化フェアにおけるメイン会場の計画と全国都市緑化祭の開催場所、及び緑化フェアに向けた新たな公園整備の有無

◎ 緑化フェアの開催に向けた機運醸成の取組及び交通移動対策、並びにパートナー会場の応募状況や県からの支援内容

◎ 「山の博覧会」の取組イメージと機運醸成の取組

◎ 緑化フェアと「山の博覧会」終了後のレガシーに対する考え、及び二つのプロジェクトに向けた意気込み

◎ 緑化フェアの来場者目標と集客に向けた取組などの質疑が行われました。

最後に、四月臨時会から引き続き審査中の

一、地域交流行政について

一、文化・スポーツ交流行政について

一、県土整備行政について

一、山博・緑化フェアについて

一、災害対策について

以上五件につきましては、なお調査検討を要するため、閉会中の継続審査を議長に申し出ることにいたしました。

以上をもちまして、地域交流・県土整備常任委員長の報告を終わります。（拍手）

◎議長（宮原真一君） 次に、新幹線・地域交通問題対策等特別委員長の報告を求めます。留守茂幸君。

◎留守茂幸君（拍手） 登壇Ⅱ新幹線・地域交通問題対策等特別委員長の報告をいたします。

九州新幹線、新幹線停車駅周辺整備、及び在来線、バス路線等地域交通体系に関する諸問題の調査に関する件につきまして、六月二十九日に委員会を開催し、国土交通省鉄道局長 小林太郎氏を参考人として招致し、「九州新幹線西九州ルート」のこれまでの経緯と今後について」意見聴取の後、参考人に対し質疑を行いましたので、その過程で申し述べられました主な質疑の概要を報告いたします。

◎ 対面乗りかえ方式での運行に対する課題と問題点、及び西九州ルート以外のルートにおける対面乗りかえ方式の課題と課題解決後のメリット

◎ 西九州ルートの議論が進展しない場合において、基本計画路線を先に整備すべきとの意見に対する国の見解

◎ 国が佐賀駅を経由するルートでの整備が適当だとする理由、及び佐賀空港の活性化への寄与

◎ 県庁所在地の新幹線駅で、在来線その他、鉄軌道と結節しない駅の有無

◎ 環境アセスメントの実施プロセスにおける手続面や実務面での県や地域との関わり方

◎ 福岡県を含むルートで環境アセスメントを実施する場合の福岡県との関わり方と課題

◎ 二〇二六年夏の概算要求の計上に向けた環境アセスメントの地元との協議

◎ 西九州ルートへのフリーゲージトレインを断念したことに対する国

の責任や認識

- ◎ 与党検討委員会の方針における佐賀県の財政負担軽減について、特段の措置を講ずることに関する国の見解
- ◎ 他の新幹線のルート整備に係る建設費や新幹線整備に係る全体の財源の安定的な確保の見通し、及び国費の増額への見解
- ◎ 「今後の整備新幹線の貸付のあり方に関する小委員会」における貸付期間の検討内容
- ◎ 西九州ルートの全線整備に対する佐賀県民への国からのメッセージ
- ◎ 武雄温泉駅から新鳥栖駅間の整備が進まない原因の基本認識
- ◎ フリーゲージトレインが採用できなかった理由及び当時の技術的な見通し、並びに結果として新幹線整備が遅れてしまった国の責任
- ◎ 西九州ルート整備の歴史やこれまでの経過を加味した地方負担の今後の方向性
- ◎ 環境アセスメント案に対する佐賀県と国との認識の違い
- ◎ 佐賀空港も含めた環境アセスメントに対する見解
- ◎ 西九州ルートの未整備区間に対する地元負担の認識や理解を得るための方法、及び在来線の利便性の確保策並びに今後の進め方
- ◎ ルートを特定しない環境アセスメントの内容と事例の有無、及び実施期間とその費用
- ◎ ルートを特定しない環境アセスメントへの認識及び実施を提案した理由
- ◎ 九州新幹線西九州ルートでの事業費上振れの可能性、及び上振れした場合の佐賀県の実質負担額を上回る可能性
- ◎ 現行制度における地元負担のスキームを見直す議論の現状や現状に

即した負担軽減策

- ◎ J Rの貸付料を五十年に延長する考え、及び地方交付税措置を常時七〇％程度に引き上げる考えに対する認識
- ◎ 地元負担が巨額すぎるという佐賀県側の認識に対する国の受け止め
- ◎ 佐賀県の財政負担に関する認識、及びフリーゲージトレインを断念した国の責任を踏まえた佐賀県の財政負担軽減の検討状況
- ◎ 水嶋事務次官が「法律の改正や、法令上の手当て」と発言した真意とそれぞれの言葉が示す意味
- ◎ 佐賀県の財政負担軽減に向けた国による今後の骨太の議論
- ◎ 新鳥栖駅から武雄温泉駅間のフル規格整備に向けた佐賀県との協議に係る国の今後の姿勢
- ◎ 人口減少や建設費の高騰など、状況を踏まえた整備新幹線の持続可能なスキームの在り方などの質疑が行われました。
- 最後に、九州新幹線、新幹線停車駅周辺整備、及び在来線、バス路線等地域交通体系に関する諸問題の調査に関する件につきましては、今後なお検討すべき重要な問題が残されておりますので、閉会中の継続審査を議長に申し出ることにいたしました。
- 以上をもちまして、新幹線・地域交通問題対策等特別委員長の報告を終わります。（拍手）
- 議長（宮原真一君） 次に、高等教育機関問題対策等特別委員長の報告を求めます。下田寛君。
- 下田 寛君（拍手） 登壇Ⅱ高等教育機関問題対策等特別委員長の報告をいたします。

人口減少下における県内の高等教育機関等のあり方、及び大学等設置、次世代の人材育成に係る環境整備等の諸問題の調査に関する件につきまして、六月二十九日に委員会を開催し、現地視察を行いましたので、その概要について報告いたします。

まず、西九州大学佐賀キャンパスにおいて「入学者募集に関する取組」について説明を受け、

- ◎ 入学生の募集につなげるための募集要項の工夫
- ◎ 大学の経営を維持するための留学生募集に対する考え
- ◎ 編入する学生数と編入先
- ◎ 卒業生の県内就職先
- ◎ 卒業生の県外流出について考えられる理由
- ◎ 大学を維持するために必要な定員充足率
- ◎ 「さが高等教育構想プラットフォーム」の目指す姿と課題、及び今後の取組

◎ 今後、県に期待すること
などについて質疑や意見交換を行いました。

次に、佐賀大学において「佐賀大学における地域連携の取組等」について説明を受け、

- ◎ 県内出身者の入試合格率と県内出身者数に対する認識
- ◎ 県内出身者の地元定着に関する傾向
- ◎ 県立大学の卒業生の県内就職率の想定
- ◎ 一般選抜と学校推薦型、総合選抜型の割合と配分に対する考え
- ◎ 「がばいベンチャー」の取組の概要と、アントレプレナーシップの取り入れ方や今後の取組

- ◎ 大学コンソーシアム佐賀の取組状況や今後の構想
- ◎ リカレント教育のニーズの現状と受け入れ方法や今後の対応
- ◎ 佐賀大学のシンクタンク機能と県立大学との違い
- ◎ 「さが高等教育構想プラットフォーム」が機能するために必要なもの及び期待すること

◎ 佐賀大学が目指す今後の方向性
などについて質疑や意見交換を行いました。

最後に、人口減少下における県内の高等教育機関等のあり方、及び大学等設置、次世代の人材育成に係る環境整備等の諸問題の調査に関する件につきましては、今後なお検討すべき重要な問題が残されておりますので、閉会中の継続審査を議長に申し出ることになりました。

以上をもちまして、高等教育機関問題対策等特別委員長の報告を終わります。（拍手）

●議長（宮原真一君） 以上をもちまして、各委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑に入りますが、質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

●議長（宮原真一君） 質疑なしと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

これで、本日の日程は終了いたしました。

あす七月一日は、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

午前十一時四十二分 散会

第六日

令和八年七月一日（水）

令和八年七月一日(水) 午前十一時 開議

出席議員 三十七名

欠席議員 なし

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝
二番	下田 寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三二番	留守茂幸
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三三番	石井秀夫
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三四番	藤木卓一郎
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三六番	石倉秀郷
九番	中本正一	二三番	宮原真一	三七番	岡口重文
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範		
一番	青木一功	二五番	定松一生		
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸		
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄		
一四番	富田幸樹	二八番	武藤明美		

七月一日

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	副知事	副知事	政策部長	総務部長	地域交流部長	県民環境部長	健康福祉部長	産業労働部長	農林水産部長	県土整備部長	危機管理・報道局長	文化・観光局長	S S P 推進局長	男女参画・こども局長	山博・緑化フェア事務局長	会計管理者	公安委員長	警察本部長	教育委員長	人事委員長	人事委員会事務局長
山口祥義	平尾健	引馬誠也	前田直紀	内田祐美	寺田博文	諸岡泰輔	金丸政樹	丸尾宣拓	井手宣拓	横尾秀憲	三角治	宮原浩二	光武香織	大草昭雄	江島宏	旗生康之	岸川美和子	福田英之	甲斐直美	江崎匡慶	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会議事局長	同 副事務局長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	同 政務調査課長
真坂昇	藤田豊	大久保哲	田中信二	山口正敏	高田一弘	佐藤隆一	中村正典	篠田博幸	石丸宏子												

○ 開 議

●議長（宮原真一君） これより本日の会議を開きます。

日程によりまして上程中の議案について討論に入りますが、討論の通告はあっておりません。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

○ 採 決

●議長（宮原真一君） まず、乙第四十四号議案を採決します。

これは、国営土地改良事業に対する市町の負担についての議案であります。

乙第四十四号議案についての委員長の報告は可決であります。本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

●議長（宮原真一君） 起立者多数と認めます。よって、乙第四十四号議案は原案のとおり可決されました。

次に、甲第三十六号議案から甲第四十号議案まで、以上五件の議案を一括して採決します。

以上五件の議案についての委員長の報告は可決であります。本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

●議長（宮原真一君） 全員起立と認めます。よって、以上五件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、乙第四十号議案から乙第四十三号議案まで四件、乙第四十五号議案から乙第四十七号議案まで三件、以上七件の議案を一括して採決します。

以上七件の議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

●議長（宮原真一君） 全員起立と認めます。よって、以上七件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、乙第四十八号議案を採決します。

これは、監査委員の選任についての議案であります。

乙第四十八号議案についての委員長の報告は同意であります。本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

●議長（宮原真一君） 全員起立と認めます。よって、乙第四十八号議案は同意することに決定いたしました。

次に、乙第四十九号議案を採決します。

これは、収用委員会委員及び予備委員の任命についての議案であります。

乙第四十九号議案についての委員長の報告は同意であります。本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

●議長（宮原真一君） 全員起立と認めます。よって、乙第四十九号議案は同意することに決定いたしました。

次に、請第一号請願について討論に入りますが、討論の通告はあっておりませんので、討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

請第一号請願を採決します。

これは、佐賀県における公共図書館及び学校図書館の図書調達の見直

しを求める請願書であります。

本請願についての委員長の報告は採択であります。

本請願に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

●議長（宮原真一君） 全員起立と認めます。よって、請第一号請願は採択することに決定いたしました。

○意見書案提出

●議長（宮原真一君） ただいま議長の手元に意見書案が四件提出されました。

これは、いずれも皆様のお手元に配付いたしておりますとおりのものであります。

意第五号

交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備についての意

見書（案）

昨年五月、愛知県一宮市において交通事故により妊婦の尊い命が失われ、緊急帝王切開で出生した女兒に重篤な障害が残るとい痛ましい事故が発生した。遺族にとっては最愛の家族を失った悲しみと、女兒の将来への不安を抱える二重の悲劇となっている。

人口十万人あたりの人身交通事故発生件数が全国ワーストレベルにある本県においては、交通事故による被害は県民にとって極めて身近な問題であり、妊婦や胎児が巻き込まれる重大事故が本県で発生しても何ら不思議ではない。

しかしながら、現行法において胎児は刑法上の「人」とはされておら

ず、母体の一部として扱われるため、交通事故等による加害行為によって胎児が重大な被害を受けた場合であっても、その被害が十分に法的評価を受けているとは言い難い状況にある。

被害者家族からは、生まれてきた子どもも被害者として扱ってほしいとの切実な声が上がっており、この遺族の思いに賛同するオンライン署名は十三万筆を超えている。そこには、現行制度と国民の命に対する認識との間に大きな隔たりがあることが表れている。

近年の医学の進歩により、胎児は出生前から一人の命としてその成長や健康状態を詳細に把握できる時代となった。にもかかわらず、被害発生時点が出生前か出生後かによって法的評価に大きな差が生じる現状は、命の尊厳、公平性及び被害者救済の観点から課題が残されていると言わざるを得ない。

よって、国においては、交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を図るため、左記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

一、交通事故等による母体への加害行為によって胎児が出生後に死傷した場合における自動車運転処罰法等の処罰規定について、刑法上の見直しも含めた議論を行うこと。

二、死傷した胎児についても、刑事訴訟法上の犯罪被害者参加制度における被害者としての地位が認められるよう、制度及び運用の改善を図ること。

三、交通事故等により出生前に障害を負った子どもとその家族が、生涯にわたり十分な医療、福祉及び経済的支援を受けられるよう、自賠償

保険制度の拡充をはじめとする公的な被害者支援体制の充実を図ること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年七月 日

佐賀県議会

衆議院議長	森 英介様
参議院議長	関 口 昌 一様
内閣総理大臣	高 市 早 苗 様
法 務 大 臣	平 口 洋 様
国土交通大臣	金 子 恭 之 様

右、意見書を提出する。

令和八年七月一日

意第六号

教育・保育施設等に係る公定価格の地域区分の見直しに関する
意見書（案）

近年、少子化の進行が一層深刻化する中、地域における保育提供体制を安定的に確保することは、子ども・子育て支援施策の根幹を成す極めて重要な課題である。

そのため、施設型給付等における公定価格の地域区分は、地域ごとの人件費水準や人材市場の差などを反映し、全国どの地域においても保育所等の安定的な運営及び保育提供体制が確保できることを目的として設定されており、その区分に当たっては、国家公務員及び地方公務員の地域手当の区分におおむね準拠することとされている。

しかしながら、佐賀県と福岡県との間においては、県境を越えて保育人材の通勤圏・求人圏が重なり合っているエリアが少なからず存在しており、実態として同一の人材市場を形成しているにもかかわらず、地域区分の差異により、公定価格上の人件費原資に構造的な格差が生じている。

このことにより、佐賀県内の保育所等においては、人材確保が年々困難となり、福岡県側への人材流出が生じるなど、安定的な保育提供体制の維持に支障を来していると言っても過言ではなく、現行の地域区分が、現場の実態を十分に反映しているとは言い難い。

こうした状況は、地域区分本来の目的である「人件費水準の差異を調整することにより、地域における安定的な施設運営及び保育提供体制を確保する」という制度趣旨と必ずしも整合するものではなく、同一の人材市場に属する地域間における地域区分の在り方について、早急に検討を行う必要があるものと考ええる。

よって、国においては、次の事項について、誠意をもって対応されるよう強く要望する。

記

- 一、県境を越えて通勤圏・求人圏が重なり、実質的に同一の保育人材市場を形成している地域について、施設型給付等における地域区分を地域の実態に即して同一区分とすること。
- 二、人材の流動性や通勤・就業の実情を考慮し、隣接する市町村間においては、地域区分の差が二区分以上とならないように配慮すること。
- 三、人事院勧告に基づく全国的な俸給表及び一時金の改定により給与が引上げとなった場合は、地域区分に関わらず、公定価格の基本分単価

に確実に反映すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年七月 日

佐賀県議会

衆議院議長 森英介様

参議院議長 関口昌一様

内閣総理大臣 高市早苗様

総務大臣 林芳正様

内閣府特命担当大臣
(こども政策・少子化対策) 黄川田仁志様

右、意見書案を提出する。

令和八年七月一日

意第七号

地方財政の充実・強化に関する意見書(案)

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感日々深刻化している。

政府はこれまでいわゆる「骨太の方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきた。しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められる。

二〇二六年度地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容となっているが、二〇二七年度政府予算及び地方財政の検討にあたって、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、左記の事項を求める。

記

一、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。加えて、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

二、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

三、「地方創生推進費」として確保されている一兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。

四、二〇二七年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。

五、自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補

填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の法制化や、マイナンバーカードを基盤とした健康保険証・運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体DXにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

六、地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。

七、地域医療を安定的に確保する観点から、物価高騰等の影響を踏まえ、公立病院に対する十分な財政支援を講じること。

八、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

九、自治体が実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き、必要な財政支援を行うこと。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年七月 日

佐賀県議会

衆議院議長	森英介様
参議院議長	関口昌一様
内閣総理大臣	高市早苗様
総務大臣	林芳正様
財務大臣	片山さつき様

厚生労働大臣	上野賢一郎様
経済産業大臣	赤澤亮正様
国土交通大臣	金子恭之様
環境大臣	石原宏高様
内閣官房長官	木原稔様
デジタル大臣	松本尚様
内閣府特命担当大臣 (こども政策)	黄川田仁志様
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)	城内実様

右、意見書案を提出する。

令和八年七月一日

提出者

留守茂幸	石井秀夫
武藤明美	木原奉文
藤木卓一郎	石倉秀郷
土井敏行	大場芳博
岡口重文	原田寿雄
徳光清孝	指山清範
宮原真一	坂口祐樹
藤崎輝樹	八谷克幸
定松一生	江口善紀
古賀陽三	池田正恭
野田勝人	中本正一
西久保弘克	木村雄一

弘川 貴紀	富田 幸樹
古賀 和浩	中村 圭一
一ノ瀬 裕子	古川 裕紀
青木 一功	下田 寛
田中 秀和	桃崎 祐介
酒井 幸盛	猪村 利恵子
石丸 太郎	
佐賀県議会議長 宮原 真一様	

意第八号

核兵器禁止条約に関する意見書(案)

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから七十二年を経た二〇一七年七月七日、歴史的な核兵器禁止条約が採択された。同年九月二十日には同条約への調印・批准・参加が開始され、二〇二一年一月二十二日に発効した。二〇二五年九月現在九十五の国・地域が署名し、七十四の国・地域が批准している。

核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章・国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の刻印」を押した。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止している。条約は、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記している。

核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり切望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。

この核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことが強く求められている。

二〇二二年二月二十四日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて核兵器による威嚇をおこなった。その後も繰り返し核使用の脅迫をおこないつつ侵略を続けている。

また、パレスチナのガザ地区でのジェノサイドをおこなっているイスラエルは、閣僚がガザへの核兵器使用を「選択肢」と発言した。

これらは核兵器の使用・威嚇を禁じた核兵器禁止条約に明確に違反するものである。

さらに、イスラエルとアメリカによるイランへの核関連施設への先制攻撃など、核保有国による許しがたい蛮行がおこなわれている。人類をこれ以上危機に追いやってはならない。

二〇二四年十二月十日、日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)がノーベル平和賞を受賞した。被爆者の皆さんが自らの体験、証言を通して核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献したとノーベル委員会はたたえている。

被爆八十年を超え、いまこそ広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たなければならない。

よって、国に対し、核兵器禁止条約締結国会議へのオブザーバー参加を速やかに実現するとともに、核兵器のない世界の実現に向け、批准を含めたあらゆる方策について検討するよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年七月 日

佐賀県議会

衆議院議長	森 英介様
参議院議長	関 口 昌 一様
内閣総理大臣	高 市 早 苗様
外務大臣	茂 木 敏 充様
防衛大臣	小 泉 進次郎様
内閣官房長官	木 原 稔 様

右、意見書案を提出する。

令和八年七月一日

提 出 者

武 藤 明 美	徳 光 清 孝
藤 崎 輝 樹	江 口 善 紀
野 田 勝 人	中 本 正 一
木 村 雄 一	下 田 寛
酒 井 幸 盛	
佐賀県議会議長 宮 原 真 一様	

○ 意 見 書 案 上 程

●議長（宮原真一君） お諮りいたします。

意第五号意見書案から意第八号意見書案まで、以上四件の意見書案を
本日の日程に追加して議題といたしたいと思います。これに御異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、以上四件の意
見書案を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

意第五号意見書案から意第七号意見書案まで、以上三件の意見書案に
つきましては、議員全員の提出によるもので、内容も判明いたしており
ますので、提出者の説明及び委員会付託を省略したいと思いますが、
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決
定いたしました。

これより意第五号意見書案から意第七号意見書案まで、以上三件の意
見書案について討論に入りますが、討論の通告はあっておりませんので
討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

○ 採 決

●議長（宮原真一君） 意第五号意見書案及び意第七号意見書案まで、
以上三件の意見書案を一括して採決します。

これは、交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備についての
意見書案、教育・保育施設等に係る公定価格の地域区分の見直しに関す
る意見書案、地方財政の充実・強化に関する意見書案であります。

以上三件の意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

●議長（宮原真一君） 全員起立と認めます。よって、意第五号意見書
案から意第七号意見書案まで、以上三件の意見書案はいずれも可決され
ました。

○ 提 出 者 説 明

●議長（宮原真一君） 次に、意第八号意見書案について提出者の説明を求めます。

●武藤明美君 登壇Ⅱおはようございます。日本共産党の武藤明美でございます。

私は、意第八号「核兵器禁止条約に関する意見書（案）」について、議員の皆様の御理解と賛同をいただきたく、提出者説明を行います。

アメリカによって、一九四五年八月六日に広島、八月九日に長崎へ、人類史上初めて原子爆弾が投下されました。まもなく八十一年目のあの日がやってきます。

たった一発ずつの原子爆弾で地獄のような惨状をもたらしました。そこから辛うじて生き延びた人たちも、年齢により体が衰弱したり、ほかの病気にかかるなど、年々被爆者数が減少しております。

被爆者の方たちは、二度と被爆者はつくりたくないとの強い思いで、重かつた口を開き、被爆の実相を語ってこられました。

二〇二四年、ノーベル平和賞を受賞した被爆者団体、日本原水爆被害者団体協議会の人たちが、自らの体、心、暮らしに消せない傷を負いながら、各地で後世に思いを伝えたいというその行動が、世界の平和を願う人々の心に火を灯し、ノーベル平和賞へとつながったのでした。

そこにたどり着く前の二〇一七年七月七日には、長い間の活動が各国を動かし、国連で核兵器禁止条約が採択され、同年九月二十日にこの条約への調印・批准・参加が開始され、二〇二二年一月には発効しました。

今年二〇二六年一月時点で核兵器禁止条約に署名・批准した国と地域は、国連加盟国百九十三のうち九十九に達し、核兵器廃絶への実現へ向

け、大きな流れを作り出してきました。

一方で、二〇二二年二月二十四日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて核兵器による威嚇を行い、その後も核兵器使用を口にする脅迫を行いながら、侵略を続けています。許せません。パレスチナのガザ地区で全面攻撃を行い続けているイスラエルの閣僚も、核兵器使用を選択肢だと口にしました。

アメリカによるイランへの攻撃も核関連施設へ先制攻撃をしたと言われていきます。

人類のこのような哀れな言動は、広島、長崎から学んでいるとは言えません。破滅的終末をもたらす、非人道的兵器である核兵器は、国連憲章、国際人道法、国際人権法に反するものです。

八十一年前の広島、長崎で被爆した人たちに思いを寄せ、人道的に許されるものではないということを強く認識する必要があります。

核兵器のない世界への実現のために、今年四月二十七日から五月二十二日まで、国連本部ではNPT核不拡散条約の再検討会議が開かれました。唯一の被爆国の日本だからこそ、日本政府は、我が事として、核兵器の使用を許さない立場に立つてほしいと思います。ですので、国に対して意見書提出を行いたいと提案いたしました。

全国では、市町村議会でも意見書を提出するところも増えているようです。県議会段階では、長崎はもちろん、沖縄、岩手、長野、三重など七県で意見書が可決しています。長崎の隣の県である佐賀県には、被爆者の方たちも移り住んだり、ふるさと佐賀に帰ってきておられます。お体をかばいながらお仕事をしている人もいらっしゃいます。この方たちの思いを受けとめようではありませんか。

議場の皆様方に、ぜひ賛同していただきますよう心からお願いいたしますして、提出者の説明といたします。ありがとうございます。

●議長（宮原真一君） これより意第八号意見書案について質疑に入りますが、質疑の通告はあっておりますので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。
意第八号意見書案につきましては、委員会付託を省略したいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、意第八号意見書案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより意第八号意見書案について討論に入りますが、討論の通告はあっておりませんので、討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

議第三号議案

佐賀県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（案）

佐賀県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき

○ 採 決

●議長（宮原真一君） 意第八号意見書案を採決します。
これは、核兵器禁止条約に関する意見書案であります。
本意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

●議長（宮原真一君） 起立者少数と認めます。よって、意第八号意見書案は否決されました。

○ 議 案 提 出

●議長（宮原真一君） ただいま、議長の手元に石倉秀郷議員外十六名の議員から議第三号議案「佐賀県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（案）」が提出されました。これは皆様のお手元に配付いたしております。とおりのものであります。

改正前	改正後
(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数)	(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数)

第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第1項及び第8項の規定により、佐賀県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。

選挙区		議員の数
名称	区域	
略		
唐津市・玄海町選挙区	略	6人
鳥栖市選挙区	略	3人
略		

第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第1項及び第8項の規定により、佐賀県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。

選挙区		議員の数
名称	区域	
略		
唐津市・玄海町選挙区	略	5人
鳥栖市選挙区	略	4人
略		

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

理 由

佐賀県議会議員の唐津市・玄海町選挙区及び鳥栖市選挙区において選挙すべき議員の数を見直すため、佐賀県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

令和八年七月一日 提出

提 出 者

石 倉 秀 郷 土 井 敏 行
岡 口 重 文 原 田 寿 雄

○ 議 案 上 程

●議長（宮原真一君） お諮りいたします。

議第三号議案を本日の日程に追加して、議題といたしたいと思います

佐賀県議会議員 宮 原 真 一 様

徳 光 清 孝	藤 崎 輝 樹
八 谷 克 幸	定 松 一 生
江 口 善 紀	池 田 正 恭
野 田 勝 人	弘 川 貴 紀
古 賀 和 浩	一 瀬 裕 子
下 田 寛	田 中 秀 和
酒 井 幸 盛	

が、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

●議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、議第三号議案を本日の日程に追加して議題といたします。

○提 出 者 説 明

●議長（宮原真一君） ただいま議題となりました議第三号議案につきまして、提出者の説明を求めます。

●岡口重文君（拍手） 登壇し皆さんおはようございます。

提出者を代表して提案理由を申し上げます。

議第三号、これは、県議会議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を変更するため、条例の一部を改正することを提案するものであります。

二元代表制の地方議会における議員は、県民の直接選挙によって選ばれた公職として、常に県政の課題を把握し、公益性の見地から、県全体を見据え、県民の多様な意見を集約し、県政に反映させることを使命としており、議員の選挙に関して、その住民の選挙権の行使に当たっては、投票価値の平等が求められています。このため、公職選挙法においては、県議会議員の定数配分に当たっては、人口比例を最も重要かつ基本的な基準として定められており、この人口は、直近の国勢調査結果を用いることとなっています。

令和九年四月予定の県議会議員選挙に当たり、本県議会では、選挙区及び定数検討委員会を立ち上げ、選挙区ごとの定数を検討してきました。

この結果、令和五年選挙と同様、定数は三十七人、選挙区は十三選挙区とすることで合意しましたけれども、この三十七人を各選挙区に配分

するに当たって、各党派間で協議を続けてまいりましたが、残念ながら合意することには至りませんでした。

我々としては、公職選挙法の規定に基づき、直近の国勢調査の人口比により選挙区ごとの定数は、唐津市・玄海町選挙区を五人、鳥栖市選挙区を四人に変更すべきと考えます。

公職選挙法には、選挙区ごとの議員数を定めるに当たり、特別な事情がある場合は、地域間の均衡を考慮して定めることができる規定が設けられていますけれども、我々としても、その適用を頭から否定するものではありません。しかしながら、本県では、これまでもその時々で人口比に基づき、定数配分を見直してきておりますが、この特例を適用した事例はありません。今回の人口比に基づく選挙区ごとの議員定数配分結果においても、不均衡を生じ、地域の代表を確保するための調整を必要とするような特段の事情は見出せません。このため、投票価値の平等と地域代表性、双方について慎重に検討した結果、定数三十七人を十三選挙区に配分するに当たっては、公職選挙法の定めどおり、直近の国勢調査人口を用いて、比例配分した結果に従い、唐津市・玄海町選挙区及び鳥栖市選挙区の定数を変更することが適当と考え、この条例案を提出する次第でございます。

以上、提出者の説明といたします。（拍手）

●議長（宮原真一君） これより議第三号議案について質疑に入りますが、質疑の通告はあっておりませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議第三号議案につきましては、委員会付託を省略したいと思いま

すが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○ 討 論

●議長（宮原真一君） これより議第三号議案について討論に入ります。討論の通告がっておりますので、順次発言を許可します。

●坂口祐樹君（拍手） 登壇。自由民主党会派を代表して、反対の立場から討論をさせていただきます。

まず申し上げます。公職選挙法第十五条八項の本則にある人口比例の考え方を否定するものではありません。同法は、人口比例に応じて議員定数を配分することを基本としていて、そのことは十分理解していますし、人口が最も重要な指標であることに異論はございません。しかし、同法は、人口比例だけで機械的に定数を決める制度にはなっていません。そして、地域の実情や地域間の均衡も考慮し得ることを明確に規定し、その判断を私たち県民の代弁者である議会に委ねています。つまり、人口比例を尊重しながらも、地域代表性や県民への説明責任を含めて総合的に判断することこそが、私たち議会に課せられた責務だと考えます。

さて、今回、速報値を基に示された試算では、唐津市・玄海町選挙区一減、鳥栖市選挙区一増という結果でした。しかし、現行定数のままでも、一票の最大較差は一・五六であり、法的にも、全国に照らし合わせても、著しい不均衡状態にあるわけではありません。

また、今速報値においては、鳥栖市の人口は二百八十六人の増であり、唐津市・玄海町は、八千百五十七人の減となっています。この事実を決

して軽く見るものではありませんが、この数字の比較だけをもって議席を増減させるべきではありません。もし、数字だけで決めるのであれば、法律が地域事情を考慮する規定を置いている意味はなく、定数検討委員会そのものも必要ありません。条文のただし書きの地域均衡の視点は、大事な補完の意味を持っています。県内人口の偏りが大きくなる傾向にある中で、過去の人口だけに沿った慣例よりも、未来に向けての責任を全うすべきです。

今、私たち議会に求められているのは、単に数字を確認することだけではなく、その数字を踏まえて、県民に温もりのある説明ができる結論を導き出すことだと考えます。

さらに申し上げます。この定数変更が本当に当事者である県民の皆様

の思いに寄り添っているのかという点にも大きな疑問を抱いています。鳥栖市の皆様は、果たして二百八十六人の人口増を持って、唐津市・玄海町の定数を減らしてまで鳥栖市の定数を増やしてほしいと望んでおられるのでしょうか。私たちは、そのようには受け止めておりませんし、定数維持に一定の御理解をいただけるものと思っています。

一方で、唐津市・玄海町の皆様からは、数字だけを理由として機械的に地域の代表を減らすことに対する強い懸念や、反対の声が寄せられています。県議会は、数字だけを見て判断するのではなく、そこに住む人々に寄り添い、県民の思いを受け止める場でもあります。数字だけをもつて県民感情を置き去りにしたような定数変更が県民の理解を得ることにつながるのでしょうか。

とりわけ、唐津市・玄海町は広大な行政区域を有し、有人離島や中山間地域を抱え、過疎問題やさらに玄海原子力発電所を有するなど、県内

各地がそれぞれ抱える重要な政策課題の多くを担っているような地域でもあります。人口だけでははかることができない県政上の役割があることも忘れてはなりません。

議席とは、単なる議員の数ではなく、その議員を通じて県政へ届けられる県民の声の数でもあり、その議席を減らすということは、地域における多種多様な意見を県政へ届ける機会を減らすということです。人口比例原則を尊重しつつも、地域代表制、制度の安定性、県民理解を総合的に勘案し、今回は、現行定数を維持するべきだと考えます。

最後に、国の一票の較差問題に対して、佐賀県民は不安を持っていると思っています。衆議院小選挙区は、佐賀県が三から二に減り、東京都は二十五が三十に増える中で、東京一極集中に歯止めがかかりません。

参議院では、鳥取・島根、高知・徳島が合区され、佐賀県も隣県との合区の可能性を秘めています。そうなれば、佐賀県から県民の声を代弁できる参議院議員がいなくなるかもしれません。数は少ないかもしれませんが、住んでいる人がいる限り、その地域の声を聞き届けることは必要です。

さて、県議会に話を戻しますが、全国を見ても、四十七都道府県中、三分の二を超える自治体が人口比例だけで決めない判断をしています。佐賀県においても、周辺部の人口は極端に減少傾向にあります。しかし、そこにこそ政治課題があり、大切にしていかなければならない声があると思っています。

以上の理由により、人口比例のみに準じた本条例改正案に対しての反対討論といたします。（拍手）

●野田勝人君（拍手） 登壇Ⅱおはようございます。

私は、議第三号議案について、賛成の立場から討論を行わせていただきます。

議員定数は、直近の国勢調査の人口をもち、公職選挙法の条文によって見直しています。それは、第十五条で規定されており、「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。」と記述されており、これが基本的な基準であり、原則であります。

今回の定数見直しに関して、検討委員会の中で、選挙区については、現行どおりの区域とし、十三選挙区とする、議員定数については、現行どおりの三十七人とする、以上は変わりません。そして、選挙区ごとの議員数については、国勢調査の速報値が出て、六月定例会閉会までに結論を出すことを確認してきたところであります。

そして、令和七年度に実施された国勢調査の佐賀県人口の速報値が今年五月に公表され、それに基づき各選挙区の定数配分を計算されました。その結果、唐津市・玄海町選挙区は現行の六人から五人へ一減、鳥栖市選挙区は、現行の三人から四人へ一増となります。これをもとに議論が重ねられてまいりました。

そこで、人口配分だけでは、不条理な面が出てくる場合があります、公職選挙法第十五条第八項のただし書きに、「ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」と記述されています。

これを否定するものではありませんが、そのため、一増一減ではないと言われる、特別な事情があるかを議論してまいりました。どう検討を重ねても、特別な事情が見つからないと、県民ネットワークでは判断い

たしました。

ちなみに、これまでの佐賀県議会議員定数見直しにおいて、人口による配分を変更した例は、佐賀県議会史上過去にはありません。四年前におきまして、県内の人口減に伴い、議員定数を一減し、国勢調査の確定値を基に比例配分し、結果、伊万里地区がやむなく一減された事実があります。

以上をもちまして、人口比例の原理原則に基づき、議第三号議案「佐賀県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（案）」に対する賛成討論いたします。（拍手）

●中本正一君（拍手） 登壇 公明党の中本正一でございます。

私は、議第三号「佐賀県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（案）」について、諸会派を代表し、反対の立場で討論をいたします。

公職選挙法第十五条第八項には、人口比例を原則としつつ、ただし書に、「特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」と規定されており、都道府県議会に裁量権が認められているところであります。

全国調査の結果によりますと、公職選挙法第十五条第八項、ただし書の適用は特別なものではなく、多くの都道府県議会において、様々な課題がある中、地域間の均衡を図るべく、ただし書きが適用をされています。

令和七年国勢調査の速報値に基づく人口較差は一・五六五であります。が、唐津市・玄海町選挙区、並びに鳥栖市選挙区の定数が現行どおりで

あったとしても、この較差は変わらないことから、県議会の裁量により、決めることができるものと理解をしています。

県民の代表である私たち県議会が、判断すべき基準は、単なる数の増減ではありません。その決定が佐賀県の将来にとって、合理的な選択であるか、県民の利益の最大化につながるかという点であります。

県議会は、多様な地域の声をきめ細やかに拾い上げる社会的インフラとも言え、人口比による機械的な削減は、声の届きにくい地域を生じさせる懸念が生じ、本件においても慎重に判断すべきではないかと考えます。

唐津市・玄海町選挙区は面積が五百二十三・五二平方キロメートルと、県内で最も大きな選挙区であること、有人の七つの離島を抱えていること、多くの旧町村が人口減少が著しい過疎地域に指定されていること、また玄海町は、原子力発電所が立地し、かつ、強制合区の対象となっている広域選挙区であることなどから、定数を削減すると地域の声が県政に届きにくくなり、地域間格差が拡大する懸念があります。

他方、地域特有の課題は様々で、課題の量や重大性などを比較したり、優劣をつけることは慎むべきと考えますが、あえて挙げるとすれば、鳥栖市選挙区は、面積が七十一・七二平方キロメートルと県内で二番目に小さい選挙区であること、県内で唯一、人口密度が千人を超え、平成の市町村合併、任意合区・強制合区の対象となっていない、単独の選挙区であることなどが挙げられます。

また、令和七年国勢調査速報値と、前回、令和二年国勢調査確定値を比較すると、佐賀県の人口は三万二千二十八人減少している中において、鳥栖市選挙区に限らず、選挙区ごとの議員の数を増員することは、例えば

ば人口動態の推移を見守り判断するなど、慎重を期すことも必要ではないかと考えます。

地域課題が多様化、複雑化する中で、人口減少が進む地域の課題や住民の声を県議会に届ける役割が求められている実情を配慮し、総合的に判断すると、今回に関しては、公職選挙法第十五条第八項ただし書きの規定を適用し、現行の選挙区ごとの議員の数を維持すべきものと考え、本条例案に賛成しかねます。

議員各位におかれましては、佐賀県の将来を見据えた冷静かつ賢明な御判断をお願い申し上げ、反対討論といたします。(拍手)

●議長（宮原真一君） 以上をもちまして、討論を終了し採決に入ります。

○ 採 決

●議長（宮原真一君） 議第三号議案を採決いたします。

これは、佐賀県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正についての議案であります。本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

●議長（宮原真一君） 起立者少数と認めます。よって、議第三号議案は否決されました。

○ 議 員 派 遣

●議長（宮原真一君） 次に、議員派遣の件を本日の日程に追加して議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件

を本日の日程に追加し議題といたします。
お諮りいたします。

会議規則第二百二十九条の規定により、お手元に配付いたしておりますとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

議 員 派 遣 の 件

佐賀県議会会議規則第二百二十九条第一項の規定により、左記のとおり議員を派遣する。

令和八年七月一日

佐賀県議会議長 宮 原 真 一

○令和八年度九州各県議会議員交流セミナー

- (一) 目 的 上記セミナーへの参加
- (二) 期 日 令和八年八月六日、七日
- (三) 派遣場所 鹿 児 島 県
- (四) 派遣議員 大場芳博、青木一功、中村圭一、坂口祐樹
原田寿雄、八谷克幸、定松一生、酒井幸盛
木村雄一

●議長（宮原真一君） お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議員派遣の内容に今後変更を要するとき
は、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○ 継続審査

●議長（宮原真一君） 次に、会議規則第七十条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛てそれぞれ閉会中の継続審査申し出がありました。

令和八年六月二十五日

佐賀県議会議長 宮原真一様

総務常任委員長 西久保弘克 ㊞

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件

- ・ 財政確立について
- ・ 政策の企画・調整について
- ・ 危機管理・報道行政について
- ・ 総務行政一般事項について
- ・ 警察行政について

二、理由 内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和八年六月二十五日

佐賀県議会議長 宮原真一様

文教厚生常任委員長 青木一功 ㊞

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件

- ・ 県民環境行政について
- ・ 健康福祉行政について
- ・ 男女参画・子育て行政について
- ・ 教育の振興について

二、理由 内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和八年六月二十五日

佐賀県議会議長 宮原真一様

農林水産商工常任委員長 桃崎祐介 ㊞

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件

- ・ 産業労働行政について
- ・ 農林水産行政について

二、理由 内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

記

令和八年六月二十五日

佐賀県議会議長 宮 原 真 一 様

地域交流・県土整備常任委員長 古 賀 和 浩 ⑩

閉 会 中 継 続 審 査 申 出 書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件 ・ 地域交流行政について

・ 文化・スポーツ交流行政について

・ 県土整備行政について

・ 山博・緑化フェアについて

・ 災害対策について

二、理由 内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和八年七月一日

佐賀県議会議長 宮 原 真 一 様

議会運営委員長 定 松 一 生 ⑩

閉 会 中 継 続 審 査 申 出 書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

一、事件 ・ 議会の運営に関する件

・ 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件

・ 議長の諮問に関する件

二、理由 内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和八年六月二十九日

佐賀県議会議長 宮 原 真 一 様

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員長 田 中 秀 和 ⑩

閉 会 中 継 続 審 査 申 出 書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件 自衛隊による佐賀空港使用、佐賀空港の利活用、及び有明海の海洋環境の保全等に関する諸問題の調査に関する件

二、理由 内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和八年六月二十九日

佐賀県議会議長 宮 原 真 一 様

新幹線・地域交通問題対策等特別委員長 留 守 茂 幸 ⑩

閉 会 中 継 続 審 査 申 出 書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

す。

記

- 一、事件 九州新幹線、新幹線停車駅周辺整備、及び在来線、バス路線等地域交通体系に関する諸問題の調査に関する件
- 二、理由 内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和八年六月二十九日

佐賀県議会議長 宮原真一様

高等教育機関問題対策等特別委員長 下田 寛 ⑩
閉会 中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

- 一、事件 人口減少下における県内の高等教育機関等のあり方、及び大学等設置、次世代の人材育成に係る環境整備等の諸問題の調査に関する件

- 二、理由 内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

●議長（宮原真一君） お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決

定いたしました。

これで今期定例県議会の全日程を終了いたしました。

ただいままでに議決されました各議案について、数字または字句等に誤りがありました場合は、会議規則第四十二条の規定によりまして、適宜議長の手元において訂正することに御承認を願っております。

○ 閉 会

●議長（宮原真一君） これをもちまして、令和八年六月定例県議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前十一時四十一分 閉会
議事課副課長 高田一弘
同 議事・記録担当主査 松尾重治
同 議事・記録担当会計年度任用職員 石丸宏子

議 会 事 務 局 長
真 坂
昇

同

中
本
正
一

同

酒
井
幸
盛

同

八
谷
克
幸

会 議 録 署 名 者
富
田
幸
樹

同
副 議 長
古
賀
陽
三

佐 賀 県 議 会 議 長
宮
原
真
一

令和八年四月臨時会
令和八年六月定例会

佐賀県議会 議録

発行所 佐賀県議会議務局

印刷所 佐賀印刷社

佐賀市高木瀬西六丁目十一―七
大和工業団地